

倉敷市地域防災計画
倉敷市水防計画

(協定編)

令和7年2月

倉敷市防災会議
倉敷市

目次

協定編

1	市町村間の災害時相互応援	
(1)	大規模災害時の相互応援に関する協定 [17市]	1
(2)	中核市災害相互応援協定 [61市]	3
(3)	岡山県及び県内各市町村の災害時相互応援協定 [県15市10町2村]	6
(4)	石油基地自治体協議会加盟団体災害時相互応援協定 [51市1町]	9
2	消防・救急活動等に係る相互応援	
(1)	船舶消防業務協定書 [水島海上保安部]	12
(2)	岡山市・倉敷市消防相互応援協定書	15
(3)	倉敷市・玉野市消防相互応援協定書	17
(4)	救急業務に関する協定書(岡山市・倉敷市)	19
(5)	救急業務に関する協定書(倉敷市・玉野市)	21
(6)	瀬戸中央自動車道児島インターチェンジから坂出インターチェンジまでの間における消防相互応援に関する協定書	23
(7)	高速自動車国道山陽自動車道消防相互応援協定書	28
(8)	岡山県下消防相互応援協定	38
(9)	岡山県と県内市町村等との消防広域応援協定	42
(10)	水島港湾災害対策協議会会則	44
(11)	岡山県林野火災対策用空中消火資機材運用要綱	48
3	災害時における代替施設としての使用に関する協定書	
(1)	大規模災害発生時における倉敷市の施設使用に関する協定書 [水島税関支署、水島海事事務所、水島海上保安部]	51
(2)	災害時における玉島消防署代替災害対策消防地区本部としての使用に関する協定書 [学校法人作陽学園]	53
(3)	災害時における水島消防署代替災害対策消防地区本部としての使用に関する協定書 [学校法人加計学園]	55
4	公共機関の災害時協力体制	
(1)	災害時における相互協力に関する覚書 [倉敷市内郵便局]	57
(2)	災害時における連絡・協力体制の実施に関する協定書 [中国電力ネットワーク(株)]	59
(3)	災害時における連絡・協力体制の実施に関する協定書 [岡山ガス(株)、水島ガス(株)]	62
(4)	災害時における情報交換に関する協定書 [国土交通省中国地方整備局]	63
5	医療に係る相互応援	
	災害時の医療救護活動についての協定書 [(公社)倉敷市連合医師会]	64

6 通信・情報伝達に係る相互応援

(1) 災害対策基本法に基づく通信施設の優先利用等に関する協定 [岡山県警察本部]	67
(2) 倉敷市災害緊急放送に関する協定書 [株エフエムくらしき]	68
(3) アマチュア無線による災害時応援協定 [(社)日本アマチュア無線連盟]	72
(4) 倉敷市災害緊急放送に関する協定書 [株倉敷ケーブルテレビ]	73
(5) 倉敷市災害緊急放送に関する協定書 [玉島テレビ放送株]	76
(6) 災害に係る情報発信等に関する協定 [LINEヤフー株]	79
(7) LINE NETWORKS活用に関する災害時等応援協定 [LINE NETWORKS株]	81

7 公共土木施設等に係る応急措置等

(1) 災害時における応急措置等の実施に関する協定書 [岡山県建設業協会倉敷支部]	83
(2) 災害時における応急措置等の実施に関する協定書 [岡山県建設業協会児島支部]	84
(3) 災害時における応急措置等の実施に関する協定書 [岡山県建設業協会浅口支部]	85
(4) 災害時における応急措置等の実施に関する協定書 [岡山県建設業協会吉備支部]	86
(5) 災害時における応急措置等の実施に関する協定書 [倉敷市真備町建設業組合]	87
(6) 災害時における応急措置等の実施に関する協定書 [倉敷市真備町中央建設業協同組合]	88
(7) 災害時における応急措置等の実施に関する協定書 [新倉敷建友会]	89
(8) 災害時における応急措置等の実施に関する協定書 [倉敷を災害からまもる会]	90
(9) 災害時における応急措置等の実施に関する協定書 [建水会]	91
(10) 災害時における応急措置等の実施に関する協定書 [建中会]	92
(11) 災害時における応急措置等の実施に関する協定書 [倉和グループ]	93
(12) 災害時における応急措置等に関する協定書 [(一社)岡山県測量設計業協会]	94
(13) 災害時における倉敷市公共下水道施設及び倉敷市農業集落排水処理施設の復旧支援 に関する協定書 [(公社)日本下水道管路管理業協会]	96
(14) 災害時における倉敷市公共下水道施設及び倉敷市農業集落排水処理施設の応急措置等 に関する協定書 [倉敷測量設計業協会]	98
(15) 災害時における排水設備の応急措置等に関する協定書 [協同組合倉敷市管事業協会、協同組合児島管事業協会、真備町管工事協同組合]	100
(16) 災害時における応急措置等に関する協定書 [株石垣大阪支店]	102
(17) 倉敷市・日本下水道事業団災害支援協定 [日本下水道事業団]	104
(18) 災害時における水道応急措置への協力に関する協定書 [協同組合倉敷市管事業協会、協同組合児島管事業協会、真備町管工事協同組合]	107
(19) 災害発生時等における応急措置等の応援に関する協定書 [第一環境株中・四国支店]	109
(20) 災害時における漏水調査等の支援及び協力に関する協定書 [岡山県民間企業災害支援ネットワーク]	112
(21) 災害時における市有施設の応急対策に関する協定書 [電倉会]	114
(22) 災害時における応急対策活動に関する協定 [岡山県瓦工事協同組合]	115

8 避難場所利用に係る協定

(1) 災害時における応援協力に関する協定 [清心中学校・清心女子高等学校]	117
(2) 非常災害時における避難施設の利用に関する協定書 [学校法人加計学園]	119
(3) 非常災害時における避難場所施設利用に関する協定書 [学校法人川崎学園]	121
(4) 非常災害時における避難場所施設利用に関する協定書 [学校法人作陽学園]	123

(5) 非常災害時における避難場所施設利用に関する協定書	[学校法人原田学園]	125
(6) 非常災害時における施設利用に関する協定書	[J F E スチール(株)]	127
(7) 非常災害時における避難施設利用に関する協定書	[県立倉敷南高等学校]	129
(8) 非常災害時における避難施設利用に関する協定書	[県立倉敷古城池高等学校]	129
(9) 非常災害時における避難施設利用に関する協定書	[県立玉島高等学校]	129
(10) 非常災害時における避難施設利用に関する協定書	[県立倉敷工業高等学校]	129
(11) 非常災害時における避難施設利用に関する協定書	[県立水島工業高等学校]	129
(12) 非常災害時における避難施設利用に関する協定書	[県立倉敷商業高等学校]	129
(13) 非常災害時における避難施設利用に関する協定書	[県立玉島商業高等学校]	129
(14) 非常災害時における避難施設利用に関する協定書	[県立倉敷天城高等学校]	131
(15) 非常災害時における避難施設利用に関する協定書	[県立倉敷中央高等学校]	133
(16) 非常災害時における避難施設利用に関する協定書	[県立倉敷青陵高等学校]	135
(17) 非常災害時における避難施設利用に関する協定書	[県立倉敷鷺羽高等学校]	138
(18) 非常災害時における避難施設利用に関する協定書	[県立倉敷まきび支援学校]	141
(19) 非常災害時における避難施設利用に関する協定書	[県立倉敷琴浦高等支援学校]	144
(20) 非常災害時における施設利用に関する協定書	[(株)クラレ倉敷事業所]	147
(21) 非常災害時における施設利用に関する協定	[岡山県観光企業(株)]	149
(22) 非常災害時における施設利用に関する協定書	[倉敷商工会議所]	151
(23) 災害発生時における一時避難場所としての使用に関する協定書	[(株)三喜商事]	153
(24) 災害時等における施設利用に関する協定書	[中国職業能力開発大学校]	155
(25) 災害時等における施設利用に関する協定書	[(株)ダイナム]	157
(26) 災害時における施設利用に関する協定書	[富田ケアセンター(有)]	160
(27) 災害時における指定緊急避難場所の設置運営に関する協定書	[あちてらす倉敷南館管理組合住宅部会]	162
(28) 非常災害時における施設利用に関する協定書	[株式会社 ArTechX.ing]	164
9 津波避難ビル使用に関する協定		
(1) 津波発生時における一時避難施設としての使用に関する協定書	[トピア天満屋ハッピータウン児島店]	166
(2) 津波発生時における一時避難施設としての使用に関する協定書	[倉敷ライフ・キャンパス]	168
(3) 津波発生時における一時避難施設としての使用に関する協定書	[チサンイン倉敷水島]	170
(4) 津波発生時における一時避難施設としての使用に関する協定書	[水島駅、常盤駅、栄駅、弥生駅]	172
(5) 津波発生時における一時避難施設としての使用に関する協定書	[ホテルナンカイ倉敷]	174
(6) 津波発生時における一時避難施設としての使用に関する協定書	[ジャンボ水島店]	176
(7) 津波発生時における一時避難施設としての使用に関する協定書	[ノヴァシティ第二ビル(水島駅前パーキング)]	178
(8) 津波発生時における一時避難施設としての使用に関する協定書	[ノヴァシティ第二ビル]	180
(9) 津波発生時における一時避難施設としての使用に関する協定書	[J F E 倉敷体育館]	182
(10) 津波発生時における一時避難施設としての使用に関する協定書	[ノヴァシティ第一ビル]	184

(11) 津波発生時における一時避難施設としての使用に関する協定書 [シマダオール本社事務所]	186
--	-----

10 福祉避難所利用に係る協定

(1) 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書 [社会福祉法人浅原桃花会]	188
(2) 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書 [社会福祉法人純晴会]	188
(3) 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書 [社会福祉法人倉敷にじの里]	188
(4) 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書 [社会福祉法人亀龍会]	188
(5) 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書 [社会福祉法人郁青会]	188
(6) 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書 [社会福祉法人和福社会]	188
(7) 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書 [社会福祉法人四ツ葉会]	188
(8) 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書 [社会福祉法人ますみ会]	188
(9) 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書 [社会福祉法人みゆき会]	188
(10) 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書 [社会福祉法人薫風福社会]	188
(11) 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書 [社会福祉法人淳邦会]	188
(12) 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書 [社会福祉法人薫風会]	188
(13) 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書 [社会福祉法人きょうどう福社会]	188
(14) 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書 [社会福祉法人王慈福社会]	188
(15) 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書 [社会福祉法人鷲山会]	188
(16) 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書 [社会福祉法人しおかぜ]	188
(17) 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書 [社会福祉法人浩志会]	188
(18) 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書 [社会福祉法人松園福社会]	188
(19) 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書 [社会福祉法人アミカル]	188
(20) 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書 [社会福祉法人瀬戸内福祉事業会]	188
(21) 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書 [社会福祉法人瀬戸内福祉事業会]	188
(22) 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書 [社会福祉法人幸風会]	188

(23) 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書 [社会福祉法人白寿会]	188
(24) 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書 [社会福祉法人和福社会]	188
(25) 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書 [社会福祉法人愛育福社会]	188
(26) 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書 [社会福祉法人王慈福社会]	188
(27) 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書 [社会福祉法人幸風会]	188
(28) 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書 [社会福祉法人松園福社会]	188
(29) 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書 [社会福祉法人P. P. P.]	188
(30) 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書 [社会福祉法人薫風会]	188
(31) 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書 [社会福祉法人創心福社会]	188
(32) 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書 [社会福祉法人全仁会]	188
(33) 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書 [社会福祉法人温故知新会]	188
(34) 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書 [特定非営利活動法人岡山マインドこころ]	188
(35) 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書 [倉敷市心身障がい施設連絡協議会]	192
(36) 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書 [三喜株式会社]	194
11 物資調達、避難場所提供等に係る協定	
(1) 災害時及び平常時における防災活動への協力に関する協定書 [イオン(株)西日本カンパニー、イオンモール(株)イオン倉敷ショッピングセンター]	196
(2) 災害時における食糧・生活必需品の確保等に関する協定書 [マックスバリュ西日本(株)]	198
(3) 災害時及び平常における防災活動への協力に関する協定書 [株タイム]	200
(4) 倉敷市地域活性化包括協定 (概要) [株イトーヨーカ堂、株セブン-イレブン・ジャパン、株モール・エスシー開発]	202
(5) 倉敷市地域活性化包括協定 (概要) [三井不動産(株)]	202
(6) 災害等緊急時における支援協力に関する協定 [(特非)ピースウィンズ・ジャパン]	203
12 物資等調達に係る協定	
(1) 災害発生時における生活必需品等の物資の調達に関する協定書 [株天満屋ストア外3社]	205
(2) 災害発生時における生活必需品等の物資の調達に関する協定書 [晴れの国岡山農業協同組合]	207

(3) 災害時における物資供給に関する協定書		
	[NPO法人コメリ災害対策センター]	209
(4) 災害時におけるLPガスの供給に関する協定書		
	[社]岡山県エルピーガス協会]	211
(5) 災害時における応援協力に関する協定書		
	[一般社団法人 日本建設機械レンタル協会中国ブロック岡山地区部会]	213
(6) 災害時における燃料等の供給に関する協定書	[岡山県石油商業組合]	214
(7) 非常災害時における炊出し等提供に関する協定書	[株]倉敷まるたま]	216
(8) 災害時における量の提供等に関する協定書		
	[5日で5000枚の約束。プロジェクト実行委員会]	217
(9) 災害時における地図製品等の供給等に関する協定書	[株]ゼンリン]	218
(10) 特設公衆電話の設置・利用に関する協定書	[西日本電信電話株]岡山支店]	222
(11) 災害時における応急対策物資の調達に関する協定書	[株]萩原工業株]	225
(12) 災害時における物資調達に関する協定	[株]ジュンテンドー]	227
(13) 災害時における飲料水の供給に関する協定	[株]サンセキ]	229
(14) 災害時における天幕等資機材の供給に関する協定	[太陽工業株]	231
(15) 生活必需物資及び医薬品の調達に関する協定	[ウエルシア薬局株]	233
(16) 災害等緊急時における支援協力に関する協定	[公]社]倉敷法人会]	236
(17) 災害時におけるキッチンカーによる炊き出しの実施等に関する協定書		
	[一]社]岡山県キッチンカー協会]	238
(18) 災害時におけるムービングハウス(移動式木造住宅)の活用に関する協定書		
	[一]社]日本ムービングハウス協会]	240
(19) 災害時等における物資の供給協力等に関する協定書		
	[ライオンズクラブ国際協会336-B地区4R-2Z]	242
13 輸送に係る協定		
船舶による輸送等災害応急対策に関する協定書	[岡山県水難救済会]	245
14 葬祭用品供給、遺体搬送に係る協定		
災害時における棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送等の協力に関する協定書		
	[岡山県霊柩葬祭事業協同組合]	247
15 ボランティア活動に係る協定		
災害時におけるボランティア活動等に関する協定書		
	[社会福祉法人倉敷市社会福祉協議会]	249
16 災害救助犬の出動に係る協定		
災害救助犬の出動に関する協定書	[Search & Rescue Dog Kibi.auf]	251
17 感染症予防活動に係る協定		
災害時等における感染症予防活動に関する協定書		
	[岡山県ペストコントロール協会]	254
18 在宅要援護者の支援に係る協定		
災害時における在宅要援護者の支援に関する協定書		

	[(一社) 岡山県訪問看護ステーション連絡協議会]	256
19	法律相談業務に関する協定書 災害時における法律相談業務に関する協定書 [岡山弁護士会]	258
20	司法書士業務に関する協定書 災害時における司法書士法律相談業務に関する協定 [岡山県司法書士会]	262
21	行政書士業務相談に関する協定 災害時における行政書士業務相談に関する協定書 [岡山県行政書士会]	264
22	土地家屋調査士業務相談に関する協定 災害時における土地家屋調査士相談業務に関する協定書 [岡山県土地家屋調査士会]	266
23	避難所における人的支援に関する協定書 大規模災害時の避難所における人的支援に関する協定書 [(公社)岡山県柔道整復師会]	268
24	緊急車両等の応急整備等に関する協定書 (1) 災害時における緊急車両等の応急整備等の支援協力に関する協定書 [(一社)岡山県自動車整備振興会倉敷支部]	270
	(2) 災害時における緊急車両等の応急整備等の支援協力に関する協定書 [(一社)岡山県自動車整備振興会児島支部]	270
	(3) 災害時における緊急車両等の応急整備等の支援協力に関する協定書 [(一社)岡山県自動車整備振興会水島支部]	270
	(4) 災害時における緊急車両等の応急整備等の支援協力に関する協定書 [(一社)岡山県自動車整備振興会玉島支部]	270
	(5) 災害時における緊急車両等の応急整備等の支援協力に関する協定書 [(一社)岡山県自動車整備振興会真備地区]	270
25	災害時における車両等の提供に関する協定書 (1) 災害時における電動車両等の支援に関する協定 [西日本三菱自動車販売(株)] [三菱自動車工業(株)]	273
	(2) 災害時における無人航空機の運行に関する協定書 [㈱モトヤエデュケイツ]	276
	(3) 災害時における無人航空機の活用に関する協定 [中央建設(株)]	280
	(4) 災害時における無人航空機 (ドローン・空飛ぶクルマ) の活用に関する協定書 [(一社)MASC]	283
26	災害時における廃棄物処理等に関する協定 (1) 災害時における廃棄物処理の支援に関する協定 [(一社)岡山県産業資源循環協会倉敷支部・倉敷南支部]	287
	(2) 災害時等における廃棄物処理の支援に関する協定 [倉敷一般廃棄物収集運搬業連絡協議会]	289

1 市町村間の災害時相互応援

(1) 大規模災害時の相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第8条第2項第12号の規定に基づき、伊丹市、青梅市、大竹市、岡崎市、唐津市、蒲郡市、桐生市、倉敷市、津市、徳山市、常滑市、戸田市、鳴門市、府中市、丸亀市、三国町及び箕面市(以下「協定市町」という。)において、地震等による大規模災害が発生し、被災した協定市町では十分に被災者の救援等の災害応急措置が実施できない場合に、協定市町間の応援を迅速に遂行するため、必要な事項を定めるものとする。

(連絡担当部局)

第2条 協定市町は、大規模災害に備えて連絡を円滑に行うため、常に連絡担当部局、担当責任者、電話番号その他連絡に必要な事項を相互に明らかにしておくものとする。

(応援の要請)

第3条 協定市町は、大規模災害が発生して応援を求めようとするときは、連絡担当部局を通じ、大規模災害の概要を明らかにして、次の各号に掲げる応援を要請するものとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需品の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 施設等の応急復旧に必要な資機材及び物資の提供
- (4) 災害応急活動に必要な職員(以下「応援職員」という。)の派遣及び車両の提供
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に必要とする事項

(応援の実施)

第4条 応援を要請された協定市町は、応援を的確かつ円滑に行うよう努めるものとする。

(応援の経費)

第5条 応援に要した経費は、原則として応援を要請した協定市町の負担とする。

(災害補償等)

第6条 応援職員に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)の定めるところによる

2 応援職員が第三者に損害を与えた場合は、その損害が災害応急活動中に生じたものについては、応援を要請した協定市町が賠償の責めを負い、応援を要請した協定市町への往復経路の途中に生じたものについては、応援を行う協定市町が賠償の責めを負うものとする。

(資料の交換)

第7条 協定市町は、この協定に基づく応援が円滑に行われるように毎年1回地域防災計画その他参考資料を相互に交換するものとする。

(協議)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、協定市町が協議の上、別に定めるものとする。

附 則

この協定は、平成9年4月1日から効力を生ずる。

この協定の設立を証するため、この協定書を17通作成し、協定市町は、記名押印のうえ各自その1通を保

有する。

平成9年3月27日

伊丹市長	桐生市長	鳴門市長	青梅市長	倉敷市長	府中市長	大竹市長
津市長	丸亀市長	岡崎市長	徳山市長	三国町長	唐津市長	常滑市長
箕面市長	蒲郡市長	戸田市長				

○大規模災害時の相互応援に関する協定の一部を改正する協定

大規模災害時の相互応援に関する協定（平成9年4月1日施行）の一部を次のように改正する。

第1条中「徳山市」を「周南市」に改める。

附 則

この協定は、平成15年4月21日から施行する。

平成15年4月21日

伊丹市長	桐生市長	鳴門市長	青梅市長	倉敷市長	府中市長	大竹市長
周南市長職務執行者	丸亀市長	岡崎市長	津市長	三国町長	唐津市長	
常滑市長	箕面市長	蒲郡市長	戸田市長			

○大規模災害時の相互応援に関する協定の一部を改正する協定

大規模災害時の相互応援に関する協定（平成9年4月1日施行）の一部を次のように改正する。

第1条中「三国町」を「坂井市」に、「協定市町間」を「協定市間」に、「協定市町」を「協定市」に改める。

第2条から第8条までの規定中「協定市町」を「協定市」に改める。

附 則

この協定は、平成19年4月2日から施行する。

平成19年4月2日

伊丹市長	桐生市長	鳴門市長	青梅市長	倉敷市長	府中市長	大竹市長
周南市長	丸亀市長	岡崎市長	津市長	坂井市長	唐津市長	常滑市長
箕面市長	蒲郡市長	戸田市長				

(2) 中核市災害相互応援協定

(※倉敷市が中核市に移行し、協定を締結したのは、平成14年8月2日である。最新版のみ記載)

中核市各市(以下「協定市」という)は、いずれかの市域において災害が発生し、被害を受けた都市(以下「被災市」という)が独自では十分な応急措置が実施できない場合に、被災市の要請にこたえ、当該災害により被害を受けてない市が友愛的精神に基づき、相互に応援協力し、被災市の災害応急対策、災害復旧及び災害からの復興を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

(応援の種類)

第1条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等及び災害からの復興に必要な資器材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救助及び応急復旧及び災害からの復興に必要な職員の派遣
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

2 被災市は、災害による被害により被災市のホームページを利用して災害情報等の発信をすることができなくなったときは、協定市に対し、当該災害情報等を協定市のホームページに掲載することを要請することができる。

(応援要請の手続き)

第2条 応援を要請しようとする被災市は、次の事項を明らかにし、第5条に定める連絡担当部局を通じて、電話又は電信により応援を要請するものとする。この場合において、被災市は必要事項を記載した文書を後日、速やかに協定市に送付しなければならない。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1項第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあつては、物資等の品名、数量等
- (3) 前条第1項第4号に掲げる応援を要請する場合にあつては、職員の職種及び人員並びに業務内容
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(応援の実施)

第3条 応援を要請された協定市は、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、極力これに応じ応援活動に努めるものとする。

2 激甚な災害が発生し、通信の途絶等により被災市との連絡がとれない場合には、被災市以外の協定市相互が連絡調整し、自主応援活動を行うことができる。

(応援経費の負担)

第4条 応援に要した経費は、協定市が協議して別に定める。

(連絡担当部局)

第5条 協定市は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に交換するものとする。

(資料の交換)

第6条 協定市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、毎年1回地域防災計画その他参考資料を相互に交換するものとする。

(会議)

第7条 この協定の運用体制を整備し、併せて協定市の防災体制の整備に資するため、中核市市長会事務担当者会議の補助機関として中核市市長会防災担当者会議を置く。

(事務局)

第8条 この協定の実施に必要な連絡調整を行うため、中核市市長会防災担当者会議の会長の属する市に事務局を設置する。

(雑則)

第9条 この協定の締結後、新たに中核市への移行によりこの協定への参加希望がある場合は、特段の事情のない限り、協定市はこれを受け入れるものとする。

(その他)

第10条 この協定は、協定市及び協定市の各機関が消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条第2項の規定により別に締結した相互応援に関する協定及び水防に係る応援に関し締結した協定等に基づく応援を排除するものではない。

第11条 この協定の締結に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、協定市が協議して定めるものとする。

(協定の発効)

第12条 この協定は、令和3年4月1日から効力を発生するものとする。

令和3年4月1日

函館市	函館市長	旭川市	旭川市長	青森市	青森市長
八戸市	八戸市長	盛岡市	盛岡市長	秋田市	秋田市長
山形市	山形市長	福島市	福島市長	郡山市	郡山市長
いわき市	いわき市長	水戸市	水戸市長	宇都宮市	宇都宮市長
前橋市	前橋市長	高崎市	高崎市長	川崎市	川崎市長
川口市	川口市長	越谷市	越谷市長	船橋市	船橋市長
柏市	柏市長	八王子市	八王子市長	横須賀市	横須賀市長
富山市	富山市長	金沢市	金沢市長	福井市	福井市長
甲府市	甲府市長	長野市	長野市長	松本市	松本市長
岐阜市	岐阜市長	豊橋市	豊橋市長	岡崎市	岡崎市長
一宮市	一宮市長	大津市	大津市長	豊中市	豊中市長
吹田市	吹田市長	高槻市	高槻市長	枚方市	枚方市長
八尾市	八尾市長	寝屋川市	寝屋川市長	東大阪市	東大阪市長
姫路市	姫路市長	尼崎市	尼崎市長	明石市	明石市長
西宮市	西宮市長	奈良市	奈良市長	和歌山市	和歌山市長
鳥取市	鳥取市長	松江市	松江市長	倉敷市	倉敷市長
呉市	呉市長	福山市	福山市長	下関市	下関市長
高松市	高松市長	松山市	松山市長	高知市	高知市長
久留米市	久留米市長	長崎市	長崎市長	佐世保市	佐世保市長
大分市	大分市長	宮崎市	宮崎市長	鹿児島市	鹿児島市長
那覇市	那覇市長				

協定締結権者 豊田市 豊田市長

○中核市災害相互応援協定実施細目

(趣旨)

第1条 中核市災害相互応援協定第11条の規定に基づき、協定の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(経費等の負担)

第2条 協定第1条第1号から第3号までの規定の応援に要する経費のうち、次に掲げる経費は応援を要請した市(以下「応援要請市」という。)の負担とし、その他の経費は応援をした市(以下「応援市」という。)の負担とする。

(1) 協定第1条第1号及び第2号に掲げる食糧等の購入費及び輸送費

(2) 協定第1条第3号の車両等の借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費

2 協定第1条第4号の応援(以下「応援業務」という。)に要する経費の負担については、次のとおりとする。

(1) 応援業務に従事した職員(以下「応援職員」という。)の旅費及び諸手当は、応援市の条例等の規定により算定した旅費の額及び諸手当の額の範囲内において応援要請市の負担とする。

(2) 応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援市の負担とする。

(3) 応援職員が応援業務中第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものに係る賠償については応援要請市が、応援要請市への往復の途中において生じたものに係る賠償については応援市の負担とする。

(4) 第3号に定めるもののほか、応援業務に要する経費については、応援要請市と応援市との間で協議して定める。

3 応援職員は、応援市名を表示した腕章等の標識を付け、その身分を明らかにするものとする。

4 応援職員は、災害の状況に応じ、必要な被服、当座の食糧等を携帯するものとする。

5 応援要請市は、災害の状況に応じ、応援職員に対する宿舍の斡旋その他の便宜を供与するものとする。

(経費の請求)

第3条 前条に定める経費の請求は、応援市の市長名による請求書(関係書類添付)により、連絡担当部局を経由して応援要請市の長に宛てて行うものとする。

2 自主応援活動に要する経費の負担及び請求については、前条及び前項の規定を準用する。

(連絡担当部局)

第4条 協定第5条の規定により協定市は、相互応援のための連絡担当部局の課名、担当責任者及び同代理者の職氏名、電話番号その他連絡に必要な事項をあらかじめ相互に連絡するものとする。

(その他)

第5条 この実施細目により難しい事項及び実施項目に定めのない事項は、協定市が協議して定めるものとする。

(実施細目の発効)

第6条 この実施細目は、令和2年4月1日から効力を発生するものとする。

令和2年4月1日

(3) 岡山県及び県内各市町村の災害時相互応援協定

岡山県（以下「県」という。）と県内各市町村とは、県内において災害が発生し、被災した市町村（以下「被災市町村」という。）単独では災害時の対策を十分に実施することができない場合に、被災市町村の要請に応じ、県及び他の市町村が相互に協力し、被災市町村の応援を迅速かつ円滑に実施するため、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第1条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 災害時の対策を実施するために必要な人員の派遣
- (2) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにそれらの供給に必要な資機材の提供
- (3) 避難及び収容のための施設の提供
- (4) 救護、医療及び防疫に必要な資機材及び物資の提供
- (5) 救助活動及び救援活動に必要な車両等及び資機材の提供
- (6) 被災児童、被災生徒等の一時受入れ
- (7) ごみ及びし尿の処理のための装備及び処理施設の提供
- (8) 遺体の火葬のための施設の提供
- (9) その他被災市町村から特に要請があった事項

（応援の実施）

第2条 応援を受けようとする被災市町村（以下「受援市町村」という。）は、次の事項を明らかにして、県又は応援を求めようとする市町村へ要請を行うものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援を要請する内容（人員の派遣要請については職種及び人数、物資、資機材等の提供要請については物資等の品名、数量等）
- (3) 応援場所及び応援場所への経路
- (4) 応援の期間
- (5) その他必要な事項

2 県は、前項の要請を受けた場合には、他の市町村の被災状況、受援市町村の求める応援の内容等を勘案して、自ら応援を実施し、又は直ちに前項各号に掲げる事項を明らかにして受援市町村以外の市町村と調整した上で、応援可能な市町村に対し受援市町村に対する応援の要請を行う。

3 前2項の規定により応援を要請された市町村は、正当な理由がない限り、受援市町村に対する応援を拒んではならない。

4 県は、災害の規模若しくは発生場所又は受援市町村からの応援要請の内容に照らし、必要と認めた場合は、速やかに近隣の府県又は国に応援を求めるものとする。

5 第1項又は第2項の規定により応援を実施する市町村は、応援の内容等について、適宜、県に情報提供する。

6 第1項の要請及び第2項の調整は、原則として電話等によって行うものとし、後日、速やかに第1項各号に掲げる事項を明記した文書を提出する。

（自主応援）

第3条 県及び受援市町村以外の市町村は、通信の断絶等により受援市町村と連絡が不可能であり、かつ、災害の状況に照らして緊急に応援を実施する必要があると認められるときは、受援市町村からの要請を待たず、自

主的に必要な応援を実施することができる。

- 2 前項の規定により応援を実施しようとする市町村は、応援の内容等について、被災市町村及び県に情報提供する。

(経費の負担)

第4条 応援に要した経費は、原則として、受援市町村の負担とする。

- 2 受援市町村において、前項の経費を支弁するいとまがない場合等やむを得ない事情があるときには、応援を実施した県又は市町村において、当該経費を一時繰替支弁する。
- 3 前条第1項の規定により自主応援を実施した場合における第1項の経費の負担方法については、受援市町村と応援を実施した県又は市町村が協議して定める。

(県連絡員の派遣)

第5条 県は、気象の状況、周辺市町村の被災状況等から、災害が発生していることが懸念される市町村であつて、かつ、被害状況の報告がない等防災体制の混乱が想定される市町村に対して、連絡員の派遣を行うことができる。この場合において、連絡員の派遣を受け入れる市町村は、連絡員が行う被害状況の県への報告等の業務に協力するものとする。

(連絡責任者)

第6条 この協定の確実かつ円滑な実施を図るため、県及び市町村は、それぞれ連絡責任者を定めることとし、県内に災害が発生した場合には、各連絡責任者は、相互に連絡し、情報を共有する。

- 2 市町村は、前項の規定により定めた連絡責任者の氏名及び連絡先を毎年度当初に県に通知するものとし、通知を受けた県は、連絡責任者名簿を作成し、各市町村に提供する。

(協議会の設置)

第7条 この協定の運用体制を整備し、併せて県及び市町村の防災体制の整備に資するため、県及び市町村の防災担当課長を構成員とする岡山県災害時相互応援連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

- 2 協議会は、この協定に基づく応援が、より実効性の高いものとなるよう、被災市町村に対する応援を実施する市町村をあらかじめ定めるブロック制やカウンターパート制の構築等、被災状況に応じてよりの確かつ迅速な応援を可能とする仕組みづくりについて、継続的に検討を行う。
- 3 協議会に、幹事会を置く。
- 4 協議会及び幹事会の組織及び運営に関して必要な事項は、県及び市町村が別途協議して定める。

(平常時の活動)

第8条 市町村は、平常時から、地域防災計画及び災害時の応援に資する資料を相互に提供するほか、他の市町村が実施する防災訓練等に積極的に参加する等、災害時の相互応援が円滑に実施されるよう相互の交流促進を図るものとする。

(他の協定との関係)

第9条 この協定は、県又は市町村において既に締結されている協定及び個別に締結する協定の運用を妨げるものではない。

(その他)

第10条 この協定に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、県及び各市町村が協議して定める。

附 則

(発効日)

1 この協定は、締結の日から効力を生ずるものとする。

(岡山県下 15 市災害時相互応援に関する協定の廃止)

2 県内各市が平成 22 年 11 月 25 日に締結した岡山県下 15 市災害時相互応援に関する協定は、廃止する。

この協定の締結を証するため、この協定書を 28 通作成し、岡山県知事及び各市町村長が記名及び押印をして、各自その 1 通を保有する。

平成 26 年 7 月 4 日

岡山県	岡山県知事	岡山市	岡山市長	倉敷市	倉敷市長	津山市	津山市長
玉野市	玉野市長	笠岡市	笠岡市長	井原市	井原市長	総社市	総社市長
高梁市	高梁市長	新見市	新見市長	備前市	備前市長	瀬戸内市	瀬戸内市長
赤磐市	赤磐市長	真庭市	真庭市長	美作市	美作市長	浅口市	浅口市長
和気町	和気町長	早島町	早島町長	里庄町	里庄町長	矢掛町	矢掛町長
新庄村	新庄村長	鏡野町	鏡野町長	勝央町	勝央町長	奈義町	奈義町長
西粟倉村	西粟倉村長	久米南町	久米南町長	美咲町	美咲町長	吉備中央町	吉備中央町長

(4) 石油基地自治体協議会加盟団体災害時相互応援協定

(目的)

第1条 この協定は、石油基地自治体協議会に加盟する団体（以下「加盟団体」という。）が、その地域においてコンビナート事故、地震その他住民の安全を脅かす危機事象により被災し、被災団体独自では、十分な応急措置ができない場合に、友愛精神及び大規模かつ広域的な災害に対する互いのノウハウに基づき、相互に応援協力し、被災団体への災害対応を行うことを目的とする。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 災害への対応に必要な物資の提供
- (2) 災害への対応に必要な人員の提供
- (3) 負傷者等の医療機関への受入れ
- (4) 被災者の一時的な受入れ
- (5) 前各号に定めるもののほか、特に要請があった事項

(応援の単位)

第3条 災害の規模、時間的経過に応じてスムーズな応援を行うため、加盟団体を別表のとおり5つのブロックに分ける。

(応援の要請)

第4条 被災団体は、応援が必要と判断したときは、次に掲げる事項を明らかにし、第9条第1項に定めるブロック幹事団体に応援を要請する。

- (1) 被災の状況
- (2) 第2条第1号に定める応援を要請する場合は、応援を必要とする物資等の種類、数量、搬入場所及び経路等
- (3) 第2条第2号に定める応援を要請する場合は、応援を必要とする人員の職種、人数、期間、活動内容、派遣場所及び経路等
- (4) 第2条第3号に定める応援を要請する場合は、受入を必要とする人数及び診療科目
- (5) 第2条第4号に定める受入れを要請する場合は、受入を必要とする人数
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に必要とする事項

2 前項の要請は、電話、電信等で行い、後日速やかに文書を送付するものとする。

3 ブロック幹事団体は、第1項に定める応援の要請があったときは、応援団体及び応援項目を決定し、被災団体及び代表幹事団体に通知する。

4 前項の場合において、広域被災等によりブロック内で応援ができないとき及びブロック内の応援を実施したにもかかわらず更に応援が必要なときは、ブロック幹事は第9条第1項に定める代表幹事に応援を要請する。

5 代表幹事は、前項に定める応援の要請があったときは、被災団体が所属するブロックの直近のブロック幹事団体に応援を要請する。この場合、直近のブロックが2つある場合は、代表幹事団体とそれぞれのブロック幹事団体が、協議して応援ブロックを決定する。

6 前項の決定による応援の実施にもかかわらず、更に応援が必要なときは、代表幹事団体は全てのブロック幹事団体に応援を要請する。

7 前2項に規定する応援の実施にあたっては、本条第3項の規定を準用する。

(応援の実施)

第5条 応援を要請された団体は、可能な範囲で応援を実施するものとする。

(応援経費の負担)

第6条 応援に要した経費の負担は、原則として応援を要請した団体の負担とするが、被災の状況により応援を実施した団体と応援を受けた団体が協議して定める。

(情報及び資料等の交換)

第7条 加盟団体は、この協定が円滑に行われるよう必要に応じて情報交換及び地域防災計画その他関係資料等の交換を行うものとする。また、各ブロックにおいても同様とする。

(連絡担当部局)

第8条 加盟団体は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局等を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に情報を交換する。

(代表幹事団体等)

第9条 本協定の円滑な遂行のため加盟団体の中から代表幹事団体及び副幹事団体をそれぞれ1団体ずつ選出する。また、第3条に定めるブロックからブロック幹事団体及びブロック副幹事団体を1団体選出する。

2 前項に定める幹事の任期は、それぞれ1年とする。

(代表幹事団体等の選出)

第10条 代表幹事団体は、第3条に定めるブロックの輪番とし、輪番については、別途協議する。また、前条に定めるブロック幹事団体が代表幹事団体に就任する。

2 副幹事団体は、前項に定める輪番において、代表幹事団体の次のブロックのブロック幹事が就任する。

3 ブロック幹事団体及びブロック副幹事団体は、各ブロックの加盟団体の互選とする。

(代表幹事団体等の所掌事務)

第11条 代表幹事団体は、次の事務を所掌する。

- (1) 第4条第5項及び第6項に定める応援の要請、取りまとめ及び取りまとめ結果の被災団体が属するブロック幹事への通知
- (2) 被災団体から要請のあった事項に係る調整
- (3) ブロック幹事が行う活動の支援
- (4) 第8条に定める連絡担当部局の取りまとめ
- (5) 新たに加わる団体及び離脱する団体の受付

2 副幹事団体は、代表幹事団体が上記の所掌事務を処理することが困難なときは、これを代行する。

3 ブロック幹事は、次の事務を所掌する。

- (1) 第4条第3項に定める応援の調整並びに被災団体及び代表幹事団体への通知
- (2) 第4条第4項に定める応援の要請
- (3) 第4条第7項において準用される調整及び代表幹事団体への通知

4 ブロック副幹事団体は、ブロック幹事団体が上記の所掌事務を処理することができないときは、これを代行する。

(通信連絡体制の整備)

第12条 加盟団体は、災害時における通信連絡手段の確保に努めるものとする。

(他の協定等との関係)

第13条 この協定は、各加盟団体が個別に災害時の相互応援に関して既に締結しているもの又は今後締結する協

定等を妨げるものではない。

(協定に関する協議)

第14条 この協定に定めるもののほか、協定の実施に関して必要な事項は、加盟団体が協議して定める。

指定ブロック

別表（第3条関係）

ブロック	都道府県	市町
①	北海道、青森県、秋田県 岩手県、山形県、宮城県	室蘭市、釧路市、苫小牧市、伊達市、石狩市、北斗市、青森市、八戸市、 秋田市、男鹿市、久慈市、酒田市、仙台市、塩竈市、多賀城市
②	茨城県、千葉県、 神奈川県	北茨城市、市川市、市原市、袖ヶ浦市、横浜市
③	新潟県、富山県、石川県 愛知県、三重県	新潟市、富山市、金沢市、半田市、碧南市、東海市、知多市、 四日市市
④	大阪府、和歌山県 岡山県、香川県、愛媛県	堺市、泉大津市、松原市、高石市、海南市、有田市、倉敷市、玉野市、 坂出市、松山市
⑤	広島県、山口県、福岡県 佐賀県、大分県、熊本県 鹿児島県、沖縄県	大竹市、下関市、宇部市、周南市、防府市、岩国市、山陽小野田市、 和木町、北九州市、中間市、大分市、八代市、鹿児島市、うるま市

この協定を証するため、協定者が記名押印の上、各自1通を保有する。

この協定は、平成23年7月12日から効力を生ずる。

平成23年7月12日

室蘭市長 釧路市長 苫小牧市長 伊達市長 石狩市長 北斗市長 青森市長 八戸市長 秋田市長
男鹿市長 久慈市長 酒田市長 仙台市長 塩竈市長 多賀城市長 北茨城市長 千葉市長 市川市長
船橋市長 市原市長 袖ヶ浦市長 横浜市長 横須賀市長 新潟市長 富山市長 金沢市長 半田市長
碧南市長 東海市長 知多市長 四日市市長 堺市長 泉大津市長 松原市長 高石市長 海南市長
有田市長 倉敷市長 玉野市長 坂出市長 松山市長 大竹市長 下関市長 宇部市長 周南市長
防府市長 岩国市長 山陽小野田市長 和木町長 北九州市長 中間市長 唐津市長 大分市長 八代市長
鹿児島市長 うるま市長

※平成28年3月31日 船橋市脱退

※平成28年7月31日 横須賀市脱退

※平成31年3月31日 千葉市脱退

※令和2年3月31日 唐津市脱退

2 消防・救急活動等に係る相互応援

(1) 船舶消防業務協定書

(目的)

第1条 この協定は、「海上保安庁の機関と消防機関との業務協定の締結に関する覚書(昭和43年3月29日)」に基づき、船舶火災について、倉敷市(以下「甲」という。)と水島海上保安部(以下「乙」という。)との間に業務責任を明らかにするとともに、相互に協力し円滑な消防活動を行うことを目的とする。

(区域)

第2条 この協定における対象区域は、倉敷市地先海面とする。

(業務の調整)

第3条 次の各号に掲げる船舶(消防法第2条の「舟」を含む。以下同じ。)の消火活動は、主として甲の担当とし、乙はこれに協力するものとする。

(1) ふ頭、さん橋又は岸壁にけい留された船舶および上架又は入きょ中の船舶

(2) 河川における船舶

2 前項各号に掲げる以外の船舶の消火活動は、主として乙の担当とし、甲はこれに協力するものとする。

3 甲の担任にかかる船舶を火災発生後ふ頭、さん橋又は岸壁から離れた場合並びに乙の担任にかかる船舶を海上において火災発生後ふ頭、さん橋又は岸壁にけい留した場合の担任は、前2項の規定にかかわらず、相互に協力して消火活動に努めるものとする。

(協力分担)

第4条 乙の協力事項は、次のとおりとする。

(1) 倉敷市地先地面に所在する島しょについて、甲の消防隊の海上輸送および消火作業に協力するものとする。

(2) 甲の担任にかかる火災船舶および類焼のおそれのある船舶の移動する等の必要があるときは、これに協力するものとする。

2 甲の協力事項は、次のとおりとする。

乙の指定する場所又は船舶に必要な消防隊を派遣して、乙の消火作業に協力するものとする。

(火災の通報)

第5条 甲又は乙は、船舶の火災を知った場合は、直ちにその旨を通報するものとする。

(応援の要請)

第6条 乙は、第3条第1項および第4条第1項の規定により甲に協力する場合は、甲の応援要請に基づきこれを行うものとする。

2 甲は、第3条第2項および第4条第2項の規定により乙に協力する場合は、乙の応援要請に基づきこれを行うものとする。

3 甲は、倉敷市地先海面および河川に接する施設等の火災で必要と認めるときは、乙に応援を要請することができる。

4 乙は、前項の要請を受けた場合は、これに協力するものとする。

(応援職員の責務)

第7条 応援のため出動した職員は、当該要請機関の意見を尊重しなければならない。

(経費の負担)

第8条 船舶火災等の消火活動に要した経費は、出動した機関それぞれの負担とする。ただし、特に多額の経費を要した場合は、そのつど甲、乙協議のうえ決定するものとする。

(火災原因等の調査)

第9条 船舶火災の原因並びに消火等により受けた損害の調査は、第3条の規定に基づく担任機関において行うものとする。

2 甲は、船舶の火災について放火又は失火の犯罪があると認めたとき、又はその疑いのあるときは、直ちに乙に通報するとともに、必要な証拠の保全に努めなければならない。

(消防てん末の通報)

第10条 甲又は乙は、単独で船舶の消火に従事したときは、すみやかにそのてん末を通報するものとする。

(情報の交換)

第11条 法令に定めるものほか、入港船舶の危険物積載の状況、化学消火剤の備蓄状況等消火活動上あらかじめ掌握しておくことが必要と認められる資料および情報については、相互に交換するものとする。

(大型タンカー等の事故対策)

第12条 大型タンカー等の事故の場合における消火活動を効果的に行うため、甲および乙は倉敷市防災会議等を活用して、次の事項につき連絡調整を行うものとする。

- (1) 情報および資料の交換
- (2) 消火活動要領の作成
- (3) 必要な器材、器具等の整備計画の作成およびその実施の推進
- (4) その他必要な事項

(雑則)

第13条 この協定に定めるもののほか必要な事項は甲、乙協議のうえ定めるものとする。

附 則

- 1 この協定は、昭和49年8月1日から実施する。
- 2 この協定書は、本書2通を作成し、各1通を保有する。
- 3 この協定を改廃する必要があるときは甲、乙協議のうえ文書で行うものとする。

以上の証拠として、この協定書に記名押印する。

昭和49年8月1日

甲 倉敷市
代表者 倉敷市長
乙 水島海上保安部
代表者 水島海上保安部長

○ 覚 書

昭和49年8月1日倉敷市と水島海上保安部との間に協定した船舶消防業務協定書に基づき、次のとおり覚書を交換する。

1 倉敷市地海面の解釈

第2条における倉敷市地先海面とは、玉野市と倉敷市の市境から寄島町と倉敷市の境界に至る地先海面および倉敷市に所属する島しょ部を含む海面をいう。

2 第3条第1項にいう船舶の定義

第1号に掲げる船舶は、接岸した船舶およびその船舶にけい留しているすべての船舶をいい、第2号に掲げる船舶は、河川の最下橋から上流にあるすべての船舶をいう。

3 火災以外の船舶の災害救助

(1) 火災以外の船舶の災害救助は、乙の責任とする。ただし、甲は船舶および乗船者（乗組員を含む。）に危険があり、緊急措置の必要があると認めた場合は、乙に通報するとともに、自己の責任において応急措置を行った後に乙に業務を引き継ぐものとする。

(2) 災害救助活動中、職員等が死傷した場合又は機械器具に損傷を生じた場合は、甲又は乙の当該機関が負担するものとする。

4 火災予防活動に関する相互援助

船舶および港湾、河川等に接する施設等の火災予防に関しては、法令その他の定めるところに従い甲又は乙において実施し、必要と認めるときは相互に援助協力するものとする。

5 火災原因等のでん末の通報

第9条に基づく火災原因等の調査結果および第10条に規定する消防でん末の通報は、次の事項によるものとする。

- (1) 火災発生日時および鎮火日時
- (2) 火災発生場所
- (3) 船舶の名称、トン数および積荷の状況
- (4) 船舶の所有者および乗組員
- (5) 火災発生原因および経過並びに防ぎよの概要
- (6) 死傷者の状況
- (7) 損害見積書
 - ア 焼き損害
 - イ 消火損害
- (8) その他参考事項

この覚書締結の証として、本書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各1通を保有する。

昭和49年8月1日

甲 倉 敷 市

代表者 倉敷市長

乙 水島海上保安部

代表者 水島海上保安部長

(2) 岡山市・倉敷市消防相互応援協定書

消防組織法（昭和22年法第226号）第21条の規定に基づき、岡山市と倉敷市は、消防の相互応援について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 岡山市と倉敷市は、双方の相互に接する境界付近において発生した水火災その他の災害の防除ならびに救護のため、消防の任務隊行上必要があると認めたときは、この協定の定めるところにより、相互に消防の応援を要請し、または応援活動に従事するものとする。

（応援の要請）

第2条 消防の応援を要請しようとする市（以下「乙」という。）は、災害の状況、所要出動車の種類および台数ならびに必要な人員を明らかにして、要請を受けるべき市（以下「甲」という。）に対し応援を要請するものとする。

2 大火災等特殊な災害については、前条の規定にかかわらず消防隊の応援を要請することができる。

（応援隊の派遣）

第3条 甲は、乙から前条の要請を受けたときは、その要請事項に基づき、その管理する消防力のうちから応援隊を編成し派遣するものとする。

2 前項の場合において、要請事項と応援隊の内容が相違するときは、甲は直ちにその内容を乙に通報しなければならない。

3 両者は、前条の要請がない場合においても、情報等により災害の発生を認めて出動した場合で、管轄外の場合は、すみやかに乙へ通報しなければならない。なお、出動した消防隊は、そのまま乙の要請による甲の応援隊とみなす。

（応援隊の指揮）

第4条 要請により出動した応援隊は、受援地の消防指揮者の指揮のもとに行動しなければならない。ただし、前条第3項の場合においては、災害地を管轄する消防隊の到着までは、出動した消防隊の指揮者がこれにあたるものとする。

（費用の負担）

第5条 応援のために要した費用は、次の各号に定める区分に従って負担するものとする。

(1) 応援隊の出動に要した諸経費については、甲において負担する。ただし、化学消火のために要した薬剤ならびに応援が長時間にわたることに伴う食糧および燃料の補給については、乙の負担とするものとする。

(2) 応援活動中に、応援隊員が死傷した場合における賞じゅつ金等については、甲の定める規定に基づき算定した額を乙が負担するものとする。

(3) 応援活動中に発生した応援隊員の公務災害補償については甲が行い、一般協力者（消防法（昭和23年法律第186号）第29条第5項および水防法（昭和24年法律第193号）第17条ならびに災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第65条の規定により協力を求められた者に限る。）の災害補償については、乙が行なうものとする。

(4) 応援隊が乙の指揮下にあつて、事故等により建築物その他の工作物または物件を破損し、また人畜に被害を与えた場合の補償に要する費用は、乙において負担するものとする。ただし、事故等の原因が甲の故意または重大な過失に起因する場合は、この限りでない。

(5) 前各号以外の応援活動における事故等により生じた補償に要する費用は、両者協議のうえ決定するもの

とする。ただし、事故等の原因が当事者の故意または重大な過失に起因する場合は、この限りでない。

(裁量)

第6条 前各条の定めるもののほか、相互応援について必要な事項は、その都度両者協議のうえ決定する。

(実施期日)

第7条 この協定は、昭和46年5月1日から実施する。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、岡山市・倉敷市それぞれの記名押印のうえ、各1通を保有する。

昭和46年4月30日

岡山市

代表者 岡山市長

倉敷市

代表者 倉敷市長

○ 変更協定書

岡山市と倉敷市との間に、昭和46年4月30日付けで締結した消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づく、岡山市・倉敷市消防相互応援協定書（以下「原協定書」という。）の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

原協定書第1条中「双方の相互に接する境界付近」を、「双方の相互に接する境界付近（倉敷市が消防事務の委託を受けている早島町と岡山市との境界付近を含む。）」に改める。

この変更協定の締結を証するため本書2通を作成し、岡山市、倉敷市それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

昭和47年10月14日

岡山市

代表者 岡山市長

倉敷市

代表者 倉敷市長

※ 協定文中、消防組織法（昭和22年法第226号）第21条は、第39条に読み替える。また、水防法（昭和24年法律第193号）第17条は、第24条に読み替える。

(3) 倉敷市・玉野市消防相互応援協定書

消防組織法(昭和22年法律第226号)第21条の規定に基づき、倉敷市と玉野市は、消防の相互応援について、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 倉敷市と玉野市は、相互に接する境界付近において発生した水火災その他の災害の防除ならびに救護のため消防の任務隊行上必要があるときは、この協定の定めるところにより相互に応援するものとする。

(応援の要請)

第2条 消防の応援を要請しようとする市(以下「乙」という。)は、災害の状況を明らかにして、要請を受けべき市(以下「甲」という。)に対して応援を要請するものとする。

(応援隊の派遣)

第3条 甲は、乙から前条の要請を受けたときは、その要請事項に基づき、その管理する消防力のうちから応援隊を編成して派遣するものとする。

2 両者は、前条の要請がない場合においても、情報等により災害の発生を認めて出動した場合でそれが管轄外のときは、すみやかに乙へ通報するとともに、出動した消防隊はそのまま乙の要請による甲の応援隊とみなす。

(応援隊の指揮)

第4条 要請により出動した応援隊は、受援地の消防隊の指揮者の指揮のもとに行動しなければならない。ただし、前条第2項の場合においては、災害地を管轄する消防隊の到着までは、出動した消防隊の指揮者がこれにあたるものとする。

(費用の負担)

第5条 応援のために要した費用は、次の各号に定める区分により負担するものとする。

- (1) 応援隊の出動に要した諸経費については、甲が負担する。ただし、化学消火のために要した薬剤等特殊な費用、または応援が長時間にわたることに伴う食糧および燃料の補給については、乙の負担とする。
- (2) 応援活動中、応援隊員が死傷した場合の賞じゅつ金等については、甲の定める規定に基づき算定した額を乙が負担する。
- (3) 応援活動中に発生した応援隊員の公務災害補償については、甲が行い、一般協力者(消防法(昭和23年法律第186号)第29条第5項および水防法(昭和24年法律第193号)第17条ならびに災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第65条の規定により協力を求められた者に限る。)の災害補償については、乙が行なうものとする。
- (4) 応援隊が乙の指揮下にあつて、活動中建築物その他工作物または物件を破損し、または、人畜に被害を与えた場合の補償に要する費用は、乙が負担するものとする。その他応援活動中事故等による補償については甲、乙両者協議により決定するものとする。ただし、これらの原因が当事者の故意または重大な過失に起因する場合は、この限りでない。

(疑義の決定)

第6条 前各条の定めるもののほか、相互応援について必要な事項または疑義のあるときは、その都度甲、乙両者協議のうえ決定する。

(実施期日)

第7条 この協定は、昭和46年10月5日から実施する。

この協定締結の証として本書2通を作成し、倉敷市、玉野市それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

昭和46年10月5日

倉敷市

代表者 倉敷市長

玉野市

代表者 玉野市長

○ 変更協定書

倉敷市と玉野市との間に、昭和46年10月5日付けで締結した消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づく、倉敷市・玉野市消防相互応援協定書（以下「原協定書」という。）の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

原協定書第1条中「双方に接する境界付近」を、「双方に接する境界付近（玉野市が消防事務の委託を受けている灘崎町と倉敷市との境界付近を含む。）」に改める。

この変更協定の締結を証するため本書2通を作成し、倉敷市、玉野市それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

昭和58年2月4日

倉敷市

代表者 倉敷市長

玉野市

代表者 玉野市長

○ 変更協定書

消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づき、倉敷市と玉野市との間に昭和46年10月5日付けで締結した、倉敷市・玉野市消防相互応援協定書（以下「原協定書」という。）の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

昭和58年2月4日付けで変更した原協定書第1条中「相互に接する境界付近（玉野市が消防事務の委託を受けている灘崎町と倉敷市との境界付近を含む。）」を「相互に接する境界付近」に改める。

この変更協定の締結を証するため本書2通を作成し、倉敷市、玉野市それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成17年3月22日

倉敷市

代表者 倉敷市長

玉野市

代表者 玉野市長

※ 協定文中、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条は、第39条に読み替える。また、水防法（昭和24年法律第193号）第17条は、第24条に読み替える。

(4) 救急業務に関する協定書（岡山市・倉敷市）

消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づき、岡山市と倉敷市は救急業務の相互応援につき、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、両市が行う救急業務の円滑な運用をはかるため救急業務の相互応援につき必要な事項を定めることを目的とする。

（出動の要請）

第2条 両市の相互に接する境界付近において発生した救急事故につき、救急隊の出動を要請しようとする市（以下「乙」という。）は、救急隊の出動場所および事故の概要を明らかにして要請を受けるべき市（以下「甲」という。）に対し、救急隊の出動を要請することができる。

2 大事故等、特殊な救急事故については、前項の規定にかかわらず救急隊の出動を要請することができる。

3 救急事故の発生を覚知し、救急隊が出動した後において、当該出動にかかる場所が乙の区域であることが判明した場合においては、すみやかにその旨を乙に通報しなければならない。この場合における出動は、乙からの要請があったものとみなす。

（出動）

第3条 甲は、前条第1項および第2項により出動の要請を受けたときは、甲において救急業務に支障がある場合のほか、すみやかに、救急隊を出動させなければならない。

（救急業務に要する費用の負担）

第4条 前条の規定による救急業務のために要する費用の負担は、次の各号に定める区分に従って負担するものとする。

（1）救急業務に要する通常経費（出動手当、旅費、救急車の燃料および維持費）は、甲の負担とする。

（2）救急業務中（通常の場合、救急隊がその所属する消防署から当該救急業務のため出発し帰着するまでとする。以下同じ。）の事故により生じた救急車およびその附属機械器具の破損による修理費は、甲の重大な過失による場合を除き、乙の負担とする。

（3）救急業務中救急隊員が死傷した場合における賞状・褒状等については、甲の定める規定に基づき算定した額を、乙が負担するものとする。

（4）救急業務中に発生した救急隊員の公務災害補償については甲が行い、一般協力者（消防法（昭和23年法律第186号）第35条の7第1項の規定により協力を求められた者に限る。）の災害補償については、乙が行なうものとする。

（5）救急隊が救急業務中において、他に与えた人的、物的損害の賠償費用は、重大な過失による場合を除き乙の負担とする。ただし、多額の負担を必要とする等これにより難い場合は、甲、乙協議のうえ決定する。

（6）前各号に定めるもののほか特殊な費用については、その都度甲、乙協議のうえ負担する。

（報告）

第5条 甲は、救急業務中に前条第2号から第6号までの事項に係る事故が発生したときは、その日時、場所、発生状況、損害額等について、乙に速報するとともに文書をもって報告しなければならない。

2 甲は、毎月出動した救急業務の内容（出動件数、救急件数、搬送人員等）を翌月5日までに文書で乙に報告するものとする。

(その他)

第6条 前各条に定めるもののほか、相互応援について必要な事項は、その都度両者協議のうえ決定する。

(実施期日)

第7条 この協定は、昭和46年5月1日から実施する。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、岡山市、倉敷市それぞれ記名押印して各1通を保有するものとする。

昭和46年4月30日

岡山市

代表者 岡山市長

倉敷市

代表者 倉敷市長

○ 変更協定書

岡山市と倉敷市との間に、昭和46年4月30日付けで締結した消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づく救急業務に関する協定書（以下「原協定書」という。）の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

原協定書第2条第1項中「両市の相互に接する境界付近」を、「両市の相互に接する境界付近（倉敷市が消防事務の委託を受けている早島町と岡山市との境界付近を含む。）」に改める。

この変更協定の締結を証するため本書2通を作成し、岡山市、倉敷市それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

昭和47年10月14日

岡山市

代表者 岡山市長

倉敷市

代表者 倉敷市長

※ 協定文中、消防組織法（昭和22年法第226号）第21条は、第39条に読み替える。また、消防法（昭和23年法律第186号）第35条の7第1項は、第35条の10に読み替える。

(5) 救急業務に関する協定書（倉敷市・玉野市）

消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づき、倉敷市と玉野市は救急業務の相互応援について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、両市が行う救急業務の円滑な運用をはかるため、救急業務の相互応援につき必要な事項を定めることを目的とする。

（出動の要請）

第2条 両市の相互に接する境界付近において発生した救急事故につき、救急隊の出動を要請しようとする市（以下「乙」という。）は、救急隊の出動場所および事故の概要を明らかにして要請を受けるべき市（以下「甲」という。）に対し、救急隊の出動を要請することができる。

2 大事故等特殊な救急事故については、前項の規定にかかわらず救急隊の出動を要請することができる。

3 救急事故の発生を覚知し、救急隊が出動した後において、当該出動にかかる場所が乙の区域であることが判明した場合においては、すみやかにその旨を乙に通報しなければならない。この場合における出動は、乙からの要請があったものとみなす。

（出動）

第3条 甲は、前条第1項および第2項により出動の要請を受けたときは、甲において救急業務に支障がある場合のほか、すみやかに救急隊を出動させなければならない。

（救急業務に要する費用の負担）

第4条 前条の規定による救急業務のために要する費用の負担は、次の各号に定める区分に従って負担するものとする。

（1）救急業務に要する通常経費（出動手当、旅費、救急車の燃料および維持費）は、甲の負担とする。

（2）救急業務中（通常の場合、救急隊がその所属する消防署から当該救急業務のため出発し帰着するまでとする。以下同じ。）の事故により生じた救急車およびその附属機械器具の破損による修理費は、甲の重大な過失による場合を除き、乙の負担とする。

（3）救急業務中救急隊員が死傷した場合における賞じゆつ金等については、甲の定める規定に基づき算定した額を、乙が負担するものとする。

（4）救急業務中に発生した救急隊員の公務災害補償については甲が行ない、一般協力者（消防法（昭和23年法律第186号）第35条の7第1項の規定により協力を求められた者に限る。）の災害補償については、乙が行うものとする。

（5）救急隊が救急業務中において、他に与えた人的、物的損害の賠償費用は、重大な過失による場合を除き乙の負担とする。ただし、多額の負担を必要とする等これにより難い場合は、甲、乙協議のうえ決定する。

（6）前各号に定めるもののほか特殊な費用については、その都度甲、乙協議のうえ負担する。

（報告）

第5条 甲は、救急業務中に前条第2号から第6号までの事項に係る事故が発生したときは、その日時、場所、発生状況、損害額等について、乙に速報するとともに文書をもって報告しなければならない。

2 甲は、毎月出動した救急業務の内容（出動件数、救急件数、搬送人員等）を翌月5日までに文書で乙に報告するものとする。

(疑義の決定)

第6条 前各条に定めるもののほか、相互応援について必要な事項、または疑義のあるときは、甲、乙両者協議のうえ決定する。

(実施期日)

第7条 この協定は、昭和46年10月5日から実施する。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、倉敷市、玉野市それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

昭和46年10月5日

倉敷市

代表者 倉敷市長

玉野市

代表者 玉野市長

○ 変更協定書

倉敷市と玉野市との間に、昭和46年10月5日付けで締結した消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づく救急業務に関する協定書（以下「原協定書」という。）の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

原協定書第2条第1項中「両市の相互に接する境界付近」を、「両市の相互に接する境界付近（玉野市が消防事務の委託を受けている瀬崎町と倉敷市との境界付近を含む。）」に改める。

この変更協定の締結を証するため本書2通を作成し、倉敷市、玉野市それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

昭和58年2月4日

倉敷市 代表者 倉敷市長

玉野市 代表者 玉野市長

○ 変更協定書

消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づき、倉敷市と玉野市との間に昭和46年10月5日付けで締結した、救急業務に関する協定書（以下「原協定書」という。）の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

昭和58年2月4日付けで変更した原協定書第2条第1項中「両市の相互に接する境界付近（玉野市が消防事務の委託を受けている瀬崎町と倉敷市との境界付近を含む。）」を「両市の相互に接する境界付近」に改める。

この変更協定の締結を証するため本書2通を作成し、倉敷市、玉野市それぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成17年3月22日

倉敷市 代表者 倉敷市長

玉野市 代表者 玉野市長

※ 協定文中、消防組織法（昭和22年法第226号）第21条は、第39条に読み替える。また、消防法（昭和23年法律第186号）第35条の7第1項は、第35条の10に読み替える。

(6) 瀬戸中央自動車道児島インターチェンジから坂出インターチェンジまでの間における消防相互応援に関する協定書

倉敷市（以下「甲」という。）と坂出市（以下「乙」という。）は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 21 条第 2 項の規定に基づき、瀬戸中央自動車のうち、児島インターチェンジから坂出インターチェンジの間の区域（以下「中央道」という。）における消防、救急および救助業務（以下「消防業務」という。）の実施とその処理について、次のとおり消防相互応援協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、中央道において火災および救急・救助活動をとまなう災害（以下「火災等」という。）が発生した場合の円滑な消防業務を実施するため甲、乙が相互に応援することを目的とする。

（応援の種別および方法）

第 2 条 応援の種別および方法は次のとおりとする。

（1）通常応援

別表に定める区域内に発生した火災等を覚知した場合に甲又は乙の市長は同表の区分により消防隊、救急隊又は救助隊（以下「応援隊」という。）を出動させるものとする。

（2）特別応援

前号のほか中央道において大規模な火災等が発生した場合には、当該火災等の発生地を管轄する市長の要請により、応援隊を出動させるものとする。

（特別応援の要請）

第 3 条 前条第 2 号に規定する特別応援を要請する場合は、次に掲げる事項を明示するものとする。

- （1）火災等の場所およびその概要
- （2）必要とする人員、車両、機械器具等の種類および数量
- （3）応援要請連絡担当者の所属・氏名
- （4）その他必要事項

（応援隊の派遣）

第 4 条 特別応援の要請を受けた市長は、自己の消防力を勘案し、特別の理由がある場合を除き応援隊を派遣するものとする。

（通報連絡）

第 5 条 応援市の市長は、通常応援を実施する場合、当該火災等の発生地を管轄する市の市長は通報するものとする。

2 特別応援の要請を受けた市長は、要請の内容と異なる応援隊を派遣するとき、若しくは派遣することができないときは直ちにその旨相手方へ連絡するものとする。

（応援隊の指揮）

第 6 条 応援隊の指揮は、応援市の消防長が行う。ただし、特別応援のために出動した応援隊の指揮は、当該火災等の発生地を管轄する市の消防長が行うものとする。

（火災等の処理）

第 7 条 火災の原因調査等の処理は、当該火災等の発生地を管轄する市が行うものとする。

2 救急、救助活動の事務処理は当該事故を取扱った市が行うものとする。

（応援に要する経費の負担）

第 8 条 この協定に基づく応援に要する経費の負担は、次の各号に定めるところによる。

（1）旅費および出動手当等

応援隊の旅費および出動手当等に要する費用は、応援市の負担とする。

- (2) 車両、機械器具の修理費および燃料費
車両、機械器具の燃料費および応援活動中における故障又は小破損の修理費は応援市の負担とする。
 - (3) 化学消火剤
化学消火に要した薬剤費は受援市の負担とする。
 - (4) 第三者への損失補償
応援隊の隊員が応援活動中、第三者に損害を与えた場合、当該第三者に対する補償に要する経費（自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）の適用のある部分を除く。）は、受援市の負担とする。
ただし、応援隊の隊員の重大な過失による場合は応援市の負担とする。
 - (5) 交通事故による損害補償
応援の往復途上において生じた交通事故等によるものにあつては応援市の負担とする。
 - (6) 一般協力者の損害補償
一般協力者の死傷等に対する補償に要する経費は受援市の負担とする。
ただし、応援隊の隊員の重大な過失による場合は甲、乙協議のうえ決定するものとする。
 - (7) 公務災害補償
応援隊の隊員が応援活動によって災害を受けた場合における公務災害補償は、応援市の負担とする。
 - (8) 賞じゅつ金
応援活動によって死傷した隊員にかかる賞じゅつ金の支給に要する経費は、応援市の定めた条例に基づき支給する額を、通常応援にあつては応援市が、特別応援にあつては受援市が負担するものとする。
ただし、当該支給額が市町村消防賞じゅつ金条例準則（昭和28年4月24日付国家消防本部長通達）に規定する功労の程度および障害の等級に応じたそれぞれの額を超える場合は、その超える額を応援市が負担するものとする。
- 2 前項各号以外の経費、又は前項各号の定めにより難しい場合の経費については、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、そのつど甲、乙協議のうえ定めるものとする。

（委任）

第10条 この協定の実施要領その他必要な細目については、甲、乙の消防長が協議して定めるものとする。

（附則）

この協定は、瀬戸中央自動車道供用開始の日から実施する。

上記協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

昭和63年1月13日

甲 倉敷市
倉敷市長

乙 坂出市
坂出市長

別表

応援団体	応援区域
倉敷市	下り線のうち、下津井瀬戸大橋中央径間中央部(両側中央ケーブルバンドの中央を結ぶ線。以下「管理境界」という。)から櫃石島管理用出入路の間
坂出市	上り線のうち管理境界から児島インターチェンジの間

※ 協定文中、消防組織法（昭和22年法第226号）第21条第2項は、第39条第2項に読み替える。

○ 瀬戸中央自動車における消防および救急・救助の業務に関する覚書

倉敷市消防局・坂出市消防本部（以下「消防本部」という。）と岡山県地域振興部・香川県総務部（以下「県」という。）および本州四国連絡橋公団第二建設局（以下「公団」という。）は、瀬戸中央自動車道における消防および救急・救助の業務（以下「消防業務」という。）を迅速かつ適切に実施するため、次の事項について覚書を交換する。

1. 公団および消防本部は、事故、災害時における防災体制および消防施設の整備等について事前に協議し、消防業務が円滑に実施できるよう相互に連絡、調整を行うものとする。
2. 公団は、瀬戸中央自動車における自衛消防施設の充実強化に努めるとともに、貯水槽、散水車等公団が管理する施設および資機材等を消防隊、救急隊又は救助隊（以下「消防隊」という。）が使用することについて積極的に協力するものとする。
3. 公団は、消防業務を必要とする事故が発生した場合は、別表に掲げる区分に従い、関係消防本部に対して発生場所、事故の概要、負傷者の人数および現場付近の交通状況等を的確に通報するとともに、事故においても必要な情報を提供するものとする。
4. 公団は、消防業務に従事中の消防隊の安全を図るため、インターチェンジゲート付近に通行者が確認できる事故発生表示を掲げるほか、事故現場における交通整理、消防隊の誘導等を実施するとともに消防業務の遂行に協力するものとする。
5. 消防隊は、現場に出動する場合は、原則として道路の通行方法に従うものとする。
6. 消防本部は、瀬戸中央自動車において、訓練、査察等を行う場合は、あらかじめ公団に連絡するものとし、公団は施設の利用および査察等について協力するものとする。
7. 県は、消防業務の円滑な運営および消防業務の実施に伴う諸問題の処理について消防本部、公団、その他関係機関の連絡調整に努めるものとする。
8. 消防本部、県および公団は瀬戸中央自動車における消防業務の実施について必要な情報の交換を相互に行うものとする。
9. 消防業務の円滑な実施を図るため、消防本部、県および公団は、必要に応じて関係機関を加えた協議会を設置する。
10. この覚書に定めのない事項又は内容に疑義を生じた事項については、その都度協議のうえ定めるものとする。

上記覚書の成立を証するため、この覚書5通を作成し、記名押印のうえ、各1通を保有する。

昭和63年1月21日

倉敷消防局	局長
坂出市消防本部	消防長
岡山県地域振興部	部長
香川県総務部	部長
本州四国連絡橋公団第二建設局	局長

別表

担当地域 (応援区域を含む)		通 報 先
・早島 IC から児島 IC 間の上下線	・児島 IC から櫃石島管理用出入路間の下り線	倉敷市消防局
・坂出 IC から櫃石島管理用出入路間の上下線	・櫃石島管理用出入路から児島 IC 間の上り線	坂出市消防本部

※ 覚書文中、岡山県地域振興部は岡山県消防保安課に、香川県総務部は香川県危機管理課に、本州四国連絡橋公団第二建設局は本州四国連絡高速道路株式会社岡山管理センターおよび坂出管理センターに読み替える。

(7) 高速自動車国道山陽自動車道消防相互応援協定書

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づき高速自動車国道山陽自動車道（以下「山陽道」という。）赤穂インターチェンジから岡山県と広島県の境界および倉敷ジャンクションから早島インターチェンジまでの間の区域（以下「協定の実施区域」という。）において、この協定を締結した赤穂市、東備消防組合、赤磐消防組合、岡山市、総社市、倉敷市および笠岡地区消防組合（以下「協定団体」という。）がそれぞれの消防力を活用して、消防の相互応援を行うことにより、災害による被害を軽減することを目的とする。

(対象とする災害)

第2条 この協定の対象とする災害は、協定の実施区域で発生した火災および救急、救助業務等を要する事故（以下「災害」という。）をいう。

(応援の種別および方法)

第3条 応援の種別および方法は、次のとおりとする。

(1) 通常応援

協定団体は、別表1に定める応援区域内に発生した災害を覚知した場合には、応援要請の有無にかかわらず当該災害の状況に応じて消防隊、救急隊又は救助隊（以下「応援隊」という。）を出動させるものとする。

(2) 特別応援

前号の規定による通常応援以外の応援を必要とする場合には、当該災害発生地を管轄する消防長の要請により、協定団体は、別表2の区域に応援隊を出動させるものとする。

(特別応援の要請)

第4条 前条第2号に規定する特別応援の要請は、次に掲げる事項を明確にして要請するものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生の日時、場所および被害の状況
- (3) 必要とする車両、資機材等の種別および数量並びに人員
- (4) 応援隊の到着希望日時および集結場所
- (5) その他必要な事項

(応援隊の派遣)

第5条 第3条第2号の規定により特別応援の要請を受けた協定団体は、特別の理由がない限り応援隊を派遣するものとし、当該応援要請に応じることができない場合は、その旨を速やかに災害発生地の協定団体に通報するものとする。

2 協定団体は、通常応援で応援隊を出動（救急、救助出動は除く。）させたとき又は特別応援で応援隊を派遣するときは、出発日時等必要事項を遅滞なく災害発生地の協定団体に通報するものとする。

(応援隊の指揮)

第6条 応援隊の指揮は、応援する協定団体の消防長が行う。ただし、特別応援のために出動した応援隊の指揮は、災害発生地の消防長が行うものとする。

(災害の調査処理)

第7条 災害の調査は、災害発生地の協定団体が行う。ただし、救急、救助業務の処理は、当該業務を実施した協定団体が行うものとする。

2 災害発生地の協定団体は、災害の調査で必要があるときは、応援隊に調査への協力および活動状況の報告などを求めることができる。

(報告)

第8条 応援した協定団体は、応援の結果を災害の活動終了後速やかに災害発生地 of 協定団体に報告するものとする。

2 災害発生地 of 協定団体は、災害の活動終了後速やかに災害の概要を応援した協定団体に報告するものとする。

3 前2項の規定は、通常応援による救急、救助出動に摘要しない。

(経費の負担)

第9条 応援に要する経費の負担は、次の各号に定めるところによる。

(1) 応援した協定団体が負担する経費

ア 人件費、消費燃料費等の経費

イ 応援隊員が応援業務および協定団体への往復の途中において負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費

ウ 応援隊が、協定団体への往復の途中において、第三者に損害を与えた場合の賠償費

(2) 災害発生地 of 協定団体が負担する経費

ア 要請による救援物資等の調達に要する経費

イ 応援が長時間にわたる場合の燃料の補給および食糧の支給に要する経費

ウ 応援隊員が応援活動中に第三者に損害を与えた場合の賠償費

エ 一般協力者の死傷等に対する補償に要する経費

ただし、応援隊員の重大な過失による場合は、協定団体間で協議して決定するものとする。

(3) 応援隊員が応援業務および協定団体への往復の途中において死傷した場合における賞じゅつ金の支給に要する経費については、応援隊員の所属する協定団体の定めた条例の規定に基づき支給する額を、通常応援にあつては応援した協定団体が、特別応援にあつては災害発生地 of 協定団体が負担するものとする。

ただし、当該支給額が市町村消防賞じゅつ金条例準則(昭和28年4月24日付国家消防本部長通達)に規定する功勞の程度および障害の等級に応じたそれぞれの額を超える場合にはその超える額を応援した協定団体が負担するものとする。

(4) 前各号に定める経費以外の経費については、その都度協定団体間で協議して定めるものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項および疑義を生じた事項については、その都度協定団体が協議して定めるものとする。

(委任)

第11条 この協定を実施するに当たり必要な細目については、協定団体の消防長が協議して定めるものとする。この協定の締結を証するため、協定書7通を作成し、それぞれ記名押印の上各自その1通を保有する。

附 則

(実施期日)

この協定は、平成11年8月1日から実施する。

(旧協定の廃止)

1 この協定の締結に伴い、次の各号の旧協定は廃止する。

- (1) 平成5年12月14日東備消防組合、赤磐消防組合および岡山市において締結した高速自動車国道山陽自動車道の備前インターチェンジから岡山インターチェンジまでの間における消防相互応援協定書に関する協定
- (2) 平成3年3月16日岡山市および総社市において締結した協定
- (3) 平成3年3月16日岡山市および倉敷市において締結した高速自動車国道山陽自動車道岡山総社インターチェンジから倉敷ジャンクションまでの間における消防相互応援協定書に関する協定
- (4) 昭和63年2月22日倉敷市および笠岡地区消防組合において締結した高速自動車国道山陽自動車道玉島インターチェンジから鴨方インターチェンジまでの間における消防相互応援協定書に関する協定
- 平成11年8月1日

赤穂市長

東備消防組合管理者備前市長

赤磐消防組合管理者山陽町長

岡山市長

総社市長

倉敷市長

笠岡地区消防組合管理者笠岡市長

別表1 (第3条関係)

通常応援出動区分表

協定団体	応援区域
赤穂市	山陽道下り線のうち赤穂市と備前市の境界から備前インターチェンジまでの区間
東備消防組合	山陽道上り線のうち備前市と赤穂市の境界から赤穂インターチェンジまでの区間および山陽道下り線のうち和気町と熊山町の境界から山陽インターチェンジまでの区間
赤磐消防組合	山陽道上り線のうち熊山町と和気町の境界から和気インターチェンジまでの区間および山陽道下り線のうち山陽町と岡山市の境界から岡山インターチェンジまでの区間
岡山市	山陽道上り線のうち岡山市と山陽町の境界から山陽インターチェンジまでの区間および山陽道下り線のうち岡山市と倉敷市の境界から倉敷ジャンクションまでの区間
総社市	
倉敷市	山陽道上り線のうち倉敷市と岡山市の境界から岡山ジャンクションまでの区間および山陽道下り線のうち金光町と鴨方町の境界から鴨方インターチェンジまでの区間並びに倉敷インターチェンジと玉島インターチェンジとの間の総社市が消防事務の委託を受けている真備町の町域を含む区間
笠岡地区消防組合	山陽道上り線のうち鴨方町と金光町の境界から玉島インターチェンジまでの区間

別表2（第3条関係）

特別応援出動区分表

協定団体	応援区域
赤穂市	赤穂インターチェンジから岡山県と広島県の境界および倉敷ジャンクションから早島インターチェンジまでの間のうち、赤穂市消防本部の管轄区域を除く区域
東備消防組合	赤穂インターチェンジから岡山県と広島県の境界および倉敷ジャンクションから早島インターチェンジまでの間のうち、東備消防組合消防本部の管轄区域を除く区域
赤磐消防組合	赤穂インターチェンジから岡山県と広島県の境界および倉敷ジャンクションから早島インターチェンジまでの間のうち、赤穂消防本部の管轄区域を除く区域
岡山市	赤穂インターチェンジから岡山県と広島県の境界および倉敷ジャンクションから早島インターチェンジまでの間のうち、岡山市消防局の管轄区域を除く区域
総社市	赤穂インターチェンジから岡山県と広島県の境界および倉敷ジャンクションから早島インターチェンジまでの間のうち、総社市消防本部の管轄区域を除く区域
倉敷市	赤穂インターチェンジから岡山県と広島県の境界および倉敷ジャンクションから早島インターチェンジまでの間のうち、倉敷市消防局の管轄区域を除く区域
笠岡地区消防組合	赤穂インターチェンジから岡山県と広島県の境界および倉敷ジャンクションから早島インターチェンジまでの間のうち、笠岡地区消防組合の管轄区域を除く区域

○ 高速自動車国道山陽自動車道消防相互応援協定書（変更）

平成11年8月1日付けで締結した高速自動車国道山陽自動車道消防相互応援協定書(以下「原協定書」という。)の一部を次のとおり変更するものとする。

- 1 原協定書第1条中、「第21条」を「第39条」に、「赤磐消防組合」を「赤磐市」に改め、「総社市」を削る。
- 2 原協定書の協定団体のうち、総社市長を削る。
- 3 原協定書の別表1および別表2をそれぞれ別紙のとおり改める。

平成19年9月1日

赤穂市長

東備消防組合管理者備前市長

赤磐市長

岡山市長

倉敷市長

笠岡地区消防組合管理者笠岡市長

別表1 (第3条関係)

通常応援出動区分表

協定団体	応援区域
赤穂市	山陽道下り線のうち赤穂インターチェンジから備前インターチェンジまでの区間で、赤穂市消防本部の管轄区域を除く区域
東備消防組合	山陽道上り線のうち備前インターチェンジから赤穂インターチェンジまでの区間で、東備消防組合消防本部の管轄区域を除く区域 山陽道下り線の和気インターチェンジから山陽インターチェンジまでの区間で、東備消防組合消防本部の管轄区域を除く区域
赤磐市	山陽道上り線の山陽インターチェンジから赤穂インターチェンジまでの区間で、赤磐市消防本部の管轄区域を除く区域 山陽道下り線の山陽インターチェンジから岡山インターチェンジまでの区間で、赤磐市消防本部の管轄区域を除く区域
岡山市	山陽道上り線の岡山インターチェンジから山陽インターチェンジまでの区間で、岡山市消防局の管轄区域を除く区域 山陽道下り線の岡山インターチェンジから倉敷ジャンクションまでの区間で、岡山市消防局の管轄区域を除く区域
倉敷市	山陽道下り線の倉敷ジャンクションから岡山ジャンクションまでの区間で、倉敷市消防局の管轄区域を除く区域 山陽道下り線の玉島インターチェンジから鴨方インターチェンジまでの区間で、倉敷市消防局管轄区域を除く区域
笠岡地区消防組合	山陽道上り線の鴨方インターチェンジから玉島インターチェンジまでの区間で、笠岡地区消防組合消防本部の管轄区域を除く区域

別表2 (第3条関係)

特別応援出動区分表

協定団体	応援区域
赤穂市	赤穂インターチェンジから岡山県と広島県の境界および倉敷ジャンクションから早島インターチェンジまでの間のうち、赤穂市消防本部の管轄区域を除く区域
東備消防組合	赤穂インターチェンジから岡山県と広島県の境界および倉敷ジャンクションから早島インターチェンジまでの間のうち、東備消防組合消防本部の管轄区域を除く区域
赤磐市	赤穂インターチェンジから岡山県と広島県の境界および倉敷ジャンクションから早島インターチェンジまでの間のうち、赤穂市消防本部の管轄区域を除く区域
岡山市	赤穂インターチェンジから岡山県と広島県の境界および倉敷ジャンクションから早島インターチェンジまでの間のうち、岡山市消防局の管轄区域を除く区域
倉敷市	赤穂インターチェンジから岡山県と広島県の境界および倉敷ジャンクションから早島インターチェンジまでの間のうち、倉敷市消防局の管轄区域を除く区域
笠岡地区消防組合	赤穂インターチェンジから岡山県と広島県の境界および倉敷ジャンクションから早島インターチェンジまでの間のうち、笠岡地区消防組合消防本部の管轄区域を除く区域

○ 高速自動車国道山陽自動車道消防相互応援協定に基づく実施細目

平成11年8月1日付けで、赤穂市、東備消防組合、赤磐消防組合、岡山市、総社市、倉敷市および笠岡地区消防組合との間で高速自動車国道山陽自動車道に係る消防相互応援協定書（以下「協定書」という。）第11条に基づき協定実施上必要な細目を定める。

- 1 この実施細目における用語の意義は、特別の定めがあるもののほか協定書の用語の例によるものとする。
- 2 協定書に基づく相互応援の実施範囲は、協定書の別表1および別表2に定める応援区域内の道路付属設備および法面（公団の維持管理上設置しているフェンスの外側は除く。）を含むものとする。
- 3 協定書第3条第1号に規定する通常応援の出動を迅速かつ的確に行うため、協定団体の消防長は、あらかじめ応援隊の出場計画を定めておくものとする。
- 4 協定書第3条第2号に規定する特別応援を必要とする場合とは、山陽道における災害で次のいずれかに該当する場合をいう。
 - (1) 災害発生地又は通常応援している協定団体の出動消防力によっては災害防ぎよが著しく困難と認める場合
 - (2) その災害を防ぎよするため、協定団体が保有する車両および資機材等を必要と認める場合
 - (3) その他特別な理由により、特別応援が必要と認める場合
- 5 協定書第4条に規定する特別応援の要請を迅速かつ的確に行うため、協定団体の消防長は、あらかじめ連絡担当課又は係、連絡担当者の職氏名、電話番号その他連絡に必要な事項を定めておくものとし、特別応援の要請は、別に定める通報指定場所に電話等により応援を要請し、事後速やかに応援要請書（様式第1号）により送付するものとする。
- 6 協定団体の消防長は、応援隊を出動（通常応援による救急、救助活動に係るものを除く。）させたとき又は出動させるときは、出動し又は出動させる人員、車両、資機材等の数量、出発時刻および応援隊の長等を通報指定場所に電話等により通報するものとする。
- 7 協定書第5条第2項に基づき応援隊を派遣した協定団体の消防長は応援活動の結果を速やかに応援活動結果通知書（様式第2号）により災害発生地の消防長に報告するものとする。
- 8 協定団体の消防長は、傷病者を搬送するためあらかじめ管轄区域内の医療機関のうちから救急医療機関を選定しておくものとし、救急医療機関を選定したときには、その所在地、経路その他必要な事項を協定団体の消防長に通知するものとする。
- 9 無線通信は、次の要領によるものとする。
 - (1) 応援隊の無線通信は、県内共通波又は全国共通波を使用するものとする。
 - (2) 無線統制が必要な場合は、協定書第6条の協定に基づき指揮権を有する協定団体が行うものとする。
- 10 協定書第7条第2項の規定により、災害発生地の消防長は災害の調査の一部又は全部を応援隊に処理するよう要請することができる。この場合、災害の調査が完了したときは、速やかにその内容を災害発生地の消防長に報告するものとする。
- 11 協定団体の長は、協定書第9条第2号又は第3号の規定に基づいて応援に要した経費を請求するときは、応援に要した経費の請求書（様式第3号）により災害発生地の協定団体の長へ行うものとする。
- 12 協定団体の消防長は、次に掲げる情報等を相互に交換するものとする。
 - (1) 連絡担当課又は係、連絡担当者の職、氏名、電話番号、その他連絡に必要な事項
 - (2) 通報指定場所

- (3) 通常応援の応援隊の出動計画
- (4) 消防力および消防事象
- (5) その他応援に関し必要な事項

- 13 協定団体の消防長は、円滑な応援活動を確保するため、協定団体と協議のうえ合同訓練を実施するよう努めるものとする。
- 14 協定書第10条に定める疑義事項等を協議するほか、協定の適正な運用を図るため協定団体間において必要な都度連絡会議を開くものとする。
- 15 この実施細目の実施に関して必要な事項は、消防長が協議して運用するものとする。
- 16 この実施細目は、協定の施行日から運用する。

この実施細目を確認するため本書7通を作成し、記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成11年8月1日

赤穂市消防本部	消 防 長
東備消防組合消防本部	消 防 長
赤磐消防組合消防本部	消 防 長
岡山市消防局	消防局長
総社市消防本部	消 防 長
倉敷市消防局	消防局長
笠岡地区消防組合	消 防 長

○ 高速自動車国道山陽自動車道消防相互応援協定に基づく実施細目(変更)

平成11年8月1日付けで締結した高速自動車国道山陽自動車道消防相互応援協定に基づく実施細目(以下「原実施細目」という。)の一部を次のとおり変更するものとする。

- 1 原実施細目前文中、「赤磐消防組合」を「赤磐市」に改め、「総社市」を削る。
- 2 原実施細目の協定団体のうち、総社市消防本部を削る。

平成19年9月1日

赤穂市消防本部	消 防 長
東備消防組合消防本部	消 防 長
赤磐市消防本部	消 防 長
岡山市消防局	消防局長
倉敷市消防局	消防局長
笠岡地区消防組合消防本部	消 防 長
兵庫県防災監	
岡 山 県	総務部長
西日本高速道路株式会社	道路管制センター長
西日本高速道路(株)	中国支社長

○ 山陽自動車道における消防および救急業務に関する覚書

赤穂市消防本部、東備消防組合消防本部、赤磐消防組合消防本部、岡山市消防局、総社市消防本部、倉敷市消防局および笠岡地区消防組合消防本部（以下「消防本部」という。）、兵庫県知事公室および岡山県生活環境部（以下「県」という。）並びに日本道路公団関西支社および日本道路公団中国支社（以下「公団」という。）は、山陽自動車道（以下「山陽道」という。）の赤穂インターチェンジから岡山県と広島県の境界までの間（倉敷ジャンクションから早島インターチェンジまでの間を含む。）における消防および救急業務（以下「消防業務等」という。）を迅速かつ適切に実施するため次の事項について相互に協力するものとする。

- 1 消防本部は、火災および救急、救助業務等（以下「災害」という。）を覚知した場合原則として上下線方式により消防業務等を実施するものとする。
- 2 消防隊、救急隊又は救助隊（以下「消防隊等」という。）が現場に出動する場合は、原則として道路の通行方法に従うものとする。
- 3 消防本部は、消防業務等に関する訓練、査察等を実施する場合は、あらかじめ公団に連絡するものとする。
- 4 公団は、消防業務等の遂行について消防本部と協力して対処するとともに、消防本部の実施する消防業務等が迅速かつ適切に遂行できるよう、次の事項について配慮するものとする。
 - (1) 消防本部との緊急連絡用に設置された通信施設の維持管理
 - (2) 消防水利施設（標識を含む。）の維持管理および充実強化
 - (3) 消防本部に対する火災等の的確な通報および必要な情報の提供
 - (4) 事故現場における交通整理並びに消防隊等に対する誘導および支援
 - (5) 消防本部の実施する訓練、査察等に対する施設利用等の協力
- 5 県は、火災等が発生した場合の消防業務等の遂行に伴う諸問題の処理について関係機関との連絡調整に努めるものとする。
- 6 消防本部、県および公団は、火災が発生した場合の消防業務等の遂行に伴う諸問題について、相互に必要な情報の交換を行うものとする。
- 7 この覚書に定めない事項又は疑義が生じたときは、その都度協議のうえ決定するものとする。

なお、本覚書の成立を証するため、覚書 11 通を作成し、それぞれの記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

附 則

この覚書は、平成 11 年 8 月 1 日から実施する。

平成 11 年 8 月 1 日

赤穂市消防本部	消 防 長
東備消防組合消防本部	消 防 長
赤磐消防組合消防本部	消 防 長
岡山市消防局	消防局長
総社市消防本部	消 防 長
倉敷市消防局	消防局長
笠岡地区消防組合	消 防 長

兵庫県防災監
岡 山 県 生活環境部長
日本道路公団 関西支社長
日本道路公団 中国支社長

○山陽自動車道における消防および救急業務に関する覚書（変更）

平成 11 年 8 月 1 日付けで成立した山陽自動車道における消防および救急業務に関する覚書（以下「原覚書」という。）の一部を次のとおり変更するものとする。

- 1 原覚書前文中、「赤磐消防組合消防本部」を「赤磐市消防本部」に改め、「総社市消防本部」を削り、「兵庫県知事公室」を「兵庫県企画管理部」に、「岡山県生活環境部」を「岡山県総務部」に、「日本道路公団関西支社および日本道路公団中国支社（以下「公団」という。）」を「西日本高速道路(株)関西支社および西日本高速道路(株)中国支社（以下「NEXCO 西日本」という。）」に改める。
- 2 原覚書第 3、第 4、第 6 の「公団」を「NEXCO 西日本」に改める。
- 3 原覚書の協定団体のうち、総社市消防本部を削る。

平成 19 年 9 月 1 日

赤穂市消防本部 消 防 長
東備消防組合消防本部 消 防 長
赤磐市消防本部 消 防 長
岡山市消防局 消防局長
倉敷市消防局 消防局長
笠岡地区消防組合消防本部 消 防 長
兵庫県防災監
岡 山 県 総務部長
西日本高速道路(株)関西支社 道路管制センター長
西日本高速道路(株) 中国支社長

(8) 岡山県下消防相互応援協定

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定により、岡山県下の市町村および消防の一部事務組合（以下「市町村等」という。）相互の消防力を活用して、災害による被害を最小限に防止するための消防相互応援について必要な事項を定めることを目的とする。

(協定区域)

第2条 この協定の実施区域は、岡山県の全域とする。

(対象とする災害)

第3条 この協定の対象とする災害は、消防組織法第1条に規定する災害で、消防、救急および救助業務に関して応援活動を必要とするものをいう。

(県への通報等)

第4条 前条に規定する災害が発生したとき、災害が発生した市町村等（以下「発災市町村等」という。）の長は、県に対し、災害の状況等について通報し、この協定による応援に関して必要な指導および連絡調整を求めるものとする。

(応援要請)

第5条 この協定に基づく応援要請（以下「応援要請」という。）は、次のいずれかに該当する場合に、発災市町村等の長が協定を締結している他の市町村等の長に行うものとする。

- (1) その災害が他の市町村に拡大又は影響を与えるおそれのある場合
- (2) その災害が発災市町村等の消防力によって防御が著しく困難と認める場合
- (3) その災害を防除するため、他の市町村等の消防機関が保有する車両、資機材等を必要と認める場合
- (4) 他の市町村等との境界付近において発生した災害において、当該境界に接する他の市町村等の消防機関の応援を必要と認める場合

2 前項の応援要請は、原則として、隣接市町村等に対して行い、災害の規模等により順次近隣の市町村等に対して行うものとする。ただし、災害の規模等により特に必要があるときは、この限りでない。

3 第4条に規定する県に対する通報および第1項に規定する応援要請は、発災市町村等の消防長と協議の上、行うものとする。

4 発災市町村等の消防長は、応援要請が予想される場合は、あらかじめ応援を要請しようとする市町村等の消防長に災害の状況を通報するとともに、応援隊の派遣について必要な協議を行うものとする。

5 応援要請（第1項第4号の場合を除く。）を行った市町村等の長は、その旨を県に通報するものとする。

(応援隊の派遣)

第6条 前条第1項の規定により応援要請を受けた市町村等（以下「応援市町村等」という。）の長は、当該市町村等の消防長と協議の上、特別の理由がある場合を除き応援するものとする。

2 応援市町村等の長は、応援隊を派遣するときは、応援隊の編成等必要事項を遅滞なく発災市町村等の長および県に通報するものとする。

3 応援市町村等の長は、応援要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに発災市町村等の長に通報するものとする。

(消防用資機材等の調達手配)

第7条 発災市町村等の長から消防用資機材等の調達および輸送について依頼を受けた市町村等の長は、速やかに手配するとともに、その結果を発災市町村等の長に通報するものとする。

(応援隊の指揮)

第8条 応援隊の指揮は、発災市町村等の長が応援隊の長（同一消防本部管内の消防団が応援隊を派遣している

場合は、消防本部・署の応援隊の長とする。)を通じて行うものとする。ただし、緊急の場合は直接隊員に行うことができる。

(報告)

第9条 応援隊の長は、応援活動の結果を速やかに発災市町村等の長に報告するものとする。

2 発災市町村等の長は、災害の概要を災害防衛活動終了後速やかに応援市町村等の長に通報するものとする。
(応援に要する経費の負担)

第10条 この協定に基づく応援に要する経費の負担は、次の各号に定めるところによる。

(1) 発災市町村等が負担する経費

ア 宿泊費、食料費および車両、機械器具の燃料費(現地調達分)

イ 化学消火に要した薬剤費

ウ 応援隊の隊員が応援活動中、第三者に損害を与えた場合、当該第三者に対する補償に要する経費(自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)の適用のある部分を除く。)ただし、応援隊の隊員の重大な過失による場合は、応援市町村等の負担とする。

エ 一般協力者の死傷等に対する補償に要する経費

オ 応援活動によって死傷した隊員に係る賞じゅつ金の支給に要する経費で、応援市町村等が当該市町村の定めた条例の規定に基づき支給する額相当額。ただし、当該支給額が市町村消防賞じゅつ金条例準則(昭和28年4月24日付け国家消防本部長通達)に規定する功労の程度および障害の等級に応じたそれぞれの額を超える場合は、その超える額は応援市町村等が負担するものとする。

カ 第7条に規定に基づく経費。ただし、応援市町村等の消防職員又は消防団員をして行う輸送および連絡等に要する経費は、応援市町村等の負担とする。

(2) 応援市町村等が負担する経費

ア 応援隊の旅費および出動手当

イ 車両、機械器具の燃料費(現地調達分を除く。)および応援活動中における故障又は小破損の修理費

ウ 応援の往復途上において生じた交通事故等による損害補償

エ 応援隊の隊員が応援活動によって災害を受けた場合における公務災害補償

2 前項以外の経費又は同項の定めにより難しい場合の経費については、発災市町村等と応援市町村等との協議により定めるものとする。

(実施細目)

第11条 この協定に特別な定めのあるものを除くほか、この協定の実施について必要な事項は、市町村等の消防長および消防団長が協議して定めるものとする。

(疑義)

第12条 この協定の実施について疑義を生じたときは、その都度当事者間において協議し、決定するものとする。

(協定書の保管)

第13条 この協定の締結を証するため、市町村等の長は、記名押印の上各1通を保管する。

附 則

1 この協定は、平成20年4月1日から効力を生ずる。

2 平成2年3月15日付けで締結した「岡山県下消防相互応援協定」は平成20年3月31日をもって廃止する。
平成20年3月31日

岡山市長	倉敷市長	津山市長
玉野市長	笠岡市長	井原市長
総社市長	高梁市長	新見市長
備前市長	瀬戸内市長	赤磐市長

真庭市長	美作市長	浅口市長
和気町長	早島町長	里庄町長
矢掛町長	新庄村長	鏡野町長
勝央町長	奈義町長	西栗倉村長
久米南町長	美咲町長	古備中央町長
津山圏域消防組合管理者	津山市長	笠岡地区消防組合管理者 笠岡市長
井原地区消防組合管理者	井原市長	東備消防組合管理者 備前市長

○ 岡山県下消防相互応援協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、岡山県下消防相互応援協定（以下「協定」という。）第11条の規定により協定を締結した市町村等（以下「協定市町村等」という。）間の消防相互応援について必要な事項を定めるものとする。

(応援の特例)

第2条 他の市町村等で発生した災害で、発災市町村等が覚知する前に覚知し、災害内容から判断して応援の必要があると認めた場合には、応援要請がなくても応援隊を派遣することができるものとする。

2 前項に規定する応援および他の市町村等で発生した災害を、管轄区域の災害と判断して出動した場合は、この協定に基づく応援要請による応援とみなす。

3 前2項の規定により出動した場合は、災害発生場所、応援出動状況等を直ちに発災市町村等に通報するものとする。

(応援要請等)

第3条 協定第4条の規定による県への通報は、別記様式第1号により行うものとする。

2 協定第5条の規定による応援要請は、別記様式第2号により行うものとする。

3 協定第6条第2項に規定する応援隊を派遣する場合の通報は、別記様式第3号により行うものとする。

(応援隊の編成の標準)

第4条 応援隊の編成の標準は次のとおりとし、標準によらない場合およびここに定めのないものについては、応援要請の際に車両種別および必要な装備等を連絡するものとする。

- (1) 指揮隊 指揮車1台、隊員4名
- (2) 消火隊 消防ポンプ自動車1台、隊員5名
- (3) 救助隊 救助工作車1台、隊員5名
- (4) 救急隊 救急自動車1台、隊員3名

(誘導および資機材の貸与)

第5条 発災市町村等の消防長は、前条に規定する応援隊の効率的な活動に資するため、当該市町村等の消防職員又は消防団員をして現場への誘導および担当任務等の指定を行わせるとともに、応援活動上必要な資機材を貸与するものとする。

(消防用資機材等の調達手配)

第6条 協定第7条に規定する消防用資機材等の調達手配は、消防用資機材等を製造し、又は販売する業者から調達する場合で、当該業者の主たる事業所等が当該市町村等内にある場合に行うものとする。

(応援隊の報告)

第7条 協定第9条第1項に規定する報告は、現場報告および書類報告に区分し、それぞれ次により行うものとする。

する。

(1) 現場報告は、現場において次の事項について行うものとする。

ア 応援隊の活動概要

イ 応援隊が使用した化学消火剤等の資機材の使用数量および機械器具の損傷の有無

ウ 応援隊が発災市町村等から支給を受けた食料および補給を受けた燃料等の数量

(2) 書類報告は、別記様式第4号により行うものとする。

2 前項の報告は、原則として応援市町村等ごと一括して行うものとする。

(資機材の使用)

第8条 応援隊が協定第10条の規定により発災市町村等が経費を負担する化学消火剤等の資機材等を使用する場合は、発災市町村等の消防長等の了解を求めるとまのない場合は、使用後速やかに発災市町村等の消防長に報告するものとする。

(連絡会議)

第9条 協定市町村等は、協定の適切な運用を図るため、必要の都度、連絡会議を開催するものとする。

2 前項の連絡会議は、協定市町村等と県が連携して運営するものとする。

(他の協定との関係)

第10条 市町村等が、他の市町村等との間において締結しているこの協定以外の相互応援協定がこの協定と競合する場合は、必要に応じて、当該市町村等間においてあらかじめ協議しておくものとする。

(実施細目の改定)

第11条 この実施細目を改定する場合は、協定市町村の消防長および消防団長が協議の上定めるものとする。

附 則

1 この実施細目は、平成20年4月1日から効力を生ずる。

2 平成2年3月15日付けで締結した「岡山県下消防相互応援協定に基づく覚書」は、平成20年3月31日をもって廃止する。

別記様式第1号 (第3条関係) …… (別 添) 別記様式第2号 (第3条関係) …… (別 添)

別記様式第3号 (第3条関係) …… ” 別記様式第4号 (第7条関係) …… ”

(9) 岡山県と県内市町村等との消防広域応援協定

岡山県（以下「県」という。）と県内の各市町村及び消防事務を処理する一部事務組合（以下「市町村等」という。）は、県内に災害が発生し、消防対応が被災した市町村等単独では困難な場合に、広域的な消防応援（以下「広域応援」という。）を行うため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、県内で発生した災害に対して、県と市町村等が協力して広域応援を行うことにより、災害による被害を最小限に抑えることを目的とする。

（対象区域）

第2条 この協定に基づく広域応援を実施する区域は、県全域とする。

（対象とする災害）

第3条 この協定の対象とする災害は、消防組織法第1条の災害のうち、その規模又は特殊性に鑑み、大規模災害又は特殊災害等広域応援を必要とするものをいう。ただし、平成20年3月31日に市町村等が締結した岡山県下消防相互応援協定（以下「相互応援協定」という。）の対象となるものを除く。

（広域応援計画）

第4条 県と市町村等は、協議の上、広域応援に係る体制及び方法等必要な事項について定める計画（以下「広域応援計画」という。）を決定するものとする。

（広域応援要請及び決定）

第5条 被災した市町村等は、この協定に基づく広域応援要請を県に対して行うものとする。

2 県は、前項の規定による要請を受けた場合は、広域応援計画に基づき、広域応援を決定するものとする。

3 県は、当該災害の規模等に照らし緊急を要し、第一項の要請を待ついとまがないと認められるときは、同項の要請を待たないで、広域応援を決定することができる。

4 市町村等は、前二項の規定による決定があった場合は、可能な限り広域応援に協力するものとする。

（経費の負担）

第6条 この協定に基づく広域応援に要する経費は、原則として相互応援協定の例により負担するものとする。

（その他）

第7条 この協定に関し、定めのない事項又は疑義を生じた事項については、県と市町村等の協議により決定するものとする。

附 則

この協定は、締結の日から効力を生ずるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を32通作成し、県及び市町村等が記名押印の上、各自それぞれ1通を所持する。

平成31年3月20日

岡山県	岡山市
岡山県知事	岡山市長
倉敷市	津山市
倉敷市長	津山市長
玉野市	笠岡市
玉野市長	笠岡市長
井原市	総社市
井原市長	総社市長
高梁市	新見市
高梁市長	新見市長
備前市	瀬戸内市
備前市長	瀬戸内市長
赤磐市	真庭市
赤磐市長	真庭市長
美作市	浅口市
美作市長	浅口市長
和気町	早島町
和気町長	早島町長
里庄町	矢掛町
里庄町長	矢掛町長
新庄村	鏡野町
新庄村長	鏡野町長
勝央町	奈義町
勝央町長	奈義町長
西栗倉村	久米南町
西栗倉村長	久米南町長
美咲町	吉備中央町
美咲町長	吉備中央町長
津山圏域消防組合	笠岡地区消防組合
管理者 津山市長	管理者 笠岡市長
井原地区消防組合	東備消防組合
管理者 井原市長	管理者 備前市長

(10) 水島港湾災害対策協議会会則

(名称)

第1条 本会は、水島港湾災害対策協議会（以下「本会」という。）と呼称する。略称は「水島災対協」とする。

(目的)

第2条 本会は、水島港湾およびその周辺海域（以下「水島港湾」という。）における船舶火災および海上流出油等の大規模な災害を予防するとともに、万一災害が発生した場合における防災対策を強力かつ効果的に実施するとともに必要な事項について関係機関と連絡協議し、防災対策を推進する事を目的とする。

2 前項の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 防災計画に関すること。
- (2) 災害情報の連絡に関すること。
- (3) 防災に必要な資器材の整備および備蓄に関すること。
- (4) 防災に関する技術的事項の調査および研究に関すること。
- (5) 防災に関する研修および訓練に関すること。
- (6) 災害時における応援および応援体制の整備に関すること。
- (7) 他の協議会と連携を図り防災に対処すること。
- (8) その他防災に必要な事項に関すること。

(会員)

第3条 本会は、水島港湾の海上災害または防災に関係のある民間企業をもって会員とする。

2 会員は、災害発生の場合には別に定める「相互応援要領」により防災機関の活動に協力するものとする。

(役員)

第4条 本会に会長1名、副会長、委員および会計監事若干名をおく。

2 会長、副会長、委員および会計監事は、協議会が決定するものとし、任期は1年とする。

(役員職務)

第5条 会長は本会を代表し、本会の行う業務を総括する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは会長の指名によりその職務を代理する。
- 3 委員は委員会を構成する。
- 4 会計監事は会計を監査する。

(顧問)

第6条 本会に顧問をおくことができる。

2 顧問は協議会の同意を得て会長が委嘱する。

(会議)

第7条 本会の会議は協議会および委員会とし、会長が招集してこれを主宰する。

- 2 協議会は年1回以上、委員会は必要に応じ開催する。
- 3 会議の議決は出席者の過半数の同意を必要とする。

(協議会)

第8条 協議会は役員、顧問および会員をもって構成し、次の事項を協議決定する。

- (1) 業務計画
- (2) 予算決算

- (3) 会則の第2条の目的を達成するための重要な事項
- (4) 会則の改正
- (5) その他会長が必要と認める事項
(委員会)

第9条 委員会は会長、副会長および委員をもって構成し、次の事項を協議決定する。

- (1) 協議会に付議すべき事項
- (2) 会則第2条第2項に規定する業務の実施
- (3) その他会長が必要と認める事項

2 会長は必要があると認めるときは、顧問および委員以外の会員の出席を求めることができる。
(専門部会)

第9条の2 本会の事業遂行のため、必要ある場合は委員会の承認を得て専門部会を設置することができる。

2 専門部会の構成、運営方法、掌理事項、その他必要事項については会長がこれを定める。
(会計)

第10条 本会の運営費は会費、寄付金その他の収入をもってこれにあてる。

- 2 会員は会費年額30,000円を納入するものとする。
- 3 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月末を持って終わる。
(事務局)

第11条 本会の事務局は会長事務所におく。
(その他)

第12条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は会長が委員会の承認を得て定めるものとする。
(附 則)

この会則は、昭和46年3月18日から施行する。

改正	昭和48年3月30日	昭和49年7月8日	昭和50年4月25日	昭和51年4月28日
	昭和57年5月10日	平成元年5月12日	平成4年5月25日	

○ 水島港湾災害時における相互応援要領

水島港湾災害対策協議会会則第3条第2項にいう水島港湾災害時における相互応援要領を次のとおり定める。

1 目的および範囲

- (1) この要領は、水島港およびその周辺海域において会員に関連する船舶の火災および海上流出油等の災害発生の際に相互の応援に関し必要な事項を定め、協力してその処理に務め被害の軽減をはかることを目的とする。
- (2) 上記(1)にいう「周辺海域」とは、倉敷市行政区域の地先海域を指すものとする。ただし、水島海上保安部長より情報提供および原因者より協力要請がある場合は会長の判断により、当該海域以外の海域に対しても応援活動の範囲を拡大することができる。

2 応援事項

会員の応援事項は次のとおりとする。

- ① 自衛清掃隊および自衛消防隊の派遣
- ② 曳船その他必要船舶の派遣
- ③ 消防車その他必要車両の派遣
- ④ 流出油処理剤、化学消火原液およびオイルフェンス等の必要資器材の援助
- ⑤ 必要人員の派遣

3 応援要請

会員又は会員に関連する災害船舶の船長（以下「応援要請者」という。）は、応援を求めようとする場合は、水島海上保安部長（以下単に「保安部長」という。）に次の事項を通報応援を要請するものとし、事後すみやかに応援要請書（様式1）を提出するものとする。

- ① 災害の状況
- ② 応援事項（人員数、船舶、消防車、資器材の種類および数量等）
- ③ 応援作業の内容
- ④ その他必要な事項

- (1) 保安部長は応援要請を受けた場合は総合調整本部にて情報の共有化とともに調整した結果を会長に伝え、会長は応援に必要な事項を各会員又は該当する会員に伝達し応援を要請する。又応援要請者より直接会員に対し要請があった場合はこの限りではない。
- (2) 保安部長は事故・災害等発生状況の通報連絡を別に定める「連絡系統図」により行うことができる。

4 応援活動

会員は総合調整本部を通じ会長からの3の(2)項の要請があった場合は、特別の事情がない限りすみやかに応援を行うものとする。

- (1) 会員は応援しようとする場合は、次の事項を保安部長に通報するものとする。
 - ① 応援事項（人員数、船舶、消防車、機器材の種類および数量等）
 - ② 応援清掃隊の責任者の役職氏名
 - ③ 出動時刻
 - ④ その他必要事項
- (2) 応援のため出動した者は、総合調整本部の調整により活動するものとする。
- (3) 会長は必要に応じ必要な会員等に対しては、保安部へ人員の派遣を求めることができるものとする。
- (4) 会則2条2項(7)により漁協に出動を要請することがある。

5 応援結果の通知

応援会員は、保安部長および応援要請者に応援結果通知書（様式2）を送付するものとする。

6 費用の負担および求償事務

応援活動に要した清掃作業等の費用および事故による損害は事故発生会社又は応援要請者の負担とし、できるだけすみやかに応援会員に対し精算を行うものとする。

ただし、災害現場に出動または引き返す途中の事故により発生した損害については、原則として応援会員の負担とする。

- (1) 前項の精算を行う際、本会の会員の清掃費用について原因者の要請によりその窓口となる。事故による第三者に対する損害補償については、事故発生会社または応援要請会員が責任をもって処理するものとする。
- (2) 海上災害の特殊性により、上記各項の定めにより難しい場合は誠意をもって相互に協議のうえ定めるものとする。

7 災害給付

応援のため出動した者が負傷または死亡等の災害をこうむったときは、海上保安官に協力した者等の災害給付に関する法律（昭和28年法律第33号）および労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用をうけることができる。

8 資料の提出

会員は保安部長に次の資料を提出するものとする。

- ① 自衛清掃隊および自衛消防隊の編成
- ② 船艇、車両および資器材の種類および数量
- ③ 係留施設および同付近の消火栓の種類と配置

（附則）

この要領は、昭和46年3月18日から実施する。

改正 昭和48年3月30日 昭和49年7月8日 昭和49年8月30日 平成9年12月17日
平成20年1月29日（排防協会則改正による）

(11) 岡山県林野火災対策用空中消火資機材運用要綱

(目的)

第1条 この要綱は、県内に発生した大規模林野火災に対処するため、岡山県が備蓄した林野火災対策空中消火資機材の運用について必要な事項を定めることを目的とする。

(資機材の配置先および種類等)

第2条 林野火災対策用空中消火資機材（以下「資機材」という。）の配置先および種類等は、別表1および2のとおりとする。

(資機材の運用基準)

第3条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、市町村又は消防一部事務組合（以下「市町村等」という。）に資機材を貸付けることができる。

- (1) 市町村等の区域内に発生した林野火災を消火するため、当該市町村等が保有する資機材のみでは消火ができないと認めるとき。
- (2) 訓練のため使用するとき。
- (3) その他知事が必要と認めるとき。

(借受申請)

第4条 市町村長又は消防一部事務組合管理者（以下「市町村長等」という。）は、資機材を借り受けようとするときは、事前に玉野市長又は瀬戸内市長（以下「資機材配置先の長」という。）を経由して資機材借受申請書（様式第1号）を知事に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、資機材を緊急に借受ける必要があるときは、口頭、電話等により借受けの申請を行うことができる。ただし、借受け後速やかに前項の申請書を提出しなければならない。

(借受申請)

第5条 知事は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに貸付けを決定し、資機材貸付決定通知書（様式第2号）を資機材配置先の長を通じ、申請者に交付するものとする。

2 事前の規定にかかわらず、資機材を緊急に借り受ける必要があるときは、口頭、電話等により借受けの申請を行うことができる。ただし、借受け後速やかに前項の申請書を提出しなければならない。

(貸付の条件)

第6条 前条の決定には、次の各号に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 次の経費は、市町村等が負担するものであること。
 - ① 資機材の引渡しおよび返納に要する経費
 - ② 資機材の借受期間中における資機材管理に要する経費
- (2) 資機材は、貸付け目的以外に使用しないこと。
- (3) 資機材は、貸付期間満了後すみやかに返還すること。ただし、知事が必要に応じて資機材の返還を要求したときは、直ちにこれに応じること。
- (4) 空中消火薬剤を使用したときは、使用した薬剤を補填すること。

(応援の要請)

第7条 市町村長等が、資機材の使用のために他市町村長等に応援を求めるときは、岡山県下消防相互応援協定第5条の規定により行うものとする。

(自衛隊の派遣要請)

第8条 市町村長等が、資機材の使用のために自衛隊の派遣を求めるときは、その手続きを併せて行うものとし、その要請は岡山県地域防災計画に定めるところによるものとする。

(引渡しおよび返還)

第9条 資機材の引渡しおよび返還は、知事が指定する日時および場所において行うものとする。

(損害賠償等)

第10条 市町村長等は、資機材の全部又は一部を亡失し、又はき損したときは、直ちにその旨を口頭、電話等により知事に届け出るとともに、その事実および事由についての報告書を知事に提出しなければならない。

2 市町村長等は、前項の亡失又はき損が自己の責めに帰すべき事由による場合は、すべて自己の責任において補填し、修理しなければならない。ただし、知事が特別の事情があると認めた場合は、この限りではない。

(使用報告書)

第11条 市町村長等は、第5条の規定による知事の貸付決定により借受けた資機材を使用したときは、使用後速やかに資機材使用報告書(様式第3号)を資機材配置先の長を通じ知事に提出しなければならない。

(使用記録簿)

第12条 知事は、資機材の貸付けおよび使用の状況について別に定める記録簿を作成するものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、資機材の運用について必要な事項は、別に定めるものとする。

(附 則)

この要綱は、平成8年4月1日から施行し、昭和51年2月25日付けの岡山県林野火災対策用空中消火機材運用要綱は、廃止する。

改正 平成12年8月1日 平成14年4月6日 平成22年12月1日

別表 1

資 機 材 配 置 先	玉野市滝馬ノ子池1640-2地先
資 機 材 保 管 責 任 者	玉野市消防本部消防長

品 名	規 格	数 量
空中消火用バスケット型散布装置	三脚、飛行安定板小 天蓋付き円筒(鉄製)7000入	10基
消 火 液 用 貯 水 槽	ナイロンターボリン製 2,5000入	6基
管 そ う	可変噴霧ノズル付き(50mm)1本 噴霧ノズル マークIIストップ付(65mm)1本	2本
吐 出 (U 型) 金 具	50mm 1基、65mm 2基	3基
ホ ー ス	50mm 20m 3本、65mm 20m 3本	6本
バケツ式消火装置用工具箱		3個
バケツ式消火装置用		10基

I D E A L ボ ッ ク ス		
バケツト式消火装置コード	大 7m 5本、小 2m 5本	10本
吹 き 流 し	ポール付	3組
消火装置用バッテリー	木箱入り(1組12V、5×2)	10基
バ ッ テ リ ー 充 電 器	HR-MAX50(ターミナル含む)	2台
ロ ー ラ ー コ ン ベ ア ー		4基
化 学 消 火 剤	フォレックスパンS	20缶
整 備 用 工 具	始動鋼、給油じょうご、プラグ、プラグレンチ、 両口スパナ、ドライバー、プライヤー、比重計	1式
可 搬 ポ ン プ		1台

別表 2

資 機 材 配 置 先	瀬戸内市邑久町本庄1795
資 機 材 保 管 責 任 者	瀬戸内市消防本部消防長

品 名	規 格	数 量
空中消火用バスケット型散布装置	三脚、飛行安定板小 天蓋付き円筒(鉄製)7000入	5基
消火液用貯水槽	ナイロンターボリン製 2,5000入	3基
バケツト式消火装置用 I D E A L ボ ッ ク ス		5基
バケツト式消火装置コード	大 7m 5本、小 2m 5本	10本
消火装置用バッテリー	箱入り(1組12V、5×2)	5基
バ ッ テ リ ー 充 電 器	HR-MAX50(ターミナル含む)	1台
ロ ー ラ ー コ ン ベ ア ー		2基
整 備 用 工 具	両口スパナ、ドライバー、プライヤー、比重計	1式
化 学 消 火 剤	フォレックスパン S	10缶

3 災害時における代替施設としての使用に関する協定書

(1) 大規模災害発生時における倉敷市の施設使用に関する協定書

大規模な災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害をいう。）の発生により、水島港湾合同庁舎が損壊、浸水、火災等の甚大な被害を受けて行政機能を喪失した場合（以下「被災時」という。）において、倉敷市の施設を使用することに関し、倉敷市長（以下「甲」という。）と水島港湾合同庁舎に入居する財務省神戸税関水島税関支署長・国土交通省中国運輸局岡山運輸支局水島海事事務所長・国土交通省海上保安庁第六管区海上保安本部水島海上保安部長（以下「乙」という。）との間で、次のとおり協定を締結する。

（使用の承諾）

第1条 甲は、被災時において、別紙の指定施設（以下「指定施設」という。）を乙が行政施設として使用することを承諾するものとする。

（使用の期間）

第2条 前条に規定する使用の期間は、被災時の原因となった大規模な災害が発生した日を起算日として、同日から原則として60日以内とする。

（使用の申出）

第3条 乙は、被災時に指定施設を使用しようとするときは、あらかじめ所定の申請書（以下「申請書」という。）を甲に提出するものとする。

ただし、緊急を要する場合は、口頭により申し出のうえ、事後、速やかに申請書を提出するものとする。

（使用期間の延長）

第4条 第2条に規定する使用期間の延長については、必要により甲乙が協議してこれを定めるものとする。

（使用料）

第5条 本協定に基づく指定施設の使用に係る使用料は、無償とする。

（原状回復）

第6条 乙は、指定施設の使用が終了したときは、当該施設を原状に復する責務を負うものとする。

（管理責任）

第7条 甲は、乙が指定施設を使用するに当たり発生した事故等に対する責任は一切負わないものとする。

（施設の変更）

第8条 被災時において、甲が指定施設の使用を承諾できない事態が生じた場合には、甲乙協議のうえ、指定施設を変更することができるものとする。

（疑義等の解決）

第9条 本協定書に定めのない事項及び本協定に関して疑義の生じた事項については、甲乙双方が協議して解決するものとする。

（適用）

第10条 本協定は、平成25年3月29日から適用する。

本協定の成立を証するため、本書4通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成25年3月29日

- 甲 岡山県倉敷市西中新田 640 番地
倉敷市
倉敷市長
- 乙 岡山県倉敷市水島福崎町 2 番 15 号
財務省神戸税関
水島税関支署
支 署 長
- 乙 岡山県倉敷市水島福崎町 2 番 15 号
国土交通省中国運輸局
岡山運輸支局水島海事事務所
所 長
- 乙 岡山県倉敷市水島福崎町 2 番 15 号
国土交通省海上保安庁
第六管区海上保安本部水島海上保安部
部 長

別紙

所 在 地	施 設 名	使 用 場 所
倉敷市水島北幸町 1 - 1	倉敷市水島支所	大会議室
倉敷市水島東千鳥町 1 - 50	倉敷市環境交流スクエア	環境学習教室

(2) 災害時における玉島消防署代替災害対策消防地区本部としての使用に関する協定書

倉敷市（以下「甲」という。）と学校法人作陽学園（以下「乙」という。）とは、災害時における消防業務の遂行のための玉島消防署代替災害対策消防地区本部（以下「災害対策消防地区本部」という。）としての施設使用について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定書は、甲が、乙の管理する施設の一部を災害対策消防地区本部として使用することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定書において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

(要請)

第3条 甲は、災害発生時において玉島消防署が倒壊等した場合、又は大規模地震が発生し津波襲来のおそれがある場合に、災害対策消防地区本部を開設する必要があると認めるときは、乙に対して災害対策消防地区本部としての施設利用を要請するものとする。

2 乙は、前条の要請を受けたときは、できる限り受諾するものとする。

(開設の通知)

第4条 甲は、施設を使用する場合には、乙に対し申請書を提出するが、事態が緊迫し事前に申請書を提出することができないときは、口頭による通知を行い、乙の承諾を受けて、乙の承認した施設を災害対策消防地区本部として開設することができるものとする。ただし、この場合、甲は、乙に対し事後速やかに申請書を提出し、許可を受けるものとする。

(災害対策消防地区本部として使用できる施設)

第5条 甲が災害対策消防地区本部として使用できる施設は、乙が管理するくらしき作陽大学の1号館122号室及びグラウンドとする。ただし、前記以外の施設が必要となった場合は、甲乙が協議して決定する。

(使用期間)

第6条 この協定における1号館122号室及びグラウンドの使用期間は、災害発生の日から14日以内とする。ただし、必要な場合は甲乙協議の上、14日以内の範囲で延長することができるものとし、さらに再延長が必要な場合は同様に取り扱うものとする。

(施設の利用)

第7条 施設の利用は無料とする。

(費用の負担)

第8条 電気、水道、ガスその他施設の管理運営に必要な経費（以下「管理経費」という。）のうち、甲の使用に係る経費については、甲の負担とする。

2 甲が負担する管理経費の算定方法については、別途協議の上定めるものとする。

(施設・備品の破損等の対応)

第9条 玉島消防署員の故意、又は過失により、施設内に破損が生じた場合は、甲が復旧にかかる費用を負担するものとする。

(施設利用者への配慮)

第10条 災害発生時に避難のため参集する学校法人作陽学園関係者及び地域住民等に対しては、十分、配慮するものとする。

(災害対策消防地区本部の終了)

第11条 甲は、乙の管理する施設について災害対策消防地区本部としての使用を終了する際には、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項、又はこの協定の解釈について疑義を生じた場合は、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(協定期間)

第13条 この協定書の有効期間は、締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、期間満了の日から3か月前までに甲または乙から協定の締結解除等の意思表示がないときは、当該期間は、1年間延長されるものとみなし、以後この例によるものとする。

甲と乙は、この協定書を証するため、本書を2通作成し、それぞれ署名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成26年7月1日

甲 倉敷市西中新田 640 番地
倉敷市 倉敷市長

乙 倉敷市玉島長尾 3515 番地
学校法人作陽学園 理事長

(3) 災害時における水島消防署代替災害対策消防地区本部としての使用に関する協定書

倉敷市（以下「甲」という。）と学校法人加計学園（以下「乙」という。）とは、災害時における消防業務の遂行のための水島消防署代替災害対策消防地区本部（以下「災害対策消防地区本部」という。）としての施設使用について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定書は、甲が、乙の管理する施設の一部を災害対策消防地区本部として使用することについて必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定書において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定めるものをいう。

（要請）

第3条 甲は、災害発生時において水島消防署が倒壊等した場合、又は大規模地震が発生し津波襲来のおそれがある場合に、災害対策消防地区本部を開設する必要があると認めるときは、乙に対して災害対策消防地区本部としての施設利用を要請するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、できる限り受諾するものとする。

（開設の通知）

第4条 甲は、施設を使用する場合には、乙に対し申請書を提出するが、事態が緊迫し事前に申請書を提出することができないときは、口頭による通知を行い、乙の承諾を受けて、乙の承認した施設を災害対策消防地区本部として開設することができるものとする。ただし、この場合、甲は、乙に対し事後速やかに申請書を提出し、許可を受けるものとする。

（災害対策消防地区本部として使用できる施設）

第5条 甲が災害対策消防地区本部として使用できる施設は、乙が管理するヘルスピア倉敷のセンター棟一階レストラン・鍼灸ケアセンター及び駐車場とする。ただし、駐車場が使用できない場合など前記以外の施設が必要となった場合は、甲乙が協議して決定する。

（使用期間）

第6条 この協定における施設の使用期間は、災害発生の日から14日以内とする。ただし、必要な場合は甲乙協議の上、14日以内の範囲で延長することができるものとし、さらに再延長が必要な場合は同様に取り扱うものとする。

（施設の利用）

第7条 施設の利用は無料とする。

（費用の負担）

第8条 電気、水道、ガスその他施設の管理運営に必要な経費（以下「管理経費」という。）のうち、甲の使用に係る経費については、甲の負担とする。

2 甲が負担する管理経費の算定方法については、別途協議の上定めるものとする。

（施設・備品の破損等の対応）

第9条 水島消防署員の故意、又は過失により、施設内に破損が生じた場合は、甲が復旧にかかる費用を負担するものとする。

(施設利用者への配慮)

第10条 災害発生時は参集するヘルスピア倉敷関係者及び地域住民等に対しては、十分配慮するものとする。

(災害対策消防地区本部の終了)

第11条 甲は、乙の管理する施設について災害対策消防地区本部としての使用を終了する際には、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項、又はこの協定の解釈について疑義を生じた場合は、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(協定期間)

第13条 この協定書の有効期間は、締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、期間満了日の3か月前までに甲または乙から協定の締結解除等の意思表示がないときは、当該期間は、1年間延長されるものとみなし、以後この例によるものとする。

甲と乙は、この協定書を証するため、本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成26年10月6日

甲 倉敷市西中新田 640 番地
倉敷市
倉敷市長

乙 岡山市北区理大町1丁目1番地
学校法人加計学園
理事長

4 公共機関の災害時協力体制

(1) 災害時における相互協力に関する覚書

倉敷市（以下「甲」という。）と倉敷市内郵便局（以下「乙」という。）は、倉敷市内に地震その他による災害が発生した時において、相互に協力し、円滑な救護活動を遂行するため、次のとおり覚書を締結する。

（用語の定義）

第1条 この覚書において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。

（協力要請）

第2条 甲及び乙は、倉敷市内に災害が発生し、次の各号について必要が生じた場合には、相互に協力を要請することができるものとする。ただし、災害の状況に応じ迅速に対応する必要があるときは、甲及び倉敷市を管轄する集配郵便局長（倉敷郵便局、児島郵便局、玉島郵便局、水島郵便局、茶屋町郵便局、天城郵便局及び長尾郵便局の局長をいう。）が相互に協力を要請することができるものとする。

- （1） 災害救助法（昭和22年法律第118号）適用時における郵便、為替貯金及び簡易保険の郵政事業に係る災害特別事務取扱い並びに救護対策の実施
- （2） 甲が所有し、又は管理する施設及び用地の使用
- （3） 乙が管理する施設及び用地の避難場所、物資集積場所等としての使用
- （4） 甲又は乙が収集した被災市民の避難先及び被災状況等の情報の相互提供
- （5） 避難場所における臨時の郵便差出箱等の設置
- （6） 前各号に掲げるもののほか、相互に協力できる事項

（協力の実施）

第3条 甲及び乙は、前条の規定による要請を受けたときは、その重要性に鑑み、協力するよう努めるものとする。

（経費の負担）

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、それぞれ要請をした者が適正な方法により算出した金額を負担するものとする。

2 前項の負担につき疑義が生じたときは、甲、乙協議し、負担すべき額を決定するものとする。

（災害対策本部設置の連絡）

第5条 甲及び乙は、災害対策本部を設置したときは、その旨を相互に連絡するものとする。

（災害情報等連絡体制の整備）

第6条 甲及び乙は、災害情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

（防災訓練への参加）

第7条 乙は、甲が各地域で実施する防災訓練等に必要に応じて参加することができるものとする。

（情報の交換）

第8条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換を行うものとする。

（連絡責任者）

第9条 この覚書に関する連絡責任者は、甲においては総務局総務部総務課長、乙においては倉敷郵便局総務課長とする。

(協議)

第10条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関し疑義が生じたときは、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙双方記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成9年11月7日

甲 倉敷市西中新田 640 番地
倉敷市
代表者 倉敷市長

乙 倉敷市鶴形 1 丁目 8 号 15 号
倉敷市内郵便局
代表者 倉敷郵便局長

倉敷市内郵便局 (59 局)

【倉敷地区】 20 局

倉敷局、天城局、倉敷中庄局、倉敷浜町局、倉敷本町局、倉敷羽島局、倉敷笹沖局、倉敷有城局、倉敷市役所内局、倉敷亀山局、倉敷寿町局、倉敷駅前局、倉敷白楽町局、倉敷酒津局、倉敷八王寺局、西阿知局、倉敷中島局、倉敷西富井局、倉敷老松局、倉敷大橋局

【茶屋町局】 1 局

茶屋町局

【庄地区】 1 局

庄局

【水島地区】 12 局

水島局、倉敷連島中央局、連島局、倉敷青葉町局、倉敷東塚局、呼松局、倉敷北畝局、倉敷鶴の浦局、倉敷広江局、倉敷中畝局、倉敷江長局、倉敷亀島二局

【玉島地区】 12 局

玉島局、長尾局、穂井田局、玉島富田局、玉島上成局、黒崎局、玉島通町局、沙美局、玉島天満局、玉島乙島局、玉島新町局、玉島前新田局

【児島地区】 13 局

児島局、郷内局、児島唐琴局、児島田の口局、児島上之町局、下津井局、児島稗田局、児島小川局、児島味野局、児島塩生局、児島赤崎局、児島大島局、児島下の町局

(2) 災害時における連絡・協力体制の実施に関する協定書

倉敷市（以下「甲」という。）と中国電力ネットワーク株式会社倉敷ネットワークセンター（以下「乙」という。）は、災害時の円滑な連絡体制及び協力体制の確立を図ることを目的として、次のとおり協定を締結する。

(連絡)

第1条 乙は、甲に対し、次に掲げる事項について、適時、情報提供する。

- (1) 停電発生時刻
- (2) 停電発生地域
- (3) 停電発生戸数
- (4) 停電復旧見込み
- (5) 停電原因
- (6) 停電復旧時刻

(連絡責任者)

第2条 甲及び乙は、連絡を円滑に処理するため、あらかじめ連絡責任者及び担当者を定める。

(協力)

第3条 甲は、停電に関し、次に掲げる乙からの協力要請内容に対して、適宜、協力する。

- (1) 住民からの問い合わせへの対応
- (2) 道路等の被災・復旧状況の乙への情報提供

(連携)

第4条 甲は、次に掲げる乙からの要請事項に関して、乙と協議の上、対応する。

- (1) 土砂崩れ及び倒木等により被災した道路の復旧又は仮設道路の設置
- (2) 除雪対応状況の情報提供

2 乙は、次に掲げる甲からの要請事項に関して、甲と協議の上、対応する。

- (1) 災害復旧活動に必要な土地の貸与
- (2) 災害復旧の中核となる甲が管理・所有する施設への電力供給設備の優先復旧

(要員派遣)

第5条 大規模災害発生時に、甲から要請された場合又は乙が必要と判断した場合は、乙は甲に災害対応要員を派遣する。派遣要員の職務は、停電状況、復旧状況等の甲への情報提供並びに第3条及び第4条第1項に定める甲からの情報収集とする。

(防災訓練)

第6条 甲及び乙は、災害対策を円滑に推進するため、甲又は乙が主催する防災訓練への参加の要請があれば可能な限り参加する。

(協定の変更)

第7条 この協定に定める事項につき、変更すべき事由が生じたときは、甲及び乙は、いずれからもその変更を申し出ることができる。

(運用)

第8条 この協定の実施に必要な要綱については、甲及び乙が協議の上、別に定める。

(その他)

第9条 この協定に定めた事項について疑義を生じたとき、又は定めのない事項については、甲及び乙が協議して定める。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

附則

- 1 この協定は、令和2年10月23日から実施する。
- 2 平成30年4月19日付けで締結した「災害時における連絡体制及び協力体制に関する協定書」は令和2年10月22日をもって廃止する。

令和2年10月23日

甲	倉敷市西中新田 640 番地	乙	倉敷市中庄 2293 番地の 2
	倉敷市		中国電力ネットワーク株式会社
	倉敷市長		倉敷ネットワークセンター所長

災害時における連絡体制及び協力体制に関する協定の実施要綱

(目的)

第1条 災害時における連絡体制及び協力体制に関する協定(以下「協定」という。)第8条に基づき、倉敷市(以下「甲」という。)と中国電力ネットワーク株式会社倉敷ネットワークセンター以下「乙」という。)との協定の実施に必要な事項を定める。

(連絡体制の確立)

第2条 乙が警戒体制又は非常体制に入った時点で、甲及び乙は、相互連絡体制を整え、乙は甲に連絡する。

(連絡体制の解除)

第3条 乙の警戒体制又は非常体制が解除された時点で、甲及び乙は、相互連絡体制を解除し、乙は甲に連絡する。

(連絡方法)

第4条 甲及び乙の相互連絡は、直通電話、ファクシミリ及び電子メールによる。

(連絡時期及び連絡内容)

第5条 乙は、停電発生時には、協定第1条に定める事項を、乙の定める様式により、原則として毎正時及び必要の都度、甲に連絡する。

(連絡責任者及び担当者)

第6条 協定第2条に定める連絡責任者及び担当者は、別表のとおりとする。

(経費の負担)

第7条 甲及び乙が協定に定めた事項を履行するに当たり必要となる費用は、甲及び乙がそれぞれで負担する。

(協力及び連携)

第8条 協定に定めた協力及び連携の実施については、甲又は乙がそれぞれの業務に支障ない範囲で行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めた事項について疑義を生じたとき、又は定めのない事項については、甲、乙協議の上解決する。

(附則)

この要綱は、協定の発効日から適用する。

別表

連絡先（連絡責任者・部署）				
倉敷市防災危機管理室			防災推進課 課長主幹	
中国電力 ネットワーク 株式会社	防災体制 発令前 (平時)	平日 昼 間	①倉敷ネットワークセンター	副所長
			②岡山ネットワークセンター	総務課 地域・環境担当
		夜間 ・ 休日	NWサービスセンター	
	防災体制 発令中 (災害時)	岡山ネットワークセンター		災害対策(準備) 本部広報班

(3) 災害時における連絡・協力体制の実施に関する協定書

倉敷市（以下「甲」という。）と岡山ガス株式会社（以下「乙」という。）及び水島ガス株式会社（以下「丙」という。）とは、災害時における連絡・協力体制の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、倉敷市域に災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、甲における防災体制が非常体制に移行した時点で、あるいは乙又は丙が社内の非常体制に入った時点で、甲と乙又は丙とが相互に連絡・協力体制を確立する上で、必要な事項を定めるものとする。

(遵守)

第2条 甲と乙又は丙は、お互いに連携する中で、倉敷市地域防災計画の趣旨を尊重し、市民生活の安定に寄与するため、安定供給の確保に努めることはもとより、迅速かつ正確なガス供給施設被害の災害情報を提供し広報するよう努めるものとする。

(連絡方法)

第3条 甲と乙又は丙の相互連絡は、電話及びファクシミリによるものとする。

(連絡時期および連絡内容)

第4条 甲は、防災体制が非常体制に移行した時点において、乙又は丙に連絡するものとする。

2 乙又は丙は、市域にガス供給施設被害が発生した時には、別に定めるガス供給施設被害情報連絡票により、発生時刻、発生区域、供給停止戸数、復旧見込みをすみやかに甲に連絡し、復旧完了時刻まで継続的に連絡を密にするものとする。

(連絡体制の解除)

第5条 甲の防災体制が解かれた時点で、あるいは乙又は丙の非常体制が解除された時点で、甲と乙又は丙の相互連絡体制を解除する。

(協議)

第6条 災害時における連絡・協力体制の実施において、この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲と乙及び丙が協議して定めるものとする。

(有効期限)

第7条 この協定は、協定締結の日からその効力を生じるものとし、甲と乙又は丙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続する。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙丙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成18年10月31日

甲	倉敷市西中新田 640 番地 倉敷市 倉敷市長	乙	倉敷市中央 1-2-20 岡山ガス株式会社 取締役倉敷営業所
---	-------------------------------	---	--------------------------------------

丙	倉敷市水島福崎町 3-30 水島ガス株式会社 取締役供給部長
---	--------------------------------------

(4) 災害時における情報交換に関する協定書

国土交通省中国地方整備局長（以下「甲」という。）と倉敷市長（以下「乙」という。）は、倉敷市の区域において災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害発生時等」という。）の情報交換について、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が連携を図り、倉敷市民の生命、身体及び財産の安全並びに生活を確保するための迅速かつ円滑な対応を図ることを目的とする。

（協力体制）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、災害発生時等の初動段階から緊密な情報交換が行えるように、相互に協力して必要な体制を整えるものとする。

（現地情報連絡員の派遣）

第3条 甲は、災害発生時等の状況により、甲及び乙が行う応急対策並びに甲が行う支援の円滑な実施に資するため必要と認めるときは、倉敷市災害対策本部等に職員を現地情報連絡員として派遣し、情報交換にあたらせるものとする。

（平常時の連携）

第4条 甲及び乙は、この協定の実施に関して必要となる連絡体制の整備その他必要と認められる事項について、訓練及び会議の開催等を通じて平常時からの連携に努めるものとする。

（その他）

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

上記のとおり協定を締結した証として、本書2通を作成し、甲、乙押印の上、各自その1通を保有する。

平成23年7月8日

甲 国土交通省 中国地方整備局長

乙 倉敷市 倉敷市長

5 医療に係る相互応援

災害時の医療救護活動についての協定書

倉敷市を「甲」とし、公益社団法人倉敷市連合医師会を「乙」とし、甲、乙間において次のとおり協定を締結する。

(総則)

第1条 この協定は、倉敷市地域防災計画（以下「市防災計画」という。）及び岡山県石油コンビナート等防災計画（以下「県防災計画」という。）に基づき、甲が災害の発生時に行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

2 前項に規定する災害は、航空機事故、列車事故その他の集団的に傷病者が発生する大規模な事故を含むものとする。

(医療救護班の派遣)

第2条 乙は、甲の要請によって医療救護班の派遣が必要であると認めた場合は、次に掲げる者により医療救護班を編成し、医療救護活動を実施するものとする。

- (1) 医師
- (2) 看護師
- (3) その他補助事務者

2 乙は、前項に規定する医療救護活動の調整を行う医師を倉敷市保健所対策本部に派遣する。

3 乙は、派遣されたDMAT（災害派遣医療チーム）・JMAT（日本医師会災害医療チーム）等と協力して医療救護活動を実施するものとする。

4 乙は、緊急やむを得ない事情により、甲の要請を受ける前に医療救護班を編成し、派遣した場合は、速やかに甲に報告し、その承認を得るものとする。この場合において、甲が承認した乙の医療救護班は、甲の要請に基づく医療救護班とみなすものとする。

(医療救護班の業務)

第3条 医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者に対する応急処置及び医療
- (2) 傷病者の傷病の程度判定（トリアージ）
- (3) 傷病者の後方医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
- (4) 被災者の死亡の診断及び死体の検案

(医療救護班の活動場所)

第4条 乙が編成する医療救護班が前条の業務を実施する場所は、次のとおりとする。

- (1) 甲が避難所等に設置する医療救護所
- (2) 甲が巡回救護を行う必要があると認める場所
- (3) 甲が必要に応じて設置する巡回救護所
- (4) 乙が必要と認めた医療施設

(医療救護班との連絡調整)

第5条 出動した医療救護班の医療救護活動に係る連絡調整は、甲が指定する責任者と乙が協議して行うものとする。

(医薬品等)

第6条 第4条第1号から第3号に規定する場所(以下「医療救護所等」という。)における医療救護活動に必要な医薬品等は、原則として甲が岡山県から調達し、医療救護班はそれを使用するものとする。

2 医療救護所等での医療救護活動に必要な物資のうち医薬品等以外のものは、甲が調達する。

(医療費)

第7条 医療救護所等における医療救護活動に係る医療費は、無料とする。

2 第4条第4号に規定する医療施設における医療救護活動に係る医療費は、原則として傷病者が負担するものとする。

(費用弁償等)

第8条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

(1) 医療救護活動の従事者に対する実費弁償に要する経費

(2) 医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の当該医薬品等の実費及び医療救護班が新たに医薬品等を調達した場合の当該医薬品等の実費

(3) 医療救護班の編成及び派遣に要する経費

(4) 医師等が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の補償

(業務に起因する事故の処理及び損害賠償責任)

第9条 医療救護班が実施する業務において事故が生じた場合は、医療救護班は乙に報告し、報告を受けた乙は、その内容を甲に報告するものとする。

2 甲は、前項の規定による報告に係る事故について、責任をもってその処理に当たるものとする。

3 甲は、第1項の規定による報告に係る事故により損害を受けた者に対し、健康被害に対する救済措置を講じるとともに、その損害を速やかに補てんするものとする。ただし、その損害が業務を担当した医療救護班の班員の故意又は重大な過失によるものである場合においては、甲は、当該班員に対し求償権を有するものとする。

(事故に関連する損失)

第10条 医療救護班が実施する業務における事故が当該業務を担当した医療救護班の班員の責めに帰すべからざる事由により生じた場合で、当該班員がその事故に関連して医業上の不利益その他の損失を受けたとき又はそのおそれがあるときは、甲は、その損失を補償し、又はこれを防止するために適切な措置を講じるものとする。

2 前項に規定する医業上の損失については、事故発生月から12箇月間を補償対象期間とし、この期間の前項の当該班員の実質収入額と平常に医業を営んだ場合に相当と認められる収入額との差額を当該班員に補償するものとする。

(損害賠償等調査委員会)

第11条 前2条に定める諸措置については、甲が乙と協議して設置する損害賠償等調査委員会の意見に基づいて処置するものとする。

2 損害賠償等調査委員会の組織及び権限は、別に定めるところによる。

(災害救助法との関係)

第12条 災害救助法（昭和22年法律第118号）による指定を受けた場合は、本協定は指定日から災害救助法の定めによる。

(協定の期間)

第13条 この協定の期間は、協定成立の日から令和3年3月31日までとする。ただし、期間満了1箇月前に甲、乙双方のいずれか一方から異議の申出がない場合は、協定期間は更に1年延長するものとし、以後同様とする。

(細目)

第14条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項については、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙双方記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和2年4月1日

甲 倉敷市西中新田640番地

倉敷市

倉敷市長 伊東 香織

乙 倉敷市幸町3番20号

公益社団法人倉敷市連合医師会

会長 西原 洋浩

6 通信・情報伝達に係る相互応援

(1) 災害対策基本法に基づく通信施設の優先利用等に関する協定

災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第57条に規定する通信設備の優先利用等に関して、倉敷市長（以下「甲」という。）と岡山県警察本部長（以下「乙」という。）は災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第22条の規定による協議に基づいて、次のとおり協定する。

なお、同法第79条に規定する通信設備の優先利用等に関する事務の取扱いについても本協定を準用する。

第1条 甲が法第57条の規定に基づき警察が専用する公衆電気通信設備を優先的に利用し、または警察の有線電気通信設備若しくは無線設備を使用する場合は、本協定の定めるところによるものとする。

第2条 甲が法第57条の規定に基づき利用又は使用（以下「使用等」という。）することができる警察が専用する公衆電気通信設備又は警察の有線電気通信設備若しくは無線設備（以下「警察通信設備」という。）は、警察有線電話、警察無線電話及び警察無線電信とする。

第3条 甲は、法第57条の規定に基づき警察通信設備を使用等する場合は、乙が指定した者（以下「通信統制官」という。）に対して、次の事項を申し出てその承認を受けるものとする。

- (1) 使用等しようとする警察通信設備
- (2) 使用等しようとする理由
- (3) 通信の内容
- (4) 発信者及び受信者

第4条 通信統制官は、前条の申し出を受けた場合において、その内容が法第57条の規定に適合し警察通信で到達可能と認めるときは、その使用等を承認するものとする。この場合において、受付けた通信の取扱順位の決定は、通信統制官が当該通信の緊急性、通話の内容、受付け順位等を勘案して決定するものとする。

第5条 甲は、法第56条の規定に基づく通知又は要請を行う場合の対象者及び当該対象者に対する平素時における連絡方法等警察通信設備の使用等に関する参考事項をあらかじめ通信統制官として指定された者に連絡しておくものとする。

第6条 本協議に基づく警察通信設備の使用等に関しては、原則として、警察通信設備の新設若しくは増設又は通信機器の貸与は行わないものとする。

第7条 この協定は、昭和42年10月20日から効力を生ずるものとする。

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義を生じたときは、必要に応じて、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定締結の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各1通を保有するものとする。

昭和42年10月20日

甲 倉敷市長

乙 岡山県警察本部長

(2) 倉敷市災害緊急放送に関する協定書

倉敷市（以下「甲」という。）と株式会社エフエムくらしき（以下「乙」という。）とは、倉敷市災害緊急放送の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、倉敷市域に災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に、甲が乙の放送整備を使用して災害に関する緊急放送を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

（遵守）

第2条 甲及び乙は、互いに倉敷市地域防災計画の趣旨を尊重し、市民生活の安定に寄与するため、迅速で正確な災害情報を提供するよう努めるものとする。

（緊急放送の実施）

第3条 災害緊急放送は、乙が管理する放送整備を使用し、乙が予定する放送番組に優先して行うものとする。

2 災害緊急放送は、倉敷市災害緊急放送要領に基づき行うものとする。

（費用負担）

第4条 災害緊急情報伝達装置の設備及び修理に要する費用は、乙の負担とする。

2 乙は、放送設備の使用料、災害緊急放送の実施に伴う乙の人件費その他災害緊急放送に要する一切の費用を甲に対して請求しないものとする。

3 前2項にかかわらず、甲が緊急情報伝達を行う上で、新たな装置を導入する必要があると認めた場合は、この限りでない。なお、この場合の導入費用の負担は、甲、乙協議して定めるものとする。

4 災害緊急放送の実施により同時刻に予定していた広告が放送できなかったときは、乙は、自己の責任と負担において、その解決を図るものとする。

（協議）

第5条 災害緊急放送の実施において、この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

（協定の期間）

第6条 この協定の効力は、協定締結の日から平成18年3月31日までとする。

2 協定期間満了日の1ヵ月前までに、甲又は乙から何らの異議申し立てのない場合は、協定期間は、更に1年間延期されるものとし、以降も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

平成17年8月2日

甲 倉敷市西中新田640番地
倉敷市
倉敷市長

乙 倉敷市白楽町520番地の28
株式会社 エフエムくらしき
代表取締役

○ 倉敷市災害緊急放送要領

第1 総 側

1 目 的

災害緊急放送は、倉敷市域における突発的な災害に際し、災害そのものの情報、被害の状況、ライフラインに関する情報、災害救助及び災害支援の状況等災害に関する情報を正確かつ迅速に報道し、もって市民生活の安定を図ることを目的とする。

2 基本姿勢

災害緊急放送に際しての留意事項は、次のとおりとする。

- (1) 災害情報に関しては、倉敷市（以下「甲」という。）及び株式会社エフエムくらしき（以下「乙」という。）は、地域住民に対して、可能な限り情報提供に努めるものとする。
- (2) 情報提供において、報道機関の公平性を確保するものとする。

3 災害緊急放送

災害緊急放送とは、倉敷市域において災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、甲は、災害の種類及び災害緊急放送基準に基づき、乙の管理する放送設備を使用し、乙が予定する放送番組に優先して臨時に行う放送をいうものとする。

(1) 災害緊急放送実施者及び災害緊急放送方式

災害緊急放送実施者及び災害緊急放送方式は、次のとおりとする。

災害緊急放送実施者	災 害 緊 急 放 送 方 式	
株式会社エフエムくらしき	スタジオ放送	災害情報を乙のアナウンサーがスタジオから放送する。
倉 敷 市	割り込み放送	災害情報を甲の職員が、職場から割り込み放送する。

(2) 災害の種類及び災害緊急放送基準

ア 災害の種類及び災害緊急放送基準は、次のとおりとする。

災害の種類	災 害 緊 急 放 送 基 準	
	スタジオ放送基準	割り込み放送基準
火 災	大規模火災等市民に知らせる必要のある火災	
地 震	震度4以上の地震（津波に関する情報を含む。）から放送する。	
風 水 害 等	警報発表により放送する。	災害対策本部又は水防本部が必要と判断したとき。
大規模な事故 その他の災害	突発的な災害が発生し、又は発生のおそれがあるとき。	

イ アに掲げるものの他、災害の種類及び災害緊急放送基準は、第5の2に定めるところによる。

(3) 災害緊急放送時間帯区分

災害緊急放送時間帯区分は、次のとおりとする。ただし、乙においては放送時間の延長等を行う場合は、事前に甲に連絡するものとする。

区 分	ス タ ジ オ 放 送	割 り 込 み 放 送
月曜日から金曜日まで	午前6時から午後9時まで	午前0時から午前6時まで 午後9時から午前0時まで
土曜日及び日曜日	午前9時から午後5時まで	午前0時から午前9時まで 午後5時から午前0時まで

(4) 割り込み放送

ア 割り込み放送は、電話回線を使って暗証番号により、甲の職員が職場から直接放送するものとする。

イ 割り込み放送の方法は、乙が別に定める。

ウ 次に掲げる者は、割り込み放送に係る電話番号及び暗証番号を管理するものとする。

(ア) 総務局総務部防災対策課長

(イ) 消防局警防課長

(ウ) 市長公室公聴広報課長

(5) 報 告

ア 甲の担当部署は、割り込み放送を行った場合、事後速やかに乙に連絡するものとする。

イ 甲及び乙は、協力して災害緊急放送実施報告書を毎月作成するものとする。

(6) 試験放送の実施

甲は、乙と協議の上、必要に応じて災害緊急情報伝達装置の機器点検を兼ねて試験放送を行なうものとする。

第2 火 災

火災に関する災害緊急放送は、次によるものとする。

1 火災緊急放送基準

(1) スタジオ放送

ア スタジオ放送は、乙が行うものとする。

イ スタジオ放送は、大規模火災等市民に知らせる必要のある火災が発生したとき行うものとする。

(2) 割り込み放送

ア 割り込み放送は、消防局が行うものとする。

イ 割り込み放送は、大規模火災等市民に知らせる必要のある火災が発生したとき行うものとする。

(3) 手 順

ア 火災情報は、消防局から乙へのFAXにより送付するものとする。

イ FAXによる送付は、昼夜にかかわらず、その都度行うものとする。

火 災 緊 急 放 送

区 分	ス タ ジ オ 放 送	割 り 込 み 放 送
昼 間	大規模火災等市民に知らせる必要のある火災	原則として放送しない。
夜 間	原則として放送しない。	大規模火災等市民に知らせる必要のある火災

備考

1 昼間とは、月曜日から金曜日までにあつては、午前6時から午後9時までをいい、土曜日及び日曜日にあつては、午前9時から午後5時までをいう。(以下同じ。)

2 夜間とは、月曜日から金曜日までにあつては、午前0時から午前6時まで及び午後9時から午前0時までをいい、土曜日及び日曜日にあつては、午前0時から午前9時まで及び午後5時から午後0時までをいう。(以下同じ。)

第3 地 震

地震に関する災害緊急放送は、次によるものとする。

1 地震緊急放送基準

(1) スタジオ放送

ア スタジオ放送は、乙が行うものとする。

イ スタジオ放送は、震度4以上の地震及び津波に関する情報から行うものとする。

(2) 割り込み放送

- ア 割り込み放送は、消防局が行うものとする。
- イ 割り込み放送は、震度4以上の地震及び津波に関する情報から行うものとする。

(3) 手順

- ア 地震及び津波の情報は、消防局から乙へFAXにより送付するものとする。
- イ FAXによる送付は、昼夜にかかわらず、その都度行うものとする。

地震緊急放送

区分	スタジオ放送	割り込み放送
昼間	震度4以上の地震（津波に関する情報を含む。）から放送する。	原則として放送しない。
夜間	原則として放送しない。	震度4以上の地震（津波に関する情報を含む。）から放送する。

第4 風水害等

風水害等（風水害に関連する河川決壊を含む。）に関する災害緊急放送は、次によるものとする。

1 風水害等緊急放送基準

(1) スタジオ放送

- ア スタジオ放送は、乙が行うものとする。
- イ スタジオ放送は、気象業務法（昭和27年法律第165号）第13条に基づく警報から行うものとする。
- ウ その他災害対策本部又は水防本部からの要請により、スタジオ放送を行うものとする。

(2) 割り込み放送

乙の社員が在局しない場合において、災害発生等の際に災害対策本部又は水防本部が災害緊急放送を必要としたときは、災害対策本部又は水防本部から割り込み放送をすることができるものとする。

(3) 手順

風水害等に関する情報は、乙が災害対策本部又は水防本部から入手することとする。

風水害等緊急放送

区分	スタジオ放送	割り込み放送
昼間	警報発表により放送する。	原則として放送しない。
夜間	原則として放送しない。	災害対策本部又は水防本部が必要と判断したときは、放送する。

第5 その他災害緊急放送

第2から第4までに定めるもののほか、災害緊急放送は次によるものとする。

- 1 火災、地震及び風水害以外の大規模な災害が、突発的に発生し、又はそのおそれがあるときは、甲は、昼夜にかかわらず、割り込み放送をすることができるものとする。
- 2 甲は、次に掲げる場合で、市民への呼び掛け、周知等が必要なときは、昼夜にかかわらず、割り込み放送をすることができるものとする。
 - (1) 倉敷市域において災害による被害が生じ、又はそのおそれがあるため、市民生活が混乱し、又はそのおそれがある場合
 - (2) (1)に掲げるもののほか、市民への情報提供又は注意の喚起が必要である場合

附 則

この要領は、平成9年10月20日から施行する。

(3) アマチュア無線による災害時応援協定

倉敷市（以下「甲」という。）と社団法人日本アマチュア無線連盟（以下「乙」という。）とは、災害時における情報の収集及び伝達（以下「情報の収集等」という。）に関して次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、倉敷市内において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項第1号に規定する災害の発生時に、倉敷市災害対策本部条例（昭和42年2月1日条例第8号）に基づき災害対策本部が設置された場合において、甲の要請に乙が協力して実施する情報の収集等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（通信活動の性格）

第2条 情報の収集は、電波法（昭和25年法律第131号）第52条第1項第4号に規定する非常通信の範囲において、ボランティア精神に基づいて行う活動とする。

（情報の収集等の要請）

第3条 甲は、災害時において、有線通信を利用することができないとき又は有線通信を利用することが著しく困難なときは、必要に応じて情報の収集等の項目又は内容（以下「要請内容」という。）を明らかにして乙に要請することができることとする。

（要請による活動）

第4条 乙は、前条の規定により甲の要請を受けたときは、その指定する役員又はクラブ局を通じて組織的に情報の収集等を行うものとする。

2 乙は、甲の要請内容にかかわらず、特に必要と思われる災害情報については甲に情報提供することができることとする。

3 乙は、情報の収集等のため、必要に応じて、情報連絡員を災害対策本部に派遣することができる。

（情報の収集等の訓練）

第5条 甲及び乙は、情報の収集等を迅速かつ的確に行うため、共同して訓練を行うものとする。

（窓口連絡）

第6条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては倉敷市総務局総務部防災対策課とし、乙においては岡山県支部事務局とする。

（協議）

第7条 この協定の実施に関し必要な事項、協定に定めない事項又は疑義を生じた事項は、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成14年5月16日

甲 倉敷市西中新田640番地
倉敷市
倉敷市長

乙 岡山県都窪郡早島町若宮7-6
社団法人 日本アマチュア無線連盟
岡山県支部 支部長

(4) 倉敷市災害緊急放送に関する協定書

倉敷市（以下「甲」という。）と株式会社倉敷ケーブルテレビ（以下「乙」という。）とは、倉敷市災害緊急放送の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、倉敷市域に災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に、乙が災害に関する緊急放送（以下「災害緊急放送」という。）を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

(遵守)

第2条 甲及び乙は、互いに倉敷市地域防災計画の趣旨を尊重し、市民生活の安定に寄与するため、迅速で正確な災害情報を提供するよう努めるものとする。

(緊急放送の実施)

第3条 災害緊急放送は、乙が所有する放送設備を使用し、乙が予定する放送番組に優先して行うものとする。

2 災害緊急放送は、倉敷市災害緊急放送要領に基づき行うものとする。

(費用負担)

第4条 災害緊急情報伝達装置の設備及び修理に要する費用は、乙の負担とする。

2 乙は、放送設備の使用料、災害緊急放送の実施に伴う乙の人件費、その他災害緊急放送に要する一切の費用を甲に対して請求しないものとする。

3 災害緊急放送の実施により同時刻に予定していた広告が放送できなかったときは、乙は、自己の責任と負担において、その解決を図るものとする。

(協議)

第5条 災害緊急放送の実施において、この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

(協定の期間)

第6条 この協定の効力は、協定締結の日から平成17年3月31日までとする。

2 協定期間満了日の1ヵ月前までに、甲又は乙から何らの異議申立てのない場合は、協定期間は、更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

平成16年12月27日

甲 倉敷市西中新田640番地
倉敷市
倉敷市長

乙 倉敷市西富井654-6
株式会社 倉敷ケーブルテレビ
代表取締役

○ 倉敷市災害緊急放送要領

第1 総 側

1 目 的

災害緊急放送は、倉敷市域における突発的な災害に際し、災害そのものの情報、被害の状況、ライフラインに関する情報、災害救助及び災害支援の状況等災害に関する情報を正確かつ迅速に報道し、もって市民生活の安定を図ることを目的とする。

2 基本姿勢

災害緊急放送に際しての留意事項は、次のとおりとする。

- (1) 災害情報に関しては、倉敷市（以下「甲」という。）及び株式会社倉敷ケーブルテレビ（以下「乙」という。）は、地域住民に対して、可能な限り情報提供に努めるものとする。
- (2) 情報提供において、報道機関の公平性を確保するものとする。

3 災害緊急放送

災害緊急放送とは、倉敷市域において災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、甲は、災害の種類及び災害緊急放送基準に基づき、乙の所有する放送設備を使用し、乙が予定する放送番組に優先して臨時に行う放送をいうものとする。

(1) 災害緊急放送方式

災害緊急放送方式は、次のとおりとする。

株式会社 倉敷 ケーブルテレビ	スタジオ放送	乙のアナウンサーは、災害情報をスタジオから放送する。この場合において、乙は、甲から災害情報を収集するものとする。
	緊急放送テロップ	状況及び必要性に応じて、乙で使用するものとする。

(2) 災害の種類及び災害緊急放送基準

ア 災害の種類及び災害緊急放送基準は、次のとおりとする。

災 害 の 種 類	災 害 緊 急 放 送 基 準
火 災	大規模火災等市民に知らせる必要のある火災
地震及び津波	甲又は乙が必要と判断したとき
風 水 害	災害が発生し、又は発生のおそれがある場合
大規模な事故その他の災害	突発的な災害が発生し、又は発生のおそれがあるとき

イ アに掲げるものの他、災害の種類及び災害緊急放送基準は、次によるものとする。

- (ア) 倉敷市域において災害による被害が生じ、又はそのおそれがあるため、市民生活が混乱し、又はそのおそれがある場合
- (イ) (ア)に掲げるもののほか、市民への情報提供又は注意の喚起が必要である場合

(3) 災害緊急放送時間帯

区 分	放送時間帯
スタジオ放送	必要に応じて対応
緊急テロップ放送	24 時間

(4) 試験放送の実施

甲は、乙と協議の上、必要に応じて災害緊急情報伝達装置の機器点検を兼ねて試験放送を行なうものとする。

第2 報 告

- 1 甲は、災害対策本部を設置又は廃止したときは、遅滞なく乙にその旨を連絡する。
- 2 乙は、放送終了等の場合、その旨を甲に連絡する。

附 則

この要領は、平成16年12月27日から施行する。

(5) 倉敷市災害緊急放送に関する協定書

倉敷市（以下「甲」という。）と玉島テレビ放送株式会社（以下「乙」という。）とは、倉敷市災害緊急放送の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、倉敷市域に災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に、乙が災害に関する緊急放送（以下「災害緊急放送」という。）を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

(遵守)

第2条 甲及び乙は、互いに倉敷市地域防災計画の趣旨を尊重し、市民生活の安定に寄与するため、迅速で正確な災害情報を提供するよう努めるものとする。

(緊急放送の実施)

第3条 災害緊急放送は、乙が所有する放送設備を使用し、乙が予定する放送番組に優先して行うものとする。

2 災害緊急放送は、倉敷市災害緊急放送要領に基づき行うものとする。

(費用負担)

第4条 災害緊急情報伝達装置の設備及び修理に要する費用は、乙の負担とする。

2 乙は、放送設備の使用料、災害緊急放送の実施に伴う乙の人件費、その他災害緊急放送に要する一切の費用を甲に対して請求しないものとする。

3 災害緊急放送の実施により同時刻に予定していた広告が放送できなかったときは、乙は、自己の責任と負担において、その解決を図るものとする。

(協議)

第5条 災害緊急放送の実施において、この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

(協定の期間)

第6条 この協定の効力は、協定締結の日から平成17年3月31日までとする。

2 協定期間満了日の1ヵ月前までに、甲又は乙から何らの異議申立てのない場合は、協定期間は、更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

平成16年12月27日

甲 倉敷市西中新田640番地
倉敷市
倉敷市長

乙 倉敷市玉島阿賀崎1-1-2
玉島テレビ放送株式会社
代表取締役

○ 倉敷市災害緊急放送要領

第1 総 則

1 目 的

災害緊急放送は、倉敷市域における突発的な災害に際し、災害そのものの情報、被害の状況、ライフラインに関する情報、災害救助及び災害支援の状況等災害に関する情報を正確かつ迅速に報道し、もって市民生活の安定を図ることを目的とする。

2 基本姿勢

災害緊急放送に際しての留意事項は、次のとおりとする。

- (1) 災害情報に関しては、倉敷市（以下「甲」という。）及び玉島テレビ放送株式会社（以下「乙」という。）は、地域住民に対して、可能な限り情報提供に努めるものとする。
- (2) 情報提供において、報道機関の公平性を確保するものとする。

3 災害緊急放送

災害緊急放送とは、倉敷市域において災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、甲は、災害の種類及び災害緊急放送基準に基づき、乙の所有する放送設備を使用し、乙が予定する放送番組に優先して臨時に行う放送をいうものとする。

(1) 災害緊急放送方式

災害緊急放送方式は、次のとおりとする。

玉島テレビ放送 株式会社	スタジオ放送	乙のアナウンサーは、災害情報をスタジオから放送する。この場合において、乙は、甲から災害情報を収集するものとする。
	緊急放送テロップ	状況及び必要性に応じて、乙で使用するものとする。

(2) 災害の種類及び災害緊急放送基準

ア 災害の種類及び災害緊急放送基準は、次のとおりとする。

災 害 の 種 類	災 害 緊 急 放 送 基 準
火 災	大規模火災等市民に知らせる必要のある火災
地震及び津波	甲又は乙が必要と判断したとき
風 水 害	災害が発生し、又は発生のおそれがある場合
大規模な事故その他の災害	突発的な災害が発生し、又は発生のおそれがあるとき

イ アに掲げるものの他、災害の種類及び災害緊急放送基準は、次によるものとする。

(ア) 倉敷市域において災害による被害が生じ、又はそのおそれがあるため、市民生活が混乱し、又はそのおそれがある場合

(イ) (ア)に掲げるもののほか、市民への情報提供又は注意の喚起が必要である場合

(3) 災害緊急放送時間帯

区 分	放送時間帯
スタジオ放送	必要に応じて対応
緊急テロップ放送	24 時間

(4) 試験放送の実施

甲は、乙と協議の上、必要に応じて災害緊急情報伝達装置の機器点検を兼ねて試験放送を行なうものとする。

第2 報 告

- 1 甲は、災害対策本部を設置又は廃止したときは、遅滞なく乙にその旨を連絡する。
- 2 乙は、放送終了等の場合、その旨を甲に連絡する。

附 則

この要領は、平成16年12月27日から施行する。

(6) 災害に係る情報発信等に関する協定

倉敷市（以下「甲」という。）とLINE ヤフー株式会社（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害、及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第2条第4項に規定する武力攻撃災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、倉敷市内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、甲が市民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ甲の行政機能の低下を軽減させるため、甲と乙が互いに協力して様々な取り組みを行うことを目的とする。

（協定の内容）

第2条 この協定における取り組みの内容は次の中から、甲及び乙の両者の協議により具体的な内容及び方法について合意が得られたものを実施するものとする。

(1) 乙が、甲の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、甲の運営するホームページのキャッシュサイトを乙サービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。

(2) 甲が、倉敷市内の避難所等の防災情報を乙に提供し、乙が、これらの情報を平常時から乙サービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。

(3) 甲が、倉敷市内の避難情報、避難指示等の緊急情報を乙に提供し、乙が、これらの情報を乙サービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。

(4) 甲が、災害発生時の倉敷市内の被害状況、ライフラインに関する情報及び避難所におけるボランティア受入れ情報を乙に提供し、乙が、これらの情報を乙サービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。

(5) 甲が、倉敷市内の避難所等において不足している物資に関する情報を乙に提供し、乙が、この物資に関する情報を乙サービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。

2 甲及び乙は、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先及びその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。

3 第1項各号に関する事項及び同項に記載のない事項についても、甲及び乙は、両者で適宜協議を行い、決定した取り組みを随時実施するものとする。

（費用）

第3条 前条に基づく甲及び乙の対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

（情報の周知）

第4条 乙は、甲から提供を受ける情報について、甲が特段の留保を付さない限り、この協定の目的を達成するため、乙が適切と判断する方法（提携先への提供、乙サービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、乙は、この協定の目的以外のために2次利用をしてはならないものとする。

（協定の公表）

第5条 この協定締結の事実及び協定の内容を公表する場合、甲及び乙は、その時期、方法及び内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

(有効期間)

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了前までに甲乙いずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって、この協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、さらに1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた事項については、甲乙双方で協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和元年6月28日

甲 倉敷市西中新田640番地
倉敷市
倉敷市長

乙 東京都千代田区紀尾井町1番3号
LINE ヤフー株式会社
代表取締役

(7) L I N E W O R K S 活 用 に 関 す る 災 害 時 等 応 援 協 定

倉敷市（以下「甲」という。）とL I N E W O R K S株式会社（以下「乙」という。）は、平常時からのL I N E W O R K Sの活用による地域防災力の向上、災害対応の迅速化及び効率化を通じて、市民サービスの向上及び地域活性化を図るため、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、相互に連携及び協力し、甲の災害時における業務や市民サービスの向上と地域活性化に係る業務等（以下「業務等」という。）においてL I N E W O R K Sを活用することで、公務における業務管理や関係団体等とのコミュニケーション等を効率化することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項（以下「連携事項」という。）について連携の上、取り組むものとする。

- (1) 平時を含めた災害対応に関すること
 - (2) 業務プロセスの可視化による公務マネジメントの効率化に関すること
 - (3) 行政間及び行政と関係団体等とのコミュニケーション手法の転換に関すること
 - (4) その他デジタル技術を活用した市民の利便性向上等に関すること
- 2 前項の項目は、甲及び乙の間で協議し、追加又は変更することができる。
- 3 連携に関する具体的内容は、その都度、甲及び乙の間で協議して定める。

（確認事項）

第3条 甲及び乙は、本協定の締結により、乙が甲以外の地方公共団体等と連携及び協力することを妨げるものではないことを確認する。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は締結の日から令和8年3月31日とする。

（権利の帰属及び利用の範囲）

第5条 本協定に基づく連携により得られた成果に、連携を開始する前から甲または乙が保有している知的財産権が含まれる場合、当該権利は従前の権利者に留保されるものとし、権利者は、他の当事者に対して、本協定の目的の範囲内において、営利を伴わない場合に限り、当該権利を無償で使用することを許諾するものとする。

2 本協定に基づく連携により得られた技術情報（ノウハウ、コンセプト、アイデア、その他の学術。実用上有益な技術的な情報をいう。）及び成果物の権利の帰属及びその利用については、発生の都度、甲及び乙の間で協議して定める。

（費用負担）

第6条 本協定に定める業務等において活用する、乙が甲に付与するL I N E W O R K Sのアカウント使用料は、無償とする。なお、無償についての上限は、甲職員3,500アカウントに、甲事業の連携団体500アカウントを加えた4,000アカウントとし、これを超えるものは乙が示す市場価格により有償とする。

（協定の変更及び再締結）

第7条 甲又は乙が、この協定の内容の変更を申し出たときは、甲乙協議の上、この協定の変更を行うものとする。

2 令和8年4月1日以降、甲及び乙がL I N E W O R K Sの活用についての協定を再締結する場合、甲が設置する事業評価委員会により、L I N E W O R K Sサービスの有償提供を原則とした協定締結が妥当であると判断さ

れた場合のみとする。

(その他)

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定の内容に疑義が生じた場合、その都度、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

2 本協定に基づく連携の実施に当たり適用される契約、規約又は約款等（名称の如何を問わない。）と本協定が矛盾、抵触する場合は、特段の定めがない限りは、契約、規約又は約款等の規定が本協定に優先して適用される。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和6年1月18日

甲 倉敷市西中新田640番地
倉敷市
倉敷市長

乙 東京都渋谷区神宮前1丁目5番8号
LINEWORKS株式会社
代表取締役社長

7 公共土木施設等に係る応急措置等

(1) 災害時における応急措置等の実施に関する協定書

倉敷市（以下「甲」という。）と岡山県建設業協会倉敷支部（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。ただし、協会員は、倉敷市内建設業者に限る。

（趣旨）

第1条 この協定は、倉敷市の区域内で、地震災害、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生しようとしている場合において、甲の管理する公共土木施設及び土地改良施設等について乙が行う災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第62条第1項に規定する応急措置及び復旧措置に係る建設機械等の応援出動（以下「応急措置等」という。）の協力に関し、必要な事項を定める。

（協力要請等）

第2条 甲は、応急措置等を実施する場合においては、乙に協力を要請することができるものとする。

2 乙は、甲からの協力要請があったときは、特別の理由がない限り、甲に協力するものとする。

3 甲からの協力要請は、文書で行うものとする。ただし、緊急を要する場合においては、電話又は口頭により行い、その後速やかに文書により行うことができる。

（協力の内容）

第3条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、速やかに応急措置等を実施する態勢をとり、必要な人員及び資機材等を提供し、甲の指示に従い、応急措置等を実施するものとする。

2 乙は、必要がある場合は、甲の承諾を得て他の団体等と連携して応急措置等に従事することができる。

（費用の請求等）

第4条 前条の応急措置等に要した費用は、甲、乙が別に契約を締結し、乙の請求に基づき、甲が支払うものとする。

（個人情報の保護）

第5条 乙は、この協定による活動を行うため個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に努めなければならない。

（報告）

第6条 乙は、この規定による応急措置等について協力できる人員及び資機材等の状況を毎年4月30日までに甲に報告するものとする。

（有効期間）

第7条 この協定は、協定の締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙から文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度甲及び乙が協議して決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年4月1日

甲 倉敷市西中新田 640 番地
倉敷市
倉敷市長

乙 倉敷市老松町3丁目14-20
岡山県建設業協会倉敷支部
支部長

(2) 災害時における応急措置等の実施に関する協定書

倉敷市（以下「甲」という。）と岡山県建設業協会児島支部（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。ただし、協会員は、倉敷市内建設業者に限る。

（趣旨）

第1条 この協定は、倉敷市の区域内で、地震災害、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生しようとしている場合において、甲の管理する公共土木施設及び土地改良施設等について乙が行う災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第62条第1項に規定する応急措置及び復旧措置に係る建設機械等の応援出動（以下「応急措置等」という。）の協力に関し、必要な事項を定める。

（協力要請等）

第2条 甲は、応急措置等を実施する場合においては、乙に協力を要請することができるものとする。

2 乙は、甲からの協力要請があったときは、特別の理由がない限り、甲に協力するものとする。

3 甲からの協力要請は、文書で行うものとする。ただし、緊急を要する場合においては、電話又は口頭により行い、その後速やかに文書により行うことができる。

（協力の内容）

第3条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、速やかに応急措置等を実施する態勢をとり、必要な人員及び資機材等を提供し、甲の指示に従い、応急措置等を実施するものとする。

2 乙は、必要がある場合は、甲の承諾を得て他の団体等と連携して応急措置等に従事することができる。

（費用の請求等）

第4条 前条の応急措置等に要した費用は、甲、乙が別に契約を締結し、乙の請求に基づき、甲が支払うものとする。

（個人情報の保護）

第5条 乙は、この協定による活動を行うため個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に努めなければならない。

（報告）

第6条 乙は、この規定による応急措置等について協力できる人員及び資機材等の状況を毎年4月30日までに甲に報告するものとする。

（有効期間）

第7条 この協定は、協定の締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙から文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度甲及び乙が協議して決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年4月1日

甲 倉敷市西中新田 640 番地
倉敷市
倉敷市長

乙 倉敷市児島赤崎 3 丁目 6 番 4 号
岡山県建設業協会児島支部
支部長

(3) 災害時における応急措置等の実施に関する協定書

倉敷市（以下「甲」という。）と岡山県建設業協会浅口支部（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。ただし、協会員は、倉敷市内建設業者に限る。

（趣旨）

第1条 この協定は、倉敷市の区域内で、地震災害、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生しようとしている場合において、甲の管理する公共土木施設及び土地改良施設等について乙が行う災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第62条第1項に規定する応急措置及び復旧措置に係る建設機械等の応援出動（以下「応急措置等」という。）の協力に関し、必要な事項を定める。

（協力要請等）

第2条 甲は、応急措置等を実施する場合においては、乙に協力を要請することができるものとする。

2 乙は、甲からの協力要請があったときは、特別の理由がない限り、甲に協力するものとする。

3 甲からの協力要請は、文書で行うものとする。ただし、緊急を要する場合においては、電話又は口頭により行い、その後速やかに文書により行うことができる。

（協力の内容）

第3条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、速やかに応急措置等を実施する態勢をとり、必要な人員及び資機材等を提供し、甲の指示に従い、応急措置等を実施するものとする。

2 乙は、必要がある場合は、甲の承諾を得て他の団体等と連携して応急措置等に従事することができる。

（費用の請求等）

第4条 前条の応急措置等に要した費用は、甲、乙が別に契約を締結し、乙の請求に基づき、甲が支払うものとする。

（個人情報の保護）

第5条 乙は、この協定による活動を行うため個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に努めなければならない。

（報告）

第6条 乙は、この規定による応急措置等について協力できる人員及び資機材等の状況を毎年4月30日までに甲に報告するものとする。

（有効期間）

第7条 この協定は、協定の締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙から文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度甲及び乙が協議して決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年4月1日

甲 倉敷市西中新田640番地
倉敷市
倉敷市長

乙 倉敷市玉島中央町2丁目7番1号
岡山県建設業協会浅口支部
支部長

(4) 災害時における応急措置等の実施に関する協定書

倉敷市（以下「甲」という。）と岡山県建設業協会吉備支部（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。ただし、協会員は、倉敷市内建設業者に限る。

（趣旨）

第1条 この協定は、倉敷市の区域内で、地震災害、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生しようとしている場合において、甲の管理する公共土木施設及び土地改良施設等について乙が行う災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第62条第1項に規定する応急措置及び復旧措置に係る建設機械等の応援出動（以下「応急措置等」という。）の協力に関し、必要な事項を定める。

（協力要請等）

第2条 甲は、応急措置等を実施する場合においては、乙に協力を要請することができるものとする。

2 乙は、甲からの協力要請があったときは、特別の理由がない限り、甲に協力するものとする。

3 甲からの協力要請は、文書で行うものとする。ただし、緊急を要する場合においては、電話又は口頭により行い、その後速やかに文書により行うことができる。

（協力の内容）

第3条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、速やかに応急措置等を実施する態勢をとり、必要な人員及び資機材等を提供し、甲の指示に従い、応急措置等を実施するものとする。

2 乙は、必要がある場合は、甲の承諾を得て他の団体等と連携して応急措置等に従事することができる。

（費用の請求等）

第4条 前条の応急措置等に要した費用は、甲、乙が別に契約を締結し、乙の請求に基づき、甲が支払うものとする。

（個人情報の保護）

第5条 乙は、この協定による活動を行うため個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に努めなければならない。

（報告）

第6条 乙は、この規定による応急措置等について協力できる人員及び資機材等の状況を毎年4月30日までに甲に報告するものとする。

（有効期間）

第7条 この協定は、協定の締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙から文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度甲及び乙が協議して決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年4月1日

甲 倉敷市西中新田 640 番地
倉敷市
倉敷市長

乙 総社市中央3丁目4番102号
岡山県建設業協会吉備支部
支部長

(5) 災害時における応急措置等の実施に関する協定書

倉敷市（以下「甲」という。）と倉敷市真備町建設業組合（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、倉敷市の区域内で、地震災害、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生し、または発生しようとしている場合において、甲の管理する公共土木施設及び土地改良施設等について、乙が行う災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第62条第1項に規定する応急措置及び復旧措置に係る建設機械等の応援出動（以下「応急措置等」という。）の協力に関し、必要な事項を定める。

（協力要請等）

第2条 甲は、応急措置等を実施する場合においては、乙に協力を要請することができるものとする。

2 乙は、甲からの協力要請があったときは、特別の理由がない限り、甲に協力するものとする。

3 甲からの協力要請は、文書で行うものとする。ただし、緊急を要する場合においては、電話または口頭により行い、その後速やかに文書により行うことができる。

（協力の内容）

第3条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、速やかに応急措置等を実施する態勢をとり、必要な人員及び資機材等を提供し、甲の指示に従い、応急措置等を実施するものとする。

2 乙は、必要がある場合は、甲の承諾を得て他の団体等と連携して応急措置等に従事することができる。

（費用の請求等）

第4条 前条の応急措置等に要した費用は、甲、乙が別に契約を締結し、乙の請求に基づき、甲が支払うものとする。

（個人情報の保護）

第5条 乙は、この協定による活動を行うため個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に努めなければならない。

（報告）

第6条 乙は、この規定による応急措置等について協力できる人員及び資機材等の状況を毎年4月30日までに、甲に報告するものとする。

（有効期間）

第7条 この協定は、協定の締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙から文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度甲及び乙が協議して決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保管する。

平成17年9月5日

甲 倉敷市西中新田 640 番地
倉敷市
倉敷市長

乙 倉敷市真備町川辺 1808-1
倉敷市真備町建設業組合
組合長

(6) 災害時における応急措置等の実施に関する協定書

倉敷市（以下「甲」という。）と倉敷市真備町中央建設業協同組合（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、倉敷市の区域内で、地震災害、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生し、または発生しようとしている場合において、甲の管理する公共土木施設及び土地改良施設等について、乙が行う災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第62条第1項に規定する応急措置及び復旧措置に係る建設機械等の応援出動（以下「応急措置等」という。）の協力に関し、必要な事項を定める。

（協力要請等）

第2条 甲は、応急措置等を実施する場合においては、乙に協力を要請することができるものとする。

2 乙は、甲からの協力要請があったときは、特別の理由がない限り、甲に協力するものとする。

3 甲からの協力要請は、文書で行うものとする。ただし、緊急を要する場合においては、電話または口頭により行い、その後速やかに文書により行うことができる。

（協力の内容）

第3条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、速やかに応急措置等を実施する態勢をとり、必要な人員及び資機材等を提供し、甲の指示に従い、応急措置等を実施するものとする。

2 乙は、必要がある場合は、甲の承諾を得て他の団体等と連携して応急措置等に従事することができる。

（費用の請求等）

第4条 前条の応急措置等に要した費用は、甲、乙が別に契約を締結し、乙の請求に基づき、甲が支払うものとする。

（個人情報の保護）

第5条 乙は、この協定による活動を行うため個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に努めなければならない。

（報告）

第6条 乙は、この規定による応急措置等について協力できる人員及び資機材等の状況を毎年4月30日までに、甲に報告するものとする。

（有効期間）

第7条 この協定は、協定の締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙から文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度甲及び乙が協議して決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保管する。

平成17年9月5日

甲 倉敷市西中新田 640 番地
倉敷市
倉敷市長

乙 倉敷市真備町下二万 319 番地
倉敷市真備町中央建設業協同組合
代表理事

(7) 災害時における応急措置等の実施に関する協定書

倉敷市（以下「甲」という。）と新倉敷建友会（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。ただし、会員は、倉敷市内建設業者に限る。

（趣旨）

第1条 この協定は、倉敷市の区域内で、地震災害、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生し、または発生しようとしている場合において、甲の管理する公共土木施設及び土地改良施設等について、乙が行う災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第62条第1項に規定する応急措置及び復旧措置に係る建設機械等の応援出動（以下「応急措置等」という。）の協力に関し、必要な事項を定める。

（協力要請等）

第2条 甲は、応急措置等を実施する場合においては、乙に協力を要請することができるものとする。

2 乙は、甲からの協力要請があったときは、特別の理由がない限り、甲に協力するものとする。

3 甲からの協力要請は、文書で行うものとする。ただし、緊急を要する場合においては、電話または口頭により行い、その後速やかに文書により行うことができる。

（協力の内容）

第3条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、速やかに応急措置等を実施する態勢をとり、必要な人員及び資機材等を提供し、甲の指示に従い、応急措置等を実施するものとする。

2 乙は、必要がある場合は、甲の承認を得て他の団体等と連携して応急措置等に従事することができる。

（費用の請求等）

第4条 前条の応急措置等に要した費用は、甲、乙が別に契約を締結し、乙の請求に基づき、甲が支払うものとする。

（個人情報の保護）

第5条 乙は、この協定による活動を行うため個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に努めなければならない。

（報告）

第6条 乙は、この規定による応急措置等について協力できる人員及び資機材等の状況を毎年4月30日までに、甲に報告するものとする。

（有効期間）

第7条 この協定は、協定の締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙から文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度甲及び乙が協議して決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保管する。

平成21年5月8日

甲 倉敷市西中新田 640番地
倉敷市長

乙 倉敷市玉島柏島3140番地1
新倉敷建友会
会長

※当初協定（平成19年2月14日）から、会の名称・会員を変更した。

(8) 災害時における応急措置等の実施に関する協定書

倉敷市（以下「甲」という。）と倉敷を災害からまもる会（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。ただし、会員は、倉敷市内建設業者に限る。

(趣 旨)

第1条 この協定は、倉敷市の区域内で、地震災害、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生し、または発生しようとしている場合において、甲の管理する公共土木施設及び土地改良施設等について、乙が行う災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第62条第1項に規定する応急措置及び復旧措置に係る建設機械等の応援出動（以下「応急措置等」という。）の協力に関し、必要な事項を定める。

(協力要請等)

第2条 甲は、応急措置等を実施する場合においては、乙に協力を要請することができるものとする。

2 乙は、甲からの協力要請があったときは、特別な理由がない限り、甲に協力するものとする。

3 甲からの協力要請は、文書で行うものとする。ただし、緊急を要する場合においては、電話または口頭により行い、その後速やかに文書により行うことができる。

(協力の内容)

第3条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、速やかに応急措置等を実施する態勢をとり、必要な人員及び資機材等を提供し、甲の指示に従い、応急措置等を実施するものとする。

2 乙は、必要がある場合は、甲の承諾を得て他の団体等と連携して応急措置等に従事することができる。

(費用の請求等)

第4条 前条の応急措置等に要した費用は、甲、乙が別に契約を締結し、乙の請求に基づき、甲が支払うものとする。

(個人情報の保護)

第5条 乙は、この協定による活動を行うため個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護に努めなければならない。

(報 告)

第6条 乙は、この規定による応急措置等について協力できる人員及び資機材等の状況を毎年4月30日までに、甲に報告するものとする。

(有効期間)

第7条 この協定は、協定の締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙から文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

(協 議)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度甲及び乙が協議して決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保管する。

平成20年11月21日

甲 倉敷市西中新田 640番地
倉敷市長

乙 倉敷市西富井1076番地24
倉敷を災害からまもる会
会 長

(9) 災害時における応急措置等の実施に関する協定書

倉敷市（以下「甲」という。）と建水会（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。ただし、会員は、倉敷市内建設業者に限る。

（趣 旨）

第1条 この協定は、倉敷市の区域内で、地震災害、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生し、または発生しようとしている場合において、甲の管理する公共土木施設及び土地改良施設等について、乙が行う災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第62条第1項に規定する応急措置及び復旧措置に係る建設機械等の応援出動（以下「応急措置等」という。）の協力に関し、必要な事項を定める。

（協力要請等）

第2条 甲は、応急措置等を実施する場合においては、乙に協力を要請することができるものとする。

2 乙は、甲からの協力要請があったときは、特別な理由がない限り、甲に協力するものとする。

3 甲からの協力要請は、文書で行うものとする。ただし、緊急を要する場合においては、電話または口頭により行い、その後速やかに文書により行うことができる。

（協力の内容）

第3条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、速やかに応急措置等を実施する態勢をとり、必要な人員及び資機材等を提供し、甲の指示に従い、応急措置等を実施するものとする。

2 乙は、必要がある場合は、甲の承認を得て他の団体等と連携して応急措置等に従事することができる。

（費用の請求等）

第4条 前条の応急措置等に要した費用は、甲、乙が別に契約を締結し、乙の請求に基づき、甲が支払うものとする。

（個人情報の保護）

第5条 乙は、この協定による活動を行うため個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護に努めなければならない。

（報 告）

第6条 乙は、この規定による応急措置等について協力できる人員及び資機材等の状況を毎年4月30日までに、甲に報告するものとする。

（有効期間）

第7条 この協定は、協定の締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙から文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

（協 議）

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度甲及び乙が協議して決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保管する。

平成22年11月17日

甲 倉敷市西中新田 640番地
倉敷市
倉敷市長

乙 倉敷市神田3丁目3番42号
建水会
会 長

(10) 災害時における応急措置等の実施に関する協定書

倉敷市（以下「甲」という。）と建中会（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。ただし、会員は、倉敷市内建設業者に限る。

（趣 旨）

第1条 この協定は、倉敷市の区域内で、地震災害、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生し、または発生しようとしている場合において、甲の管理する公共土木施設及び土地改良施設等について、乙が行う災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第62条第1項に規定する応急措置及び復旧措置に係る建設機械等の応援出動（以下「応急措置等」という。）の協力に関し、必要な事項を定める。

（協力要請等）

第2条 甲は、応急措置等を実施する場合においては、乙に協力を要請することができるものとする。

2 乙は、甲からの協力要請があったときは、特別な理由がない限り、甲に協力するものとする。

3 甲からの協力要請は、文書で行うものとする。ただし、緊急を要する場合においては、電話または口頭により行い、その後速やかに文書により行うことができる。

（協力の内容）

第3条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、速やかに応急措置等を実施する態勢をとり、必要な人員及び資機材等を提供し、甲の指示に従い、応急措置等を実施するものとする。

2 乙は、必要がある場合は、甲の承認を得て他の団体等と連携して応急措置等に従事することができる。

（費用の請求等）

第4条 前条の応急措置等に要した費用は、甲、乙が別に契約を締結し、乙の請求に基づき、甲が支払うものとする。

（個人情報の保護）

第5条 乙は、この協定による活動を行うため個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護に努めなければならない。

（報 告）

第6条 乙は、この規定による応急措置等について協力できる人員及び資機材等の状況を毎年4月30日までに、甲に報告するものとする。

（有効期間）

第7条 この協定は、協定の締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙から文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

（協 議）

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度甲及び乙が協議して決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保管する。

平成22年12月28日

甲 倉敷市西中新田 640番地
倉敷市
倉敷市長

乙 倉敷市広江2丁目2690-17
建中会
会 長

(11) 災害時における応急措置等の実施に関する協定書

倉敷市（以下「甲」という。）と倉和グループ（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。ただし、会員は、倉敷市内建設業者に限る。

（趣旨）

第1条 この協定は、倉敷市の区域内で、地震災害、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生しようとしている場合において、甲の管理する公共土木施設及び土地改良施設等について、乙が行う災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第62条第1項に規定する応急措置及び復旧措置に係る建設機械等の応援出動（以下「応急措置等」という。）の協力に関し、必要な事項を定める。

（協力要請等）

第2条 甲は、応急措置等を実施する場合においては、乙に協力を要請することができるものとする。

2 乙は、甲からの協力要請があったときは、特別な理由がない限り、甲に協力するものとする。

3 甲からの協力要請は、文書で行うものとする。ただし、緊急を要する場合においては、電話又は口頭により行い、その後速やかに文書により行うことができる。

（協力の内容）

第3条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、速やかに応急措置等を実施する態勢をとり、必要な人員及び資機材等を提供し、甲の指示に従い、応急措置等を実施するものとする。

2 乙は、必要がある場合は、甲の承諾を得て他の団体等と連携して応急措置等に従事することができる。

（費用の請求等）

第4条 前条の応急措置等に要した費用は、甲、乙が別に契約を締結し、乙の請求に基づき、甲が支払うものとする。

（個人情報の保護）

第5条 乙は、この協定による活動を行うため個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に努めなければならない。

（報告）

第6条 乙は、この規定による応急措置等について協力できる人員及び資機材等の状況を毎年4月30日までに、甲に報告するものとする。

（有効期間）

第7条 この協定は、協定の締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙から文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度甲及び乙が協議して決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成30年6月12日

甲 倉敷市西中新田640番地
倉敷市
倉敷市長

乙 倉敷市玉島乙島5586番地
倉和グループ
会長

(12) 災害時における応急措置等に関する協定書

倉敷市（以下「甲」という。）と一般社団法人岡山県測量設計業協会（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、倉敷市の区域内で、地震災害、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲の管理する公共土木施設及び土地改良施設等（以下「公共土木施設等」という。）について、乙が行う災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第62条第1項に規定する応急措置及び同法第87条に規定する復旧措置（以下「応急措置等」という。）への協力に関し、必要な事項を定める。

（協力要請等）

第2条 甲は、応急措置等を実施するときは、乙に協力を要請することができるものとする。

2 前項の要請は、支援内容を明らかにした文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又は口頭により行い、その後速やかに文書により行うことができる。

3 乙は、甲からの要請があったときは、特別の理由がない限り、甲に協力するものとする。

（応急措置等の内容）

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、速やかに応急措置等を実施する態勢をとり、甲の指示に従い、次の各号に掲げる業務について応急措置等を実施するものとする。

- （1） 災害時における公共土木施設等の被害状況調査
- （2） 災害時における公共土木施設等の応急措置等に関する測量、調査及び設計
- （3） 前2号に定めるもののほか、特に必要と認める業務

2 乙は、必要があるときは、甲の承諾を得て他の団体等と連携して応急措置等に従事することができる。

（費用の負担）

第4条 この協定に基づき甲が乙に対し要請した応急措置等にかかる費用については、甲が負担する。

（個人情報の保護）

第5条 乙は、この協定による活動を行うため個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に努めなければならない。

（報告）

第6条 乙は、甲の要請により行った応急措置等が終了したときは、速やかに甲に対し文書をもって報告を行うものとする。

2 乙は、応急措置等について協力できる体制状況を毎年度当初に速やかに甲に報告するものとする。

（協定期間）

第7条 この協定は、協定の締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙から書面による終了の意思表示がない限り、その効力を継続するものとする。

（その他）

第8条 各条項に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成26年8月28日

甲 倉敷市西中新田640番地

倉敷市

倉敷市長

乙 岡山市北区内山下2丁目8-15

一般社団法人岡山県測量設計業協会

会長

(13) 災害時における倉敷市公共下水道施設及び 倉敷市農業集落排水処理施設の復旧支援に関する協定書

倉敷市（以下「甲」という。）と公益社団法人日本下水道管路管理業協会（以下「乙」という。）は、地震災害、風水害その他の災害（以下「災害」という。）により甲の管理する公共下水道施設及び農業集落排水処理施設（以下「下水道施設等」という。）が被災したときに行う復旧支援の実施に関して以下のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、倉敷市の区域内で災害が発生し、または発生しようとしている場合において、甲の管理する下水道施設等について乙が行う災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第62条第1項に規定する応急措置及び復旧措置に係る復旧支援（以下「応急措置等」という。）への協力に関し、必要な事項を定める。

（応急措置等の要請）

第2条 甲は、応急措置等を実施する場合においては、乙に協力を要請することができるものとする。

2 乙は、甲からの協力要請があったときは、特別な理由がない限り、甲に協力するものとする。

3 第1項の復旧支援協力の要請に関する乙の連絡窓口は公益社団法人日本下水道管路管理業協会中国・四国支部岡山県部会とし、甲の乙に対する復旧支援協力要請は、協議書等により支援内容を明らかにした書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合においては、電話または口頭により行い、その後速やかに文書により行うことができる。

（応援措置等の内容）

第3条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、速やかに応急措置等を実施する態勢をとり、必要な人員及び資機材等を提供し、甲の指示に従い、応急措置等を実施するものとする。

2 乙は、必要がある場合は、甲の承認を得て他の団体等と連携して応急措置等に従事することができる。

（費用の請求等）

第4条 この協定に基づき甲が乙に対し要請した応急措置等にかかる費用については、甲、乙が別に契約を締結し、乙の請求に基づき甲が支払うものとする。

（個人情報の保護）

第5条 乙は、この協定による活動を行うため個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護に努めなければならない。

（報告）

第6条 乙は、甲の要請により行った応急措置等が終了したときは、すみやかに甲に対し書面をもって報告を行うものとする。

2 乙は、災害時の支援に備えて、毎年、支援協力が可能な会社、提供可能な車輛等の機器及び人員について、4月30日までに甲に報告するものとする。

（広域被災）

第7条 甲が管轄する地域において、平成8年1月に社団法人日本下水道協会が制定した「下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づく下水道対策本部が設置された場合には、下水道対策本部による活動を優先するものとする。

（協定期間）

第8条 この協定は、協定の締結の日からその効力を有するものとし、甲または乙から書面による終了の意思表示がない限り、その効力を継続するものとする。

(その他)

第9条 本協定に定めのない事項や各条項に疑義が生じた場合には、甲乙双方による協議の上決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成24年3月22日

甲 倉敷市西中新田640番地
倉敷市
倉敷市長

乙 東京都千代田区岩本町2丁目5番11号
公益社団法人日本下水道管路管理業協会
会長

(14) 災害時における倉敷市公共下水道施設及び 倉敷市農業集落排水処理施設の応急措置等に関する協定書

倉敷市（以下「甲」という。）と倉敷測量設計業協会（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。
（趣旨）

第1条 この協定は、倉敷市の区域内で、地震災害、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲の管理する公共下水道施設及び農業集落排水処理施設（以下「下水道施設等」という。）について、乙が行う災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第62条第1項に規定する応急措置及び同法第87条に規定する復旧措置（以下「応急措置等」という。）への協力に関し、必要な事項を定める。

（協力要請等）

第2条 甲は、応急措置等を実施するときは、乙に協力を要請することができるものとする。

2 前項の要請は、支援内容を明らかにした文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又は口頭により行い、その後速やかに文書により行うことができる。

3 乙は、甲からの要請があったときは、特別の理由がない限り、甲に協力するものとする。

（応急措置等の内容）

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、速やかに応急措置等を実施する態勢をとり、甲の指示に従い、次の各号に掲げる業務について応急措置等を実施するものとする。

- （1） 災害時における下水道施設等の被害状況調査
- （2） 災害時における下水道施設等の応急措置等に関する測量、調査及び設計
- （3） 前2号に定めるもののほか、特に必要と認める業務

2 乙は、必要があるときは、甲の承諾を得て他の団体等と連携して応急措置等に従事することができる。

（費用の負担）

第4条 この協定に基づき甲が乙に対し要請した応急措置等にかかる費用については、甲が負担する。

（個人情報の保護）

第5条 乙は、この協定による活動を行うため個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に努めなければならない。

（報告）

第6条 乙は、甲の要請により行った応急措置等が終了したときは、速やかに甲に対し文書をもって報告を行うものとする。

2 乙は、応急措置等について協力できる体制状況を毎年度当初に速やかに甲に報告するものとする。

（協定期間）

第7条 この協定は、協定の締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙から書面による終了の意思表示がない限り、その効力を継続するものとする。

（その他）

第8条 各条項に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成26年8月28日

甲 倉敷市西中新田 640番地
倉敷市
倉敷市長

乙 倉敷市松島 1075-1
倉敷測量設計業協会
会長

(15) 災害時における排水設備の応急措置等に関する協定書

倉敷市（以下「甲」という。）と協同組合倉敷市管事業協会（以下「乙」という。）、協同組合児島管事業協会（以下「丙」という。）及び真備町管工事協同組合（以下「丁」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、倉敷市の区域内で、地震災害、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生し、または発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、排水設備の応急措置及び復旧措置（以下「応急措置等」という。）について甲、乙、丙及び丁が互いの責務または役割を果たし、連携し、協力して迅速な対応を図ることに関し、必要な事項を定める。

（適用範囲）

第2条 この協定の適用される排水設備とは、下水道法第10条第1項に定義される排水設備をいう。

（協力要請等）

第3条 甲は、災害時における排水設備の速やかな応急措置等を実施するため、乙、丙または丁に協力を要請することができるものとする。

2 乙、丙または丁は、甲からの協力要請があったときは、特別の理由がない限り、甲に協力するものとする。

3 同条第1項の協力要請は、支援内容を明らかにした文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合においては、甲が乙、丙または丁に対して電話または口頭により行い、その後速やかに文書により行うことができる。

（協力を要請する業務の内容）

第4条 甲が乙、丙または丁に対して協力を要請する業務（以下「業務等」という。）の内容は、次の各号に定めるところによる。

(1) 排水設備の応急措置等に関する相談に対応するための窓口（以下「相談窓口」という。）の設置。

(2) 乙、丙または丁が相談窓口で受けた相談に対応し、第6条第2号に定める費用の負担を相談者に明示した上での、排水設備の被害状況の調査及び応急措置等の実施。

(3) 甲の要請がある場合、排水設備の公共取付けますへの固着状況の調査及び応急措置等の実施。

（業務等の実施）

第5条 乙、丙または丁は、甲の要請があった場合、直ちに相談窓口を開設する。

2 乙、丙または丁は、相談窓口における相談事案に関して、調査または応急措置等が必要と判断したときは、乙、丙または丁に属する会員を出動させ、これらを実施させることができる。

3 乙、丙または丁は、甲の要請がある場合、乙、丙または丁に属する会員を出動させ、排水設備の公共取付けますへの固着状況の調査及び応急措置等を実施させる。

（費用の負担）

第6条 業務等の実施に要した費用の負担は、次の各号に定めるところによる。

(1) 相談窓口の設置に係る費用は、乙、丙または丁が負担する。

(2) 排水設備の被害状況の調査及び応急措置等に要する費用は、下水道法第10条第2項に定める当該排水設備の設置者等または同法第11条第2項に定める他人の排水設備を使用する者が負担する。

(3) 第4条第3号により実施する公共取付けますへの固着状況の調査及び応急措置等に係る費用は、別に契約を締結し、乙、丙または丁の請求に基づき甲が支払うものとする。

(個人情報の保護)

第7条 乙、丙または丁は、この協定による活動を行うため個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に努めなければならない。

(報告)

第8条 乙、丙または丁は、第5条第3項の規定による固着状況の調査及び応急措置等が終了したときは、すみやかに甲に対し文書をもって報告を行うものとする。

(協定期間)

第9条 この協定は、協定の締結の日からその効力を有するものとし、甲、乙、丙または丁から書面による終了の意思表示がない限り、その効力を継続するものとする。

(その他)

第10条 本協定に定めのない事項や各条項に疑義が生じた場合には、甲乙、甲丙または甲丁双方による協議の上決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書4通を作成し、甲乙丙丁記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成26年8月28日

甲 倉敷市西中新田 640番地
倉敷市
倉敷市長

乙 倉敷市新田 3061番地3
協同組合 倉敷市管事業協会
理事長

丙 倉敷市児島小川4丁目 2875番地1
協同組合 児島管事業協会
理事長

丁 倉敷市真備町箭田 754番地4
真備町管工事協同組合
理事長

(16) 災害時における応急措置等に関する協定

倉敷市（以下「甲」という。）と株式会社 石垣 大阪支店（以下「乙」という。）は、乙の社会貢献の一環として実施する災害時における下水道施設を含む応急措置等への協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、倉敷市の区域内で災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、甲が行う災害対策基本法(昭和36年法律第233号)第62条第1項に規定する応急措置及び同法87条に規定する復旧措置(以下「応急措置等」という。)への協力に関し必要な事項を定める。

（協力要請等）

第2条 甲は、応急措置等を実施するときは、乙に協力要請ができるものとする。

2 前項の要請は、その内容を明らかにした文書（様式1）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又は口頭により行い、その後速やかに文書により行うことができる。

3 乙は、甲からの要請があったときは、特別な理由がない限り、甲に協力するものとする。

（応急措置等の内容）

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、速やかに応急措置等を実施する態勢を取り、甲の指示に従い、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 公共土木施設等の現地調査の実施及び被害状況等の報告
- (2) 緊急対応に必要な建設機械及び資材の確保並びに速やかな提供
- (3) 公共土木施設等、下水道施設等の災害応急対策作業
- (4) その他甲が必要と認める措置

（報告）

第4条 乙は、甲の要請により応急措置等の業務を実施したときは、当該業務の完了後速やかに、その内容を活動報告書（様式2）により、甲に報告するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で報告し、その後に活動報告書を提出するものとする。

（費用負担）

第5条 この協定に基づき、甲が乙に要請した応急措置等に係る費用のうち、第3条第1号及び第6条に係る費用については乙の負担とし、第3条第2号から第4号までに係る費用は甲が負担するものとする。

2 前項の甲が負担する費用は、次によるものとする。

- (1) 応急措置等の時間計算は、甲が乙に対して出動の要請を行い、乙が出動したときから、甲が乙に第4条の規定による報告を受け、乙に解散を指示するまでの間とする。
- (2) 応急措置業務の費用の算出は、甲の基準単価をもとに甲乙協議するものとする。

（平時の活動）

第6条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、平時から情報交換や、甲が行う防災訓練への参加等に努め、緊急時に備えるものとする。

（損害補償等）

第7条 この協定にもとづく応急措置等の業務に従事した者が、そのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態になったときは、その補償は労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）により対処するものとする。

2 応急措置等の業務により第3者に損害を与えた場合は、その者に帰すべき事由による場合を除き、甲乙協議のうえ、その賠償に当たるものとする。

(担当者名簿の作成)

第8条 要請及び協力に関する事項の伝達を円滑に行うため、甲及び乙は、この協定の成立の日及び毎年4月1日現在の連絡責任者名簿(様式3)を作成し、相互に交換するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定める事項について疑義が生じたときは、その都度甲乙協議のうえ決定するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を維持するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和元年5月9日

甲 倉敷市西中新田 640 番地
倉敷市
倉敷市長

乙 大阪市淀川区宮原3丁目3番31号
株式会社 石垣 大阪支店
支店長

(17) 倉敷市・日本下水道事業団災害支援協定

倉敷市（以下「甲」という。）と日本下水道事業団（以下「乙」という。）とは、甲の所管する下水道施設について災害が発生した場合において乙が行う災害支援の下水道施設維持又は修繕に関する工事その他の支援（以下「災害支援」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的等）

第1条 この協定は、乙が行う災害支援に関して基本的な事項を定め、災害支援の円滑な実施により、災害が生じた下水道施設の機能の迅速な回復を図り、もって浸水被害の拡大その他の生活環境の悪化又は公共用水域の水質の悪化を防止することを目的とする。

2 この協定は、下水道法（昭和33年法律第79号）第15条の2に規定する災害時維持修繕協定である。

（対象）

第2条 この協定の対象となる災害は、次に掲げる原因により生ずるものとする。

- 一 暴風、竜巻、豪雨、落雷、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象
- 二 その他甲と乙の協議により定めるもの

2 この協定の対象となる下水道施設は、別記に掲げるもの（以下「協定下水道施設」という。）とする。

（災害支援の内容）

第3条 乙が行う災害支援の内容は、次に掲げるものとする。

- 一 災害の状況を確認するために行う現地調査（協定下水道施設の点検を含む。）
- 二 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令（昭和26年政令第107号）第5条第1項の規定による災害報告に必要な資料の作成
- 三 協定下水道施設について、その応急工事又は復旧工事が完了するまでの間、暫定的にその機能を確保するために行う簡易消毒の実施、仮設ポンプの設置その他の維持又は修繕に関する工事
- 四 災害査定に必要な設計図書その他の関係資料の作成（作成のために行う現地調査を含む。）及び災害査定への立会
- 五 前各号に掲げる災害支援に附帯する支援

（災害支援の要請の方法）

第4条 甲は、乙に災害支援を要請しようとする場合には、文書により行うものとする。ただし、文書によることができない場合には、電子メールの送信又はファクシミリ装置を用いた送信（これらの送信ができないときは、口頭又は電話）により当該要請を行うことができる。

2 前項ただし書の場合においては、甲は、事後において速やかに、乙に文書を交付するものとする。

（災害支援の実施）

第5条 乙は、前条の要請があったときは、その人員等に応じて可能な範囲で、第3条に規定する災害支援を行うものとする。

（災害支援の完了の報告）

第6条 乙は、前条の規定による災害支援の全部又は一部を完了したときは、甲に対し、速やかにその内容を報告するものとする。

(費用の負担)

第7条 甲は、乙が行った災害支援に要した費用（第3条第1号及び第2号に規定する災害支援に要したものを除く。）を負担するものとする。

2 乙は、前項の費用として、職員の人件費及び旅費、使用した機材又は薬品の代価その他の実費に相当する額を甲に請求するものとする。

3 甲は、前項の規定による請求があったときは、その内容を精査の上、速やかに乙に支払うものとする。

(廃止)

第8条 甲又は乙においてこの協定を継続できない事情が生じたときは、甲乙協議の上、この協定を廃止することができる。

2 甲又は乙がこの協定の定め違反した場合においては、甲又は乙は、違反した相手方への書面による通告をもって、この協定を廃止することができる。

(事務局)

第9条 この協定に基づく災害支援に係る事務局は、次のとおりとする。

一 甲の事務局 倉敷市環境リサイクル局下水道部下水経営計画課

二 乙の事務局 中国・四国総合事務所 施工管理課

(協定の有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、令和4年10月1日から令和5年9月30日までとする。

(現況届の提出)

第11条 甲は、協定を締結したときは、乙に対し遅滞なく、現況届を提出するものとする。

2 甲は、前項により提出した現況届の内容に変更が生じたときは、直ちに変更後の現況届を乙に提出するものとする。

3 前二項に定める現況届は、様式によるものとする。

(その他)

第12条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、甲と乙が協議して定める。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各々1通を保有する。

令和4年10月1日

甲 岡山県倉敷市西中新田 640

倉敷市

倉敷市長

乙 東京都文京区湯島二丁目 31 番 27 号

日本下水道事業団

理事長

別記（第2条関係） 協定の対象となる下水道施設の名称

(1) 下水処理場

- ア 水島下水処理場
- イ 児島下水処理場
- ウ 玉島下水処理場
- エ 真備浄化センター

(2) ポンプ場

- ア 倉敷中第1ポンプ場
- イ 倉敷中第2ポンプ場
- ウ 倉敷中第3ポンプ場
- エ 倉敷東第2ポンプ場
- オ 吉岡川第2ポンプ場
- カ 倉敷東第4ポンプ場
- キ 倉敷北第3ポンプ場
- ク 倉敷雨水貯留センター
- ケ 水島東ポンプ場
- コ 鶴の浦ポンプ場
- サ 松江ポンプ場
- シ 塩生ポンプ場
- ス 下の町ポンプ場
- セ 阿津ポンプ場
- ソ 阿津第2ポンプ場
- タ 田の口ポンプ場
- チ 下津井ポンプ場
- ツ 西乙島第1ポンプ場
- テ 玉島北第1ポンプ場
- ト 玉島北第2ポンプ場
- ナ 玉島北第3ポンプ場
- ニ 柏島ポンプ場
- ヌ 阿賀崎第1ポンプ場
- ネ 船穂雨水ポンプ場
- ノ 船穂中新田ポンプ場

(18) 災害時における水道応急措置への協力に関する協定書

倉敷市水道局（以下「甲」という。）と協同組合倉敷市管事業協会（以下「乙」という。）、協同組合児島管事業協会（以下「丙」という。）及び真備町管工事協同組合（以下「丁」という。）は、倉敷市指定給水装置工事事業者規程（平成10年倉敷市水道局管理規程第1号）第3条2項の規定に基づき、地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が倉敷市内に発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が行う応急給水、甲の所管する施設の応急復旧等（以下「応急措置」という。）に対して、乙、丙及び丁が協力することに関し、次のとおり協定を締結する。

（協力要請）

第1条 甲は、災害時において、水道に関して特に乙、丙及び丁の出動を必要とするときは、乙、丙及び丁に対し応急措置への協力を要請するものとする。

（要請手続）

第2条 前条に定める要請は、甲が乙、丙及び丁に対して、災害の状況及び場所、活動内容、希望する人員及び機材等必要な事項を連絡することをもって行うものとする。

（協力）

第3条 乙、丙及び丁は、第1条の規定による要請を受けたときは、速やかに応急措置を行なうための体制を確立のうえ、必要な人員及び機材等を出動させ、応急措置に協力するものとする。

2 前項の規定に基づき出動した乙、丙及び丁の組合員は、甲の指示に従い応急措置に従事するものとする。

（経費の負担）

第4条 この協定に基づく応急措置に係り乙、丙及び丁が要した次の経費については、甲が負担するものとする。

- (1) 応急措置に使用した車両及び機械等の借上げ費
- (2) 輸送費及び人件費
- (3) 乙、丙、丁及びこれらの組合員が保有していた資材であって、応急措置に使用したものに係る費用
- (4) その他の経費

2 前項の経費の額は、甲の積算基準に基づき算出するものとする。

3 経費の負担について疑義が生じたときは、甲乙丙丁の四者が協議し、決定するものとする。

（人員等の報告）

第5条 乙、丙及び丁は、この協定に基づく応急措置に出動させることができる人員及び諸機材等の状況について、毎年度当初に甲に対し文書で報告するものとする。

（連絡担当者）

第6条 甲と乙、丙及び丁は、あらかじめ災害時等における連絡担当者を定め、必要な情報を相互に速やかに交換するものとする。

2 甲と乙、丙及び丁は、前項の連絡担当者に変更が生じたときは、文書をもって相手方に通知するものとする。

（有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から当該事業年度の末日までとする。ただし、期間満了の日の1箇月前までに甲又は乙、丙及び丁から何らの意思表示がないときは、有効期間は更に1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

（実施細則）

第8条 この協定の実施に関して必要な細則については、別に定める。

(疑義等の決定)

第9条 この協定に定める事項に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項で必要がある場合は、甲乙丙丁の四者が協議して定めるものとする。

この協定締結の証として、本書4通を作成し、甲乙丙丁記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成17年12月2日

甲 倉敷市西中新田 640 番地
倉敷市水道局
倉敷市水道事業管理者

乙 倉敷市新田 3061 番地 3
協同組合 倉敷市管事業協会
理事長

丙 倉敷市児島小川 4 丁目 2875 番地 1
協同組合 児島管事業協会
理事長

丁 倉敷市真備町箭田 754 番地 4
真備町管工事協同組合
理事長

(19) 災害発生時等における応急措置等の応援に関する協定書

倉敷市水道局（以下「甲」という。）と第一環境株式会社 中・四国支店（以下「乙」という。）とは、甲が対策を講じる事案となり得る災害等（以下「災害等」という。）が発生した場合又は発生が予想される場合の応急措置等を円滑に遂行するための応援（以下「応援」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害等が発生した場合又は発生が予想される場合の応援について、必要な事項を定めるものとする。

（応援の要請）

第2条 甲は、甲の給水区域内で災害等が発生した場合又は発生が予想される場合で必要と認めるときは、乙に対して応援を要請することができるものとし、乙は、要請を受けたときは可能な限り協力するものとする。

2 前項に定める要請は、次の各号に掲げる事項を明らかにした応援要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭等により要請し、後日、速やかに応援要請書を送付するものとする。

- (1) 災害等の状況
- (2) 応援を必要とする場所及び期間
- (3) 応援内容
- (4) 応援を必要とする人数
- (5) 応援を必要とする資機材及び数量
- (6) 応援を必要とする車両の種類及び台数
- (7) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

（要請に対する応援）

第3条 乙は、甲から要請を受けたときは、応援を行うための体制を確立の上、甲の指示に従い、応援に従事するものとする。

2 乙は、甲からの要請に対する応援が困難な場合は理由を明らかにした上、文書により、甲に回答するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭等で回答することができるものとし、後日、速やかに文書にて回答するものとする。

（応援内容）

第4条 乙の甲に対する応援の内容は、次の各号に掲げる業務のうち、甲が指示する業務とする。

- (1) 給水活動（運搬給水、拠点給水業務等）
- (2) 広報活動
- (3) 電話対応
- (4) 災害等の情報収集及び収集した情報の甲への提供
- (5) 前各号に掲げるもののほか、甲が必要と認める業務

（緊急連絡体制）

第5条 甲及び乙は、応援要請及び情報共有のため、あらかじめ緊急連絡体制を確立するものとする。

2 甲及び乙は、前項の体制に変更が生じた場合には、速やかに修正を行うものとする。

（応援の実施報告）

第6条 乙は、甲からの要請に基づき応援を行った場合は、応援活動報告書（様式第2号）に次の各号に掲げる事項を記載し、甲に報告するものとする。

- (1) 応援期間
- (2) 応援内容
- (3) 応援人数
- (4) 応援資機材及び数量
- (5) 応援車両種類及び台数
- (6) 応援に要した費用
- (7) その他必要な事項
(費用負担)

第7条 応援に要した費用の負担は別表のとおりとする。

- 2 別表に記載がない費用についての負担は、甲と乙が協議の上、決定するものとする。
(損害賠償)

第8条 甲は、乙がこの協定に基づく応援を実施するに当たり、甲の責めに帰すべき事由により、乙に損害を与えたときは損害を賠償しなければならない。

- 2 乙は、この協定に基づく応援の実施に当たり、乙の責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたときは、甲から必要な指示を受け、損害を賠償しなければならない。

- 3 前2項の損害の対象は、この協定に基づく応援の従事者及び第三者の身体又は財物を含むものとする。
(免責事項)

第9条 次の各号に起因する損害については、甲乙共に賠償の責めを負わない。

- (1) 災害、その他やむを得ない場合
- (2) 第三者の故意又は過失による場合
(補償)

第10条 乙は、この協定に基づく応援に従事した者が当該業務に起因して負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、乙の責任において行うものとする。

(状況の把握)

第11条 乙は、甲から要請された応援の期間中において、この協定に基づく応援に従事できる人員、資機材等の把握に努めるものとする。

(秘密の保持)

第12条 乙は、この協定に基づく応援を実施する上で知り得た個人情報等を他に漏らしてはならない。本協定を終了した後においても同様とする。

(協定の期間)

第13条 この協定は、令和3年4月1日からその効力を有するものとし、甲又は乙が何らかの意思表示をしない限り、第一環境株式会社が共同企業体として甲と締結する「倉敷市水道局水道料金収納等業務委託」の履行期間内において、その効力は継続するものとする。

- 2 前項の意思表示は、文書によって行うものとする。

(その他)

第14条 この協定に定めのない事項及びこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度、甲と乙が協議して決定するものとする。

別表（第7条関係）

甲が負担する費用	乙が負担する費用
人件費	労務災害
車両・資器材等の費用	
応援車両の燃料費有料道路通行料等運行費	
旅費、宿泊費、消耗品等の費用	

この協定締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和3年3月26日

甲 岡山県倉敷市西中新田 640 番地
倉敷市水道局
倉敷市水道事業管理者

乙 岡山県岡山市北区下石井 2 丁目 3 番 8 号 商工ビル 201
第一環境株式会社 中・四国支店
支店長

(20) 災害時における漏水調査等の支援及び協力に関する協定書

倉敷市水道局（以下「甲」という。）と岡山県民間企業災害支援ネットワーク（以下「乙」という。）は、災害時における甲に対する乙の支援及び協力（以下「応援」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が倉敷市内で発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、乙は、甲の要請に基づき応援活動を行うものとし、その迅速かつ円滑な実施を図ることを目的とする。

（応援の要請）

第2条 甲は、災害時において応援を必要とするときは、乙に対して、次の事項を明らかにして、口頭又は電話、電信その他の情報通信手段により要請を行い、その後、速やかに復旧技術等応援要請書（様式1）を送付するものとする。

- (1) 災害の発生状況及び応援内容
- (2) 応援を必要とする調査機器の種類、台数及び人員
- (3) 応援を必要とする日時、場所及び期間
- (4) その他必要な事項

2 乙は、前項の要請を受けたときは、優先して応援活動を行うための体制を整えることとし、特別な理由がない限り、甲に協力するものとする。

（要請に対する応援）

第3条 乙は、甲から応援の要請を受けたときは、岡山県民間企業災害支援ネットワークの構成員により、速やかに体制を整備するものとする。

2 乙は、前項の体制を整備したときは、速やかに甲に報告するものとする。これを変更したときも同様とする。

（応援の内容）

第4条 この協定で定める応援活動の内容は、次のとおりとする。

- (1) 水道施設被害状況の調査（管路及び配水池等の水道施設点検）
- (2) 漏水調査
- (3) 復旧作業計画の提案
- (4) 残留塩素濃度測定等、水道局職員の代行業務

（緊急連絡体制）

第5条 甲及び乙は、あらかじめ災害時における連絡担当者を連絡担当者通知書（様式2-1）により定め、必要な情報を相互に交換するものとする。

2 連絡担当者に変更が生じたときは、速やかに連絡担当者変更通知書（様式2-2）により相手方に通知するものとする。

（応援の実施報告）

第6条 乙は、第2条に基づく応援活動を終了したときは、その内容を速やかに復旧技術等応援報告書（様式3）により、甲に報告するものとする。

（費用負担）

第7条 乙が、この協定に基づく応援活動に要した経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する応援活動経費の算出及び支払い方法等については、甲、乙協議して定めるものとする。

(事故等における対応)

第8条 乙は、この協定に基づく応援活動に際し、事故が発生したときは、甲に対し、速やかにその状況を報告するものとする。

2 乙は、調査機器等の故障その他の理由により応援活動を中断したときは、当該機器を交換する等、応援活動が速やかに再開できるように努めるものとする。

(損害の負担)

第9条 この協定に基づく応援活動により生じた損害の負担は、甲、乙協議して定めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、明らかに乙の責に帰すべき事由により、甲又は第三者に損害が生じたときは、乙の負担において処理解決するものとする。

(秘密の保持)

第10条 乙は、この協定に基づく応援を実施する上で知り得た個人情報等を他に漏らしてはならない。本協定を終了した後においても同様とする。

(協定の期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から当該事業年度の末日までとする。ただし、期間満了の日の1箇月前までに、甲又は乙から何らかの意思表示がないときは、有効期間は更に1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

(協定の変更、解除)

第12条 甲又は乙のいずれかが、この協定の内容の変更又は解除を申し出たときは、甲、乙協議の上、協定内容の変更又は解除を行うものとする。

(その他)

第13条 この協定に定めない事項又はこの協定の内容に疑義が生じた場合は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定締結の証として、本通2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和3年7月1日

甲 倉敷市西中新田640番地
倉敷市水道局
倉敷市水道事業管理者

乙 岡山県民間企業災害支援ネットワーク
代表企業
倉敷市児島田の口7-1-20
株式会社 児島技研
代表取締役

(21) 災害時における市有施設の応急対策に関する協定書

倉敷市（以下「甲」という。）と電倉会（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害等の大規模な災害により、甲の管理する施設の電気設備（以下「電気設備」という。）について、乙が行う災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第62条第1項に規定する応急措置及び同法第87条に規定する復旧措置（以下「応急措置等」という。）への協力に関し、必要な事項を定める。

（協力要請等）

第2条 甲は、応急措置等を実施するときは、乙に協力を要請することができるものとする。

2 前項の要請は、支援内容を明らかにした文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又は口頭により行い、その後速やかに文書により行うものとする。

3 乙は、甲から要請があったときは、特別の理由がない限り、甲に協力するものとする。

（協力の内容）

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、速やかに応急措置等を実施する態勢をとり、必要な人員及び資機材等を提供し、甲の指示に従い、応急措置等を実施するものとする。

2 乙は、必要があるときは、甲の承諾を得て他の団体等と連携して応急措置等に従事することができる。

（費用の請求等）

第4条 この協定に基づき甲が乙に対し要請した応急措置等に要した費用は、乙の請求に基づき、甲が支払うものとする。

（個人情報の保護）

第5条 乙は、この協定による活動を行うため個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に努めなければならない。

（報告）

第6条 乙は、甲の要請により行った応急措置等が終了したときは、速やかに甲に報告するものとする。

2 乙は、応急措置等について協力できる体制状況を毎年度当初速やかに甲に報告するものとする。

（協定期間）

第7条 この協定は、この協定の締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙から書面による終了の意思表示がない限り、その効力を継続するものとする。

（その他）

第8条 各条項に疑義が生じた場合又は、この協定に定めのない事項については、甲乙双方が協議して決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成28年4月6日

甲 倉敷市西中新田 640 番地
倉敷市
倉敷市長

乙 倉敷市東富井 901 番地 1
電倉会
会長

(22) 災害時における応急対策活動に関する協定

倉敷市（以下「甲」という。）と岡山県瓦工事協同組合（以下「乙」という。）は、倉敷市に地震、風水害、その他の大規模な災害が発生し又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、市民の生命、財産等を守り、市民生活の安定を図るため、相互に協力して応急対策活動（以下「活動」という。）を実施することについて、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に甲が実施する活動について、乙の協力を得ることに必要な事項を定め、円滑な活動の実施に資することを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害の発生を防御し、又は災害の拡大を防止するために応急措置を実施する必要があると認めるときは、乙に対し応急対策協力要請書（様式第1号）により、次の各号に掲げる業務（以下「協力要請」という。）への従事を要請することができる。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請することができ、事後速やかに応急対策協力要請書を送付するものとする。

- （1） 倉敷市において災害を受けた建築物の損壊箇所の応急措置、障害物の除去等
- （2） その他甲が必要と認める応急措置

2 乙は、甲から協力要請を受けたときは、応急対策に必要な人員、資機材等を出動させ、甲の指示に従い、応急対策を実施するものとする。

（協力体制）

第3条 乙は、甲と協議の上、応急対策に従事する乙の組合員及びその者が従事する区域又は区間を定め、協力体制を整備しておくものとする。

2 甲又は乙は、やむを得ない場合には、甲乙協議の上、前項の規定により定めた事項を変更することができる。その場合は速やかに甲に報告するものとする。

3 乙は、第2条第1項の規定による要請を受けたときは、乙の組合員に直ちに連絡しなければならない。

4 前項の規定による連絡を受けた乙の組合員は、甲の職員の指示に従い、応急対策を実施するものとする。ただし、現地に甲の職員が派遣されていないときは、乙の組合員の責任において応急対策を実施することができる。

（報告）

第4条 乙は、協力要請に基づく応急対策を完了したときは、遅滞なくその結果を「応急対策完了報告書」（様式第2号）に実施内容が判定できる写真、図面等の資料を添付し、甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第5条 費用の負担は、次のとおりとする。

- （1） 甲は、乙が実施した応急対策工事及び運搬に係る費用を負担するものとする。
- （2） 前項の費用は、要請の直前における乙の適切な提供価格を基準とし、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（損害補償）

第6条 協力要請に基づき応急対策に従事した者が、当該業務により負傷し、若しくは疾病にかかり又は死亡した場合、乙は甲に対し「事故報告書」（様式第3号）により速やかに報告するものとする。

2 甲は、前項の規定により報告のあった者又はその者の遺族若しくは被扶養者への補償は、労働者災害補償保

險法（昭和22年法律第50号）により行うものとする。

3 乙は、前項の補償に係る協議について協力するものとする。

（車両の通行）

第7条 甲は、乙が応急対策活動のために使用する車両を通行できるよう、可能な範囲で配慮するものとする。

（協定の期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度の末日までとする。

2 前項の有効期間が満了する日の1か月前までに、甲又は乙のいずれからも別段の申し出がなされないときは、当該期間満了の日の翌日から1年間同一の条件で更新されるものとし、以後においても同様とする。

（協議決定）

第9条 この協定に関する疑義及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議の上決定する。

この協定締結の証として本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年2月26日

甲 倉敷市西中新田 640 番地
倉敷市
倉敷市長

乙 倉敷市中島 2360 番 20 号
岡山県瓦工事協同組合
理事長

8 避難場所利用に係る協定

(1) 災害時における応援協力に関する協定

大規模な水害、地震等による非常災害が発生した場合又は発生するおそれのある場合、地域住民の安全確保のための避難施設について、倉敷市（以下「甲」という。）と学校法人ノートルダム清心学園、清心中学校・清心女子高等学校（以下「乙」という。）は、乙の所有し管理する施設及び土地の利用に関する協定を次のとおり締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、倉敷市内において、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合における被災者及び避難者に対する支援体制を充実させるため、甲及び乙の相互協力に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この協定書において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害を基本とするが、特に当該施設の利用にあたっては河川堤防決壊等による浸水災害及び大規模地震発生による家屋の倒壊及び火災等大規模災害とする。

(対象施設及び土地)

第3条 対象とする施設及び土地の範囲は、次に掲げる範囲とする。

- (1) 大規模地震による家屋の倒壊及び火災、又は浸水災害時等における地域住民の避難先として、甲は乙の管理する屋内運動場及び敷地内の広場・駐車場等を使用することができるものとする。
- (2) 甲は、乙の管理する施設の使用について、地域住民等に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

(避難所の開設)

第4条 甲は、地域住民に避難の必要があると予想されるときは、地域住民の受入れについて乙に対しあらかじめ連絡をし、前条に掲げる施設を避難所として利用することについて確認するものとする。

ただし、突発的な水害又は地震等の発生により被災した地域住民が当該施設に避難してきた場合であって乙の職員がいるときは直ちにこれを受入れ、乙の職員から甲に連絡するものとする。

2 甲は、前条に掲げる施設を避難所として開設するとき又は地域住民の緊急避難が発生したときは、避難所運営のための職員を直ちに乙の施設に派遣するものとする。

ただし、突発的な水害又は地震等の発生により被災した地域住民が当該施設に避難してきた場合であって乙の職員がいるときは直ちにこれを受入れ、乙の職員から甲に連絡するものとする。

3 使用期間は、原則として避難情報発令の場合は発令の日から解除される日までの間とする。

ただし、発生した被害の状況等により期間を延長する必要があるときは甲乙協議して決定する期間とする。
また、浸水災害の場合には浸水位の低下状況等により甲乙協議して決定する期間とする。

4 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、避難施設としての使用の早期解消に努める。

(避難所の管理)

第5条 避難所の管理運営は、甲の責任において甲が避難者と協働で行うものとし、乙はこれに協力するものとする。

2 使用施設の鍵の開閉は、乙が責任をもって行うものとする。

3 避難所施設で必要な物品等が発生した場合には、甲が準備又は配布するものとする。

(経費の負担)

第6条 甲は、避難者の収容及び管理運営に係る費用を負担するものとする。

2 甲は、避難住民が乙の施設及び設備等を破損若しくは汚損又は紛失した場合これに係る費用を負担しなければならない。

3 前項の規定による負担額について、疑義が生じた場合は、甲乙双方が協議するものとする。

(避難所の終了)

第7条 甲は、乙の管理する施設の使用を終了するときは、その旨を乙に報告するとともに施設を原状に復するものとし、乙は状況に応じてこれに協力するものとする。

(個人情報の保護)

第8条 乙は、この避難所開設により個人情報を取り扱う場合及び知り得た個人情報は、その保護に努めなければならない。

(連絡責任者)

第9条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては倉敷市災害対策本部等における総務局防災危機管理室長、乙においては学校法人ノートルダム清心学園清心中学校・清心女子高等学校教頭とする。

(有効期間)

第10条 この協定は、協定の締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙から文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続するものとする。

(協議)

第11条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に関し疑義が生じた時は、甲乙双方が協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成20年2月20日

甲 倉敷市西中新田640番地
倉敷市
倉敷市長

乙 倉敷市二子1200
学校法人ノートルダム清心学園
清心中学校・清心女子高等学校
校長

(2) 非常災害時における避難施設の利用に関する協定書

倉敷市（以下「甲」という。）と学校法人加計学園（以下「乙」という。）は、水害・地震等の非常災害が発生又は発生が予想される場合において、地域住民の安全確保のための指定緊急避難場所（災害対策基本法（昭和36年法律第223号、以下「法」という。）第49条の4第1項に定める指定緊急避難場所をいう。）又は指定避難所（法第49条の7第1項に定める指定避難所をいう。）としての利用等について次のとおり協定を締結する。

なお、この協定の締結により、甲乙間で平成23年3月29日に締結した「非常災害における避難場所施設利用に関する協定」は、失効するものとする。

（目的）

第1条 この協定書は、甲が、倉敷市内に所在し乙の管理する施設の一部を、指定緊急避難場所又は指定避難所（以下総称して「避難施設」という。）として利用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

（避難施設として利用できる施設の周知）

第2条 甲が避難施設として利用できる施設は、校地、校舎及びヘルスパシア倉敷のうち乙の指定する場所は別紙

1（場所、棟、面積等）とする。ただし、前記以外の施設が必要となった場合には、甲乙協議して決定する。

2 甲は、前項の避難施設として利用できる範囲を、地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

（避難施設の開設及び通知等）

第3条 甲は、災害時において避難施設として開設する必要がある場合、文書で通知するものとする。ただし、文書を提出するいとまがないときは、甲は事前に乙に対しその旨を電話等で通知するものとし、後日速やかに書面を提出するものとする。

2 乙は、前項の通知を受ける以前に市民が緊急避難してきたことを現認した場合は、甲へその旨を通報するものとする。

3 甲は、乙から前項の通報を受けた場合には、速やかに職員を派遣することを原則とする。

（避難施設の運営）

第4条 避難施設の運営は、甲の責任において行うものとする。

2 避難施設の運営について、乙は甲に協力するものとする。

（費用負担）

第5条 避難施設の運営に係る経費は、甲の負担とする。

2 避難施設で必要な物品等が発生した場合には、甲が準備又は配布するものとする。

3 甲は、避難住民が乙の施設設備等を破損、汚損又は紛失したときは、これに係る経費を負担する。

（運営に関する責任）

第6条 乙は、地域住民等が避難した際に発生した避難施設における事故等の責任を負わないものとする。

（開設期間）

第7条 指定緊急避難場所の開設期間は、甲が避難情報（高齢者等避難、避難指示又は緊急安全確保）を発令した日から当該避難情報が解除される日までとする。

2 甲は、現に災害による被害が発生し、前項の避難情報が解除された後、指定避難所としての開設が必要と判断した場合には、引き続き、乙の施設を利用できるものとする。

3 前項に定める指定避難所としての開設期間は第1項の避難情報が解除された日から1週間を限度とし、さらに長期間の開設が必要な場合には、甲乙協議して決定する。

(避難施設解消への努力)

第8条 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、避難施設の早期解消に努めるものとする。

(避難施設の終了)

第9条 甲は、避難施設としての利用を終了する際は、乙に避難施設閉鎖届を提出するとともに、利用した施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、引き渡すものとする。

(連絡責任者)

第10条 甲の要請及び乙の協力に関する事項の伝達を円滑に行うため、甲及び乙は、連絡責任者名簿(別紙2)を作成し、相互に交換するものとする。連絡先を変更する必要がある場合は、その都度、遅滞なく相手方に申し出て、変更を行うものとする。

(協定期間)

第11条 この協定書の有効期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとし、有効期間満了日1か月前までに甲乙いずれからの解除の申し入れがない場合には、さらに1年間継続するものとし、以後同様とする。

(協議)

第12条 この協定書に定めのない事項、又はこの協定の解釈に疑義を生じた場合は、その都度甲乙協議のうえ、決定するものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本協定書を2通作成し、双方記名押印のうえ、その1通を保有する。

令和3年12月8日

甲 岡山県倉敷市西中新田640番地
倉敷市
倉敷市長

乙 岡山県岡山市北区理大町1-1
学校法人加計学園
理事長

(3) 非常災害時における避難場所施設利用に関する協定書

締結に当たり、学校法人川崎学園は、平成9年1月に岡山県から災害拠点病院（地域災害医療センター）の指定を受けた川崎医科大学附属病院を、厚生労働省が定めた条件のもとに災害時における初期救急医療体制の充実強化を図るための医療機関として運営しており、したがって、災害時には、第一に、同病院が災害拠点病院として、24時間いつでも災害に対する救急対応が可能で、被災地域内の傷病者の受け入れ・搬出等ができるよう体制を整えておかなければならないことに配慮しつつ、倉敷市が要請する地域住民の安全確保のための避難場所利用の可能性を探った。その結果、学園内の施設の利用に関し、本協定に定めるとおりの合意に達したものである。

倉敷市（以下「甲」という。）と学校法人川崎学園（以下「乙」という。）は、土砂災害・高潮・地震等の非常災害が発生又は発生が予想される場合において、地域住民等の安全確保のための指定緊急避難場所（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の4第1項に定める指定緊急避難場所をいう。）としての利用等について次のとおり協定を締結する。

なお、この協定の成立により、甲乙間で平成23年3月29日に締結した「非常災害における避難場所施設利用に関する協定」は、失効するものとする。

（目的）

第1条 この協定書は、甲が、倉敷市内に所在し乙の管理する施設の一部を、指定緊急避難場所（以下「避難施設」という。）として利用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

（避難施設として利用できる範囲の周知）

第2条 甲が避難施設として利用できる範囲は、乙の指定する川崎医療福祉大学体育館及び総合グラウンド（「別図」参照）とし、車両の乗り入れ・車両での避難は禁止とする。ただし、前記以外の範囲が必要となった場合には、甲乙協議して決定する。

2 甲は、前項の避難施設として利用できる範囲を、地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

（避難施設の開設及び通知等）

第3条 甲は、災害時において避難施設として開設する必要がある場合、文書で通知するものとする。ただし、文書を提出するいとまが無いときは、甲は事前に乙に対しその旨を電話等で通知するものとし、後日速やかに書面を提出するものとする。

2 乙は、前項の通知を受ける以前に地域住民等が避難してきたことを現認した場合は、甲へその旨通報するものとする。

3 甲は、乙から前項の通報を受けた場合は、速やかに職員を派遣することを原則とする。

（避難施設の運営）

第4条 避難施設の運営は、甲の責任において行うものとする。

2 避難施設の運営について、乙は甲に協力するものとする。

（費用負担）

第5条 避難施設の運営に係る経費は、甲の負担とする。

2 避難施設で必要な物品等が発生した場合には、甲が準備又は配布するものとする。

3 甲は、地域住民等が乙の施設・設備等を破損、汚損又は紛失したときは、これに係る経費を負担する。

（運営管理に関する責任）

第6条 乙は、地域住民等が避難した際に発生した避難施設における事故等の責任を負わないものとする。

(開設期間)

第7条 避難施設の開設期間は、甲が避難情報（高齢者等避難、避難指示又は緊急安全確保）を発令した時から当該避難情報が解除される時までとする。ただし、状況により変更する必要がある場合は、甲乙協議して決定する期間とする。

(避難施設解消への努力)

第8条 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、避難施設の早期解消に努めるものとする。

(避難施設の終了)

第9条 甲は、避難施設としての利用を終了する際は、乙に避難施設等終了届を提出するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(連絡責任者)

第10条 要請及び協力に関する事項の伝達を円滑に行うため、甲及び乙は、連絡責任者名簿（別紙1）を作成し、相互に交換するものとする。連絡先を変更する必要がある場合は、その都度、遅滞なく相手方に申し出て、変更を行うものとする。

(協定期間)

第11条 この協定書の有効期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとし、有効期間満了日1ヶ月前までに甲乙双方から解除の申し入れがない場合には、さらに1年間継続するものとし、以後同様とする。

(協議)

第12条 この協定書に定めのない事項、又はこの協定の解釈に疑義を生じた場合は、その都度甲乙協議のうえ、決定するものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本協定書を2通作成し、双方記名押印のうえ、その一通を保有する。

令和3年12月22日

甲 岡山県倉敷市西中新田640番地
倉敷市
倉敷市長

乙 岡山県倉敷市松島577番地
学校法人川崎学園
理事長

(4) 非常災害時における避難場所施設利用に関する協定書

倉敷市（以下「甲」という。）と学校法人作陽学園（以下「乙」という。）は、非常災害が発生又は発生が予想される場合において、地域住民の安全確保のための避難場所としての施設利用等について次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定書は、甲が、倉敷市内に所在し乙の管理する施設の一部を、避難場所として利用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

(避難場所として利用できる施設の周知)

第2条 甲が避難場所として利用できる施設は、乙の指定する校地及び校舎の一部とする。ただし、前記以外の施設が必要となった場合には、甲乙協議して決定する。

2 甲は、前項の避難場所として利用できる範囲を、地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

(避難場所の開設及び通知等)

第3条 甲は、災害時において避難場所として開設する必要がある場合、事前に乙に対しその旨を、文書又は口頭で通知するものとする。

2 乙は、前項の通知を受ける以前に市民が緊急避難してきたことを現認した場合は、甲へその旨通報するものとする。

3 甲は、乙から前項の通報を受けた場合は、速やかに職員を派遣するものとする。

(避難場所の管理)

第4条 避難場所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 避難場所の管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

(費用負担)

第5条 避難場所の管理運営に係る経費は、甲の負担とする。

2 甲は、避難住民が乙の施設・設備等を破損、汚損又は紛失したときは、これに係る経費を負担する。

(開設期間)

第6条 避難場所の開設期間は、原則として避難勧告発令の場合は避難勧告発令の日から同勧告が解除される日までとする。ただし、状況により変更する必要がある場合は、甲乙協議して決定する期間とする。

(避難場所解消への努力)

第7条 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難場所の早期解消に努めるものとする。

(避難場所の終了)

第8条 甲は、避難場所としての利用を終了する際は、乙に避難場所等終了届を提出するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(協定期間)

第9条 この協定書の有効期間は、平成23年3月29日から平成24年3月31日までとし、有効期間満了日1ヶ月前までに甲乙双方から解除の申し入れがない場合には、さらに1年間継続するものとし、以後同様とする。

(協議)

第10条 この協定書に定めのない事項、又はこの協定の解釈に疑義を生じた場合は、その都度甲乙協議のうえ、決定するものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本協定書を2通作成し、双方記名押印のうえ、その1通を保有する。

平成23年3月29日

甲 岡山県倉敷市西中新田640番地
倉敷市
倉敷市長

乙 岡山県倉敷市玉島長尾3515番地
学校法人作陽学園
理事長

(5) 非常災害時における避難場所施設利用に関する協定書

倉敷市（以下「甲」という。）と学校法人原田学園（以下「乙」という。）は、非常災害が発生又は発生が予想される場合において、地域住民の安全確保のための避難場所としての施設利用等について次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定書は、甲が、倉敷市内に所在し乙の管理する施設の一部を、避難場所として利用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

（避難場所として利用できる施設の周知）

第2条 甲が避難場所として利用できる施設は、乙の指定する校地及び校舎の一部とする。ただし、前記以外の施設が必要となった場合には、甲乙協議して決定する。

2 甲は、前項の避難場所として利用できる範囲を、地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

（避難場所の開設及び通知等）

第3条 甲は、災害時において避難場所として開設する必要がある場合、事前に乙に対しその旨を、文書又は口頭で通知するものとする。

2 乙は、前項の通知を受ける以前に市民が緊急避難してきたことを現認した場合は、甲へその旨通報するものとする。

3 甲は、乙から前項の通報を受けた場合は、速やかに職員を派遣するものとする。

（避難場所の管理）

第4条 避難場所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 避難場所の管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

（費用負担）

第5条 避難場所の管理運営に係る経費は、甲の負担とする。

2 甲は、避難住民が乙の施設・設備等を破損、汚損又は紛失したときは、これに係る経費を負担する。

（開設期間）

第6条 避難場所の開設期間は、原則として避難勧告発令の場合は避難勧告発令の日から同勧告が解除される日までとする。ただし、状況により変更する必要がある場合は、甲乙協議して決定する期間とする。

（避難場所解消への努力）

第7条 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難場所の早期解消に努めるものとする。

（避難場所の終了）

第8条 甲は、避難場所としての利用を終了する際は、乙に避難場所等終了届を提出するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（協定期間）

第9条 この協定書の有効期間は、平成23年3月29日から平成24年3月31日までとし、有効期間満了日1ヶ月前までに甲乙双方から解除の申し入れがない場合には、さらに1年間継続するものとし、以後同様とする。

（協議）

第10条 この協定書に定めのない事項、又はこの協定の解釈に疑義を生じた場合は、その都度甲乙協議のうえ、決定するものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本協定書を2通作成し、双方記名押印のうえ、その1通を保有する。

平成23年3月29日

甲 岡山県倉敷市西中新田640番地
倉敷市
倉敷市長

乙 岡山県倉敷市有城787番地
学校法人原田学園
理事長

(6) 非常災害時における施設利用に関する協定書

倉敷市（以下「甲」という。）とJFEスチール株式会社西日本製鉄所（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害が発生し、又は発生が予想される場合において、地域住民の安全確保と災害の早期終息のため、避難場所及び緊急応援部隊の活動拠点（以下「避難場所等」という。）としての施設利用について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、乙が倉敷市広江4丁目に所有し、管理する施設の一部を、甲が避難場所等として使用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（避難場所等として利用できる施設の周知）

第2条 甲が避難場所等として利用できる施設は、乙の指定する空地、グラウンド及びこれに付帯する施設の一部とする（詳細は別紙参照）。ただし、前記以外の施設が必要となった場合には、甲乙協議して決定する。

2 甲は、前項の避難場所等として利用できる範囲を、地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

（避難場所等の開設及び通知等）

第3条 甲は、災害時において避難場所等として開設する必要がある場合は、事前に乙に対して、その旨を文書又は口頭で通知するものとする。

2 乙は、前項の通知を受ける以前に、市民が緊急避難をしてきたことを現認した場合は、甲へその旨を通知するものとする。

3 甲は、乙から前項の通報を受けた場合は、速やかに職員を派遣するものとする。

（避難場所等の管理）

第4条 避難場所等の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 避難場所等の管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

（費用の負担）

第5条 避難場所等の管理運営に係る経費は、甲の負担とする。

2 甲は、避難住民及び緊急応援部隊が、乙の施設・設備を破損、汚損又は紛失したときは、これに係る経費を負担する。

（開設期間）

第6条 避難場所等の開設期間は、原則として避難勧告等発令の場合は避難勧告等発令の日から避難勧告等が解除される日までとし、緊急応援部隊の活動拠点となる場合は緊急応援部隊撤収完了までとする。ただし、状況により変更する必要がある場合は、甲乙協議して決定する。

（避難場所等解消の努力）

第7条 甲は、乙が早期に本来の目的のために施設利用が再開されるよう配慮し、当該避難場所等の早期解消に努めるものとする。

（避難場所等の終了）

第8条 甲は、避難場所等としての利用を終了するときは、乙に避難場所等終了届を提出するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けたのち、乙に引き渡すものとする。

（協定期間）

第9条 この協定書の有効期間は、平成23年12月1日から平成25年3月31日までとし、有効期間満了日1ヶ月前までに、甲乙いずれかから解除の申し入れがない場合は、さらに1年間延長するものとし、以後同様とする。

(途中解除)

第10条 乙は、前条に定める協定期間内であっても2ヶ月前に予告を行えば本協定を解除することができる。

(解除時の措置)

第11条 協定が解除された場合、甲は協定解除の事実を速やかに地域住民に周知するとともに、設置した案内看板等を撤去する。

(協議)

第12条 この協定書に定めのない事項、又はこの協定書の解釈に疑義を生じた場合は、その都度甲乙協議のうえ、決定するものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本協定書2通を作成し、双方記名押印のうえ、その1通を保有する。

平成23年12月1日

甲 岡山県倉敷市西中新田640番地
倉敷市
倉敷市長

乙 岡山県倉敷市水島川崎通1丁目
JFEスチール株式会社 西日本製鉄所
常務執行役員 西日本製鉄所長

【別紙】

第2条第1項に定める、甲が避難場所等として利用できる施設

	地番	通称	面積 (㎡)
1	広江4丁目1566-12	社宅C棟跡地	6,833.70
2	広江4丁目1566-13	社宅B棟跡地	6,973.39
3	広江4丁目1566-15	Aグラウンド	16,737.23
4	広江4丁目1566-16	社宅北広場	5,661.23
5	広江4丁目1566-17	Cグラウンド	4,764.66
6	広江4丁目2001-1	サッカー場	14,950.58
7	広江4丁目2001-8	Eグラウンド	8,447.30
8	広江4丁目2001-9	Dグラウンド	7,426.36
	合計		71,794.45

(注) 面積は登記簿記載値。

(7)～(13) 非常災害時における避難施設利用に関する協定書

以下7校の協定書は同内容のため、(7)～(13)として取りまとめた。

番号	協定先 (A)	協定先 押印者名 (B)
(7)	岡山県立倉敷南高等学校	岡山県倉敷市吉岡330 岡山県立倉敷南高等学校 校長
(8)	岡山県立倉敷古城池高等学校	岡山県倉敷市福田町古新田116-1 岡山県立倉敷古城池高等学校 校長
(9)	岡山県立玉島高等学校	岡山県倉敷市玉島阿賀崎3-1-1 岡山県立玉島高等学校 校長
(10)	岡山県立倉敷工業高等学校	岡山県倉敷市老松町4-9-1 岡山県立倉敷工業高等学校 校長
(11)	岡山県立水島工業高等学校	岡山県倉敷市西阿知町1230 岡山県立水島工業高等学校 校長
(12)	岡山県立倉敷商業高等学校	岡山県倉敷市白楽町545 岡山県立倉敷商業高等学校 校長
(13)	岡山県立玉島商業高等学校	岡山県倉敷市玉島中央町2-9-30 岡山県立玉島商業高等学校 校長

倉敷市（以下「甲」という。）と (A)（以下「乙」という。）は、台風・地震等による非常災害が発生又は発生が予想される場合において、地域住民の安全確保のための避難所としての施設使用等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定書は、甲が、乙の管理する施設の一部を避難所として利用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

（協定期間）

第2条 この協定書の有効期間は、平成25年3月1日から平成25年3月31日までとし、有効期間満了日1か月前までに甲乙双方から解除の申し入れがない場合には、さらに1年間継続するものとし、以後同様とする。

（避難所として利用できる施設及び周知）

第3条 甲が避難所として利用できる施設は、運動場及び屋内運動場とする。ただし、前記以外の施設が必要となった場合には、甲乙協議して決定する。

2 甲は、乙の管理する施設のうち前項の施設の範囲を、地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

（避難所の開設）

第4条 甲は、災害時において避難所として開設する必要がある場合、乙の指定した場所に開設することができる。

（開設の通知）

第5条 甲は、前条に規定する避難所を開設する際、教育財産使用許可申請書を乙に提出し、許可を受けなければならない。

2 甲は、事態が緊迫し事前に申請書を提出することができないときは、前項の規定に係わらず、口頭でその旨を連絡し、乙の承認した施設を避難所として開設することができるものとする。ただし、甲は、乙に対し事後速やかに申請書を提出し、許可を受けるものとする。

3 乙は、前項の手続き以前に、管理する施設に被災した地域住民が緊急避難してきた場合において、乙の職員が在勤のときは、避難者を直ちに受け入れ、甲に連絡するものとする。職員が不在のときは、甲は乙に連絡するものとする。

4 乙は、前号により甲から連絡があったときは、直ちに施設運営上の支障の有無、避難所の安全等を把握し、

甲に連絡するものとする。

(避難所担当職員の派遣)

第6条 甲は、避難所を開設するとき、及び前条第3項により避難者を受け入れた旨の連絡があったときは、速やかに避難所担当職員を派遣するものとする。

(避難所の管理)

第7条 避難所の管理は、甲の責任において行うものとし、乙はこれに協力するものとする。

2 避難所での必要な物品は、甲が準備するものとする。

3 甲は、使用施設の鍵を責任をもって保管する。

4 甲は、施設の管理運営に支障が生じないように、避難者を指導しなければならない。

(費用負担)

第8条 避難所の運営に係る経費は、甲の負担とする。

2 甲は、避難住民が乙の施設・設備等を破損、汚損又は紛失したときは、これに係る経費等を負担しなければならない。

(開設期間)

第9条 避難所の開設期間は、原則として避難勧告等発令の場合は避難勧告発令の日から同勧告が解除される日までとする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合はこの限りでない。

(避難所解消への努力)

第10条 甲は、乙が早期に教育活動が再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

(避難所の終了)

第11条 甲は、乙の管理する施設について避難所として利用を終了する際には、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(広域避難への対応)

第12条 他都市において災害が発生し、又は発生のおそれがあり、甲が広域避難者を受け入れる場合には、この協定を準用し、乙の施設を避難所として利用することができるものとする。この場合において、利用できる施設は運動場及び屋内運動場のみとし、開設期間は原則として災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第86条の3第1項に規定する都道府県外広域一時滞在の必要がある期間とする。

(協議)

第13条 この協定書に定めのない事項、又はこの協定の解釈に疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議して定めるものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本協定書を2通作成し、双方記名押印の上、各1通を保有する。

平成25年3月1日

甲 岡山県倉敷市西中新田 640番地

倉敷市

倉敷市長

乙 _____ (B)

(14) 非常災害時における避難施設利用に関する協定書

倉敷市（以下「甲」という。）と岡山県立倉敷天城高等学校（以下「乙」という。）は、台風・地震等による非常災害が発生又は発生が予想される場合において、地域住民の安全確保のための避難所としての施設使用等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定書は、甲が、乙の管理する施設の一部を避難所として利用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

（協定期間）

第2条 この協定書の有効期間は、平成25年3月1日から平成25年3月31日までとし、有効期間満了日1か月前までに甲乙双方から解除の申し入れがない場合には、さらに1年間継続するものとし、以後同様とする。

（避難所として利用できる施設及び周知）

第3条 甲が避難所として利用できる施設は、運動場及び屋内運動場とする。ただし、前記以外の施設が必要となった場合には、甲乙協議して決定する。

2 甲は、乙の管理する施設のうち前項の施設の範囲を、地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

（避難所の開設）

第4条 甲は、災害時において避難所として開設する必要がある場合、乙の指定した場所に開設することができる。

（開設の通知）

第5条 甲は、前条に規定する避難所を開設する際、教育財産使用許可申請書を乙に提出し、許可を受けなければならない。

2 甲は、事態が緊迫し事前に申請書を提出することができないときは、前項の規定に係わらず、口頭でその旨を連絡し、乙の承認した施設を避難所として開設することができるものとする。ただし、甲は、乙に対し事後速やかに申請書を提出し、許可を受けるものとする。

3 乙は、前項の手続き以前に、管理する施設に被災した地域住民が緊急避難してきた場合において、乙の職員が在勤のときは、避難者を直ちに受け入れ、甲に連絡するものとする。職員が不在のときは、甲は乙に連絡するものとする。

4 乙は、前号により甲から連絡があったときは、直ちに施設運営上の支障の有無、避難所の安全等を把握し、甲に連絡するものとする。

（避難所担当職員の派遣）

第6条 甲は、避難所を開設するとき、及び前条第3項により避難者を受け入れた旨の連絡があったときは、速やかに避難所担当職員を派遣するものとする。

（避難所の管理）

第7条 避難所の管理は、甲の責任において行うものとし、乙はこれに協力するものとする。

2 避難所での必要な物品は、甲が準備するものとする。

3 甲は、使用施設の鍵を責任をもって保管する。

4 甲は、施設の管理運営に支障が生じないよう、避難者を指導しなければならない。

(費用負担)

第8条 避難所の運営に係る経費は、甲の負担とする。

2 甲は、避難住民が乙の施設・設備等を破損、汚損又は紛失したときは、これに係る経費等を負担しなければならない。

(開設期間)

第9条 避難所の開設期間は、原則として避難勧告等発令の場合は避難勧告発令の日から同勧告が解除される日までとする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合はこの限りでない。

(避難所解消への努力)

第10条 甲は、乙が早期に教育活動が再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

(避難所の終了)

第11条 甲は、乙の管理する施設について避難所として利用を終了する際には、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(広域避難への対応)

第12条 他都市において災害が発生し、又は発生のおそれがあり、甲が広域避難者を受け入れる場合には、この協定を準用し、乙の施設を避難所として利用することができるものとする。この場合において、利用できる施設は運動場及び屋内運動場のみとし、開設期間は原則として災害対策基本法（昭和36年法律第 223号）第86条の3第1項に規定する都道府県外広域一時滞在の必要がある期間とする。

(経過処理)

第13条 この協定の締結により、平成20年2月25日付けで締結された「非常災害時における避難施設利用に関する協定書」は、平成25年3月1日をもって、その効力を失うものとする。

(協議)

第14条 この協定書に定めのない事項、又はこの協定の解釈に疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議して定めるものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本協定書を2通作成し、双方記名押印の上、各1通を保有する。

平成25年3月1日

甲 岡山県倉敷市西中新田 640番地
倉敷市
倉敷市長

乙 岡山県倉敷市藤戸町天城 269
岡山県立倉敷天城高等学校
校長

※第13条中平成20年2月25日付けで締結された「非常災害時における避難施設利用に関する協定書」は、省略

(15) 非常災害時における避難施設利用に関する協定書

倉敷市長（以下「甲」という。）と岡山県立倉敷中央高等学校長（以下「乙」という。）は、台風・地震等による非常災害が発生又は発生が予想される場合において、地域住民の安全確保のための避難所としての施設利用等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が、乙の管理する施設の一部を避難所として利用することについて必要な事項を定めることを目的とする。

（協定期間）

第2条 この協定の有効期間は、平成25年3月1日から平成25年3月31日までとし、有効期間満了日の1か月前までに甲乙双方から解除の申し入れがない場合には、さらに1年間継続するものとし、以後同様とする。

（避難所として利用できる施設及び周知）

第3条 甲が避難所として利用できる施設は、運動場及び屋内運動場とする。ただし、前記以外の施設が必要となった場合には、甲乙協議して決定する。

2 甲は、乙の管理する施設のうち前項の施設の範囲を、地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

（避難所の開設）

第4条 甲は、災害時において避難所として開設する必要がある場合、乙の指定した場所に開設することができる。

（開設の通知）

第5条 甲は、前条に規定する避難所を開設する際、教育財産使用許可申請書を乙に提出し、許可を受けなければならない。

2 甲は、事態が緊迫し事前に申請書を提出することができないときは、前項の規定に係わらず、口頭でその旨を連絡し、乙の承認した施設を避難所として開設することができるものとする。ただし、甲は、乙に対し事後速やかに申請書を提出し、許可を受けるものとする。

3 乙は、前項の手続き以前に、管理する施設に被災した地域住民が緊急避難してきた場合において、乙の職員が在勤のときは、次項に定める施設開放に支障のない場合は避難者を直ちに受け入れ、甲に連絡するものとする。職員が不在のときは、甲は乙に連絡するものとする。

4 乙は、前項により甲から連絡あったときは、直ちに施設運営上の支障の有無、避難所の安全等を把握し、甲に連絡するものとする。

（避難所担当職員の派遣）

第6条 甲は、避難所を開設するとき、及び前条第3項により避難所を受け入れた旨連絡があったときは、速やかに避難所担当職員を派遣するものとする。

（避難所の管理）

第7条 避難所の管理は、甲の責任において行うものとし、乙はこれに協力するものとする。

2 避難所での必要な物品は、甲が準備するものとする。

3 甲は、使用施設の鍵を責任をもって保管する。

4 甲は、乙の学校教育活動に支障が生じないよう、避難者を指導しなければならない。

5 第2項に規定する物品が長期間、乙の施設の一部を占有する場合は、岡山県の教育財産に関する規則等に基づき処理する。

(費用負担)

第8条 避難所の運営に係る経費は、甲の負担とする。

2 甲は、避難住民が乙の施設・設備等を破損、汚損又は紛失したときは、これに係る経費等を負担しなければならない。

(開設期間)

第9条 避難所の開設期間は、原則として避難勧告等発令の場合は避難勧告発令の日から同勧告が解除される日までとする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲乙協議して決定する。

(避難所解消への努力)

第10条 甲は、乙が早期に教育活動が再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

(避難所の終了)

第11条 甲は、乙の管理する施設について避難所として利用を終了する際には、施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(広域避難への対応)

第12条 他都市において災害が発生し、又は発生するおそれがあり、甲が広域避難者を受け入れる場合には、この協定を準用し、乙の施設を避難所として乙の学校教育活動に支障のない範囲内で利用することができるものとする。この場合において、利用できる施設は運動場及び屋内運動場のみとし、開設期間は原則として災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第86条の3第1項に規定する都道府県外広域一時滞在の必要がある期間とする。

(協議)

第13条 この協定書に定めない事項、又はこの協定の解釈に疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2部作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成25年3月1日

甲 岡山県倉敷市西中新田 640番地
倉敷市
倉敷市長

乙 岡山県倉敷市西富井1384番地
岡山県立倉敷中央高等学校
校長

(16) 非常災害時における避難施設利用に関する協定書

倉敷市（以下「甲」という。）と岡山県立倉敷青陵高等学校（以下「乙」という。）は、台風・地震等による非常災害が発生又は発生が予想される場合において、地域住民の安全確保のための避難所としての施設使用等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定書は、甲が、乙の管理する施設の一部を避難所として利用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

（協定期間）

第2条 この協定書の有効期間は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までとし、有効期間満了日1か月前までに甲乙双方から解除の申し入れがない場合には、さらに1年間継続するものとし、以後同様とする。

（避難所として利用できる施設の周知）

第3条 甲が避難所として利用できる施設は、運動場及び体育館とする。ただし、前記以外の施設が必要となった場合には、甲乙協議して決定する。

2 甲は、乙の管理する施設のうち前項の施設の範囲を、地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

（避難所の開設）

第4条 甲は、災害時において避難所として開設する必要がある場合、乙の指定した場所に開設することができる。

（開設の通知）

第5条 甲は、前条に規定する避難所を開設する際、教育財産使用許可申請書を乙に提出し、許可を受けなければならない。

2 甲は、事態が緊迫し事前に申請書を提出することができないときは、前項の規定に係わらず乙の承認した施設を避難所として開設することができるものとする。ただし、甲は、乙に対し事後速やかに申請書を提出し、許可を受けるものとする。

（避難所の管理）

第6条 避難所の運営管理は、甲の責任において行うものとする。

2 避難所管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

（費用負担）

第7条 避難所の管理運営に係る経費は、甲の負担とする。

2 甲は、避難住民が乙の施設・設備等を破損、汚損又は紛失したときは、これに係る経費等を負担しなければならない。

（開設期間）

第8条 避難所の開設期間は、原則として避難勧告発令の場合は避難勧告発令の日から同勧告が解除される日までとする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合はこの限りではない。

2 地震の場合は甲乙協議して決定する期間とする。

（避難所解消への努力）

第9条 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものと

する。

(避難所の終了)

第10条 甲は、乙の管理する施設について避難所として利用を終了する際には、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(広域避難への対応)

第11条 他都市において災害が発生し、又は発生のおそれがあり、甲が広域避難者を受け入れる場合には、この協定を準用し、乙の施設を避難所として利用することができるものとする。この場合において、利用できる施設は運動場及び体育館のみとし、開設期間は原則として災害対策基本法（昭和36年法律第 223号）第86条の3第1項に規定する都道府県外広域一時滞在の必要がある期間とする。

(協議)

第12条 この協定書に定めのない事項、又はこの協定の解釈に疑義を生じた場合は、その都度甲乙協議して定めるものとする。

甲と乙は、この協定書を証するため、本書を2部作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成25年3月11日

甲 岡山県倉敷市西中新田 640番地
倉敷市
倉敷市長

乙 岡山県倉敷市羽島1046-2
岡山県立倉敷青陵高等学校
校長

○ 協定書に関する留意事項

1 避難所開設について

- (1) 倉敷市長は、地域住民に避難勧告の必要があると予想されるときは、地域住民の受け入れについて岡山県立倉敷青陵高等学校長（以下「学校長」という。）に連絡し確認するものとする。
- (2) ただし、地震等により被災した地域住民が避難所へ避難してきた場合において、学校職員が在勤のときは、学校はただちに受け入れ、倉敷市に連絡する。学校職員が不在のときは、倉敷市は職員を派遣し避難させるとともに学校施設（以下「施設」という。）に連絡するものとする。
- (3) 学校長は前号により倉敷市長から連絡があったときは、ただちに施設運営上の支障の有無、避難所に関する事項等を把握し、倉敷市長に連絡するものとする。

2 避難所の管理について

(1) 職員の派遣

- ア 倉敷市は、避難勧告を発令したとき、又は地域住民の緊急避難があったときは、ただちに職員を施設に派遣するものとする。
- イ 前号の職員は、避難住民に対する施設への誘導、施設及び設備の取扱いの指導及び外部との連絡、調整等を行うものとする。

(2) 施設の使用

- ア 避難所施設での必要な物品は、倉敷市が準備するものとする。
- イ 倉敷市は、施設の管理運営に支障が生じないよう避難住民を指導しなければならない。

(17) 非常災害時における避難施設利用に関する協定書

倉敷市（以下「甲」という。）と岡山県立倉敷鷺羽高等学校（以下「乙」という。）は、台風・地震等による非常災害が発生又は発生が予想される場合において、地域住民の安全確保のための避難所としての施設使用等について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定書は、甲が、乙の管理する施設の一部を避難所として利用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

(協定期間)

第2条 この協定書の有効期間は、平成25年8月8日から平成26年3月31日までとし、有効期間満了日1か月前までに甲乙双方から解除の申し入れがない場合には、さらに1年間継続するものとし、以後同様とする。

(避難所として利用できる施設及び周知)

第3条 甲が、避難所として利用できる施設は、運動場及び体育館とする。ただし、前記以外の施設が必要となった場合には、甲乙協議して決定する。

2 甲は、乙の管理する施設のうち前項の施設の範囲を、地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

(避難所の開設)

第4条 甲は、災害時において避難所として開設する必要がある場合、乙の指定した場所に開設することができる。

(開設の通知)

第5条 甲は、前条に規定する避難所を開設する際、教育財産使用許可申請書を乙に提出し、許可を受けなければならない。

2 甲は、事態が緊迫し事前に申請書を提出することができないときは、前項の規定に係わらず、口頭でその旨を連絡し、乙の承認した施設を避難所として開設することができるものとする。ただし、甲は、乙に対し事後速やかに申請書を提出し、許可を受けるものとする。

3 乙は、前項の手続以前に、管理する施設に被災した地域住民が緊急避難してきた場合において、乙の職員が在勤のときは、避難者を直ちに受け入れ、甲に連絡するものとする。職員が不在のときは、甲が乙に連絡するものとする。

4 乙は、前項により甲から連絡があったときは、直ちに施設運営上の支障の有無、避難所の安全等を把握し、甲に連絡するものとする。

(避難所担当職員の派遣)

第6条 甲は、避難所を開設するとき、及び前条第3項により避難者を受け入れた旨の連絡があったときは、速やかに避難所担当職員を派遣するものとする。

(避難所の管理運営)

第7条 避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとし、乙はこれに協力するものとする。

2 避難所での必要な物品は、甲が準備するものとする。

3 甲は、使用施設の鍵を責任をもって保管する。

4 甲は、施設の管理運営に支障が生じないように、避難者を指導しなければならない。

5 第2項に規定する物品が長期間、乙の施設の一部を占有する場合は、岡山県の教育財産に関する規則等に基づき処理する。

(費用負担)

第8条 避難所の管理運営に係る費用は、甲の負担とする。

2 甲は、避難住民が乙の施設・設備及び施設内の個人所有物等を破損、汚損又は紛失したときは、これに係る経費等を負担しなければならない。

(開設期間)

第9条 避難所の開設期間は、原則として避難勧告等発令の場合は、避難勧告発令の日から同勧告が解除される日までとする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、この限りでない。

(避難所解消への努力)

第10条 甲は、乙が早期に教育活動が再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

(避難所の終了)

第11条 甲は、乙の管理する施設について避難所として利用を終了する際には、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(広域避難への対応)

第12条 他都市において災害が発生し、又は発生のおそれがあり、甲が広域避難者を受け入れる場合には、この協定を準用し、乙の施設を避難所として利用することができるものとする。この場合において、利用できる施設は運動場及び体育館のみとし、開設期間は原則として災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第86条の3第1項に規定する都道府県外広域一時滞在の必要がある期間とする。

(協議)

第13条 この協定書に定めのない事項、又はこの協定の解釈に疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議して定めるものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成25年8月8日

甲 岡山県倉敷市西中新田 640番地
倉敷市
倉敷市長

乙 岡山県倉敷市児島味野山田町2301番地
岡山県立倉敷鷺羽高等学校
校長

(18) 非常災害時における避難施設利用に関する協定書

倉敷市（以下「甲」という。）と岡山県立倉敷まきび支援学校（以下「乙」という。）は、台風・地震等による非常災害が発生又は発生が予想される場合において、地域住民の安全確保のための避難所としての施設使用等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定書は、甲が、乙の管理する施設の一部を避難所として利用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

（協定期間）

第2条 この協定書の有効期間は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までとし、有効期間満了日1か月前までに甲乙双方から解除の申し入れがない場合には、さらに1年間継続するものとし、以後同様とする。

（避難所として利用できる施設及び周知）

第3条 甲が避難所として利用できる施設は、体育館とする。ただし、前記以外の施設が必要となった場合には、甲乙協議して決定する。

2 甲は、乙の管理する施設のうち前項の施設の範囲を、地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

（避難所の開設）

第4条 甲は、災害時において避難所として開設する必要がある場合、乙の指定した場所に開設することができる。

（開設の通知）

第5条 甲は、前条に規定する避難所を開設する際、教育財産使用許可申請書を乙に提出し、許可を受けなければならない。

2 甲は、事態が緊迫し事前に申請書を提出することができないときは、前項の規定に係わらず、口頭でその旨を連絡し、乙の承認した施設を避難所として開設することができるものとする。ただし、甲は、乙に対し事後速やかに申請書を提出し、許可を受けるものとする。

（避難所の管理）

第6条 避難所の管理は、甲の責任において行うものとする。

2 避難所運営について、乙は甲に協力するものとする。

（費用負担）

第7条 避難所の運営に係る経費は、甲の負担とする。

2 甲は、避難住民が乙の施設・設備等を破損、汚損又は紛失したときは、これに係る経費等を負担しなければならない。

（開設期間）

第8条 避難所の開設期間は、原則として避難勧告等発令の場合は避難勧告発令の日から同勧告が解除される日までとする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合はこの限りでない。

2 地震の場合は甲乙協議して決定する期間とする。

（避難所解消への努力）

第9条 甲は、乙が早期に教育活動が再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

(避難所の終了)

第10条 甲は、乙の管理する施設について避難所として利用を終了する際には、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(広域避難への対応)

第11条 他都市において災害が発生し、又は発生のおそれがあり、甲が広域避難者を受け入れる場合には、この協定を準用し、乙の施設を避難所として利用することができるものとする。この場合において、利用できる施設は運動場及び体育館のみとし、開設期間は原則として災害対策基本法（昭和36年法律第 223号）第86条の9第1項に規定する都道府県外広域一時滞在の必要がある期間とする。

(協議)

第12条 この協定書に定めのない事項、又はこの協定の解釈に疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議して定めるものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本協定書を2通作成し、双方記名押印の上、各1通を保有する。

平成27年4月1日

甲 岡山県倉敷市西中新田 640番地

倉敷市

倉敷市長

乙 岡山県倉敷市真備町箭田4682-1

岡山県立倉敷まきび支援学校

校長

協定書に関する留意事項

1 避難所開設について

- (1) 倉敷市は、地域住民に避難勧告の必要があると予想されるときは、地域住民の受け入れについて岡山県立倉敷まきび支援学校（以下「学校」という。）に連絡し確認するものとする。
- (2) ただし、地震等により被災した地域住民が避難所へ避難してきた場合において、学校職員が在勤のときは、学校はただちに受け入れ、倉敷市に連絡する。学校職員が不在のときは、倉敷市は職員を派遣し避難させるとともに、管理者に連絡するものとする。
- (3) 学校は、前号により倉敷市から連絡があったときは、ただちに施設運営上の支障の有無、避難所に関する事項等を把握し、倉敷市に連絡するものとする。

2 避難所の管理について

(1) 職員の派遣

- ア 倉敷市は、避難勧告を発令したとき、又は地域住民の緊急避難があったときは、ただちに職員を学校に派遣するものとする。
- イ 前号の職員は、避難住民に対する施設への誘導、施設及び設備の取り扱いの指導及び外部との連絡、調整等を行うものとする。

(2) 施設の使用

- ア 避難施設での必要な物品は、倉敷市が準備するものとする。
- イ 倉敷市は、避難所として利用する際は、使用施設の鍵を責任をもって管理する。また、鍵ボックスの暗証番号を外部に漏らしてはならない。
- ウ 倉敷市は、施設の管理運営に支障が生じないよう避難住民を指導しなければならない。

(19) 非常災害時における避難施設利用に関する協定書

倉敷市（以下「甲」という。）と岡山県立倉敷琴浦高等支援学校（以下「乙」という。）は、台風・地震等による非常災害が発生又は発生が予想される場合において、地域住民の安全確保のための避難所としての施設使用等について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定書は、甲が、乙の管理する施設の一部を避難所として利用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

(協定期間)

第2条 この協定書の有効期間は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までとし、有効期間満了日1か月前までに甲乙双方から解除の申し入れがない場合には、さらに1年間継続するものとし、以後同様とする。

(避難所として利用できる施設及び周知)

第3条 甲が避難所として利用できる施設は、体育館とする。ただし、前記以外の施設が必要となった場合には、甲乙協議して決定する。

2 甲は、乙の管理する施設のうち前項の施設の範囲を、地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

(避難所の開設)

第4条 甲は、災害時において避難所として開設する必要がある場合、乙の指定した場所に開設することができる。

(開設の通知)

第5条 甲は、前条に規定する避難所を開設する際、教育財産使用許可申請書を乙に提出し、許可を受けなければならない。

2 甲は、事態が緊迫し事前に申請書を提出することができないときは、前項の規定に係わらず、口頭でその旨を連絡し、乙の承認した施設を避難所として開設することができるものとする。ただし、甲は、乙に対し事後速やかに申請書を提出し、許可を受けるものとする。

(避難所の管理)

第6条 避難所の管理は、甲の責任において行うものとする。

2 避難所運営について、乙は甲に協力するものとする。

(費用負担)

第7条 避難所の運営に係る経費は、甲の負担とする。

2 甲は、避難住民が乙の施設・設備等を破損、汚損又は紛失したときは、これに係る経費等を負担しなければならない。

(開設期間)

第8条 避難所の開設期間は、原則として避難勧告等発令の場合は避難勧告発令の日から同勧告が解除される日

までとする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合はこの限りでない。

2 地震の場合は甲乙協議して決定する期間とする。

(避難所解消への努力)

第9条 甲は、乙が早期に教育活動が再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

(避難所の終了)

第10条 甲は、乙の管理する施設について避難所として利用を終了する際には、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(広域避難への対応)

第11条 他都市において災害が発生し、又は発生のおそれがあり、甲が広域避難者を受け入れる場合には、この協定を準用し、乙の施設を避難所として利用することができるものとする。この場合において、利用できる施設は運動場及び体育館のみとし、開設期間は原則として災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第86条の9第1項に規定する都道府県外広域一時滞在の必要がある期間とする。

(協議)

第12条 この協定書に定めのない事項、又はこの協定の解釈に疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議して定めるものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本協定書を2通作成し、双方記名押印の上、各1通を保有する。

平成27年4月1日

甲 岡山県倉敷市西中新田 640 番地
倉敷市
倉敷市長

乙 岡山県倉敷市児島田の口 1-1-16
岡山県立倉敷琴浦高等支援学校
校長

協定書に関する留意事項

1 避難所開設について

- (1) 倉敷市は、地域住民に避難勧告の必要があると予想される時は、地域住民の受け入れについて岡山県立倉敷琴浦高等支援学校（以下「学校」という。）に連絡し確認するものとする。
- (2) ただし、地震等により被災した地域住民が避難所へ避難してきた場合において、学校職員が在勤のときは、学校はただちに受け入れ、倉敷市に連絡する。学校職員が不在のときは、倉敷市は職員を派遣し避難させるとともに、管理者に連絡するものとする。
- (3) 学校は、前号により倉敷市から連絡があったときは、ただちに施設運営上の支障の有無、避難所に関する事項等を把握し、倉敷市に連絡するものとする。

2 避難所の管理について

(1) 職員の派遣

- ア 倉敷市は、避難勧告を発令したとき、又は地域住民の緊急避難があったときは、ただちに職員を学校に派遣するものとする。
- イ 前号の職員は、避難住民に対する施設への誘導、施設及び設備の取り扱いの指導及び外部との連絡、調整等を行うものとする。

(2) 施設の使用

- ア 避難施設での必要な物品は、倉敷市が準備するものとする。
- イ 倉敷市は、避難所として利用する際は、使用施設の鍵を責任をもって管理する。また、鍵ボックスの暗証番号を外部に漏らしてはならない。
- ウ 倉敷市は、施設の管理運営に支障が生じないよう避難住民を指導しなければならない。

(20) 非常災害時における施設利用に関する協定書

倉敷市（以下「甲」という。）と株式会社クラレ倉敷事業所（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害が発生し、又は発生が予想される場合において、地域住民の安全確保のための一時的な避難場所としての施設利用について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定書は、甲が、倉敷市酒津地内に所在し乙の管理する土地の一部を、避難場所として利用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

（避難場所として利用できる施設の周知）

第2条 甲が避難場所として利用できる施設は、乙の指定する敷地の一部とする。ただし、前記以外の施設が必要となった場合には、甲乙協議して決定する。

2 甲は、前項の避難場所として利用できる範囲や当該施設において、身の安全を確保後には速やかに市が開設する学校などの避難所に移動することなど利用にあたっての留意事項を新たに地域住民に周知する。

（避難場所の開設及び通知等）

第3条 甲は、災害時において避難場所として開設する必要が生じた場合、乙にその旨を、文書又は口頭で依頼するものとする。依頼があった場合、乙は特別な理由がない限り、これに応じるものとする。

2 乙は、前項の依頼を受ける以前に市民が緊急避難してきたことを現認した場合は、甲へその旨通報するとともに可能な限り受け入れるものとする。

3 甲は、乙から前項の通報を受けた場合は、速やかに職員を派遣し、市の指定する避難所への移動にあたるものとする。

（避難場所の管理）

第4条 避難場所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 避難場所の管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

（費用負担）

第5条 避難場所の管理運営に係る経費は、甲の負担とする。

2 甲は、避難住民が乙の施設・設備等を破損、汚損又は紛失したときは、これに係る経費を負担する。

（開設期間）

第6条 避難場所の開設期間は、原則として避難情報発令の場合は避難情報の日から帰宅又は開設する避難所へ移ることができるまでとする。ただし、状況により、甲乙協議して決定する期間とする。

（避難場所解消への努力）

第7条 甲は、乙が早期に本来の目的のために施設利用が再開できるよう配慮するとともに、当該避難場所の早期解消に努めるものとする。

（避難場所の終了）

第8条 甲は、避難場所としての利用を終了する際は、乙に避難場所等終了届を提出するとともに、その施設を現状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（協定期間）

第9条 この協定書の有効期間は、締結の日から平成28年3月31日までとし、有効期間満了日1ヶ月前までに甲乙双方から解除の申し入れがない場合には、さらに1年間継続するものとし、以後同様とする。

(協議)

第10条 この協定の定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成27年7月23日

甲 倉敷市西中新田 640番地
倉敷市
倉敷市長

乙 倉敷市玉島乙島7471番地
株式会社 クラレ倉敷事業所
執行役員 事業所長

(21) 非常災害時における施設利用に関する協定

大規模な水害、地震等による非常災害が発生した場合又は発生するおそれのある場合、地域住民の安全確保のための避難施設について、倉敷市（以下「甲」という。）と岡山県観光企業株式会社（以下「乙」という。）は、乙の所有し管理する施設及び土地の利用に関する協定を次のとおり締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、倉敷市内において、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合における被災者及び避難者に対する支援体制を充実させるため、甲及び乙の相互協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害を基本とするが、特に当該施設の利用にあたっては河川堤防決壊等による浸水災害及び大規模地震発生による家屋の倒壊等大規模災害とする。

（対象施設及び土地）

第3条 対象とする施設及び土地の範囲は、次に掲げる範囲とする。

- （1）大規模地震による家屋の倒壊、又は浸水災害時等における地域住民の避難先として、甲は乙の管理する岡山ゴルフ倶楽部屋外駐車場及びインコース（10番）スタートハウスを使用することができるものとする。
- （2）甲は、乙の管理する施設の使用について、地域住民等に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

（避難場所の開設）

第4条 甲は、地域住民に避難の必要があると予想されるときは、地域住民の受入れについて乙に対しあらかじめ連絡をし、前条に掲げる施設を避難場所として利用することについて確認するものとする。

ただし、突発的な水害又は地震等の発生により被災した地域住民が当該施設に避難してきた場合であって、乙の社員がいるときは可能な限りこれを受入れ、乙の社員から甲に連絡するものとする。

2 甲は、前条に掲げる施設を避難場所として開設するとき又は地域住民の緊急避難が発生したときは、可能な限り速やかに職員を派遣し、市の指定する避難所への移動にあたるものとする。

ただし、突発的な水害又は地震等の発生により被災した地域住民が当該施設に避難してきた場合であって、乙の社員がいるときは可能な限りこれを受入れ、乙の社員から甲に連絡するものとする。

3 避難場所の開設期間は、原則として避難準備発令の場合は避難準備発令の日から帰宅又は市の開設する避難所へ移ることができるまでとする。ただし、状況により、甲乙協議して決定する期間とする。また、浸水災害の場合には浸水位の低下状況等により甲乙協議して決定する期間とする。

4 甲は、乙が早期に営業活動を再開できるよう配慮するとともに、避難施設としての使用の早期解消に努める。

（避難場所の管理）

第5条 避難場所の管理運営は、甲の責任において甲が避難者と協働で行うものとし、乙はこれに協力するものとする。

2 使用施設の鍵の開閉は、乙が責任をもって行うものとする。

（経費の負担）

第6条 甲は、避難者の収容及び管理運営に係る費用を負担するものとする。

2 甲は、避難住民が乙の施設及び設備等を破損若しくは汚損又は紛失した場合これに係る費用を負担しなけれ

ばならない。

(避難場所の終了)

第7条 甲は、乙の管理する施設の使用を終了するときは、その旨を乙に報告するとともに施設を原状に復するものとし、乙は状況に応じてこれに協力するものとする。

(個人情報の保護)

第8条 乙は、この避難場所開設により個人情報を取り扱う場合及び知り得た個人情報は、その保護に努めなければならない。

(連絡責任者)

第9条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては倉敷市災害対策本部等における総務局防災危機管理室長、乙においては岡山ゴルフ倶楽部支配人とする。

(有効期間)

第10条 この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙から文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定書に関し疑義が生じた時は、甲乙双方が協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和元年6月7日

甲 倉敷市西中新田 640番地
倉敷市
倉敷市長

乙 倉敷市中庄 2769-2
岡山県観光企業株式会社
代表取締役

(22) 非常災害時における施設利用に関する協定書

倉敷市（以下「甲」という。）と倉敷商工会議所（以下「乙」という。）は、台風・地震等による非常災害が発生し、又は発生が予想される場合において、地域住民の安全確保のため一時的な避難場所としての施設利用について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定書は、「倉敷市国土強靱化地域計画」の帰宅困難者対策の方針に基づき、乙が管理する施設の一部を非常災害等が発生した場合に、甲が一時的な避難場所（以下「一時避難場所」という。）として利用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

（避難対象者）

第2条 一時避難場所の避難対象者は、一時避難場所のある地区の住民のみならず、当該地区において就業中又は通過中の者及び乙の会員事業所関係者（以下「地域住民等」という。）とする。

（連絡責任者）

第3条 この協定の連絡責任者は、別途定める。

（一時避難場所として利用できる施設の周知）

第4条 甲が一時避難場所として利用できる施設は「倉敷商工会館7階会議室及び2階多目的トイレ等（別図参照）」とする。ただし、著しく多くの地域住民等が避難するなど前記以外の施設の利用が必要になった場合には、甲乙協議して決定する。

2 甲は、前項の一時避難場所として利用できる範囲を、地域住民等に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

（一時避難場所の開設及び通知等）

第5条 甲は災害時において一時避難場所として開設する必要がある場合、事前に乙に対しその旨を、文書又は口頭で通知するものとする。

2 乙は、前項の通知を受ける以前に地域住民等が緊急避難してきたことを現認した場合は、直ちに一時避難場所を開設し、甲へその旨を通報するものとする。

3 甲は、乙から前項の通報を受けた場合には、可能な範囲で速やかに物資を提供するものとする。

（避難時の事故等に係る責任）

第6条 乙は、使用施設に地域住民等が避難した際に発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

（一時避難場所の運営）

第7条 一時避難場所の運営は、甲の責任において行うことを原則とする。

2 乙は、一時避難場所の運営について、甲に協力するものとする。

（費用負担）

第8条 一時避難場所の運営に係る費用は、甲の負担とする。

- 2 甲は、避難住民が乙の施設・設備等を破壊、汚損又は紛失したときは、これの修繕等に係る経費を負担する。
- 3 一時避難場所の使用料は無料とする。ただし、次条ただし書きの規定により長期間の使用をする場合には、甲乙協議して使用料を決定する。

(開設期間)

第9条 一時避難場所の開設期間は、原則として避難情報発令の場合には避難情報発令の日か同情報が解除される日までとする。ただし、災害の状況により長期間にわたり使用する必要がある場合には、甲乙協議して決定する期間とする。

(一時避難場所解消への努力)

第10条 甲は、乙が早期に本来の目的のために施設利用が再開できるよう配慮するとともに、当該一時避難場所の早期解消に努めるものとする。

(一時避難場所の終了)

第11条 甲は、一時避難場所としての利用を終了する際は、乙に一時避難場所終了届を提出するとともにその範囲を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(協定期間)

第12条 この協定書の有効期間は、令和4年1月14日から令和5年3月31日までとし、有効期間満了日1か月前までに甲乙双方から解除の申し入れがない場合には、さらに1年間継続するものとし、以降同様とする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項、又はこの協定の解釈に疑義が生じた事項は、その都度甲乙協議の上、決定するものとする。

甲及び乙は、この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和4年1月14日

甲 倉敷市西中新田 640 番地
倉敷市
倉敷市長

乙 倉敷市白楽町 249 番地 5
倉敷商工会議所
会頭

(23) 災害発生時における一時避難場所としての使用に関する協定書

倉敷市（以下「甲」という。）と株式会社三喜商事（以下「乙」という。）は、「洪水、高潮、津波、土砂崩れ」の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の一時避難場所として、乙の所有する施設を使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（一時避難施設の利用）

第1条 乙は、次に掲げる施設（以下「使用施設」という。）を、公共福祉の立場から一時避難場所として甲に使用させるものとする。

- (1) 名称 マンモス新倉敷店立体駐車場
- (2) 所有者 株式会社三喜商事
- (3) 所在地 倉敷市新倉敷駅前4丁目68
- (4) 構造等 鉄骨造 3階建
- (5) 建築年 平成29年

（使用範囲）

第2条 甲は、次に掲げる範囲を一時避難場所として使用するものとする。

- (1) 避難場所 立体駐車場3階・屋上駐車スペース 2,230㎡
- (2) 収容人数 2,230名
- (3) 使用時間 災害時は常時使用可

（避難対象者）

第3条 使用施設の避難対象者は、使用施設のある地区の住民のみならず、当該地区において就労中又は通過中の者（以下「地域住民等」という。）を含めるものとする。

（使用期間）

第4条 使用施設の使用期間は、原則として甲から避難場所の開設の要請があったときから避難場所としての利用を終了するときまで、若しくは避難情報が解除されるときまで、又は強い地震を感じたとき、弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、若しくは津波警報が発表されたときから津波警報の解除等により災害のおそれなくなったときまでとする。

（避難時の事故等に係る責任）

第5条 乙は、使用施設に地域住民等が避難した際に発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

（費用負担）

第6条 使用施設の利用料は無料とする。

（使用施設、備品の破損時等の対応）

第7条 使用施設が一時避難場所として使用された場合の使用施設の破損については、甲が修復にかかる費用を負担する。

(使用施設変更の報告)

第8条 乙は、使用施設の増改築などにより、当該建物の面積等に変更が生じる場合、又は何らかの事情により使用施設の使用が不可能となるときには、甲に連絡するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲、乙双方が協議して定めるものとする。

(有効期限)

第10条 この協定の有効期限は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の日から1か月前までに、甲、乙いずれかから申し出がない場合は、この協定を、期間満了の翌日から更に1年間更新するものとし、以降も同様とする。

甲と乙は、この協定を証するため、本協定書を2通作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和4年1月27日

甲 倉敷市西中新田 640
倉敷市
倉敷市長

乙 倉敷市新倉敷駅前4丁目 77 番地
株式会社三喜商事
代表取締役

(24) 災害時等における施設利用に関する協定書

倉敷市（以下「甲」という。）と中国職業能力開発大学校（以下「乙」という。）は、水害・地震等の災害が発生した場合において、復旧活動等のためのボランティア、消防、警察若しくは自衛隊等の活動拠点の利用について次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定書は、甲が、乙の管理する施設の一部を、活動拠点として利用することについて必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）災害 災害対策基本法第2条第1号の定めるとおり、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。

（利用施設）

第3条 甲が活動拠点として利用できる施設は、乙の指定する施設（別紙1）とする。ただし、前記以外の施設が必要となった場合には、甲乙協議して決定する。

（活動拠点の開設及び通知等）

第4条 甲は、災害時において活動拠点として開設する必要がある場合、利用施設、期間、目的等を文書で通知するものとする。ただし、文書を提出するいとまがないときは、事前に乙に対しその旨を、口頭、電話等で通知するものとし、後日速やかに書面を提出するものとする。

（活動拠点の運営）

第5条 活動拠点の運営は、甲及び活動団体の責任において行うものとする。

- 2 活動拠点の運営について、乙は甲及び活動団体に協力するものとする。

（費用負担）

第6条 活動拠点の運営は、甲及び活動団体の負担とする。

- 2 活動拠点で必要な物品等が発生した場合には、甲及び活動団体が準備又は配布するものとする。
- 3 甲及び活動団体は、活動拠点利用中に乙の施設・設備等を破損、汚損又は紛失等したときは、これに係る経費を負担する。

（運営に関する責任）

第7条 乙は、施設の利用中に発生した活動拠点運営に係る責任を負わないものとする。

（開設期間）

第8条 活動拠点の開設期間は、現に災害が発生し復旧活動等のためのボランティア、消防、警察若しくは自衛隊等の活動拠点となった場合には、当該活動期間の設置から撤収されるまでの期間とする。

ただし、状況により変更する必要がある場合は、甲乙協議して決定する期間とする。

(活動拠点解消への協力)

第9条 甲は、乙が早期に事業を再開できるよう配慮するとともに、活動拠点の早期解消に努めるものとする。

(活動拠点等の終了)

第10条 甲は、活動拠点としての利用を終了する際は、乙に活動拠点終了届を提出するとともに、利用した施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(連絡責任者)

第11条 甲の要請及び乙の協力に関する事項を円滑に行うため、甲及び乙は、連絡責任者名簿(別紙2)を作成し、相互に交換するものとする。連絡先を変更する必要がある場合は、その都度、遅滞なく相手方に申し出て、変更を行うものとする。

(協定期間)

第12条 この協定書の有効期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとし、有効期間満了日1か月前までに甲乙いずれから解除の申し入れがない場合には、さらに1年間継続するものとし、以後同様とする。

(協議)

第13条 この協定書に定めのない事項、又はこの協定の解釈に疑義を生じた場合は、その都度甲乙協議のうえ、決定するものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本協定書を2通作成し、双方記名押印のうえ、その1通を保有する。

令和4年1月26日

甲 岡山県倉敷市西中新田 640 番地
倉敷市
倉敷市長

乙 岡山県倉敷市玉島長尾 1242 番地 1
中国職業能力開発大学校
校長

(25) 災害時等における施設利用に関する協定書

倉敷市（以下「甲」という。）と株式会社ダイナム（以下「乙」という。）は、災害時等における施設利用に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、倉敷市内に地震、風水害等の大規模災害が発生し、又はそのおそれがある場合（以下併せて「災害時等」という。）に、自家用車等を利用して避難する避難者（以下「以下車中避難者」という。）の安全確保のため、乙が甲の要請に応じ、乙が運営する別紙「店舗一覧」記載の店舗（以下併せて「乙の施設」という。）提供の協力に関して必要事項を定めることを目的とする。なお、この協定は、災害時等に乙が自主的に実施する住民等への応急対策等の活動を妨げるものではない。

（協力内容）

第2条 甲は、次の各号について、乙に協力を要請（以下「協力要請」という。）することができる。

- （1）乙の施設の駐車場の一部を、車中避難者の一時的な避難場所（以下「一時避難場所」という。）として甲に提供すること。
- （2）避難してきた車中避難者に対し、トイレ等を可能な範囲で提供すること。

2 前項の定めにかかわらず、乙は、災害時等における乙の顧客の安全確保等、乙の施設運営上必要な範囲において、一時避難場所の利用制限など必要な措置を実施することができるものとする。

（要請の方法）

第3条 甲は、協力要請をするときは、乙に対して施設利用等要請書（様式第1号）により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（協力）

第4条 乙は、甲から協力要請を受けた場合は、この協定の内容にしたがって可能な範囲で協力を努めるものとする。また、協力にあたっては、積極的に市民、自主防災組織等と連携を図るよう努めるものとする。

（利用開始可能時間の通知）

第5条 乙は、甲からの第3条の協力要請に対して協力する場合、乙の顧客対応等速やかに準備を整えた上で、甲に対して施設の利用開始可能時間を通知するものとする。

（施設変更の報告）

第6条 乙は、乙の施設の増改築により、当該施設の面積や利用可能施設に変更が生じた場合、又は何らかの事情により施設の利用が不可能となるときは、甲に連絡するものとする。

（車中避難者の誘導等）

第7条 乙は、車中避難者に対し、乙の施設への安全な誘導に努めるものとする。

2 乙は、車中避難者数及び台数を甲に可能な限り報告するよう努めるものとする。

（費用負担）

第8条 災害時等における乙の施設の利用料は無料とする。

2 車中避難者が、乙の施設（設備器具等を含む。）を滅失又はき損した場合（原因者が不明なときを含む。）には、甲が原状回復を行うものとする。

（利用期間）

第9条 甲が、乙の施設を利用する期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、災害状況等により期間を延長する必要がある場合は、甲は乙の承諾を得た上で、期間を延長することができる。

2 前項ただし書きの「乙の承諾」については、前条第1項を前提とせず、乙が任意に判断できるものとする。

（利用の終了）

第10条 甲は、乙の施設の利用を終了する際は、乙に対し、その旨を連絡し、併せて施設利用等終了連絡書（様式第2号）により通知するものとする。

（連絡体制等）

第11条 この協定の円滑かつ迅速な履行を図るため、連絡担当者名簿（様式第3号）を作成し、相互に交換して、連絡体制を確立するものとする。

（事故等にかかる責任）

第12条 乙は、自らの責めに帰すべき事由によるものを除き、本協定書に基づき乙の施設を利用する車中避難者、甲又はその他第三者による事故等に対する責任を一切負わないものとする。

（備品等の提供）

第13条 乙は、食料、飲料及びその他備品等を、乙の判断及び負担において車中避難者に提供できるものとする。

（秘密の保持）

第14条 甲及び乙は、本協定に基づき知り得た個人情報や秘密事項等を他に漏らしてはならない。

（協議）

第15条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

（協定の有効期間）

第16条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了日の30日前までに、甲、乙いずれからも申し出がないときは、さらに1年間この協定は更新されるものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和4年4月19日

甲 岡山県倉敷市西中新田 640 番地
倉敷市

倉敷市長

乙 東京都荒川区西日暮里二丁目 27 番 5 号

株式会社ダイナム

代表取締役

別紙

店舗一覧

岡山倉敷中島店	
所在地	岡山県倉敷市中島1447番地1
店舗責任者名	
構造等	木造構造
店舗開店日	2015年 3月 28日
一時避難場所	駐車場：店舗が指示する指定のスペースを貸し出し
使用可能施設	トイレ、水道施設他
岡山真備店	
所在地	岡山県倉敷市真備町川辺字糸田2059-13
店舗責任者名	
構造等	木造構造
店舗開店日	2009年 10月 30日
一時避難場所	駐車場：店舗が指示する指定のスペースを貸し出し
使用可能施設	トイレ、水道施設他
児島店	
所在地	岡山県倉敷市児島駅前3丁目16番地1
店舗責任者名	
構造等	木造構造
店舗開店日	2002年 8月 1日
一時避難場所	駐車場：店舗が指示する指定のスペースを貸し出し
使用可能施設	トイレ、水道施設他

以上

(26) 災害時における施設利用に関する協定書

倉敷市（以下「甲」という。）と富田ケアセンター有限会社（以下「乙」という。）は、指定緊急避難場所（災害対策基本法第49条の4に規定するものをいう。以下同じ。）として乙の管理する施設の利用するにあたり、次のとおり協定を締結する。

（定義）

第1条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）（以下「法」という。）第2条第1号に定める災害を基本とする。
- (2) 避難情報 法第60条に定める「高齢者等避難」「避難指示」「緊急安全確保」をいう。
- (3) 指定緊急避難場所 法第49条の4に規定する「指定緊急避難場所」をいう。

（対象となる施設）

第2条 甲が避難場所として利用できるのは、「ケアグラン乙島（倉敷市玉島乙島7183-1）」のうち、別途定める区域とする。ただし、あらかじめ定めた区域での対応が困難となった場合、乙は指定外の区域を避難者に提供するなど最大限の協力を行うものとする。

（指定緊急避難場所としての指定）

第3条 乙は、対象施設が甲により指定緊急避難場所として指定を受けること及び甲の作成公開するホームページやハザードマップ等へ掲載されること並びに甲を始めとする行政機関及び報道機関等が広く情報提供を行うことに同意する。

（対象となる避難者）

第4条 対象となる避難者は、当該施設周辺の住民のみならず、当該地域において就業中、一時滞在中又は通過中の者を含めた地域住民等とする。

（施設責任者及び連絡担当者）

第5条 この協定の実行に際して必要となる乙の施設責任者及び連絡担当者は、別途定める。

- 2 甲は、毎年度4月1日時点で「災害時における避難施設利用に関する協定に伴う連絡票」を作成し、当該年度の4月10日までに乙へ提供する。
- 3 乙は、甲から提供を受けた「災害時における避難施設利用に関する協定に伴う連絡票」に、当該年度4月1日時点の状況を追記し、甲に対し4月30日までに報告する。

（指定緊急避難場所の開設及び通知等）

第6条 甲は指定緊急避難場所を開設する必要がある場合、乙に対しその旨を口頭で通知するものとする。ただし、その暇がない場合はこの限りではない。

- 2 第1項の通知を受ける以前に地域住民等が避難してきたことを現認した場合、直ちに指定緊急避難場所として施設を開放し、甲へその旨を連絡するものとする。

（指定緊急避難場所の運営）

第7条 当該指定緊急避難場所の運営は、乙において行うことを原則とする。ただし、避難者が多数となり乙による対応が困難となった場合は、甲乙協議のうえ、甲の職員を派遣することができる。

（備蓄資機材の提供）

第8条 甲は災害時等に必要となる資機材を、あらかじめ乙に提供することができる。

2 乙は第1項の資機材について適正に管理し、過不足や支障が生じた場合は速やかに甲に申し出を行う。

(費用負担)

第9条 当該指定緊急避難場所の運営に係る費用負担は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 人件費 甲、乙それぞれの負担とする。

(2) 光熱水費 原則、乙の負担とする。

(3) その他 明らかな瑕疵がある場合を除き、甲乙協議のうえ費用負担者を決定する。

(開設期間)

第10条 指定緊急避難場所の開設期間は、甲が避難情報を発令した日から当該避難情報が解除される日まで、若しくは津波の危険が強い地震を感じたとき、弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、又は気象庁が、津波注意報、津波警報、若しくは大津波警報を発表したときから、これらの注意報や警報の解除等により津波のおそれなくなった時までとする。ただし、災害の状況により長期間にわたり使用する必要がある場合には、甲乙協議して決定する期間とする。

(避難時の事故等に係る責任)

第12条 当該施設を指定緊急避難場所として開設している際に発生した事故等に対する責任については、乙は一切負わないものとする。ただし、乙に明確な瑕疵がある場合は、この限りとしない。

(指定緊急避難場所の閉鎖及び通知)

第13条 災害対策本部において当該指定緊急避難場所の閉鎖を決定した場合、速やかに甲は乙に対し口頭で通知を行うこととする

(協定期間)

第14条 この協定書の有効期間は、協定締結の日から令和6年3月31日までとし、有効期間満了日1か月前までに甲乙双方から解除の申し入れがない場合には、さらに1年間継続するものとし、以降同様とする。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項、又はこの協定の解釈に疑義が生じた事項は、その都度甲乙協議の上、決定するものとする。

甲及び乙は、この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和5年 4月26日

甲 倉敷市西中新田640番地
倉敷市
倉敷市長

乙 倉敷市玉島道口97-1
富田ケアセンター有限会社
代表取締役

(27) 災害時における指定緊急避難場所の設置運営に関する協定書

倉敷市（以下「甲」という。）とあちてらす倉敷南館管理組合住宅部会（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定（以下「この協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害が発生し、又は発生するおそれが生じた際に「市営あちてらす倉敷駐車場」を地域住民等の指定緊急避難場所として活用するために必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第2条第1号に定める被害
- (2) 避難情報 法第60条の規定に基づき甲が避難のための立退きを指示する情報（高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保）
- (3) 指定緊急避難場所 法第49条の4の規定に基づく施設
- (4) 地域住民等 使用施設のある地域の住民のみならず、当該地区において就労中または通過中の者を含めた避難対象者
- (5) 車中避難 災害が発生し、又は発生するおそれが生じた際に、自家用車等を安全な場所に駐車し、その車の中で待機する方法

（避難場所）

第3条 この協定において、地域住民等が避難する場所とは、あちてらす倉敷駐車場枠のうち甲が権利を有する部分（以下「市駐車場枠」）を指し、その概要は次の表のとおりとする。

名称	所在地	面積	駐車可能台数
市営あちてらす倉敷駐車場	倉敷市阿知3丁目13番1号	3,071.21 m ²	193台

2 市駐車場枠における避難とは、車中避難を基本とする。

（使用許可）

第4条 乙は、甲が市駐車場枠を指定緊急避難場所として開設した場合に限り、甲及び乙の一部供用部分であるあちてらす倉敷駐車場の通路、階段、その他これに附属する設備等（以下「許可施設」という。）を甲又は地域住民等が通行又は使用することを許可する。

2 乙は、甲が市駐車場枠を指定緊急避難場所として開設した場合の運営に必要な資機材（避難者向けの飲料水や食料、毛布、案内板等）の保管場所を可能な範囲で提供する。なお、乙は保管した資機材を使用することができるものとする。

3 乙は、許可施設の状況や許可する範囲等に変更が生じた場合には、速やかに甲に報告するものとする。

（開設通知）

第5条 甲は、市駐車場枠を指定緊急避難場所として開設の必要が生じた場合には、直ちに、その旨を乙に通知するものとする。

（開設期間等）

第6条 市駐車場枠を指定緊急避難場所として開設する期間は、甲が前条により開設を通知した日から当該通知に関する避難情報が解除されるまでを基本とする。ただし、災害の状況により開設期間を延長又は短縮する必

要がある場合には、甲、乙協議して決定するものとする。

(運営)

第7条 市駐車場枠を指定緊急避難場所として開設した場合の運営については、甲が行うものとする。

2 甲は、前項の運営の一部又は全てを倉敷市市営駐車場指定管理業務に関する協定書に基づく指定管理者に委託することができるものとする。

3 乙は、第1項の甲の運営に当たり、甲の要請に対して可能な範囲で、協力を行うものとする。なお、乙の協力は、あちてらす倉敷南館住宅部会運営細則に基づき委託するマンション管理業者が行うものとする。

4 乙は、乙の故意又は乙に重過失がある場合を除き、前項の協力を行った結果として甲及び第三者に被害を与えた場合の責任を負わないものとする。

(費用等)

第8条 市駐車場枠を指定緊急避難場所として開設した場合の運営に要する費用については、甲が負担するものとする。ただし、前条第3項に規定する乙の協力を要した人件費等について、甲は負担しないものとする。

2 地域住民等が許可施設を破損、毀損等した場合の修理等に要する費用は甲が負担するものとする。

(個人情報の保護)

第9条 甲及び乙は、第7条の運営に当たり知り得た避難者の個人情報を漏洩してはならない。この協定の終了後又は解除後においても同様とする。

(連絡責任者)

第10条 甲及び乙は、あらかじめ連絡責任者を定め、毎年度、情報交換を行うものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、締結の日からその効力を発生するものとし、甲又は乙から文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続するものとする。

(協議)

第12条 この協定の定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和 5年 7月27日

甲 倉敷市西中新田640番地
倉敷市
倉敷市長

乙 倉敷市阿知3丁目13番1号
あちてらす倉敷南館管理組合住宅部会
会長

(28) 非常災害時における施設利用に関する協定書

倉敷市（以下「甲」という。）と株式会社 ArTechX.ing（以下「乙」という。）は、台風・地震・洪水時等による非常災害が発生し、又は発生が予想される場合において、地域住民の安全確保のため一時的な避難場所としての施設利用について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定書は、乙が管理する施設の一部を非常災害等が発生した場合に、甲が一時的な避難場所（以下「一時避難場所」という。）として利用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

(避難対象者)

第2条 一時避難場所の避難対象者は、一時避難場所のある地区の住民のみならず、当該地区において就業中又は通過中の者及び乙の事業所関係者（以下「地域住民等」という。）とする。

(連絡責任者)

第3条 この協定の連絡責任者は、別途定める。

2 甲は、毎年度4月1日時点で「災害時における避難施設利用に関する協定に伴う連絡票」を作成し、当該年度の4月10日までに乙へ提供する。

3 乙は、甲から提供を受けた「災害時における避難施設利用に関する協定に伴う連絡票」に、当該年度4月1日時点の状況を追記し、甲に対し4月30日までに報告する。

(一時避難場所として利用できる施設の周知)

第4条 甲が一時避難場所として利用できる施設は「株式会社 ArTechX.ing事務所棟2階」とする。ただし、著しく多くの地域住民等が避難するなど前記以外の施設の利用が必要になった場合には、甲乙協議して決定する。

2 甲は、前項の一時避難場所として利用できる範囲を、地域住民等に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

(一時避難場所の開設及び通知等)

第5条 甲は災害時において一時避難場所として開設する必要がある場合、事前に乙に対しその旨を、文書又は口頭で通知するものとする。

2 乙は、前項の通知を受ける以前に地域住民等が緊急避難してきたことを現認した場合は、直ちに一時避難場所を開設し、甲へその旨を通報するものとする。

3 甲は、乙に対し、避難靴に対して必要な物資を事前に提供するものとする。

(避難時の事故等に係る責任)

第6条 乙は、使用施設に地域住民等が避難した際に発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

(一時避難場所の運営)

第7条 一時避難場所の運営は、甲の責任において行うことを原則とする。

2 乙は、一時避難場所の運営について、甲に協力するものとする。

(費用負担)

第8条 一時避難場所の運営に係る費用は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 人件費 甲、乙それぞれの負担とする。

(2) 光熱水費 原則、乙の負担とする。

(3) その他 明らかな瑕疵がある場合を除き、甲乙協議のうえ費用負担者を決定する。

(開設期間)

第9条 一時避難場所の開設期間は、原則として避難情報発令の場合には避難情報発令の日から同情報が解除される日までとする。ただし、災害の状況により長期間にわたり使用する必要がある場合には、甲乙協議して決定する期間とする。

(一時避難場所解消への努力)

第10条 甲は、乙が早期に本来の目的のために施設利用が再開できるよう配慮するとともに、当該一時避難場所の早期解消に努めるものとする。

(一時避難場所の終了)

第11条 甲は、一時避難場所としての利用を終了する際は、乙にその旨を口頭等で連絡し、その範囲を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(協定期間)

第12条 この協定書の有効期間は、協定締結の日から令和6年3月31日までとし、有効期間満了日1か月前までに甲乙双方から解除の申し入れがない場合には、さらに1年間継続するものとし、以降同様とする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項、又はこの協定の解釈に疑義が生じた事項は、その都度甲乙協議の上、決定するものとする。

甲及び乙は、この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和5年 8月 4日

甲 倉敷市西中新田640番地
倉敷市
倉敷市長

乙 倉敷市四十瀬331番地3
株式会社 ArTechX.ing
代表取締役社長

9 津波避難ビル使用に関する協定

(1) 津波発生時における一時避難施設としての使用に関する協定書

倉敷市（以下「甲」という。）と株式会社天満屋ストア（以下「乙」という。）及び協同組合トピア（以下「丙」という。）は、津波が発生し又は発生するおそれがある場合の一時避難施設として、乙及び丙の所有する施設を使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（一時避難施設の使用）

第1条 乙又は丙は、次に掲げる施設（以下「使用施設」という。）を、公共福祉の立場から一時避難施設として甲に使用させるものとする。

- (1) 名称 トピア天満屋ハッピータウン児島店3階・屋上駐車場
- (2) 所有者 株式会社天満屋ストア・協同組合トピア
- (3) 所在地 倉敷市児島駅前2丁目35番地
- (4) 構造等 鉄骨鉄筋コンクリート造 3階建
- (5) 建築年 昭和63年

（使用範囲）

第2条 甲は次に掲げる範囲を一時避難場所として使用するものとする。

- (1) 避難場所 3階・屋上 13,534㎡
- (2) 収容人数 13,534名
- (3) 使用時間 施設開館時間

（避難対象者）

第3条 使用施設の避難対象者は、使用施設のある地区の住民のみならず、当該地区において就労中又は通過中の者（以下「地域住民等」という。）も同様とする。

（一時避難場所の開設）

第4条 甲は、地域住民に避難の必要があると予想されるときは、地域住民の受け入れについて乙又は丙に対し予め連絡をし、第2条及び第3条に掲げる一時避難場所としての利用について確認するものとする。

- 2 突発的な地震等の発生により被災した地域住民が施設に避難してきた場合においては、乙及び丙の職員がいるときは直ちにこれを受け入れ、乙及び丙の職員から甲に連絡するものとする。
- 3 施設の営業時間外においては、通常乙又は丙の職員が常駐していないことから、前項の規定に関わらず、乙又は丙は可能な範囲で早期の開設に向けた対応に努めるものとする。
- 4 乙及び丙は避難受け入れにあたっては、避難スペースと安全の確保のため、原則として立体駐車場、店舗内駐車場及び屋上駐車場への一般車両の進入を認めないこととする。ただし、緊急車両や福祉車両等で、乙及び丙が通行を認めた場合はこの限りではない。

（一時避難場所の管理）

第5条 一時避難場所の管理運営は、乙及び丙が避難者と協働で行うものとし、甲はこれに協力するものとする。

- 2 使用施設の鍵の開閉は、乙及び丙が責任をもって行うものとする。
- 3 使用施設の使用期間は、強い地震を感じたとき、弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、または津波警報が発表されたときから、津波警報の解除等により津波のおそれなくなった時までとする。

4 一時避難場所で必要な物品が発生した場合には、甲が準備又は配布するものとする。

(避難時の事故等に係る責任)

第6条 乙及び丙は、使用施設に地域住民等が避難した際に発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

(費用負担)

第7条 施設の使用料は無料とする。

(施設・備品の破損時等の対応)

第8条 使用施設が一時避難施設として使用された場合の施設の破損については、甲が復旧にかかる費用を負担するものとする。

(施設変更の報告)

第9条 乙及び丙は、使用施設の増改築等により、当該建物の面積等に変更が生じる場合、または何らかの事情により施設の使用が不可能となる時には、甲に連絡するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定書の有効期間は、協定締結の日から平成26年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の日から1ヶ月前までに、甲、乙又は丙いずれかから申し出がない場合は、この協定は、期間満了の日の翌日からさらに1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

この協定を証するため、本協定書3通を作成し、甲、乙及び丙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成25年6月3日

甲 倉敷市西中新田640番地
倉敷市
倉敷市長

乙 岡山市北区岡町13-16
株式会社天満屋ストア
代表取締役社長

丙 倉敷市児島駅前2丁目35番地
協同組合トピア
代表理事

(2) 津波発生時における一時避難施設としての使用に関する協定書

倉敷市（以下「甲」という。）と株式会社 JPMC（以下「乙」という。）は、津波が発生し又は発生するおそれがある場合の一時避難施設として、乙の所有する施設を使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（一時避難施設の使用）

第1条 乙は、次に掲げる施設（以下「使用施設」という。）を、公共福祉の立場から一時避難施設として甲に使用させるものとする。

- (1) 名称 倉敷ライフ・キャンパス
- (2) 所有者 株式会社 JPMC
- (3) 所在地 倉敷市玉島1962番地10、11
- (4) 構造等 鉄筋コンクリート造 4階建、一部5階建
- (5) 建築年 平成8年

（使用範囲）

第2条 甲は次に掲げる範囲を一時避難場所として使用するものとする。

- (1) 使用範囲 3階以上踊り場 132.72㎡
- (2) 収容人数 約270名

（避難対象者）

第3条 使用施設の避難対象者は、使用施設のある地区の住民のみならず、当該地区において就労中又は通過中の者（以下「地域住民等」という。）も同様とする。

（使用期間）

第4条 使用施設の使用期間は、強い地震を感じたとき、弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、又は気象庁が、津波注意報、津波警報、若しくは大津波警報を発表したときから、これらの注意報や警報の解除等により津波のおそれなくなった時までとする。

（避難時の事故等に係る責任）

第5条 地域住民等は、自己責任で使用施設に避難するものとし、乙は、避難した際に発生した事故等に対する責任を負わないものとする。

（費用負担）

第6条 使用施設の使用料は無料とする。

（施設・備品の破損時等の対応）

第7条 使用施設が一時避難施設として使用された場合の使用施設の破損については、甲が復旧にかかる費用を負担するものとする。

（施設変更の報告）

第8条 乙は、使用施設の増改築等により、使用施設の面積等に変更が生じる場合、又は何らかの事情により使用施設の使用が不可能となるときには、甲に連絡するものとする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲、乙双方が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第10条 この協定書の有効期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の日から1か月前までに、甲、乙いずれかから申し出がない場合は、この協定は、期間満了の日の翌日からさらに1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

甲と乙は、この協定を証するため、本協定書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和3年12月28日

甲 倉敷市西中新田640番地
倉敷市
倉敷市長

乙 東京都千代田区丸の内3-4-2新日石ビルディング
株式会社 JPMC
代表取締役 社長執行役員

(3) 津波発生時における一時避難施設としての使用に関する協定書

倉敷市（以下「甲」という。）と株式会社SHRホテルズ（以下「乙」という。）は、津波が発生し又は発生するおそれがある場合の一時避難施設として、乙の所有する施設を使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（一時避難施設の使用）

第1条 乙は、次に掲げる施設（以下「使用施設」という。）を、公共福祉の立場から一時避難施設として甲に使用させるものとする。

- (1) 名称 チサンイン倉敷水島
- (2) 所有者 株式会社SHRホテルズ
- (3) 所在地 倉敷市東塚1-9-1
- (4) 構造等 鉄筋コンクリート造 5階建
- (5) 建築年 平成21年

（使用範囲）

第2条 甲は次に掲げる範囲を一時避難場所として使用するものとする。

- (1) 避難場所 3階・4階廊下 各57㎡、5階廊下 48㎡
- (2) 収容人数 162名
- (3) 使用時間 24時間

（避難対象者）

第3条 使用施設の避難対象者は、使用施設のある地区の住民のみならず、当該地区において就労中又は通過中の者（以下「地域住民等」という。）も同様とする。

（使用期間）

第4条 使用施設の使用期間は、強い地震を感じたとき、弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、または津波警報が発表されたときから、津波警報の解除等により津波のおそれなくなった時までとする。

（避難時の事故等に係る責任）

第5条 乙は、使用施設に地域住民等が避難した際に発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

（費用負担）

第6条 施設の使用料は無料とする。

（施設・備品の破損時等の対応）

第7条 使用施設が一時避難施設として使用された場合の施設の破損については、甲が復旧にかかる費用を負担するものとする。

（施設変更の報告）

第8条 乙は、使用施設の増改築等により、当該建物の面積等に変更が生じる場合、または何らかの事情により施設の使用が不可能となる時には、甲に連絡するものとする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲、乙双方が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定書の有効期間は、協定締結の日から平成26年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の日から1ヶ月前までに、甲、乙いずれかから申し出がない場合は、この協定は、期間満了の日の翌日からさらに1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

甲と乙は、この協定を証するため、本協定書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成25年6月3日

甲 倉敷市西中新田640番地
倉敷市
倉敷市長

乙 東京都港区虎ノ門3-8-21
株式会社SHRホテルズ
代表取締役社長

(4) 津波発生時における一時避難施設としての使用に関する協定書

倉敷市（以下「甲」という。）と水島臨海鉄道株式会社（以下「乙」という。）は、津波が発生し又は発生するおそれがある場合の一時避難施設として、乙の所有する施設を使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（一時避難施設の使用）

第1条 乙は、次に掲げる施設（以下「使用施設」という。）を、公共福祉の立場から一時避難施設として甲に使用させるものとする。

- (1) 名称 水島駅、常盤駅、栄駅、弥生駅
- (2) 所有者 水島臨海鉄道株式会社
- (3) 所在地 倉敷市水島東千鳥町10-1、東常盤町70、水島東栄町79-1、水島東弥生町78
- (4) 構造等 鉄筋コンクリート造
- (5) 建築年 平成4年

（使用範囲）

第2条 甲は次に掲げる範囲を一時避難場所として使用するものとする。

- (1) 避難場所 水島駅ホーム450㎡、常盤駅ホーム219㎡
栄駅ホーム210㎡、弥生駅ホーム212㎡×2面

- (2) 収容人数 1,303名

（避難対象者）

第3条 使用施設の避難対象者は、使用施設のある地区の住民のみならず、当該地区において就労中又は通過中の者（以下「地域住民等」という。）も同様とする。

（使用期間）

第4条 使用施設の使用期間は、強い地震を感じたとき、弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、または津波警報が発表されたときから、津波警報の解除等により津波のおそれなくなった時までとする。

（安全の確保）

第5条 甲は乙の列車の運行状況を確認し、避難者の安全に支障がないと判断した後に、一時避難施設として避難者の誘導に努めるものとする。

（避難時の事故等に係る責任）

第6条 乙は、使用施設に地域住民等が避難した際に発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

（費用負担）

第7条 施設の使用料は無料とする。

（施設・備品の破損時等の対応）

第8条 使用施設が一時避難施設として使用された場合の施設の破損については、甲が復旧にかかる費用を負担するものとする。

（施設変更の報告）

第9条 乙は、使用施設の増改築等により、当該建物の面積等に変更が生じる場合、または何らかの事情により施設の使用が不可能となる時には、甲に連絡するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲、乙双方が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定書の有効期間は、協定締結の日から平成26年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の日から1ヶ月前までに、甲、乙いずれかから申し出がない場合は、この協定は、期間満了の日の翌日からさらに1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

甲と乙は、この協定を証するため、本協定書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成25年6月3日

甲 倉敷市西中新田640番地
倉敷市
倉敷市長

乙 倉敷市水島東栄町12-46
水島臨海鉄道株式会社
代表取締役社長

(5) 津波発生時における一時避難施設としての使用に関する協定書

倉敷市（以下「甲」という。）と株式会社南海（以下「乙」という。）は、津波が発生し又は発生するおそれがある場合の一時避難施設として、乙の所有する施設を使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（一時避難施設の使用）

第1条 乙は、次に掲げる施設（以下「使用施設」という。）を、公共福祉の立場から一時避難施設として甲に使用させるものとする。

- (1) 名称 ホテルナンカイ倉敷
- (2) 所有者 株式会社南海
- (3) 所在地 倉敷市水島西千鳥町1番25号
- (4) 構造等 鉄骨鉄筋コンクリート造 10階建
- (5) 建築年 平成7年

（使用範囲）

第2条 甲は次に掲げる範囲を一時避難場所として使用するものとする。

- (1) 避難場所 3階～9階各廊下 各37㎡
- (2) 収容人数 259名
- (3) 使用時間 24時間

（避難対象者）

第3条 使用施設の避難対象者は、使用施設のある地区の住民のみならず、当該地区において就労中又は通過中の者（以下「地域住民等」という。）も同様とする。

（使用期間）

第4条 使用施設の使用期間は、強い地震を感じたとき、弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、または津波警報が発表されたときから、津波警報の解除等により津波のおそれなくなった時までとする。

（避難時の事故等に係る責任）

第5条 乙は、使用施設に地域住民等が避難した際に発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

（費用負担）

第6条 施設の使用料は無料とする。

（施設・備品の破損時等の対応）

第7条 使用施設が一時避難施設として使用された場合の施設の破損については、甲が復旧にかかる費用を負担するものとする。

（施設変更の報告）

第8条 乙は、使用施設の増改築等により、当該建物の面積等に変更が生じる場合、または何らかの事情により施設の使用が不可能となる時には、甲に連絡するものとする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲、乙双方が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定書の有効期間は、協定締結の日から平成26年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の日から1ヶ月前までに、甲、乙いずれかから申し出がない場合は、この協定は、期間満了の日の翌日からさらに1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

甲と乙は、この協定を証するため、本協定書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成25年6月3日

甲 倉敷市西中新田640番地
倉敷市
倉敷市長

乙 倉敷市水島西千鳥町1番25号
株式会社南海
代表取締役社長

(6) 津波発生時における一時避難施設としての使用に関する協定書

倉敷市（以下「甲」という。）と株式会社リー・グローブ（以下「乙」という。）は、津波が発生し又は発生するおそれがある場合の一時避難施設として、乙の所有する施設を使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（一時避難施設の使用）

第1条 乙は、次に掲げる施設（以下「使用施設」という。）を、公共福祉の立場から一時避難施設として甲に使用させるものとする。

- (1) 名称 ジャンボ水島店
- (2) 所有者 株式会社リー・グローブ
- (3) 所在地 倉敷市神田2-1-4
- (4) 構造等 鉄骨造 3階建
- (5) 建築年 平成16年

（使用範囲）

第2条 甲は次に掲げる範囲を一時避難場所として使用するものとする。

- (1) 避難場所 立体駐車場3階・屋上 各2078.99㎡
- (2) 収容人数 4,156名
- (3) 使用時間 24時間

（避難対象者）

第3条 使用施設の避難対象者は、使用施設のある地区の住民のみならず、当該地区において就労中又は通過中の者（以下「地域住民等」という。）も同様とする。

（使用期間）

第4条 使用施設の使用期間は、強い地震を感じたとき、弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、又は津波警報が発表されたときから、津波警報の解除等により津波のおそれなくなった時までとする。

（避難時の事故等に係る責任）

第5条 乙は、使用施設に地域住民等が避難した際に発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

（費用負担）

第6条 施設の使用料は無料とする。

（施設・備品の破損時等の対応）

第7条 使用施設が一時避難施設として使用された場合の施設の破損については、甲が復旧にかかる費用を負担するものとする。

（施設変更の報告）

第8条 乙は、使用施設の増改築等により、当該建物の面積等に変更が生じる場合、又は何らかの事情により施設の使用が不可能となる時には、甲に連絡するものとする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲、乙双方が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定書の有効期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の日から1ヶ月前までに、甲、乙いずれかから申し出がない場合は、この協定は、期間満了の日の翌日からさらに1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

甲と乙は、この協定を証するため、本協定書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和4年1月11日

甲 倉敷市西中新田640番地
倉敷市
倉敷市長

乙 倉敷市平田930番地3
株式会社リー・グローブ
代表取締役社長

(7) 津波発生時における一時避難施設としての使用に関する協定書

倉敷市（以下「甲」という。）と株式会社アイデオー（以下「乙」という。）は、津波が発生し又は発生するおそれがある場合の一時避難施設として、乙の所有する施設を使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（一時避難施設の使用）

第1条 乙は、次に掲げる施設（以下「使用施設」という。）を、公共福祉の立場から一時避難施設として甲に使用させるものとする。

- (1) 名称 ノヴァシティ第二ビル（水島駅前パーキング）
- (2) 所有者 株式会社アイデオー
- (3) 所在地 倉敷市水島東千鳥町2-10
- (4) 構造等 鉄骨造 地下1階付5階建
- (5) 建築年 昭和60年12月

（使用範囲）

第2条 甲は次に掲げる範囲を一時避難場所として使用するものとする。

- (1) 避難場所 4階 940㎡、5階 940㎡米、屋上930㎡
- (2) 収容人数 約2,810名
- (3) 使用時間 24時間

（避難対象者）

第3条 使用施設の避難対象者は、使用施設のある地区の住民のみならず、当該地区において就労中又は通過中の者（以下「地域住民等」という。）も同様とする。

（使用期間）

第4条 使用施設の使用期間は、強い地震を感じたとき、弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、または津波警報が発表されたときから、津波警報の解除等により津波のおそれなくなった時までとする。

（避難時の事故等に係る責任）

第5条 乙は、使用施設に地域住民等が避難した際に発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

（費用負担）

第6条 施設の使用料は無料とする。

（施設・備品の破損時等の対応）

第7条 使用施設が一時避難施設として使用された場合の施設の破損については、甲が復旧にかかる費用を負担するものとする。

（施設変更の報告）

第8条 乙は、使用施設の増改築等により、当該建物の面積等に変更が生じる場合、または何らかの事情により施設の使用が不可能となる時には、甲に連絡するものとする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲、乙双方が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定書の有効期間は、協定締結の日から平成26年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の日から1ヶ月前までに、甲、乙いずれかから申し出がない場合は、この協定は、期間満了の日の翌日からさらに1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

甲と乙は、この協定を証するため、本協定書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成25年6月3日

甲 倉敷市西中新田640番地
倉敷市
倉敷市長

乙 広島市中区基町13番13号3階
株式会社アイデオ
代表取締役

(8) 津波発生時における一時避難施設としての使用に関する協定書

倉敷市（以下「甲」という。）とノヴァシティ第二ビル管理組合（以下「乙」という。）は、津波が発生し又は発生するおそれがある場合の一時避難施設として、乙の所有する施設を使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（一時避難施設の使用）

第1条 乙は、次に掲げる施設（以下「使用施設」という。）を、公共福祉の立場から一時避難施設として甲に使用させるものとする。

- (1) 名称 ノヴァシティ第二ビル
- (2) 所有者 ノヴァシティ第二ビル管理組合
- (3) 所在地 倉敷市水島東千鳥町2番11
- (4) 構造等 鉄骨鉄筋コンクリート造 12階建
- (5) 建築年 昭和60年

（使用範囲）

第2条 甲は次に掲げる範囲を一時避難場所として使用するものとする。

- (1) 避難場所 3・4階外階段 30㎡
- (2) 収容人数 30名
- (3) 使用時間 24時間

（避難対象者）

第3条 使用施設の避難対象者は、使用施設のある地区の住民のみならず、当該地区において就労中又は通過中の者（以下「地域住民等」という。）も同様とする。

（使用期間）

第4条 使用施設の使用期間は、強い地震を感じたとき、弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、または津波警報が発表されたときから、津波警報の解除等により津波のおそれなくなった時までとする。

（避難時の事故等に係る責任）

第5条 乙は、使用施設に地域住民等が避難した際に発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

（費用負担）

第6条 施設の使用料は無料とする。

（施設・備品の破損時等の対応）

第7条 使用施設が一時避難施設として使用された場合の施設の破損については、甲が復旧にかかる費用を負担するものとする。

（施設変更の報告）

第8条 乙は、使用施設の増改築等により、当該建物の面積等に変更が生じる場合、または何らかの事情により施設の使用が不可能となる時には、甲に連絡するものとする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲、乙双方が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定書の有効期間は、協定締結の日から平成26年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の日から1ヶ月前までに、甲、乙いずれかから申し出がない場合は、この協定は、期間満了の日の翌日からさらに1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

甲と乙は、この協定を証するため、本協定書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成25年8月8日

甲 倉敷市西中新田640番地
倉敷市
倉敷市長

乙 倉敷市水島東千鳥町2番11
ノヴァンティ第二ビル管理組合
理事長

(9) 津波発生時における一時避難施設としての使用に関する協定書

倉敷市（以下「甲」という。）とJFEスチール株式会社西日本製鉄所（以下「乙」という。）は、津波が発生し又は発生するおそれがある場合の一時避難施設として、乙の所有する施設を使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（一時避難施設の使用）

第1条 乙は、次に掲げる施設（以下「使用施設」という。）を、公共福祉の立場から一時避難施設として甲に使用させるものとする。

- (1) 名称 JFE倉敷体育館
- (2) 所有者 JFEスチール株式会社西日本製鉄所
- (3) 所在地 倉敷市鶴の浦3-4-1
- (4) 構造等 鉄筋コンクリート造 2階建
- (5) 建築年 昭和47年

（使用範囲）

第2条 甲は次に掲げる範囲を一時避難場所として使用するものとする。

- (1) 避難場所 2階 1,656㎡
- (2) 収容人数 1,656名
- (3) 使用時間 施設開館時間

（避難対象者）

第3条 使用施設の避難対象者は、使用施設のある地区の住民のみならず、当該地区において就労中又は通過中の者（以下「地域住民等」という。）も同様とする。

（使用期間）

第4条 使用施設の使用期間は、強い地震を感じたとき、弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、または津波警報が発表されたときから、津波警報の解除等により津波のおそれなくなった時までとする。

（避難時の事故等に係る責任）

第5条 乙は、使用施設に地域住民等が避難した際に発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

（費用負担）

第6条 施設の使用料は無料とする。

（施設・備品の破損時等の対応）

第7条 使用施設が一時避難施設として使用された場合の施設の破損については、甲が復旧にかかる費用を負担するものとする。

（施設変更の報告）

第8条 乙は、使用施設の増改築等により、当該建物の面積等に変更が生じる場合、または何らかの事情により施設の使用が不可能となる時には、甲に連絡するものとする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲、乙双方が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定書の有効期間は、協定締結の日から平成26年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の日から1ヶ月前までに、甲、乙いずれかから申し出がない場合は、この協定は、期間満了の日の翌日からさらに1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

甲と乙は、この協定を証するため、本協定書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成25年8月8日

甲 倉敷市西中新田640番地
倉敷市
倉敷市長

乙 倉敷市水島川崎通1丁目
J F E スチール株式会社西日本製鉄所
倉敷地区所長

(10) 津波発生時における一時避難施設としての使用に関する協定書

倉敷市（以下「甲」という。）とノヴァシティ第一ビル管理組合（以下「乙」という。）は、津波が発生し又は発生するおそれがある場合の一時避難施設として、乙の所有する施設を使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（一時避難施設の使用）

第1条 乙は、次に掲げる施設（以下「使用施設」という。）を、公共福祉の立場から一時避難施設として甲に使用させるものとする。

- (1) 名称 ノヴァシティ第一ビル
- (2) 所有者 ノヴァシティ第一ビル管理組合
- (3) 所在地 倉敷市水島西千鳥町3番21
- (4) 構造等 鉄骨鉄筋コンクリート造 10階建
- (5) 建築年 昭和60年

（使用範囲）

第2条 甲は次に掲げる範囲を一時避難場所として使用するものとする。

- (1) 避難場所 3階～10階の階段・廊下・エレベーターホール
(3階 36.5㎡、4階 100.5㎡、
5～10階 各 82.95㎡)
- (2) 収容人数 628名
- (3) 使用時間 24時間

（避難対象者）

第3条 使用施設の避難対象者は、使用施設のある地区の住民のみならず、当該地区において就労中又は通過中の者（以下「地域住民等」という。）も同様とする。

（使用期間）

第4条 使用施設の使用期間は、強い地震を感じたとき、弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、または津波警報が発表されたときから、津波警報の解除等により津波のおそれなくなった時までとする。

（避難時の事故等に係る責任）

第5条 乙は、使用施設に地域住民等が避難した際に発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

（費用負担）

第6条 施設の使用料は無料とする。

（施設・備品の破損時等の対応）

第7条 使用施設が一時避難施設として使用された場合の施設の破損については、甲が復旧にかかる費用を負担するものとする。

（施設変更の報告）

第8条 乙は、使用施設の増改築等により、当該建物の面積等に変更が生じる場合、または何らかの事情により施設の使用が不可能となる時には、甲に連絡するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲、乙双方が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定書の有効期間は、協定締結の日から平成26年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の日から1ヶ月前までに、甲、乙いずれかから申し出がない場合は、この協定は、期間満了の日の翌日からさらに1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

甲と乙は、この協定を証するため、本協定書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成25年8月8日

甲 倉敷市西中新田640番地
倉敷市
倉敷市長

乙 倉敷市水島西千鳥町3番23
ノヴァシティ第一ビル管理組合
理事長

(11) 津波発生時における一時避難施設としての使用に関する協定書

倉敷市（以下「甲」という。）と株式会社シマダオール（以下「乙」という。）は、津波が発生し又は発生するおそれがある場合の一時避難施設として、乙の管理する施設を使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（一時避難施設の使用）

第1条 乙は、次に掲げる施設（以下「使用施設」という。）を、公共福祉の立場から一時避難施設として甲に使用させるものとする。

- (1) 名称 シマダオール 本社事務所
- (2) 管理者 株式会社シマダオール
- (3) 所在地 倉敷市中畝7丁目4番7号
- (4) 構造等 鉄骨造陸屋根 3階建
- (5) 建築年 令和2年

（使用範囲）

第2条 甲は次に掲げる範囲を一時避難場所として使用するものとする。

- (1) 避難場所 3階 452 m²、屋上 410 m²
- (2) 収容人数 862名
- (3) 使用時間 24時間

（避難対象者）

第3条 使用施設の避難対象者は、使用施設のある地区の住民のみならず、当該地区において就労中又は通過中の者（以下「地域住民等」という。）も同様とする。

（使用期間）

第4条 使用施設の使用期間は、強い地震を感じたとき、弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、または津波警報が発表されたときから、津波警報の解除等により津波のおそれなくなった時までとする。

（避難時の事故等に係る責任）

第5条 乙は、使用施設に地域住民等が避難した際に発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

（費用負担）

第6条 施設の使用料は無料とする。

（施設・備品の破損時等の対応）

第7条 使用施設が一時避難施設として使用された場合の施設の破損については、甲が復旧にかかる費用を負担するものとする。

（施設変更の報告）

第8条 乙は、使用施設の増改築等により、当該建物の面積等に変更が生じる場合、または何らかの事情により施設の使用が不可能となる時には、甲に連絡するものとする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲、乙双方が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定書の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の日から1ヶ月前までに、甲、乙いずれかから申し出がない場合は、この協定は、期間満了の日の翌日からさらに1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

甲と乙は、この協定を証するため、本協定書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和3年3月24日

甲 倉敷市西中新田 640 番地
倉敷市
倉敷市長

乙 倉敷市中畝 7 丁目 4 番 7 号
株式会社シマダオール
代表取締役

10 福祉避難所利用に係る協定

(1)～(34) 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

以下 33 施設の協定書は同内容のため、(1)～(33)として取りまとめた。

ただし、(1)～(22)の締結日は平成 24 年 12 月 28 日、(23)の締結日は平成 25 年 5 月 9 日、(24)～(28)の締結日は平成 29 年 2 月 15 日、(28)の締結日は令和 2 年 9 月 4 日、(29)～(31)の締結日は令和 2 年 9 月 9 日、(32)の締結日は令和 2 年 11 月 12 日、(33)の締結日は令和 2 年 9 月 15 日、(34)の締結日は令和 4 年 5 月 23 日

地区		協定先 (A)	協定施設(第3条) (B)	受入可能人数 (第5条)(C)	締結者乙 (D)
倉敷	(1)	社会福祉法人 浅原桃花会	浅原桃花園 (浅原 380)	5 人	倉敷市浅原 380 番地 社会福祉法人浅原桃花会 理事長
	(2)	社会福祉法人 純晴会	浮洲園 (粒江 2500-1)	20 人	倉敷市粒江 2500-1 番地 社会福祉法人純晴会 理事長
	(3)	社会福祉法人 倉敷にじの里	うらたの里 (浦田 1533-2)	3 人	倉敷市浦田 1533 番地 2 社会福祉法人倉敷にじの里 理事長
	(4)	社会福祉法人 亀龍会	くらしき (亀山 780-2)	5 人	倉敷市亀山 712-3 社会福祉法人亀龍会 理事長
	(5)	社会福祉法人 郁青会	サンバードナーシ ングホーム (藤戸町藤戸 1585-1)	5 人	倉敷市藤戸町藤戸 1585 番地 3 社会福祉法人郁青会 理事長
	(6)	社会福祉法人 和福社会	庄の里 (山地 1297)	5 人	倉敷市片島町 34-3 社会福祉法人和福社会 理事長
	(7)	社会福祉法人 四ツ葉会	杉の子 元気の家 (徳芳 501-1)	15 人	倉敷市徳芳 504 番地 社会福祉法人四ツ葉会 理事長
	(8)	社会福祉法人 ますみ会	ますみ荘 (中島 837-5)	15 人	倉敷市中島 837 番地 5 社会福祉法人ますみ会 理事長
	(9)	社会福祉法人 みゆき会	みゆき園 (幸町 8-27)	5 人	倉敷市幸町 8-27 社会福祉法人みゆき会 理事長
水島	(10)	社会福祉法人 薫風福社会	太陽の丘 (連島町西之浦 3390)	10 人	倉敷市連島町西之浦 3390 番地 社会福祉法人薫風福社会 理事長
	(11)	社会福祉法人 淳邦会	のぞみ荘 (福田町福田 234-1)	10 人	倉敷市福田町福田 234-1 社会福祉法人淳邦会 理事長
	(12)	社会福祉法人 薫風会	みどり荘 (神田 2 丁目 3-5)	20 人	倉敷市神田 2 丁目 3 番 5 号 社会福祉法人薫風会 理事長

水島	(13)	社会福祉法人 きょうどう福祉会	ケアハウスちどり (水島東千鳥町 2-6)	2人	倉敷市水島東千鳥町 2-6 社会福祉法人きょうどう福祉会 理事長
児島	(14)	社会福祉法人 王慈福祉会	王慈園 (児島下の町 5-2-17)	20人	倉敷市児島下の町 5-2-17 社会福祉法人王慈福祉会 理事長
	(15)	社会福祉法人 鷺山会	倉敷シルバーセンター (児島柳田町 355-1)	10人	倉敷市児島柳田町 355-1 社会福祉法人鷺山会 理事長
	(16)	社会福祉法人 しおかぜ	しおかぜ (下津井 1482-18)	20人	倉敷市下津井 1482 番地 18 社会福祉法人しおかぜ 理事長
	(17)	社会福祉法人 浩志会	碧山荘 (林 1140)	5人	倉敷市林 1140 番地 社会福祉法人浩志会 理事長
玉島	(18)	社会福祉法人 松園福祉会	あすなろ園 (玉島勇崎 1044)	20人	倉敷市玉島勇崎 1044 社会福祉法人松園福祉会 理事長
	(19)	社会福祉法人 アミカル	特別養護老人ホーム アミカル (玉島 1275-1)	20人	倉敷市玉島 1275-1 社会福祉法人アミカル 理事長
	(20)	社会福祉法人 瀬戸内福祉事業会	グリーンピア瀬戸内 (玉島陶 856-1)	8人	倉敷市連島町矢柄 6092 番地 社会福祉法人瀬戸内福祉事業会 理事長
船穂	(21)	社会福祉法人 瀬戸内福祉事業会	グリーンビレッジ瀬戸内 (船穂町柳井原 1070-1)	5人	倉敷市連島町矢柄 6092 番地 社会福祉法人瀬戸内福祉事業会 理事長
真備	(22)	社会福祉法人 幸風会	シルバーセンター後楽 (真備町箭田 2159)	10人	倉敷市真備町箭田 2159 社会福祉法人幸風会 理事長
玉島	(23)	社会福祉法人 白寿会	あいの泉 (玉島 1719)	3人	倉敷市玉島 1719 社会福祉法人白寿会 理事長
倉敷	(24)	社会福祉法人 和福祉会	庄の里「なごやか」 (生坂 698)	5人	倉敷市西尾 11-1 社会福祉法人和福祉会 理事長
水島	(25)	社会福祉法人 愛育福祉会	めばえ (連島町鶴新田 1956-1)	5人	倉敷市連島町鶴新田 2235-3 社会福祉法人愛育福祉会 理事長
児島	(26)	社会福祉法人 王慈福祉会	ベネヴィータ王慈 (児島田の口 7丁目 6-39)	10人	倉敷市児島下の町 5-2-17 社会福祉法人 王慈福祉会 理事長

真備	(27)	社会福祉法人 幸風会	クレールエステート 悠楽 (真備町有井 1472)	5人	倉敷市真備町箭田 2159 社会福祉法人幸風会 理事長
玉島	(28)	社会福祉法人 松園福祉会	あすなろテラス (玉島勇崎 1044)	5人	倉敷市玉島勇崎 1044 社会福祉法人 松園福祉会 理事長
水島	(29)	社会福祉法人 P. P. P.	ブラヴィッシモ！ 通生 (児島通生 818)	5人	倉敷市福田町福田 2122-1 社会福祉法人 P. P. P. 理事長
水島	(30)	社会福祉法人 薫風会	特別養護老人ホーム みどりの杜 (東塚 1-12-3)	5人	倉敷市神田 2丁目 3-5 社会福祉法人 薫風会 理事長
倉敷	(31)	社会福祉法人 創心福祉会	くらしき日和平田 (平田 855)	5人	倉敷市平田 855 社会福祉法人 創心福祉会 理事長
倉敷	(32)	社会福祉法人 全仁会	ピースガーデン倉敷 (白楽町 40)	4人	倉敷市八軒屋 275 社会福祉法人 全仁会 理事長
			倉敷在宅総合ケアセ ンターショートステ イ (老松町 4丁目 4-7)	3人	
玉島	(33)	社会福祉法人 温故知新会	地域密着型特別養護 老人ホームひかりの 里 (玉島八島 70-1)	5人	倉敷市玉島八島 70-1 社会福祉法人 温故知新会 理事長
倉敷	(34)	特定非営利活動法人 岡山マインドこころ	マインドホーム 2 (倉敷市真備町箭田 1678 番地 2)	4人	倉敷市真備町箭田 1679 番地 2 特定非営利活動法人岡山マインド こころ 代表理事

※協定書条文

倉敷市（以下「甲」という。）と_____（A）_____（以下「乙」という。）は、災害が発生し、又は、そのおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、援護を必要とする者（以下「要援護者」という。）の受入れに際し、岡山県老人福祉施設協議会、岡山県、岡山県市長会及び岡山県町村会により締結された災害時における要援護者の受入れに関する協定に基づき、乙の会員である老人福祉施設を福祉避難所とする設置運営に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害発生時等に福祉避難所を設置し、要援護者が避難所生活に支障が生じないよう福祉避難所を管理運営するために必要な事項を定めるものとする。

（対象者）

第2条 この協定における福祉避難所の受入れ対象となる要援護者は、高齢者、障害のある人、妊産婦、乳幼児、病弱な人等、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする者をいう。

（福祉避難所として利用できる施設）

第3条 福祉避難所として利用できる施設は、_____（B）_____とする。

（福祉避難所の開設）

第4条 甲は、災害時において、福祉避難所を開設する必要が生じた場合は、乙に対し、福祉避難所の開設及び当該要援護者の受入れを要請するものとする。

2 乙は、前条の要請があったときは、当該要援護者の受入れの可否を速やかに判断し、その旨を甲に連絡するものとする。

3 乙は、要援護者の受入れに当たり、当該要援護者の移送について、可能な範囲で甲に協力するように努めるものとする。

4 乙は、第1項の要請がない場合において、避難してきた要援護者を受け入れた場合には、遅滞なく甲に報告し、第1項の要請があったものとみなす。

(受入可能人数)

第5条 乙の施設の要援護者の受入れ可能人数は (C) とし、変更になった場合は、すみやかに甲に報告するものとする。

(管理運営の期間等)

第6条 この協定における福祉避難所の管理運営期間は、災害発生時又はそのおそれがあるときから7日以内とする。ただし、災害の状況により期間を延長する必要がある場合は甲乙協議して決定する。

(物資の提供等)

第7条 乙は、受け入れた要援護者及びその介助者に対し、必要な食品、被服、寝具その他の生活必需品を提供するとともに、要援護者に対し、日常生活上の支援並びに当該要援護者が必要とする福祉サービス及び保健医療サービスを受けるための支援に努めるものとする。

(費用等)

第8条 甲の要請により乙が要援護者等に提供した生活物資等の費用は、災害救助法（昭和22年法律第118号）等の関係法令の範囲内で甲が負担するものとする。

2 その他の必要な費用の負担については、甲、乙協議の上、決定するものとする。

(個人情報の保護)

第9条 甲及び乙は、福祉避難所の管理運営に当たり業務上知り得た要援護者等またはその家族等の固有の情報を漏らしてはならない。この協定の終了後又は解除後においても、同様とする。

(有効期間)

第10条 この協定は、締結の日からその効力を発生するものとし、甲、乙から文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

(協議)

第11条 この協定の定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 倉敷市西中新田640番地
倉敷市
倉敷市長

乙 _____ (D)

(35) 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

倉敷市（以下「甲」という。）と倉敷市中心身障がい施設連絡協議会（以下「乙」という。）は、災害が発生し、又は、そのおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、援護を必要とする者（以下「要援護者」という。）の受入れ、福祉避難所として設置運営することに関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害発生時等に福祉避難所を設置し、要援護者が避難所生活に支障が生じないよう福祉避難所を管理運営するために必要な事項を定めるものとする。乙は、地域における社会福祉法人としての使命を果たすため、災害時等にはこの協定に沿った運営を行うものとする。

（対象者）

第2条 この協定における福祉避難所の受入れ対象となる要援護者は、高齢者、障がいのある人、妊産婦、乳幼児、病弱な人等、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする者をいう。

（福祉避難所として利用できる施設）

第3条 福祉避難所として利用できる施設は、乙に加入する各事業者とする。

（福祉避難所の開設）

第4条 甲は、災害時において、福祉避難所を開設する必要がある場合は、乙に対し、福祉避難所の開設及び当該要援護者の受入れを要請するものとする。

2 乙は、前条の要請があったときは、当該要援護者の受入れの可否を速やかに判断し、その旨を甲に連絡するものとする。

3 乙は、要援護者の受入れに当たり、当該要援護者の移送について、可能な範囲で甲に協力するように努めるものとする。

4 乙は、第1項の要請がない場合において、避難してきた要援護者を受け入れた場合には、遅滞なく甲に報告し、第1項の要請があったものとみなす。

（受入人数）

第5条 乙の施設の要援護者の受入人数については、その都度甲乙協議するものとする。

（管理運営の期間等）

第6条 この協定における福祉避難所の管理運営期間は、災害発生時又はそのおそれがあるときから7日以内とする。ただし、災害の状況により期間を延長する必要がある場合は甲乙協議して決定する。

（物資の提供等）

第7条 乙は、受け入れた要援護者及びその介助者に対し、必要な食品、被服、寝具その他の生活必需品を提供するとともに、要援護者に対し、日常生活上の支援並びに当該要援護者が必要とする福祉サービス及び保健医療サービスを受けるための支援に努めるものとする。

（費用等）

第8条 甲の要請により乙が要援護者等に提供した生活物資等の費用は、災害救助法（昭和22年法律第118号）等の関係法令の範囲内で甲が負担するものとする。

2 その他の必要な費用の負担については、甲、乙協議の上、決定するものとする。

（個人情報保護）

第9条 甲及び乙は、福祉避難所の管理運営に当たり業務上知り得た要援護者等またはその家族等の固有の情報を漏らしてはならない。この協定の終了後又は解除後においても、同様とする。

(有効期間)

第10条 この協定は、締結の日からその効力を発生するものとし、甲、乙から文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

(協議)

第11条 この協定の定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成26年6月5日

甲 倉敷市西中新田 640番地

倉敷市

倉敷市長

乙 倉敷市栗坂8番地

倉敷市心身障がい施設連絡協議会

会長

災害発生時における福祉避難所（倉敷市心身障がい施設連絡協議会）

法人名	事業所名	事業種別	定員	住所	電話	ファックス
王 慈 福 社 会	1 王慈療護園	施設入所 生活介護	50	〒711-0906 児島下の町2丁目 12-24	474-9911	474-8811
ク ム レ	2 あしたば	施設入所 生活介護・日中一時支援	50	〒701-0104 山地1730-1	463-0770	473-0780
	3 共同生活援助事業所クムレ	共同生活援助	30	〒701-0111 上東827-7 (4カ所)	697-5577	697-5400
瀬 戸 内 福 祉 事 業 会	4 瀬戸内学園	施設入所 生活介護・日中一時支援 福祉有償運送	60	〒712-8015 連島町矢柄6092	448-1811	448-1812
P. P. P.	5 P. P. P. B B チャレンジャー!	施設入所支援・就労移行支援 自立訓練（生活訓練） 短期入所・日中一時支援	60	〒712-8041 福田町福田2122-1	455-8585	455-4113
三 穂 の 園	6 住倉学園	生活介護・施設入所支援・ 福祉有償運送	80	〒713-8111 玉島服部字弥高 3788-1	525-2522	525-2411

(36) 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

倉敷市（以下「甲」という。）と三喜株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害発生時等に特に配慮が必要とされる者（以下、要配慮者という。）が避難生活に支障が生じないように、福祉避難所を設置し、管理運営するために必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 この協定における福祉避難所の受入れ対象となる要配慮者は、高齢者、障害のある人、妊産婦、乳幼児等一般の避難所において、環境面、精神面、情報面において何らかの特別な配慮を必要とする者をいう。

2 当該福祉避難所は、倉敷市真備町箭田地区の住民を主に受け入れ対象者とする。

(福祉避難所として利用できる施設)

第3条 福祉避難所として利用できる施設は、サツキアパート（ボヌール）（倉敷市真備町箭田1856-1）内とする。

(福祉避難所の開設)

第4条 甲は、災害時において、福祉避難所を開設する必要がある場合は、乙に対し、福祉避難所の開設及び当該要配慮者の受入れを要請するものとする。

2 乙は、前項の要請があったときは、当該要配慮者の受入れの可否を速やかに判断し、その旨を甲に連絡するものとする。

3 乙は、要配慮者の受入れに当たり、当該要配慮者の移送について、可能な範囲で甲に協力するように努めるものとする。

4 乙は、第1項の要請がない場合において、避難してきた要配慮者を受け入れた場合には、遅滞なく甲に報告し、第1項の要請があったものとみなす。

(受入可能人数)

第5条 乙の施設の要配慮者の受入可能人数は5人とし、変更になった場合は、すみやかに甲に報告するものとする。

(管理運営の期間等)

第6条 この協定における福祉避難所の管理運営期間は、災害発生時又はそのおそれがあるときから7日以内とする。ただし、災害の状況により期間を延長する必要がある場合は甲乙協議して決定する。

(物資の提供等)

第7条 乙は、受け入れた要援護者及びその介助者に対し、必要な食品、被服、寝具その他の生活必需品を提供するとともに、要配慮者に対し、日常生活上の支援並びに当該要配慮者が必要とする福祉サービス及び保健医

療サービスを受けるための支援に努めるものとする。

(費用等)

第8条 甲の要請により乙が要配慮者等に提供した生活物資等の費用は、災害救助法（昭和22年法律第118号）等の関連法令の範囲内で甲が負担するものとする。

2 その他の必要な費用の負担については、甲、乙協議の上、決定するものとする。

(個人情報の保護)

第9条 甲及び乙は、福祉避難所の管理運営に当たり業務上知り得た要配慮者等またはその家族等の固有の情報を漏らしてはならない。この協定の終了後又は解除後においても、同様とする。

(有効期間)

第10条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、甲、乙から文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

(協議)

第11条 この協定の定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和6年8月13日

甲 倉敷市西中新田640
倉敷市
市長

乙 倉敷市船穂町船穂1711-6
三喜株式会社
代表取締役

11 物資調達、避難場所提供等に係る協定

(1) 災害時及び平常時における防災活動への協力に関する協定書

倉敷市（以下「甲」という。）と、イオン株式会社西日本カンパニー（以下「乙」という。）及びイオンモール株式会社イオン倉敷ショッピングセンター（以下「丙」という。）とは、災害発生時における防災活動並びに平常時における防災活動への協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 災害発生時、甲は乙及び丙に対し次の事項について、協力を要請することができるものとする。

- (1) 甲は、災害時における物資等の確保を図るため、必要があると認めるときは、乙及び丙の保有する物資等の供給を要請すること。
- (2) 乙の店舗であるジャスコ倉敷店及び丙の店舗であるイオン倉敷ショッピングセンターの駐車場を、被災者に対し、一時避難場所として提供すること。

（要請手続き）

第2条 前条に掲げる要請は、原則として文書によるものとする。ただし緊急を要する場合は、口頭で要請し、その後、速やかに文書を交付するものとする。

（要請事項の措置）

第3条 乙及び丙は、甲から前条の要請を受けたときは、営業に支障がない範囲において、要請事項について速やかに適切な措置をとるとともに、その措置事項を甲に連絡するものとする。

（物資等の範囲）

第4条 物資の種類は、次のとおりとし、乙及び丙は甲に対し、災害時において乙及び丙の可能な範囲での供給を行うものとする。

- (1) 食糧品
- (2) 食器類
- (3) 日用品
- (4) その他乙及び丙の取扱商品

（物資等の費用負担）

第5条 乙及び丙が物資等の供給の実施に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 物資等の取引価格は、災害発生時直前における適正な価格とする。

（支払い）

第6条 物資等の費用については、乙及び丙からの請求書を受領した日から、30日以内に支払うものとする。

（物資等の運搬、引渡し）

第7条 物資等の引渡し場所は甲が指定するものとし、引渡し場所までの運搬は、原則として乙及び丙が行うものとする。ただし、乙及び丙の運搬が困難な場合は、別に甲の指定するものが行うものとする。

2 甲は、災害時において乙及び丙が物資を配送及び供給する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（支援体制の整備）

第8条 乙及び丙は、災害時における円滑な協力を図るため、社内及びグループ各社との広域応援体制並びに情報連絡体制の整備に努めるものとする。

(平常日の防災活動への協力)

第9条 乙及び丙は、平常時における甲の防災啓発事業の推進に対し、次の各号に掲げる事項について、可能な限り協力するものとする。

- (1) 乙の店舗であるジャスコ倉敷店及び丙の店舗であるイオン倉敷ショッピングセンターと甲とで、共同実施する防災啓発事業及び防災訓練
- (2) 甲が実施する防災啓発事業
- (3) 甲が実施する防災訓練への参加
(連絡責任者)

第10条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては防災危機管理室長、乙においては、ジャスコ倉敷店店長、丙においては、イオン倉敷ショッピングセンターゼネラルマネージャーとする。

(協議)

第11条 この協定の実施について疑義が生じたときは、その都度、甲と乙と丙が協議して決定するものとする。
(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結日から平成19年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の1ヶ月前までに、双方いずれからも文書による終了の意思表示がないときは、当該有効期間満了日の翌日から起算して1年延長するものとし、以降もまた同様とする。なお、乙及び丙の倉敷支所在の全店舗が閉店した場合、並びに、第4条に掲げる物資等を取り扱わなくなったときは、この協定は、効力を失うものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成18年8月30日

甲 倉敷市西中新田640番地
倉敷市
倉敷市長

乙 大阪市福島区海老江一丁目1番23号
イオン株式会社西日本カンパニー
執行役西日本カンパニー支社長

丙 倉敷市水江1番地
イオンモール株式会社イオン倉敷ショッピングセンター
ゼネラルマネージャー

(2) 災害時における食糧・生活必需品の確保等に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、倉敷市内に地震・風水害による災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、倉敷市（以下「甲」という。）とマックスバリュ西日本株式会社（以下「乙」という。）とが相互に協力して災害時の市民生活の早期安定を図るため、食糧及び生活必需品（以下「食糧等」という。）の供給及び一時待避所等の協力について必要な事項を定めるものとする。

(協力の要請)

第2条 甲は、災害時に食糧等を求める必要があると認めたとき及び被災者に対し一時避難場所を提供する必要があると認めたときは、次に掲げる事項を明らかにした応援要請書（別記様式）をもって乙の保有する物資の調達及び乙の店舗駐車場を要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、事後、要請書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び応援を必要とする事由
- (2) 応援を必要とする種類と数量
- (3) 引渡の方法及び引渡場所
- (4) 一時待避所とする乙の店舗駐車場
- (5) その他必要とする事

(食糧等供給の協力実施)

第3条 乙は、前条により甲から要請を受けたときは、保有する物資等の優先供給及び運搬について積極的に協力するものとする。

(食糧等)

第4条 甲が乙に要請する災害時の食糧等は、被害の状況に応じ、原則として別表第1に掲げる物資のうちから指定する。

(食糧等の運搬)

第5条 食糧等の運搬は、甲又は乙の指定する者が行うものとする。

(食糧等の引取り)

第6条 食糧等の引渡し場所は、甲と乙が協議して決定するものとし、当該場所において乙の納品書等により、甲が確認の上、引き取るものとする。

(経費の負担)

第7条 第3条及び第5条により乙が供給した商品の対価及びその運搬等の費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の対価及び費用は、乙が保有商品の供給及び運搬の終了後、災害発生直前の適正価格に基づき甲、乙協議の上、定めるものとする。この場合において、商品の出荷数量等については、乙の提出する出荷確認書等により、算定する。

(平常時の活動)

第8条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため平素から情報交換や甲が行う防災訓練への参加等に努め、緊急時に備えるものとする。

(連絡責任者)

第9条 要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、連絡体制を定めるものとする。

(協議)

第10条 甲と乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、必要に応じ協議を行うものとする。

2 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、平成22年(2010年)9月1日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成22年9月1日

甲 倉敷市西中新田640番地

倉敷市

倉敷市長

乙 姫路市北条口4丁目4番地

マックスバリュ西日本株式会社

代表取締役社長

別表第1

災害時の食糧・生活必需品

種類	物資名
食器類	紙コップ、箸、フォーク、スプーン、紙皿
日用品雑貨	チリ紙、ティッシュ、石鹸、洗濯石鹸(粉)、紙オムツ
	歯ブラシ、歯磨き粉、軍手、ガムテープ、生理用品
	ウェットティッシュ、ライター(使い捨てライター等)
	マスク
光熱材料	卓上ガスコンロ、ガスボンベ、電池、ローソク
食糧	米、パン、牛乳、各種缶詰、味噌、醤油、砂糖、各種野菜
	インスタントラーメン、ソーセージ、ジュース
	マヨネーズ、玉子、菓子類、塩、調味料、お茶、水

(1) 応急食糧等はおおむね上記の品目を基準とし、災害や緊急度の状況に合わせて指定する。

(2) 品目は上記の他、甲、乙協議の上、その都度指定できるものとする。

(3) 災害時及び平常における防災活動への協力に関する協定書

倉敷市（以下「甲」という。）と株式会社タイム（以下「乙」という。）とは、災害発生時における防災活動並びに平常時における防災活動への協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(要請)

第1条 災害発生時、甲は乙に対し次の事項について、協力を要請することができるものとする。

- (1) 甲は、災害時における物資等の確保を図るため、必要があると認めるときは、乙の保有する物資の供給を要請すること。
- (2) 乙の店舗であるホームセンタータイム中庄店、ホームセンタータイム玉島店の駐車場の一部を、被災者に対し、一時避難場所として提供すること。

(要請手続き)

第2条 前条に掲げる要請は、原則として文書によるものとする。ただし緊急を要する場合は、口頭で要請し、その後、速やかに文書を交付するものとする。

(要請事項の措置)

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、営業に支障がない範囲において、要請事項について速やかに適切な措置をとるとともに、その措置事項を甲に連絡するものとする。

(物資等の範囲)

第4条 物資の種類は、次のとおりとし、乙は甲に対し、災害時において乙の可能な範囲での供給を行うものとする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他、甲が指定する物資

(物資の費用負担)

第5条 乙が物資の供給の実施に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 物資等の取引価格は、災害発生時直前における適正な価格とする。

(支払い)

第6条 物資等の費用については、乙からの請求書を受領した日から、30日以内に支払うものとする。

(物資等の運搬、引渡し)

第7条 物資等の引渡し場所は甲が指定するものとし、引渡し場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、別に甲の指定するものが行うものとする。

2 甲は、災害時において乙が物資を搬送する及び供給する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

(支援体制の整備)

第8条 乙は、災害時における円滑な協力を図るため、社内の広域応援体制並びに情報連絡体制の整備に努めるものとする。

(平常日の防災活動への協力)

第9条 乙は、平常時における甲の防災啓発事業の推進に対し、次の各号に掲げる事項について可能な限り協力するものとする。

- (1) 甲が実施する防災啓発事業
- (2) 甲が実施する防災訓練への参加

(連絡責任者)

第10条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては防災危機管理室長、乙においては、株式会社タイムホームセンター事業部ゼネラルマネージャーとする。

(協議)

第11条 この協定の実施について疑義が生じたときは、その都度、甲と乙が協議して決定するものとする。

(有効期限)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書を持って協定の終了を通知しない限り効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和4年5月9日

甲 倉敷市西中新田 640 番地

倉敷市

倉敷市長

乙 岡山市北区下中野 465 番地の4

株式会社タイム

代表取締役社長

別表

災害時における緊急対応可能な物資

大分類	主な品種
作業関係	作業シート、ホースリール、スコップ、土のう袋
日用品等	マスク、ローソク、使い捨てカイロ、ティッシュペーパー トイレットペーパー、使い捨てライター、毛布、タオル 紙コップ、紙皿、割箸、ホイル、ラップ、バケツ、雑巾
水関係	飲料水、水缶
冷暖房機具等	ストーブ、木炭、練炭、練炭コンロ、七輪
電気用品等	懐中電灯、電池、ラジオ、カセットコンロ、カセットボンベ
トイレ関係等	携帯ミニトイレ
ペット用品	ペットシート
その他	

(4)(5) 倉敷市地域活性化包括協定（概要）

○倉敷駅北複合型商業施設（アリオ倉敷、三井アウトレットパーク倉敷）の事業者と地域活性化包括協定を締結

1 締結形態

- (1) 倉敷市と(株)イトーヨーカ堂、(株)セブン-イレブン・ジャパン、(株)モール・エスシー開発
- (2) 倉敷市と三井不動産(株)

締結日：平成23年11月23日

2 連携事項

(1) 市民サービスの向上に関する事項

- ・ 災害対策、防災、防犯に関すること
 - ① 災害時における食料品や日用品等の調達の協力
 - ② 災害発生時の一時避難場所としての協力
 - ③ 災害時の帰宅困難者に対する支援 など
- ・ 子育て支援に関すること 外7事項（略）

(2) 観光・商業振興に関する事項

- ・ 地産地消の推進に関すること 外3事項（略）

(3) 環境保全に関する事項

- ・ 市の環境最先端都市への取組みへの協力に関すること 外2事項（略）

(6) 災害等緊急時における支援協力に関する協定

倉敷市（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人ピースウィンズ・ジャパン（以下「乙」という。）とは、災害等緊急時並びに平常時における防災等訓練の支援協力について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、災害等緊急時並びに平常時における防災訓練等において、乙が所有する技術・資機材・航空機等を活用した災害状況等の情報収集、避難所運営支援や人員・救援物資等の輸送などを実施することにより、市民の生命及び財産への被害の防止又は軽減を図ることを目的とする。

(支援協力の範囲)

第2条 乙が行う支援の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 災害等緊急時応急対策活動
- (2) 避難所運営支援
- (3) 甲が指定する地域の被害状況等の情報収集
- (4) 救援物資等の輸送
- (5) 被災者、医療関係者、甲職員その他、甲が指定する者の輸送
- (6) 医師を派遣する必要があるときの派遣活動
- (7) 甲が開催する防災訓練等における協力活動
- (8) その他、甲からの要請のうち、乙が対応可能な活動

(支援協力の連絡担当者)

第3条 甲及び乙は、あらかじめ支援に関する連絡担当者を定めるとともに、様式第1号により速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

(支援協力の要請)

第4条 甲は、乙に支援協力の要請を行うに当たっては、様式第2号の支援協力要請書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、電話等の通信手段又は口頭により行い、その後速やかに要請書を提出するものとする。

(支援協力の実施)

第5条 乙は、甲からの要請を受けたときは、直ちに活動可能な範囲において支援協力を実施するものとする。

2 乙は、気象条件その他特別な事情により支援協力ができない場合は、その旨を電話等により速やかに甲に連絡するものとする。

(費用の負担)

第6条 支援協力を要した費用の負担については、甲と乙が別途協議のうえ定めるものとする。

2 経費の算出方法については、支援協力要請の直前における当該地域における適正価格を基準として、甲と乙で協議して決定するものとする。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、協定を締結した日から令和3年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲又は乙から改廃の申入れがないときは、さらに1年間、この協定を継続するものとし、その後も同様とする。

(協議)

第8条 本協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲と乙で協議を行い決定するものとする。

本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

令和2年8月26日

甲 倉敷市西中新田 640 番地
倉敷市
倉敷市長

乙 広島県神石郡神石高原町近田 1162 番地 2
特定非営利活動法人 ピースウィンズ・ジャパン
代表理事

12 物資等調達に係る協定

(1) 災害発生時における生活必需品等の物資の調達に関する協定書

倉敷市（以下「甲」という。）と岡山流通情報懇話会会員の内倉敷市内に店舗を有する4社（以下「乙」という。）は、災害発生時における被災者の生活の安定を図るため、生活必需品等の物資（以下「物資」という。）の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、地震、風水害、大火災等の大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、甲が、乙の協力を得て被災者に対して、より速やかかつ円滑に物資を供給できるようにすることを目的とする。

(協力の要請)

第2条 甲は、災害時における応急措置のため、緊急に物資の調達が必要となった場合、品目、数量等を明示した出荷要請書（別記様式）をもって乙に供給の要請をするものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請した後、速やかに要請書を提出するものとする。

(協力の実施)

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、乙の営業に支障のない範囲において、甲に対し、優先的かつ速やかに供給を行うものとする。

(物資の種類)

第4条 物資の種類は、次のとおりとし、乙は甲に対し、災害時において乙の可能な範囲での供給を行うものとする。

- (1) 食糧品
- (2) 食器類
- (3) 日用品
- (4) その他乙の取扱い商品

(費用等)

第5条 乙が甲に供給した物資の価格は、災害の発生した直前の価格を基準とし、甲、乙協議して定めるものとする。

2 甲が供給を受けた物資の対価及び乙が行った運搬等にかかわる費用については、甲が負担するものとする。

(支払い)

第6条 物資等の費用については、乙それぞれの請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。

(車両優先通行の確保)

第7条 甲は、災害時において乙が物資を配送及び供給する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

(平常時の活動)

第8条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため平素から情報交換や甲が行う防災訓練への参加等に努め、緊急時に備えるものとする。

(担当者名簿の作成)

第9条 要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲及び乙は、この協定の成立の日及び毎年4月1日現在の事務担当者名簿を作成し、相互に交換するものとする。

(協議)

第10条 甲と乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、必要に応じ協議を行うものとする。

2 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、協定締結の日からその効力を生じるものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続する。ただし、乙がこの協定に掲げる全ての物資を扱わなくなったときは、この協定は、効力を失うものとする。

この協定の締結を証するため、本書5通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和4年10月31日

甲 倉敷市西中新田640番地
倉敷市
倉敷市長

乙1 岡山市北区岡町13-16
株式会社天満屋ストア
代表取締役社長

乙2 倉敷市連島町連島1990
株式会社仁科百貨店
代表取締役社長

乙3 岡山市北区奉還町1-7-7
生活協同組合おかやまコープ
理事長

乙4 岡山市南区藤田字錦650-6
両備ホールディングス株式会社
両備ストアカンパニー
両備ストアカンパニー長

(2) 災害発生時における生活必需品等の物資の調達に関する協定書

倉敷市（以下「甲」という。）と晴れの国岡山農業協同組合（以下「乙」という。）は、災害発生時における被災者の生活の安定を図るため、生活必需品等の物資（以下「物資」という。）の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

なお、この協定の成立により、平成18年10月31日に甲、岡山西農業協同組合及び倉敷かさや農業協同組合が締結した「災害発生時における生活必需品等の物資の調達に関する協定」は、失効するものとする。

(目的)

第1条 この協定は、地震、風水害、大火災等の大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、甲が、乙の協力を得て被災者に対して、より速やかかつ円滑に物資を供給できるようにすることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害、及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に規定する武力攻撃災害を基本とする。

(甲の要請)

第3条 甲は、災害時における応急措置のため、緊急に物資の調達が必要となった場合、品目、数量等を明示した出荷要請書（別記様式）をもって乙に供給の要請をするものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請した後、速やかに要請書を提出するものとする。

(乙の協力)

第4条 乙は、前条の要請を受けたときは、乙の営業に支障のない範囲において、甲に対し、優先的かつ速やかに供給を行うものとする。

(物資の種類)

第5条 物資の種類は、次のとおりとし、乙は甲に対し、災害時において乙の可能な範囲での供給を行うものとする。

- (1) 食糧品
- (2) 食器類
- (3) 日用品
- (4) その他乙の取扱い商品

(費用等)

第6条 乙が甲に供給した物資の価格（単価）は、災害の発生した直前の価格（単価）を基準とし、甲乙協議して定めるものとする。

2 甲が供給を受けた物資にかかる費用については、甲が負担するものとする。

(支払い)

第7条 前条第2項の費用については、甲は、乙の請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。

(車両優先通行の確保)

第8条 甲は、災害時において乙が物資を供給する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

(平常時の活動)

第9条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため平素から情報交換に努め、緊急時に備えるものとする。

(担当者名簿の作成)

第10条 甲の要請及び乙の協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲及び乙は、この協定の成立の日及び毎年4月1日現在の事務担当者名簿を作成し、相互に交換するものとする。

(協議)

第11条 甲と乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、必要に応じ協議を行うものとする。

2 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日からその効力を生じるものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続する。ただし、乙がこの協定に掲げる全ての物資を扱わなくなったときは、この協定は、効力を失うものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和4年10月5日

甲 倉敷市西中新田 640 番地
倉敷市
倉敷市長

乙 倉敷市玉島八島 1510 番地 1
晴れの国岡山農業協同組合
代表理事組合長

(3) 災害時における物資供給に関する協定書

倉敷市（以下「甲」という。）とNPO法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害、大火災等の大規模災害（以下「災害」という。）が発生し、又は災害発生のおそれがある場合に、甲が乙の協力を得て、物資を迅速かつ円滑に調達するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対応のため、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（協力の要請）

第3条 甲は、災害時における応急措置のため、緊急に物資の調達が必要であると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

（1）別表に掲げる物資

（2）その他、甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を明示した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等により要請したのち、速やかに文書を提出するものとする。

（協力の実施）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、速やかにその実施状況を報告書により、甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬できない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を、優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第8条 第6条の規定により、乙が甲に供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する物資の価格は、災害発生直前の小売価格等を基準とし、甲と乙が協議して定めるものとする。

（費用の支払い）

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、請求書を受領した日から、30日以内に支払うものとする。

（平常時の活動）

第10条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため平素から情報交換や甲が行う防災訓練への参

加等に努め、緊急時に備えるものとする。

(協議)

第11条 甲と乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、必要に応じ協議を行うものとする。

2 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成23年9月27日

甲 倉敷市西中新田 640 番地

倉敷市

倉敷市長

乙 新潟市南区清水 4501 番地 1

NPO法人 コメリ災害対策センター

理事長

別表

災害時における緊急対応可能な物資

大分類	主な品種
作業関係	作業シート、標識ロープ、ヘルメット、防塵マスク、簡易マスク、長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、雨具、土のう袋、ガラ袋、スコップ、ホースリール
日用品等	毛布、タオル、割りばし、使い捨て食器、ポリ袋、ホイル、ラップ、ウェットティッシュ、マスク、衛生用ポリ手袋(使い捨て)、バケツ、水モップ、デッキブラシ、雑巾、簡易ライター、使い捨てカイロ
水関係	飲料水(ペットボトル)、生活用水用ポリタンク
冷暖房機具等	大型石油ストーブ、木炭、木炭コンロ
電気用品等	テレビ、パソコン、発電機、投光器、懐中電灯、乾電池、カセットコンロ、カセットボンベ
トイレ関係等	救急ミニトイレ

(4) 災害時におけるLPガスの供給に関する協定書

倉敷市（以下「甲」という。）と社団法人岡山県エルピーガス協会（以下「乙」という。）は、倉敷市内において災害が発生した場合に、相互に協力して被災者及び避難者（以下「被災者等」という。）の救援活動を円滑に行うため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害、大火災等の大規模災害が発生した場合に、甲が、乙の協力を得て被災者等に対して、より速やかかつ円滑にLPガス及びガス機材（以下「LPガス等」という。）を供給できるようにすることを目的とする。

（協力の要請）

第2条 災害時において、甲がLPガス等を必要とするときは、甲は、乙に対して、LPガス等の供給について協力を要請するものとする。

（協力義務）

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、乙の業務に支障のない範囲において、甲に対し、優先的かつ速やかに供給を行うものとする。

（費用）

第4条 前条の規定により乙が供給したLPガス等の費用については、甲が負担するものとする。

2 前条に規定する費用は、乙が提出する出荷確認書等に基づき、災害時直前における価格を基準とし、甲乙協議して決定するものとする。

（引渡し）

第5条 LPガス等の引渡場所は、甲が指定するものとし、甲は、当該引渡場所に職員を派遣し、納品を確認のうえ、引き取るものとする。

2 甲は、災害時において乙がLPガス等を搬送及び供給する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（支払い）

第6条 費用については、乙からの請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。

（価格高騰の防止）

第7条 乙は、災害時においてLPガス等の価格の高騰の防止に努めるものとする。

（防災意識の向上）

第8条 乙は、協会活動を通じて、日常的にLPガス等の備蓄、緊急時対応設備の整備等会員の防災意識の向上に努めるものとする。

（その他必要な支援）

第9条 この協定に定める事項のほか、被災者等の救援に関して必要な事項は、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

（災害時の協力事項の発動）

第10条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として、甲が「災害対策本部」を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動するものとする。

（協議）

第11条 この協定に定める事項について疑義が生じたときは、その都度甲乙協議のうえ、決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成18年11月24日

甲 倉敷市西中新田640番地
倉敷市
倉敷市長

乙 岡山市厚生町3丁目1番15号
岡山商工会議所5F
(社)岡山県エルピーガス協会
会 長

(5) 災害時における応援協力に関する協定書

倉敷市（以下「甲」という。）と一般社団法人 日本建設機械レンタル協会中国ブロック岡山地区部会（以下「乙」という。）は、災害発生時における被災者の生活の安定を図るため、建設機械のレンタルに関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、倉敷市内で、地震災害、風水害その他災害（以下「災害」という。）が発生した場合、又は発生の恐れがある場合において、甲が乙の協力を得て被災者に対して、より速やかかつ円滑に建設機械をレンタルできるようにすることを目的とする。

（協力要請等）

第2条 甲は、災害時における応急措置のため、緊急に建設機械のレンタルが必要となった場合、品目、数量等を明示した出荷要請書（別紙様式）をもって、乙に建設機械供給の協力を要請することができるものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請した後、速やかに要請書を提出するものとする。

（協力の内容）

第3条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、乙の営業に支障のない範囲において、甲の要請する建設機械を甲の指示する場所へ優先的かつ速やかにレンタルを行うものとする。

（費用及び請求等）

第4条 前条に要する費用は、災害の発生した直前の価格を基準とし、甲、乙双方が協議して定めるものとする。
2 甲がレンタルを受けた建設機械の対価及び乙が行った運搬等にかかわる費用については、甲が負担するものとする。

（支払い）

第5条 甲は、レンタルの費用については、乙の請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。

（車両優先通行の確保）

第6条 甲は、災害時において乙が配送する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（平常時の活動）

第7条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、平素から情報交換に努め、緊急時に備えるものとする。

（有効期間）

第8条 この協定は、協定の締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙から文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

（協議）

第9条 その他、必要に応じ甲及び乙が協議して決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名押印の上、各自1通を保有する。

平成20年2月20日

甲 倉敷市西中新田640番地

倉敷市

倉敷市長

乙 岡山市青江4-5-15

一般社団法人 日本建設機械レンタル協会

中国ブロック岡山地区部会

支部長

(6) 災害時における燃料等の供給に関する協定書

倉敷市（以下「甲」という。）と岡山県石油商業組合の内、倉敷市内の3支部及び総社支部（以下「乙」という。）は、災害が発生した場合の、甲が行う災害対応活動を円滑に行うために、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、地震、風水害、大火災等の大規模災害が発生した場合に、被災者及び避難者に対し、甲が行う救援活動及び災害現場活動（以下「現場活動等」という。）に使用する車両、資機材、発電機等の運用に必要な燃料、潤滑油（以下「燃料等」という。）を、乙の協力を得て安定的に確保及び供給し、より速やか、かつ、円滑な現場活動等ができることを目的とする。

(協力要請)

第2条 甲は、現場活動等で燃料等が必要と認めるときは、乙に対し、文書により燃料等の供給について要請するものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話又は口頭により要請し、その後、速やかに、文書を交付するものとする。

(協力義務)

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、甲に対し、積極的、優先的、かつ、速やかに、燃料等を供給するものとする。

(燃料等の供給)

第4条 前条に規定する燃料等の供給は、乙の給油取扱所において行うものとする。

2 甲が燃料等の搬送を求めたときは、乙は積極的に協力するものとし、甲が指定する燃料の供給場所に搬送するものとする。この場合において、甲は、乙に対し、燃料等を搬送及び供給に使用する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

3 甲は、前項に規定する当該供給場所に職員を派遣し、納品を確認するものとする。

(費用)

第5条 前条第1項に規定する燃料等の供給に要する費用については、通常の商取引の例によるものとする。

2 前条第2項及び第3項に規定する燃料等の供給に要する経費については、甲が負担するものとし、その費用は、乙が指名する者が提出する出荷確認書等に基づき、災害時直前における適正価格を基準とし、甲乙が協議して決定するものとする。

3 前2項に定めのないものについては、乙の負担とするものとする。

(支払い)

第6条 前条第1項に規定する費用については、乙からの請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。

(その他必要な支援)

第7条 この協定に定める事項のほか、燃料等の供給、現場活動等に関して必要な事項は、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

(災害時の協力事項の発動)

第8条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として、甲が「災害対策本部」を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動するものとする。

(情報の交換)

第9条 甲及び乙は、災害時においてこの協定が円滑に運用されるよう、平常時から必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(協議)

第10条 この協定に定める事項について疑義が生じたときは、その都度甲乙が協議のうえ、決定するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書5通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成24年12月28日

甲 倉敷市西中新田640番地
倉敷市
倉敷市長

乙1 倉敷市神田四丁目8番2号
岡山県石油商業組合倉敷支部
支部長

乙2 倉敷市大島二丁目4番53号
岡山県石油商業組合児島支部
支部長

乙3 倉敷市玉島阿賀崎一丁目4番11号
岡山県石油商業組合玉島支部
支部長

乙4 総社市中央二丁目5番1号
岡山県石油商業組合総社支部
支部長

(7) 非常災害時における炊出し等提供に関する協定書

倉敷市（以下「甲」という。）と株式会社倉敷まるたま（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害（以下「災害」という。）が発生し、地域住民が避難所に避難した場合において、地域住民の避難生活の安定を図るため、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害が発生した場合、甲が乙の協力を得て、避難者に対して、より速やかかつ円滑に炊き出しの提供ができるよう、必要な事項を定めることを目的とする。

(協力の要請)

第2条 甲は、市内で災害が発生し、初期段階において甲のみでは避難者に炊き出しの提供が困難な場合、乙に対し、数量、日時、場所を指定して、文書により、炊き出しの協力を要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請した後、文書を送付するものとする。

(提供する炊き出し)

第3条 甲の要請を受けた乙は、手持ちの原材料及び燃料、資機材を使用し、迅速に炊き出しを実施し、甲の指定する場所に搬入する。

2 炊き出しの内容は、原則として、1人おにぎり2個、最大で1,000食とする。

(費用の負担)

第4条 炊き出し提供にかかる費用は、すべて乙が負担するものとする。

(継続的な炊き出し)

第5条 避難者に対する炊き出しが長期間にわたる場合、乙は甲の依頼により、炊き出しの継続をするものとする。ただし、この場合において、甲は、原材料及び、燃料、資機材の調達をするとともに、労務の対価についても、甲が負担するものとする。

(車両優先通行の確保)

第6条 甲は災害時において乙が搬送する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

(協定期間)

第7条 この協定書の有効期間は、平成25年9月27日から平成26年3月31日までとし、有効期間満了日1か月前までに甲乙双方から解除の申し入れがない場合には、さらに1年間継続するものとし、以後同様とする。

(協議)

第8条 この協定書に定めのない事項、又はこの協定の解釈に疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成25年9月27日

甲 岡山県倉敷市西中新田640番地
倉敷市
倉敷市長

乙 岡山県倉敷市上富井522
株式会社倉敷まるたま
代表取締役社長

(8) 災害時における畳の提供等に関する協定書

倉敷市（以下「甲」という。）と「5日で5000枚の約束。プロジェクト実行委員会」（以下「乙」という。）は、災害が発生し、又はそのおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における、避難所等に対する畳の提供等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時等に避難所等への畳の供給を通じ、救援および救助活動を円滑に実施し、被災者の避難生活の安定を図ることを目的とする。

（協力依頼）

第2条 甲は災害時等に必要があると認めるときは、乙に対し畳の提供に関する協力を依頼するものとする。

（災害発生時の協力内容）

第3条 前条の場合には、甲と乙は協力して次の作業を行う。

- （1）畳の調達
- （2）避難所までの畳の輸送
- （3）利用後の畳の処理

（畳の調達）

第4条 甲は乙に対して、調達を必要とする数量・日時・場所などを指定して畳の提供を求めることができるものとする。

2 乙は甲の要請があったときは、可能な範囲において、畳の提供に努めるものとする。

（費用負担）

第5条 乙が甲に提供する畳に係る費用は無償とし、その他畳の提供にあたり生じる費用は甲乙協議して定める。

（情報交換）

第6条 甲および乙は、本協定に定める事項を円滑に推進するため、平常時から情報交換に努め、緊急時に備えるものとする。

（協議）

第7条 この協定書に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議して定めるものとする。

（協定期間）

第8条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、甲、乙から文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

甲と乙は、この協定を証するため、本協定書を2通作成し、双方記名押印の上、各1通を保有する。

平成27年4月23日

甲 岡山県倉敷市西中新田 640 番地

倉敷市

倉敷市長

乙 神戸市兵庫区長沢町3丁目8番8号

5日で5000枚の約束。プロジェクト実行委員会 委員長

(9) 災害時における地図製品等の供給等に関する協定書

倉敷市（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）とは、本協定書第1条第1号に定める災害時において、乙が乙の地図製品等（第2条に定義される）を甲に供給すること等について、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、以下各号の事項を目的とする。

- (1) 甲の区域内で災害対策基本法第2条第1号に定める災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、甲が災害対策基本法第23条の2に基づく災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置したときの、乙の地図製品等の供給及び利用等に関し必要な事項を定めること。
- (2) 甲乙間の平常時からの防災に関する情報交換を通じ、甲及び乙が連携して、防災・減災に寄与する地図の作成を検討・推進することにより、市民生活における防災力の向上に努めること。

（定義）

第2条 本協定において以下の用語は、それぞれ以下の意味を有するものとする。

- (1) 「住宅地図」とは、倉敷市全域を収録した乙の住宅地図帳を意味するものとする。
- (2) 「広域図」とは、倉敷市全域を収録した乙の広域地図を意味するものとする。
- (3) 「ZNET TOWN」とは、乙の住宅地図インターネット配信サービス「ZNET TOWN」を意味するものとする。
- (4) 「ID等」とは、ZNET TOWNを利用するための認証ID及びパスワードを意味するものとする。
- (5) 「地図製品等」とは、住宅地図、広域図及びZNET TOWNの総称を意味するものとする。

（地図製品等の供給の要請等）

第3条 乙は、甲が災害対策本部を設置したときは、甲からの要請に基づき、可能な範囲で地図製品等を供給するものとする。

2 地図製品等の搬送にかかる費用は、乙が負担するものとする。

3 甲は、地図製品等の供給を求めるときは、別途定める物資供給要請書（以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。但し、緊急を要する場合は、甲は、電話等により乙に対して要請できるものとし、事後、速やかに要請書を提出するものとする。

4 乙は、地図製品等を供給するときは、甲に、別途定める物資供給報告書を提出するものとする。

5 本条に基づく地図製品等の供給にかかる対価は、甲乙別途協議のうえ決定するものとする。

（地図製品等の貸与及び保管）

第4条 乙は、第3条第1項の規定に基づく地図製品等の供給とは別途、本協定締結後、甲乙別途定める時期、方法により乙が別途定める数量の住宅地図、広域図及びID等を甲に貸与するものとする。なお、当該貸与にかかる対価については無償とする。

2 甲は、前項に基づき乙が貸与した住宅地図、広域図及びID等を甲の事務所内において、善良なる管理者の注意義務をもって保管・管理するものとする。なお、乙が、住宅地図及び広域図の更新版を発行したときは、乙は、甲が保管している旧版の住宅地図及び広域図について、甲から当該住宅地図及び広域図を引き取りかつ更新版と差し替えることができるものとする。

3 乙は、必要に応じ、甲に対して事前に通知したうえで、甲による住宅地図の保管・管理状況を確認することができるものとする。

(地図製品等の利用等)

第5条 甲は、第1条第1号に基づき災害対策本部を設置したときは、災害応急対策及び災害復旧・復興にかかわる資料として、第3条又は第4条に基づき乙から供給又は貸与された地図製品等につき、以下各号に定める利用を行うことができるものとする。

(1) 災害対策本部設置期間中の閲覧

(2) 災害対策本部設置期間中、甲乙間で別途協議のうえ定める期間及び条件の範囲内での複製

2 甲は、前項に基づき住宅地図の利用を開始したときは、速やかに別途定める乙の報告先に報告するものとする。また、当該住宅地図の利用を終了したときは、速やかに従前の保管場所にて保管・管理するものとする。

3 甲は、第1項にかかわらず、災害時以外の平常時において、防災業務を目的として、甲の当該防災業務を統括する部署内において、広域図及びZNET TOWNを利用することができるものとする。なお、甲は、本項に基づき広域図を複製利用する場合は、別途乙の許諾を得るものとし、ZNET TOWNを利用する場合は、本協定添付別紙のZNET TOWN利用約款に記載の条件に従うものとする。

(情報交換)

第6条 甲及び乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互の連携体制を整備し、災害時に備えるものとする。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、本協定末尾記載の締結日から1年間とする。但し、当該有効期間満了の3ヶ月前までに当事者の一方から相手方に対し書面による別段の意思表示がない限り、本協定は更に1年間同一条件にて更新されるものとし、以後も同様とする。

(協 議)

第8条 甲乙間で本協定の解釈その他につき疑義又は紛争が生じた場合には、両当事者は誠意をもって協議し解決に努めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成28年8月1日

甲 岡山県倉敷市西中新田640番地
倉敷市
倉敷市長

乙 広島市東区光町1丁目10番19号
株式会社ベンリン 中国エリア統括部
部長

【添付別紙】

ZNET TOWN 利用約款

(定 義)

第1条 本約款で次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定める意味で用いるものとします。

(1) 「ID等」

本サービスを利用するための認証ID及びパスワードをいいます。

(2) 「アクセス権者」

対象機器を使用する甲の職員であり、かつ、ID等を使って本システムにアクセスする者をいいます。

(3) 「対象機器」

甲の庁内LANに接続された端末機器及び庁内業務での利用に限った端末機器をいいます。

(4) 「本サービス」

乙がアクセス権者からの要求に応じて本システムから対象機器に対して本データを送信するサービスをいいます。

(5) 「本システム」

本サービスを提供するための乙が第三者に管理・運用を委託するWWWサーバ、回線、周辺機器等の一連のシステムをいいます。

(6) 「本データ」

本サービスにおいて乙から提供される住宅地図データ、道路地図データ、別記データ、一般種アイコン、その他各種データをいいます。

(本約款の適用)

第2条 本約款は、本協定書の内容の一部を構成するものとし、本サービスを甲が利用することに関する一切に適用されるものとします。

(本サービスの内容)

第3条 乙は、本サービスの内容を任意に、甲に事前通知することなく変更することができるものとします。

(本サービスの中断・中止)

第4条 乙は、本サービスの改善などの理由により、甲に対する事前の通知なく本サービス内容の変更、追加、削除を行うことができるものとします。

2 乙は、乙の事情により本サービスを中止する場合は、甲に事前に通知するものとします。

3 乙は、甲が本約款に違反したときは、事前の催告を要することなく、本サービスの提供を中止することができるものとします。

(本データの使用許諾)

第5条 乙は、甲に対して、本データについて、以下の権利を非独占的に許諾します。

(1) 対象機器上で閲覧すること。

(2) 本サービスにおいて予め備えられた機能を用いて、対象機器にPDF形式でダウンロードし、当該ダウンロードした対象機器に保存し、当該保存した本データを甲の防災業務内で使用すること。

(3) 本サービスにおいて予め備えられた機能を用いて、前号所定の対象機器が設置された部署内における防災業務の目的において紙媒体に印刷出力すること（本号に基づき印刷出力した本データを以下「印刷地図」という。）。

(甲の遵守事項)

第6条 甲は、以下の事項を遵守するものとします。

- (1) アクセス権者に限り、乙に本データの送信を求めさせること。
- (2) ID等を、善良なる管理者の注意をもって保管・管理するものとし、第三者に使用又は利用させないこと。
- (3) 乙の指定する利用環境を確保・維持すること。
- (4) 本条第1号のために、アクセス権者の認証にあたり、その仕組み、システム等について現時点で取り得る技術的な対応等必要な措置を講ずること。
- (5) 本約款で明示的に許諾される場合を除き、本データの一部でも複製、加工、改変、出力、抽出、転記、送信その他の使用及び利用をしないこと。
- (6) 本約款で明示的に許諾される場合を除き、本データ(形態の如何を問わず、その全部又は一部の複製物、出力物、抽出物その他の利用物を含む。)の一部でも有償無償を問わず、又は譲渡・使用許諾、送信その他いかなる方法によっても第三者に使用させないこと。
- (7) 本データを印刷出力するにあたり以下の事項を遵守すること。但し、事前に乙の許諾を得た場合はこの限りではないものとします。
 - ア 印刷地図を第5条第3号所定の目的以外の目的で使用又は利用しないこと。
 - イ 乙の指定する著作権表示等を印刷地図上に表示させること。
 - ウ 印刷地図を製本、冊子、ファイリング等のまとめた形態又は印刷地図同士を貼り合わせた形態にして使用及び利用しないこと。
 - エ 印刷地図を第三者に配布しないこと。
 - オ 印刷地図のサイズはA3判以下とすること。
- (8) 本サービスの利用状況の記録(対象機器の台数、設置場所、アクセス権者の数等)を作成し、かつ、乙が要請した場合には、これを閲覧又はコピーさせること。

(不保証及び免責)

第7条 乙は、本サービス又は本データが完全性、正確性、非侵害等を有することを保証するものではないものとします。

2 乙は、甲の本サービスの利用に伴い、甲又は第三者が被った損害について免責されるものとします。

(権利の帰属)

第8条 本サービス及び本データに関する知的財産権は、乙又は乙に権利を許諾した第三者に帰属するものとします。

(その他)

第9条 甲は、乙の書面による事前の承諾なくして、本約款に基づく本サービスの利用権を他に譲渡し又は担保に供してはならないものとします。

(10) 特設公衆電話の設置・利用に関する協定書

倉敷市（以下「甲」という。）と西日本電信電話株式会社岡山支店（以下「乙」という。）は、大規模災害が発生した際に乙の提供する非常用電話（以下「特設公衆電話」という。）の設置及び利用・管理等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害の発生時において、甲乙協力の下、被災者等の通信の確保を目的とする。

（用語の定義）

第2条 本協定に規定する「災害の発生」とは、強度の地震等の発生により都道府県が災害救助法を適用する地域において、広域停電が発生していること、又は同様の事象の発生により社会の混乱が発生していることをいう。

2 本協定に規定する「特設公衆電話」とは、甲乙協議の上、定めた設置場所に電気通信回線及び電話機接続端子を施設し、災害の発生時に電話機を接続することで被災者又は帰宅困難者等へ通信の提供を可能とするものをいう。

（通信機器の管理）

第3条 甲は、本協定に基づき、災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう電話機を適切な場所に保管の上、管理するものとする。

（屋内設備の管理及び破損）

第4条 甲は、特設公衆電話の配備に必要な設備（電話機、及び端子盤、配管、引込柱等）を設置し、乙が設置する屋内配線（モジュージャックを含む。以下同じ。）とともに、災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう維持に努めるものとする。

2 屋内配線、保安器、引込線等、乙の設置する設備が甲の故意又は重過失により破損した場合は、甲は乙に速やかに書面をもって報告することとし、修復に係る費用は、原則、甲が負担するものとする。

（特設公衆電話の設置）

第5条 特設公衆電話の設置に係る電気通信回線数については、甲乙協議の上、乙が決定することとし、設置場所・回線数等の必要な情報は、別に定める「避難所特設公衆電話一覧表」の様式をもって、甲乙互いに通知し、保管するものとする。なお、保管に当たっては、甲乙互いに情報管理責任者を任命し、その氏名等を別に定める「情報管理責任者（変更）通知書」の様式をもって通知するものとする。

（特設公衆電話の移転、廃止等）

第6条 甲は、特設公衆電話の設置された場所の閉鎖、移転等の発生が明らかになった場合は、速やかにその旨を乙に書面をもって報告しなければならない。また、新たな設置場所を設ける場合は、甲乙協議の上、第2条及び第5条により設置するものとする。

（定期試験の実施）

第7条 甲及び乙は、年に1回を目安として、災害発生時に特設公衆電話が速やかに設置できるよう、別に定める「特設公衆電話の定期試験仕様書」により接続試験を実施するものとする。

(故障発見時の扱い)

第8条 甲及び乙は、特設公衆電話を設置する電気通信回線について何らかの異常を発見した場合は、速やかに相互に確認し、故障回復に向け協力するものとする。

(特設公衆電話の開設)

第9条 特設公衆電話の利用の開始については、乙が決定するものとし、甲は、特設公衆電話を速やかに開設し、被災者、帰宅困難者等の通信確保に努めるものとする。ただし、設置場所の存在する地域において大規模災害が発生し、甲乙互いに連絡が取れない場合は、甲の判断により利用を開始することができるものとする。

(特設公衆電話の利用)

第10条 甲は、特設公衆電話を開設した場合、利用者の適切な利用が行われるよう、可能な限り利用者の誘導に努めるものとする。

(特設公衆電話の利用の終了)

第11条 特設公衆電話の利用の終了については、甲乙協議の上、乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに撤去するものとする。ただし、乙が利用終了を通知する前に、避難所を閉鎖した場合においては、甲は速やかに特設公衆電話を撤去し、甲は乙に対し撤去した場所及び日時連絡を行うこととする。

(設置場所の公開)

第12条 乙は、災害時の通信確保のために、特設公衆電話の設置場所について、甲と合意した場合、乙のホームページ上で公開するものとする。

(目的外利用の禁止)

第13条 甲は、第7条に規定する定期試験及び第9条に規定する開設を除き、特設公衆電話の利用を禁止するものとする。

2 乙は、特設公衆電話の利用状況について、定期的に検査するものとする。

3 甲は、乙より目的外利用の実績の報告があった場合は、速やかに当該利用が発生しないよう措置を講じ、その旨を乙に報告するものとし、甲の目的外利用により発生した利用料は、甲が負担するものとする。

4 前項の措置にかかわらず、甲の目的外利用が継続する場合は、抜本的な措置を甲乙協議の上、講ずるものとする。この場合において、特設公衆電話の撤去を行うこととなった場合は、撤去に関する工事費用等は、甲が負担するものとする。

(協定の解除)

第14条 甲又は乙が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、相手方はなんらの通知又は催告を要せず即時に本協定の全部又は一部を解除できる。

(1) 正当な理由によらないで本協定の全部又は一部を履行しないとき。

(2) 相手方の責に帰すべき理由により、協定を履行する見込みがないと認められるとき。

(3) 前2号のほか、相手方が協定に違反し、その違反によって協定の目的を達成することができないと認められるとき。

(協議事項)

第15条 本協定に定めのない事項又は本協定の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議の上、定めるものとする。

本協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自がその1通を保有する。

平成29年6月26日

甲 住 所 岡山県倉敷市西中新田 640 番地
名 称 倉敷市
倉敷市長

乙 住 所 岡山県岡山市北区中山下 2 丁目 1 番 90 号
名 称 西日本電信電話株式会社 岡山支店
岡山支店長

(11) 災害時における応急対策物資の調達に関する協定書

倉敷市（以下「甲」という。）と萩原工業株式会社（以下「乙」という。）は、災害時等における応急対策資材（以下「資材」という。）の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害、大火災等の大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、甲が、乙の協力を得て、より速やかかつ円滑に資材を調達できるようにすることを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時等における応急措置のため、緊急に資材の調達が必要になった場合、品名、数量等を明示した出荷要請書（別紙1）をもって乙に供給の要請をするものとする。ただし、緊急を有するときは、電話等により要請した後、速やかに要請書を提出するものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、乙の営業に支障のない範囲において、甲に対し、優先的かつ速やかに供給を行うものとする。

（物資の種類）

第4条 資材の種類は、次のとおりとし、乙は甲に対し、災害時等において可能な範囲での供給を行うものとする。

- (1) ブルーシート
- (2) 土のう袋
- (3) その他乙が製造・販売するもの

（費用等）

第5条 乙が甲に供給した資材の価格は、災害発生直前の価格を基準とし、災害により著しく原材料価格が高騰する等のやむを得ない事情がある場合には、甲乙協議して定めるものとする。

2 甲が供給を受けた資材の対価及び運搬等に係る費用については、甲が負担するものとする。

（支払い）

第6条 甲は、資材等の費用について乙の請求書を受領した日から、30日以内に支払うものとする。

（引渡し及び車両優先通行の確保）

第7条 物資の引渡し場所は、甲が指定するものとし、指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。

2 甲は、災害時等において、乙が前項の規定により物資を搬送する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

3 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給終了後、遅滞なく甲に報告書（別紙2）を提出する。ただし、報告書をもって報告するいとまがないときは、電話又はその他の方法をもって報告し、その後速やかに報告書を提出するものとする。

（平常時の活動）

第8条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、平素から情報交換や甲が行う防災訓練への参加等に努め、緊急時に備えるものとする。

(担当者名簿の作成)

第9条 要請及び協力に関する事項の伝達を円滑に行うため、甲及び乙は、連絡責任者名簿(別紙3)を作成し、相互に交換するものとする。連絡先を変更する必要がある場合は、その都度、遅滞なく相手方に申し出て、変更を行うものとする。

(協議)

第10条 甲と乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、必要に応じ協議を行うものとする。

2 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合には、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、協定締結の日からその効力を生じるものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を維持する。ただし、乙がこの協定に掲げる資材の取扱いをしなくなったときは、この協定は効力を失うものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成31年4月11日

甲 倉敷市西中新田640番地
倉敷市
倉敷市長

乙 倉敷市水島中通1丁目4番地
萩原工業株式会社
代表取締役社長

(12) 災害時における物資調達に関する協定

倉敷市（以下「甲」という。）と株式会社ジュンテンドー（以下「乙」という。）は、災害時における物資の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害、大火災等の大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、甲が乙の協力を得て、より速やかかつ円滑に物資を調達できるようにすることを目的とする。

（要 請）

第2条 甲は、災害時における応急措置のため、緊急に物資の調達が必要であると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

（物資の範囲）

第3条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち乙が保有する物資とする。

- （1）日用品等（トイレ関係用品を含む。）
- （2）作業関係用品
- （3）冷暖房機器及び電気用品等
- （4）その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第4条 前条に掲げる物資の調達要請は、原則として文書によるものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後、速やかに第1号様式の文書を交付するものとする。

（物資の価格及び支払い）

第5条 物資の取引価格は、災害発生時直前における価格とする。物資の費用については、乙からの請求書を受領した日から、30日以内に支払うものとする。

（物資の引渡し）

第6条 物資の引渡しは、甲が指定する場所で行うものとし、甲は当該場所へ職員を派遣し、調達物資を確認のうえ、これを引き取るものとする。

2 乙は、物資を納品した場合、速やかに第2号様式により報告するものとする。

（担当者名簿の作成）

第7条 甲及び乙は、この協定の成立の日及び毎年4月1日現在の事務担当者名簿、第3号様式を作成し、相互に交換するものとする。

2 連絡先を変更する必要がある場合は、その都度、遅滞なく相手方に申し出て、変更を行うものとする。

（情報の交換）

第8条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

（協議）

第9条 甲と乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、必要に応じ協議を行うものとする。

2 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合には、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、協定締結の日からその効力を生じるものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を維持する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和元年7月4日

甲 倉敷市西中新田640番地
倉敷市
倉敷市長

乙 島根県益田市下本郷町206番地5
株式会社ジュンテンドー
代表取締役社長

(13) 災害時における飲料水の供給に関する協定

倉敷市（以下「甲」という。）と株式会社サンセキ（以下「乙」という。）は、災害発生時における被災者の生活の安定を図るため、飲料水等の物資（以下「物資」という。）の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害、その他の大規模な災害が発生し又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙の協力を得て、より速やかかつ円滑に物資を調達できるようにすることを目的とする。

（物資の種類及び数量範囲）

第2条 物資の種類は、次に掲げるものとする。

- （1）飲料水（ミネラルウォーター）12リットルボトル
- （2）上記専用ウォーターサーバー
- （3）紙コップ

※ただし、使用後については、サーバー及び飲料水の空ボトルは乙に返却するものとする。

（協力の要請）

第3条 甲は、災害時における応急措置のため、緊急に物資の調達が必要となった場合、品目、数量、場所等を明示した災害時飲料水応援要請書（様式第1号）により乙に供給の要請をするものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請し、事後速やかに災害時飲料水応援要請書を提出するものとする。

（協力の実施・報告）

第4条 乙は前条の要請を受けたときは、乙の営業に支障のない範囲において、甲に対し、優先的かつ速やかに供給を行うものとする。また、その供給の実施後、供給実施完了報告書（様式第2号）にて、実施状況を甲に報告するものとする。

（物資の引渡し）

第5条 物資の引渡しは、原則として甲が指定した場所で行い、甲が派遣した職員が、数量等を確認のうえ、乙及び物資保管先でもある乙の関連会社から引渡しを受けるものとする。また、その物資を運搬する車両を通行できるよう、可能な範囲で配慮するものとする。

（物資の管理）

第6条 引き渡し後の物資については、甲及び甲の委託を受けたものが管理を行い、避難所等の閉鎖時、未使用の物資については、乙に返却するものとする。

（費用の負担）

第7条 使用した物資及びその運搬費用に関しては、甲が負担するものとする。また、故意による破損、紛失等については、甲の負担にて補償を行うものとする。

（連絡責任者）

第8条 甲及び乙は、この協定の成立の日及び毎年4月1日時点の災害時における連絡窓口一覧（様式第3号）を作成し、相互に交換するものとする。

（協議）

第9条 甲と乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、必要に応じ協議を行うものとし、この協定に関する疑義及び定めのない事項については、その都度、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(情報交換)

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制および物資の供給等について情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この期間満了の1ヶ月前までに、甲又は乙が文書をもって解除の通知がない場合、さらに1年間、同一の内容で、更新できるものとし、以後においても同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和4年9月6日

甲 倉敷市西中新田 640 番地
倉敷市
倉敷市長

乙 岡山市北区田町二丁目 1 番 1 号
株式会社サンセキ
代表取締役

(14) 災害時における天幕等資機材の供給に関する協定

倉敷市（以下「甲」という。）と太陽工業株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における天幕等資機材の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に規定する災害及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）に規定する武力攻撃災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して天幕等資機材（以下「物資」という。）を防災拠点等へ供給するために、その必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、災害時における物資の確保を図るため必要があると認めるときは、乙に対し、調達可能な物資の供給を要請することができる。

2 前項の要請は、原則として、物資供給要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、文書をもって要請する時間がないときは、口頭、電話その他の方法で要請し、事後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の種類）

第3条 前条の物資の種類は、次に掲げるものとする。

- （1）エアテント（マク・クイックシェルター）
- （2）間仕切り（クイックパーテーション）
- （3）天幕大型テント
- （4）その他甲が指定する物資

（物資供給への協力）

第4条 乙は、甲からの要請を受けたときは、速やかに物資の供給に努めるものとする。

2 乙は甲に物資の供給を実施したときは、実施報告書（様式第2号）により、その実施状況を甲へ報告するものとする。

（物資の引渡し）

第5条 物資の引渡しは、原則として甲が指定する場所において行うものとする。ただし、乙による運搬が困難な場合は、状況に応じ物資の運搬方法及び引渡し場所等を、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（費用の負担）

第6条 甲は、第4条の規定により、乙が供給した物資の代金及び運搬等に係る経費（以下「費用」という。）を負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における適正な価格を基準として、甲乙協議のうえ決定するものとする。

3 甲は、乙から前項の規定による請求があったときは、速やかに支払うものとする。

（連絡担当者の指定）

第7条 協力要諦の手続を円滑に行うため、甲及び乙は連絡担当者を決め、担当者連絡票（様式第3号）により相互に文書で報告するものとする。

2 甲及び乙は、連絡担当者に変更があった場合には、その都度文書で報告するものとする。

(車両の通行)

第8条 甲は乙が災害時に物資を運搬する際には、乙の車両を緊急又は優先車両として通行できるように可能な限り配慮するものとする。

(平時の活動)

第9条 甲及び乙は、この協定に基づく物資の供給が災害時において迅速かつ円滑に行われるよう、平時から情報交換及び必要な訓練を適時行うように努めるものとする。

(協議)

第10条 本協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲と乙で協議を行い決定するものとする。

(有効期間)

第11条 本協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期間満了日の1月前までに、甲乙のいずれからも文書による意思表示がないときは、当該有効期間満了日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以降もまた同様とする。

本協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有するものとする。

令和2年10月28日

甲 岡山県倉敷市西中新田 640 番地
倉敷市
倉敷市長

乙 大阪府大阪市淀川区木川東 4-8-4
太陽工業株式会社
代表取締役社長

(15) 生活必需物資及び医薬品の調達に関する協定

倉敷市（以下「甲」という。）とウエルシア薬局株式会社（以下「乙」という。）は、災害救助に必要な生活必需物資及び医薬品（以下「物資」という。）の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害、大火災等の大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、甲が乙の協力を得て、より速やかかつ円滑に物資を調達できるようにすることを目的とする。

（要請）

第2条 甲は次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、物資の供給を要請することができる。

- （1） 倉敷市内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- （2） 倉敷市以外の災害救助のため、国又は関係都道府県から、物資の調達あっせんを要請されたとき。

（物資の範囲）

第3条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、要請時点で乙が調達・製造可能な物資とする。

- （1） 食料品
- （2） 飲料水
- （3） 日用品
- （4） 医薬品 ただし、引渡し先の薬剤師が使用者に直接手渡す場合とする。
- （5） その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第4条 甲の要請は、物資発注書（様式第1号）をもって行うものとする。ただし、急施を要する場合は口頭により要請し、その後速やかに物資発注書を交付するものとする。

（要請事項の措置）

第5条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、要請事項について速やかに適切な措置を講ずるものとする。なお、乙の店舗で保有する物資は基本的に地域住民に直接提供するため、可能な範囲内とする。

2 乙は前項の措置を講じた場合には、その状況を物資可能数量・措置の状況報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。

（引渡し）

第6条 物資の引渡し場所は、甲が指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙又は乙の指定する者が行うものとする。ただし、乙又は乙の指定する者の運搬が困難な場合は、甲又は甲の指定する者が行う。

2 甲は引渡し場所に職員を派遣し、物資を確認の上引渡しを受けるものとする。

3 乙は物資の引渡し終了後、速やかに次に掲げる事項を文書により甲に報告するものとする。

(1) 引渡しの日時及び場所

(2) 引渡しに係る物資の品目及び数量

(車両の通行)

第7条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、その用に供する車両を緊急又は優先車両として通行できるように可能な限り支援するものとする。

(費用負担等)

第8条 乙が供給した物資の対価は甲が負担するものとし、その物資の価格は災害発生直前における適正な価格（災害発生前の取引については取引時の価格）を基準として甲乙協議して定めるものとする。

2 乙が供給した物資の引渡し場所までの運搬に要する費用は、乙が発送する場合は乙が負担するものとする。ただし、運搬が広域にわたるなど、物資の運搬が乙の商品配達業務の範囲を著しく逸脱する場合は、乙は甲又は甲の指定する地方公共団体に運搬に要する費用の負担を求めることができる。

(費用の支払)

第9条 甲が引渡しを受けた物資の対価及び乙の運搬に要した費用は、乙からの請求後1か月以内に、甲又は甲の指定する地方公共団体から支払うものとする。なお、期限内に支払うことが不可能な場合が生じたときは、第12条の規定に基づき協議を行う。

(連絡責任者の報告)

第10条 甲及び乙は、この協定の成立に係る連絡責任者を協定締結後、速やかに連絡責任者届（様式第3号）により相手方に報告するものとする。また、変更があった場合については、直ちに相手方に報告するものとする。

(保有数量報告)

第11条 乙は、この協定締結の日及び毎年4月1日現在の物資保有数量を物資保有数量報告書（様式第4号）により、甲に報告するものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第13条 この協定は、協定締結の日から1年間その効力を有するものとし、有効期間満了日までに双方いずれからも意思表示がないときには1年間更新されたものとし、以後も同様とする。

(解約)

第14条 この協定を解約する場合は、甲乙いずれか一方が解約日1か月前までに、文書をもって相手方に協定の終了を通知するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和3年2月1日

甲 岡山県倉敷市西中新田 640 番地
倉敷市
倉敷市長

乙 東京都千代田区外神田二丁目 2 番 15 号
ウエルシア薬局株式会社
代表取締役

(16) 災害等緊急時における支援協力に関する協定

倉敷市（以下「甲」という。）と公益社団法人倉敷法人会（以下「乙」という。）とは、災害等緊急時における支援協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害等緊急時において、乙が甲の協力を得て地域復旧活動や地域企業復旧活動に対して、より速やかかつ円滑に支援協力ができるようにすることを目的とする。

（協力体制）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、災害状況等の情報交換が行えるよう、相互に協力して必要な体制を整えるものとする。

（支援協力の連絡担当者）

第3条 甲及び乙は、あらかじめ支援に関する連絡担当者を定めるとともに、様式第1号により必要な情報を相互に連絡するものとする。

（支援協力の範囲）

第4条 乙が行う支援の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 被災企業等の災害ごみの搬送
- (2) 被災者への炊き出し、食事の提供
- (3) その他、甲からの要請のうち、乙が対応可能な活動

（支援協力の要請）

第5条 甲は、乙に支援協力の要請を行うに当たっては、様式第2号の支援協力要請書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、電話等の通信手段又は口頭により行い、その後速やかに要請書を提出するものとする。

（支援協力の実施）

第6条 乙は、甲からの要請を受けたときは、直ちに活動可能な範囲において支援協力を実施し、実施した内容を甲に報告するものとする。

（費用負担）

第7条 支援協力を要する活動費用は乙が負担する。

（有効期間）

第8条 本協定の有効期間は、協定を締結した日から令和10年3月31日までとする。

（協議）

第9条 本協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲と乙で協議を行い決定するものとする。

本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

令和3年7月28日

甲 倉敷市西中新田 640 番地
倉敷市
倉敷市長

乙 倉敷市白楽町 249 番地の 5
公益社団法人 倉敷法人会
会長

(17) 災害時におけるキッチンカーによる炊き出しの実施等に関する協定書

倉敷市（以下「甲」という。）と一般社団法人岡山県キッチンカー協会（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第5条の3に規定する連携の強化を図るため、次のとおり協定（以下「この協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、倉敷市内において、災害時等に、甲が乙に対して炊き出しの実施を要請し、乙は乙の加盟店が保有するキッチンカーを用いて炊き出しを行うことについて、あらかじめ必要事項を定めることにより、災害時等への備えとすることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災 害 法第2条第1号に定める被害
- (2) 災害時等 甲が、法第23条の2第1項に定める災害対策本部を設置したときからこれを解散したときまでの期間
- (3) 炊き出し 避難者、被災者又は救助救援や被災者支援等のために駆けつけたボランティア若しくは事業者等に対し、無償で飲料や食料を提供すること
- (4) キッチンカー 飲料や食料を移動販売することを目的とする車両で、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に規定する営業の許可を受けた車両
- (5) 指定緊急避難場所 法第49条の4に規定する施設
- (6) 指定避難所 法第49条の7に規定する施設

（炊き出しの要請）

第3条 甲は、災害時等に、乙に対し、次に掲げる場所で炊き出しの実施を要請することができる。

- (1) 指定緊急避難場所又は指定避難所
- (2) 前号に定める施設のほか甲が指定する場所（倉敷市内及び倉敷市に隣接する市町に限る。）

（要請の方法）

第4条 前条の要請は、別に定める協力要請書（様式第1号）をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第5条 第3条による協力の要請があった場合、乙は可能な限り協力するものとし、速やかに炊き出し実施の可否を甲に返答するものとする。

2 乙は、炊き出しを実施する場合には、甲が別に定める事項を記載した書面をキッチンカーの認知しやすい箇所へ掲示するものとする。

3 乙は、特定原材料及び特定原材料に準じるものを食材として使用する場合には、表示又は炊き出しの利用者に通知する等の食物アレルギー対策に配慮するものとする。

4 乙は、炊き出しの利用者の中に咀嚼（そしゃく）や嚥下（えんげ）機能の低下している者がいた場合には、可能な限り配慮するものとする。

（実績報告）

第6条 乙は、この協定に基づき炊き出しを行った場合には、甲に対し別に定める様式（様式第2号）により実

績報告を行うものとする。

(費用の負担)

第7条 乙が第3条の要請に基づき炊き出しを行った場合の費用については、一つの災害につき提供食数の累計が次に掲げる式により計算される食数までは乙が負担し、当該食数を超える場合には甲が負担することを原則として、甲乙協議して決定するものとする。

<式>

食数＝乙の加盟店の車両台数（次条により確認した台数）×100食／台数・日×3日

2 前項の食数の算定にあたっては、飲料の提供数量は含まないものとする。

(連絡体制の整備)

第8条 甲及び乙は、連絡責任者を定め、毎年4月に別に定める様式（様式第3号）により、相互の体制を確認するものとする。

(平常時の取り組み)

第9条 乙は、この協定に基づく炊き出しが円滑に行われるよう、甲が行う防災訓練等に協力するものとする。

(守秘義務)

第10条 甲及び乙は、この協定に基づく炊き出しを実施するにあたり知り得た秘密（個人情報を含む。）を相手側の承認を得ないで他に漏らしてはならない。

(有効期間)

第11条 この協定は、締結の日からその効力を発生するものとし、甲又は乙から文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続するものとする。

(協議)

第12条 協定書に定めのない事項及び協定内容に疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和4年12月21日

甲 倉敷市西中新田640番地

倉敷市

倉敷市長

乙 倉敷市児島下の町2丁目1584-30

一般社団法人岡山県キッチンカー協会

代表理事

(18) 災害時におけるムービングハウス（移動式木造住宅）の活用に関する協定書

(目的)

第1条 倉敷市（以下「甲」という。）と一般社団法人日本ムービングハウス協会（以下「乙」という。）は、災害時において、ムービングハウス（移動式木造住宅）を活用することにより、応急復旧と被災者の生活支援が迅速に行われることを目的とし、この協定を締結する。

(使用用途)

第2条 前条に規定する目的を達成するため、甲は、ムービングハウスを次に掲げる用途について必要に応じて活用するものとし、乙は速やかな整備に協力するものとする。

- 1 応急復旧に係る各種支援団体の活動拠点
- 2 被災した公共施設等の仮設施設
- 3 ボランティア等の宿泊・休憩施設
- 4 災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づく「避難所及び応急仮設住宅の供与」

(所要の手続き)

第3条 甲は、ムービングハウスの整備の要請に当たっては、設置場所、戸数、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、文書をもって乙に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は、口頭または電話等によることができる。この場合において、甲は後に前記文書を速やかに乙に提出しなければならない。

(協 力)

第4条 乙は、前条の要請があった時は、甲が必要とする戸数を可能な限り確保できるよう、乙の会員であるムービングハウスを所有する業者の斡旋や提供戸数の調整に努めるものとする。

(報 告)

第5条 乙は、ムービングハウスの整備について、提供できる戸数等の状況を毎年1回甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は、乙に対し随時報告を求めることができる。

(有効期限)

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年とする。ただし、期間満了日の30日前までに甲又は乙からの解除の申し出がない場合は、更に1年間延長されるものとし、以降も同様とする。

(協議)

第7条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有するものとする。

令和5年 6月 9日

甲 倉敷市西中新田640番地
倉敷市
倉敷市長

乙 北海道札幌市清田区美しが丘三条10丁目2番15号
一般社団法人日本ムービングハウス協会
代表理事

(19) 災害時等における物資の供給協力等に関する協定書

倉敷市（以下「甲」という。）とライオンズクラブ国際協会336-B地区4R-2Z（玉島ライオンズクラブ、倉敷水島ライオンズクラブ、倉敷南ライオンズクラブ及び倉敷西ライオンズクラブで構成した団体、以下「乙」という。）は、倉敷市内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）に定める災害が発生した場合または武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法律」という。）に定める武力攻撃が発生し、または発生のおそれがある場合（以下、「災害時」という。）における被災者または避難者の生活の安定を図るため、必要となる食料品、飲料品、生活物資等の救援物資（以下「物資」という。）の供給等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において、甲が乙の協力を得て被災者または避難者に対して、速やかかつ円滑に物資の供給等ができるようにすることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災 害 法第2条第1号に定める被害
- (2) 災 害 時 甲が、法第23条の2第1項に定める災害対策本部及び法律第25条に定める市国民保護対策本部（市緊急対処事態連絡室を含む。）を設置したときから、これを解散したときまでの期間
- (3) 指定避難所 法第49条の7に規定する施設

（協力要請）

第3条 甲が災害時において乙に対して協力を要請できる内容は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 供給物資一覧表（様式第1号）に定める物資のうち、甲が指定するものの供給
- (2) 甲が指定する場所（倉敷市内または倉敷市に陸地で隣接する市町に限る。）への物資その他の輸送
- (3) 被災者または避難者が一時的に避難している指定避難所等（倉敷市内または倉敷市に陸地で隣接する市町に限る。）から、仮設住宅等へ移るときの物資その他の輸送

（要請の方法）

第4条 甲は、前条各号に掲げる協力を乙に要請する場合は、原則として物資供給協力等要請書（様式第2号）をもってこれを行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話等により要請し、事後速やかに物資供給協力等要請書を提出するものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第5条 乙は、甲から第3条の要請があったときは、乙の可能な範囲で要請事項に協力するものとし、速やかに要請事項の実施の可否を甲に返答するものとする。

（費用の負担）

第6条 甲の要請に基づき物資の供給等を行った場合の費用については、乙がこれを負担する。

（連絡体制等の整備）

第7条 甲及び乙は、連絡責任者を定め、毎年4月に災害協定にかかる連絡先等確認表（様式第3号）により、相互の体制を確認するものとする。なお、前述の時期以外に連絡責任者を変更する場合は、相手方に遅滞なく通知するものとする。

(平常時の取り組み)

第8条 乙は、この協定に基づく物資の供給等の協力が円滑に行われるよう、甲が行う防災訓練等に積極的に協力するものとする。

(守秘義務)

第9条 甲及び乙は、この協定に基づく物資の供給等の協力を実施するにあたり知り得た秘密（個人情報を含む。）を相手側の承認を得ないで他に漏らしてはならない。

(有効期間)

第10条 この協定は、締結の日からその効力を発生するものとし、甲または乙から文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続するものとする。

(協議)

第11条 この協定書に定めのない事項及び協定内容に疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名の上、各1通を保有するものとする。

令和6年6月14日

甲 倉敷市西中新田640番地
倉敷市
倉敷市長

乙 倉敷市水島東常盤町1-16 1F
ライオンズクラブ国際協会336-B地区
4R-2Z
ゾーンチェアパーソン

倉敷市玉島中央町2-3-1 2玉島商工会館1F
玉島ライオンズクラブ
会長

倉敷市水島東常盤町1-16 1F
倉敷水島ライオンズクラブ
会長

倉敷市連島町西之浦604-1 1F

倉敷南ライオンズクラブ

会長

倉敷市玉島中央町2-3-1 2 玉島商工会館1F

倉敷西ライオンズクラブ

会長

13 輸送に係る協定

船舶による輸送等災害応急対策に関する協定書

倉敷市（以下「甲」という。）と岡山県水難救済会（以下「乙」という。）とは、大規模地震等の災害発生時における船舶による輸送等の災害応急対策に関し、次のとおり協定を締結する。

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、大規模地震等が発生した場合において、海上における輸送等の災害応急対策を確保するために、甲が乙に対して船舶による輸送等の業務に関し協力を求めるときの必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、地震等による災害が発生し、次条に掲げる業務を遂行するため乙の協力を得る必要があるときは、乙に対し協力を要請することができる。

2 前条の規定による要請は、様式第1号により業務の内容及び期間等を指定して行う。

ただし、文書で要請する時間がないときは、無線、電話又は口頭で要請し、その後速やかに様式第1号を送付するものとする。

（業務の内容）

第3条 本協定により、甲が乙に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- （1） 災害救助に必要な生活必需品等の輸送業務
- （2） 災害応急対策の実施のために必要な資機材等の輸送業務
- （3） 被災者の救助及び搬送に関する輸送業務
- （4） その他甲が必要とする船舶による応急対策業務

（業務の実施）

第4条 乙は、第2条の規定により要請を受けたときは、所属する救難所員をして甲が必要とする業務を可能な限り実施させるものとする。

（業務報告）

第5条 乙は、前条の業務を実施したときは、当該業務の終了後速やかに、様式第2号によりその状況を報告する。

ただし、様式第2号で報告する時間がないときは、無線、電話又は口頭で報告し、その後速やかに様式第2号を送付するものとする。

（従事者の災害補償）

第6条 要請を發した甲は、この協定に基づく業務の実施により当該業務に従事した乙の救難所員が、その責に帰することができない事由により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は傷害の状態となったときは、岡山市町村総合事務組合の運営に関する条例（平成17年岡山市町村総合事務組合 条例第1号）の規定に準じて、その損害を補償するものとする。ただし、当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、同一事故については、これらの額の限度において補償の責を免れる。

（緊急連絡表の提出）

第7条 乙は、甲からの協力要請窓口を記載した緊急連絡表を毎年1回甲に提出するものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるも

のとする。

(有効期間)

第9条 この協定は、平成21年1月15日から、その効力を有するものとし、甲、乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続する。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成21年1月15日

甲 岡山県倉敷市西中新田 640 番地
倉敷市
代表者 倉敷市長

乙 岡山県玉野市宇野 1-27-1
岡山県水難救済会
代表者 会長

14 葬祭用品供給、遺体搬送に係る協定

災害時における棺及び葬祭用品の供給並びに 遺体の搬送等の協力に関する協定書

倉敷市（以下「甲」という。）と岡山県霊柩葬祭事業協同組合（以下「乙」という。）は、災害時における棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送等の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、倉敷市内に災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に定める地震、風水害、その他の災害が発生し、倉敷市災害対策本部が設置された場合で、当該災害により、多数の死者が集中して発生したときに、甲が行う遺体の仮安置及び埋火葬等の業務に対し、乙が行う協力に関して、必要な事項を定めるものである。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時に次の業務について、必要が生じた場合は、乙に対して協力を要請するものとする。

- （1）棺及び葬祭用品の供給並びに作業等の役務の提供
- （2）遺体安置施設等の提供
- （3）遺体の搬送
- （4）その他必要とする事項

（協力の実施）

第3条 乙は、甲の要請を受けたときは、乙の会員及び関係団体等と連携の上、その他の業務に優先して前条に掲げる業務を実施するものとする。

（報告）

第4条 乙は、甲の要請により第2条に掲げる業務を実施したときは、速やかに実施内容を業務実績報告書により、甲に報告するものとする。

（経費）

第5条 乙が、第2条に掲げる業務を実施した場合の経費は、乙の報告に基づき甲が負担する。

（経費の請求）

第6条 乙は、業務が完了したときは、業務実績を集計し、一括して甲に請求するものとする。

2 甲の要請事項に加え、乙が遺族等の要請により応急救助の範囲を超える協力を行った場合、この部分に相当する経費は乙が当該要請を行った遺族等に請求する。

（経費の支払い）

第7条 甲は、前条の規定に基づき、乙から経費の請求があったときは、乙に対して速やかに支払うものとする。

（価格の決定）

第8条 甲が負担する経費の価格は、災害発生の直前における災害救助法に基づく基準額を参考にして、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（支援体制の整備）

第9条 乙は、災害時における円滑な協力体制が図られるよう、広域における応援体制整備及び情報収集伝達体制の整備に努めるものとする。

（実施細目）

第10条 この協定の実施に関し、必要な手続きその他の事項は、実施細目で定めるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、その都度、甲乙が協議して決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙から文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所有するものとする。

平成24年4月4日

甲 岡山県倉敷市西中新田 640 番地
倉敷市
倉敷市長

乙 岡山県倉敷市神田4丁目1番4号
エヴァホール水島内
岡山県霊柩葬祭事業協同組合
理事長

15 ボランティア活動に係る協定

災害時におけるボランティア活動等に関する協定書

倉敷市（以下「甲」という。）と社会福祉法人倉敷市社会福祉協議会（以下「乙」という。）は災害時におけるボランティア活動等に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、「倉敷市地域防災計画」に基づき、災害ボランティアセンター（以下「センター」という。）の設置及びそれに伴うボランティア活動を円滑に実施するため、甲及び乙の果たすべき役割と協力事項を定め、被災者の生活支援に寄与することを目的とする。

（連携・協力）

第2条 甲及び乙は、災害が発生した場合には、被害状況等を含めボランティア活動を行うために必要な情報を速やかに共有し、協力して措置を講じる。

（センターの開設等）

第3条 乙は市内で災害が発生し、甲の災害対策本部が開設され、かつ、各号のいずれかに該当する場合は、センターを設置する。

（1） 甲が、乙にセンターの設置を要請した場合

（2） 乙が、センターを設置する必要があると判断し、甲の了承を得た場合

2 乙は、効果的な災害ボランティア活動を推進するため、乙の判断のもと災害ボランティアセンター支部（以下「センター支部」という。）を設置することができる。

3 第1項第1号の規定による要請及び同項第2号の了承は、甲が乙に対して文書により行う。ただし、緊急を要する場合には、電話、口頭等により行い、後日文書をもって処理する。

（センターの業務）

第4条 センターは、次に掲げる業務を行う。

（1） 甲の災害対策本部との連携による災害情報の収集、提供及び連絡調整

（2） 災害ボランティアの受け入れ、調整及び災害現場活動に関すること

（3） 災害ボランティア活動に関する情報の収集及び提供に関すること

（4） その他災害ボランティア活動等に必要な事項

2 乙は、被災状況等必要に応じて甲を通じ、岡山県災害救護専門ボランティアに対し活動要請をすることができる。

（設置場所）

第5条 センター本部の設置場所は、倉敷健康福祉プラザ内とする。

2 センター支部の設置場所は、各支所内とし、甲は支所内及びその周辺の仮設するテント敷地等の確保に努める。

3 前2項の施設が被災し、センター等を設置することが困難な場合の代替りの場所、その他センター運営に必要な場所は、甲乙協議の上、平時に甲が確保する。

（費用負担）

第6条 甲の要請及び承認に基づき、乙が行ったセンターの運営費用は、原則として甲が負担する。

ただし、当該災害ボランティア活動に係る支援募金、助成金等の収入があるときは、これらの収入を当該災害費用に充てるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に係る費用は、その職員の所属元が負担する。

(1) 業務を行う職員の給与及び諸手当等

(2) 業務に従事した職員が、それらの業務に起因して死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状況となった場合の補償等

(3) 業務に従事した職員が、それらの業務を遂行するにあたり、他人に損害を与えた場合において、損害賠償を負う必要があると認める場合に、その職員が負うべき損害賠償の責任の限度において行う賠償等

(資機材等の確保)

第7条 甲及び乙は、災害時に必要な資機材及び車両を、相互に協力して確保する。

(関係団体との協力体制)

第8条 乙は、センター及びセンター支部の運営に関し、登録ボランティアグループ、関係機関、地域各種団体等の協力を得ることができる。

(センターの閉鎖等)

第9条 センターの閉鎖時期については、甲乙協議のうえ決定する。

(損害補償等)

第10条 災害ボランティア活動中の事故に対する補償は、ボランティア活動保険によるものとし、その加入金は、原則としてボランティアの自己負担とする。

(報告)

第11条 甲は、乙に随時当該業務の実施状況について報告を求めることができる。また、当該業務終了後、乙は、実施結果をとりまとめ、甲に報告する。

(平常時の協力)

第12条 甲及び乙は、平常時から連携を密にし、センターの設置運営に関する訓練等を実施し、災害時に迅速かつ円滑な協力体制が取れるように努める。

2 甲及び乙は、平常時から協力して、災害時における避難支援及び災害ボランティア活動に関する研修等を実施し、人材の育成に努める。

(協議)

第13条 この協定の実施に関し必要な事項、協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定する。

(有効期間)

第14条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、協定満了日の3か月前までに、甲乙に何らかの意思表示がないときは、さらに1年間延長するものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通保有する。

平成30年4月1日

甲 倉敷市西中新田 640 番地

倉敷市

倉敷市長

乙 倉敷市笹沖 180 番地

社会福祉法人 倉敷市社会福祉協議会

会長

16 災害救助犬の出動に係る協定

災害救助犬の出動に関する協定書

倉敷市（以下「甲」という。）と Search & Rescue Dog Kibi . auf（以下「乙」という。）は、災害救助犬の出動に関し、次のとおり協定を締結する。

（業務範囲）

第1条 この協定による業務は、乙がボランティア活動として行うもので、倉敷市内の災害現場において、救助を要する者の存在を災害救助犬により確認する作業（以下「検索作業」という。）とする。

（出動の要請）

第2条 甲は、検索作業のため必要があると認める場合は、乙に救助犬の出動を要請するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、可能な範囲で、速やかに救助犬を出動させるものとする。この場合においては、災害の種別、規模等を考慮し、甲乙協議のうえ出動頭数を決定するものとする。

（検索作業の実施）

第3条 乙は、出動現場においては、甲の定める現場指揮者の指示に従って検索作業を行うものとする。

2 甲は、検索作業を行うにあたり、安全確保に万全を期し、二次災害発生のおそれがある場合には、乙による検索作業を行わないこととする。

（作業の終了）

第4条 この協定による業務の終了は、次に定めるところによる。

- （1）甲が、検索作業の終了を告げたとき。
- （2）乙が、災害救助犬による検索作業の続行が困難と判断したとき。

（訓練）

第5条 甲及び乙は、この協定による検索作業が円滑に行われるよう、定期又は随時に合同訓練を行うものとする。

（費用負担）

第6条 第2条第2項に基づく出動に要する費用は、原則として乙の負担とする。ただし、乙が派遣する会員のボランティア活動保険加入に係る費用及び甲の指定した場所までの往復に要した交通費は甲の負担とする。

（損害補償）

第7条 この協定に基づく出動又は検索作業に伴い生じる損害補償は、次のとおりとする。

（1）甲は、乙の会員が、検索作業中に死亡若しくは負傷し、又は検索作業に起因した疾病により死亡若しくは障害の状態になった場合、ボランティア活動保険の補償範囲で損害補償を行う。

（2）乙が負担するもの

ア 乙の会員が出動時の往復途上における交通事故により、自ら損害を被り、又は第三者に損害を与えた場合の損害補償

イ 災害救助犬が出動時の往復途上又は検索活動中に、又は第三者に被害を与えた場合の損害補償

ウ 災害救助犬の負傷等の損害補償

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項又は協定内容に疑義を生じたときは、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

(実施細目)

第9条 この協定の実施に必要な事項は、甲乙協議のうえ別に定める。

(協定の期間)

第10条 この協定の効力は、協定締結の日から平成25年3月31日までとする。

2 協定期間満了の1か月前までに、甲又は乙から何らかの異議申し立てがない場合は、協定期間はさらに1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名のうえ各自1通を保有するものとする。

平成24年8月22日

甲 倉敷市西中新田640番地

倉敷市

倉敷市長

乙 井原市門田町1061番地

Search & Rescue Dog Kibi . auf

代表

○「災害救助犬の出動に関する協定」実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、災害救助犬の出動に関する協定（以下「協定」という。）第9条の規定に基づき、倉敷市（以下「甲」という。）と Search & Rescue Dog Kibi . auf（以下「乙」という。）との協定の実施に必要な事項を定める。

(通報)

第2条 甲は、倉敷市内に大規模な災害が発生し、救助犬による捜索が必要となることが予想される場合には、乙に事前通報するものとする。

(出動要請、協議等)

第3条 甲は、協定第2条第1項に規定する出動要請を行うときは、次の各号に掲げる事項を明示して行うものとする。

- (1) 災害種別、場所及び災害の概要
- (2) 出動場所
- (3) 連絡・誘導担当者の所属、氏名、連絡先
- (4) その他必要な事項

2 協定第2条第2項に規定する災害救助犬の頭数は、災害種別、規模及び検索範囲並びに出動可能な頭数を考慮し、その都度甲及び乙が協議するものとする。

3 乙は、協定第2条第1項の要請を受け、出動準備が整ったときは、出動隊及び出動場所への到着予定時間、責任者等の必要な事項を甲へ連絡するものとする。

4 第1項及び第3項に定める出動要請先及び出動隊の連絡先は、次のとおりとする。

区 分	連 絡 先	連絡方法
倉敷市	防災危機管理室 (夜間・休日：消防局警防課)	086-426-3131 ()
Search & Rescue Dog Kibi . auf	本部 (代表者)	

(活動状況の通報)

第4条 乙は、出動隊が帰還後速やかに、次の事項を、甲に通報するものとする。

- (1) 出動隊(車両、人員、災害救助犬の頭数)
- (2) 活動時間
- (3) 活動内容
- (4) その他必要な事項

(連携活動)

第5条 甲及び乙は、平素から災害時の救助活動の連携について協議し、協定第5条に規定する訓練を通じて、円滑な救助活動ができるよう努めるものとする。

(交通費の算定)

第6条 協定第6条に定める交通費の算定は、倉敷市職員等の旅費に関する条例を準用して行うものとする。

(損害賠償事案の連絡及び書類提出)

第7条 乙は、協定第7条第1号に基づき、甲が損害賠償を行うべき事案が発生したときは、速やかに連絡するとともに、甲の求めに応じ必要な書類を提出するものとする。

(ボランティア登録)

第8条 乙は、事前に社会福祉法人倉敷市社会福祉協議会にボランティア登録をしておくものとする。

(協議)

第9条 この実施細目に定めのない事項及び内容に疑義が生じたときは、甲及び乙が協議し、これを定めるものとする。

附 則

この実施細目は、協定締結の日から適用する。

17 感染症予防活動に係る協定

災害時等における感染症予防活動に関する協定書

倉敷市（以下「甲」という。）と岡山県ペストコントロール協会（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、災害及び感染症発生時に、甲が実施する感染症予防活動（「感染症発生が予測される場合におけるその予防とまん延防止活動」を指す。）に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

2 乙は、甲の行う感染症予防活動が迅速かつ円滑に行われるよう最大限の協力を行うものとする。

（感染症予防活動の要請及び実施）

第2条 甲は、感染症予防活動を実施する必要があると判断したときは、乙に協力を要請するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けた場合、直ちに感染症予防活動班を編成し、甲の指定した場所に派遣し、甲の指示の下、感染症予防活動を実施するものとする。

（感染症予防活動班の任務）

第3条 感染症予防活動班の任務は、次のとおりとする。

（1）感染症罹災のおそれのある区域において、施設等への防疫活動

（2）その他状況に応じた活動

（防疫に係る薬剤等）

第4条 感染症予防活動に必要な薬剤、器材等は原則として、甲が携行するものとし、甲から要請のあった場合、乙が調達するものとする。

（費用負担等）

第5条 感染症予防活動に要した費用については別途、甲、乙双方が協議し、定めるところにより応分の負担をするものとする。

（感染症予防活動における事故等の取扱い）

第6条 感染症予防活動において、乙の責に帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を及ぼしたときは、乙は法律上の賠償責任を負うものとする。

2 その他、甲と乙との間、また第三者との間に紛争が生じたときは、甲、乙から選任された者による専門委員会を組織し、その裁定に従うものとする。

（協定の期間）

第7条 この協定の有効期間は、平成24年9月1日から平成25年3月31日までとする。

2 協定期間満了の日の1箇月前までに、甲又は乙のいずれか一方から、解除又は協定事項の変更について意思表示のないときは、本協定と同一内容で1年間協定を更新したものとし、以後も同様とする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲、乙双方が誠実に協議して定めるものとする。

この協定締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙双方が記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成24年9月1日

甲 倉敷市西中新田 640 番地

倉敷市

倉敷市長

乙 岡山市北区延友 454 番地

岡山県ペストコントロール協会

会 長

18 在宅要援護者の支援に係る協定

災害時における在宅要援護者の支援に関する協定書

倉敷市（以下「甲」という。）と一般社団法人岡山県訪問看護ステーション連絡協議会（以下「乙」という。）は、倉敷市内で大規模な水害、地震等による非常災害が発生した場合における倉敷市内の在宅要援護者の安否情報の提供及び支援対策について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、倉敷市地域防災計画に定める災害が発生した場合に、甲が乙の協力を得て行う倉敷市内の在宅要援護者の安否確認及び支援対策を円滑に実施するために必要な事項を定めるものとする。

（安否情報の提供）

第2条 乙は、前条に定める災害のうち、在宅要援護者の居住する地区に避難指示及び緊急安全確保が発令された場合、又は倉敷市内で震度5強以上の地震が発生した場合には、甲からの要請の有無にかかわらず、乙に加入する各事業者（以下「事業者」という。）が、現にサービスを提供している倉敷市内の在宅要援護者の安否について、可能な限り確認し、確認できた内容をできる限り速やかに甲に対して情報提供するよう協力するものとする。

2 情報提供の内容は、氏名、住所、生年月日及びその者に係る安否情報等とし、様式は別に定める。

3 情報提供は、電子メール、ファクシミリの手段による提供を原則とする。ただし、災害により、電子メール、ファクシミリの通信手段が確保できない場合には、前項の様式に必要事項を記載した用紙を持参する方法で行うものとする。

（支援対策）

第3条 甲は、事業者から提供された安否情報を、甲が実施する安否確認等の災害対策に活用するものとする。

2 甲は、事業者の求めに応じ、在宅要援護者の災害対策に必要な情報を提供する。事業者が医薬品、衛生材料及び医療機器等で必要な量の調達が困難な時は、甲が県に連絡し、調達、確保する。

（災害情報連絡体制）

第4条 甲及び乙は、災害情報等の連絡体制を別に定めるものとする。

（費用負担）

第5条 事業者が甲に対して情報提供することに要する費用は事業者の負担とする。

（協議）

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲と乙が協議して決定するものとする。

（有効期間）

第7条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙から文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成 26 年 3 月 10 日

甲 倉敷市西中新田 6 4 0 番地

倉敷市

倉敷市長

乙 岡山市北区兵団 4-39

一般社団法人 岡山県訪問看護ステーション連絡協議会

会長

19 法律相談業務に関する協定書

災害時における法律相談業務等に関する協定書

倉敷市（以下「甲」という。）と岡山弁護士会（以下「乙」という。）は、地震等による災害時（以下「災害時」という。）の被災者等を対象とした法律相談等の実施について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が相互に協力し、倉敷市内での災害時に、甲が行う被災者支援における弁護士の法律相談業務及び乙が行う「災害に起因した紛争に係る裁判外紛争解決手続」（以下、災害ADRという）について、必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律233号）第2条第1号に定めるもの及びこれに準ずる大規模な事故等をいう。

（弁護士の派遣要請）

第3条 甲が乙に対して、災害時に、被災者に対する無料法律相談会（以下「相談会」という。）の実施を要請したときは、乙は速やかにこれを応諾し、甲が指定する避難所などの相談場所に乙所属の弁護士（以下「乙の会員」という。）の派遣を要請するものとする。

2 諸般の事情から乙において緊急に相談会を行う必要が生じたと認め、乙から甲に対しその旨の告知があったときも前項と同様とする。

3 乙は、甲からの要請を受諾した場合は、甲に対し受諾した旨の連絡を行う。

（相談の終了）

第4条 相談会は、次の各号に掲げる事項が生じたとき、終了する。

（1）甲が、相談会の終了を告げたとき。

（2）乙が、相談会の続行が困難と判断したとき。

（役割）

第5条 甲は、相談会の開催場所の確保及び相談会を開催する旨の広報を行うことに努めるものとする。

2 乙は、相談会の開催にあたり、速やかに乙の会員から法律相談業務に従事する弁護士を選定し派遣するものとする。ただし、乙は、乙の会員のみでは対応しきれないときは、日本弁護士連合会及び中国地方弁護士会連合会に支援を要請するものとする。

3 乙は、予め相談会の法律相談業務に従事する乙の会員に、災害に関する法律相談を行うのに必要な知識を習得するための研修を適宜実施するように努めるものとする。

4 甲は、乙に対し、必要に応じ、甲が行う職員研修や市民向けの災害に関する研修等に講師として乙の会員を派遣するよう要請することができる。なお、研修等の講師料の負担については、要請の都度、甲及び乙が協議して決定するものとする。

（相互協力）

第6条 甲と乙は、相談会を円満に行うため、今後、相談会に派遣する弁護士の名簿作成及び相談会の広報等について協力する。

（連絡調整）

第7条 甲と乙の相談に関する連絡調整は、甲は第11条に基づき定められた実施細目に規定する者が、乙は環境保全・災害対策委員会委員長が行う。

（相談料）

第8条 相談会の相談料は無料とする。

（弁護士の謝礼）

第9条 乙は、甲に対し、相談会における報酬及び経費は請求しないものとする。ただし、乙は、相談会に関し、国、岡山県、日本司法支援センター及び日本弁護士連合会などから委託金や援助金などを受け取ることができる。

(報告)

第10条 乙は、相談の結果、甲及び関係諸機関による措置が必要と考えた場合には、速やかに甲に通知するよう努めるものとする。

(災害ADRの実施)

第11条 乙が、災害ADRを行う場合において、当事者が市内に居住または勤務するなど市内で話し合い等を行うことが相当であると認める場合、甲に協力を要請することができる。

(災害ADRの開催場所の確保及び広報への協力)

第12条 甲は、前条の要請を受けた場合、公共施設の使用等、災害ADRの開催場所の確保に協力するものとする。

2 甲は、乙が行う災害ADRの広報（災害ADRのポスターの掲示、リーフレット・チラシの配布等）に協力するものとする。

(災害ADRの連絡調整)

第13条 甲と乙の災害ADRに関する連絡調整は、甲は次条に基づき定められた実施細目に規定する者が、乙は仲裁センター運営委員会委員長が行う。

(実施細目)

第14条 この協定の実施に関し必要な細目は、甲及び乙が協議して実施細目として定めるものとする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲及び乙が協議の上決定するものとする。

(協定の期間)

第16条 この協定の期間は、令和5年10月18日から令和6年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1ヵ月前までに、甲又は乙から書面による解約の申出がないときは、更に1年間延長するものとし、その後もまた同様とする。

(既存の協定の効力)

第17条 甲及び乙で既に締結済みの平成29年3月7日付け「災害時における法律相談業務に関する協定書」は、この協定締結と同時に効力を失う。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

令和5年10月18日

甲 倉敷市西中新田 640 番地

倉敷市

倉敷市長 伊 東 香 織

乙 岡山市北区南方 1 丁目 8 番 29 号

岡山弁護士会

会長 竹 内 俊 一

災害時における法律相談業務等に関する協定実施細目

倉敷市（以下「甲」という。）と岡山弁護士会（以下「乙」という。）とは、令和5年10月18日に甲及び乙間で締結した「災害時における法律相談業務等に関する協定書」（以下「協定書」という。）第14条の規定に基づき、次のとおり実施細目を定めるものとする。

（通知）

第1条 甲は、倉敷市内に災害が発生し、弁護士による市民の相談が必要となることが予想される場合には、あらかじめ乙に通知するものとする。

（派遣要請手続）

第2条 協定書第3条に規定する要請は、派遣要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、派遣要請書をもって要請するいとまがないときは電話等で要請し、その後速やかに派遣要請書を提出するものとする。

2 乙は、協定書第3条に規定する要請を受け、相談準備が整ったときは、相談態勢連絡書（様式第2号）により、相談の担当者、場所、期間、責任者等必要な事項を甲へ連絡するものとする。

3 協定書第7条及び第13条に規定する相談に関する連絡調整担当者の連絡先は次のとおりとする。なお、連絡先の変更があった場合は速やかに相互に通報を行うこと。

区分	連絡先	連絡方法
倉敷市	市民局市民生活部生活安全課	(TEL) 086 - 426 - 3111 (FAX) 086 - 426 - 0900
岡山弁護士会	環境保全・災害対策委員会委員長（相談） 仲裁センター運営委員会委員長（災害ADR）	(TEL) 086 - 223 - 4401 (FAX) 086 - 223 - 6566

（報告）

第3条 乙は、実施した相談会の件数、相談弁護士名について、実施報告書（様式3号）において速やかに甲に報告をするものとする。ただし、その具体的範囲は、弁護士が法令上遵守すべき守秘義務に反しないものとする。

（個人情報の保護）

第4条 甲及び乙は、業務上知り得た個人情報を漏らしてはならない。この協定の期間満了後又は解除後においても同様とする。

（協議）

第5条 この実施細目に定めのない事項又はこの実施細目について疑義が生じたときは、甲及び乙が協議の上決定するものとする。

この実施細目の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

令和5年10月18日

甲 倉敷市西中新田 640 番地

倉敷市

倉敷市長 伊 東 香 織

乙 岡山市北区南方 1 丁目 8 番 29 号

岡山弁護士会

会長 竹 内 俊 一

20 司法書士業務に関する協定書

災害時における司法書士法律相談業務に関する協定

倉敷市（以下「甲」という。）と岡山県司法書士会（以下「乙」という。）は、大規模災害時における、司法書士業務相談の体制確保及び実施について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定書は、大規模な災害時において、甲の要請に基づき、乙が実施する司法書士業務相談について必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 本協定書において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律223号）第2条第1号に定めるもの及び大規模な事故等をいう。

（司法書士の派遣要請）

第3条 甲は、大規模な災害において市民（甲の地域内に避難してきた被災者を含む。以下同じ。）のため、災害相談会（以下「相談会」という。）を行う必要が生じたときは、派遣要請書（様式第1号）により、乙に派遣を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭で要請し、その後、速やかに派遣要請書を提出するものとする。

（業務の範囲）

第4条 前条の規定により乙及び乙の会員が行う相談会は、司法書士法（昭和25年法律第197号）第3条に定める業務のほか、甲及び乙が必要と認める業務とする。

（相談担当者の連絡）

第5条 乙は、第3条の規定により相談会を行う場合は、速やかに相談担当者を選出し、甲へ担当者連絡票（様式第2号）を提出するものとする。ただし、緊急を要し時間的余裕がない場合は、省略することができるものとする。

（相談場所の確保及び広報）

第6条 甲は、相談会の開催場所の確保及び相談会を実施する旨の広報を行うものとする。

（報告）

第7条 乙は、実施した相談会について随時、甲に実施報告書（様式第3号）を提出するものとする。

（相談料）

第8条 甲及び乙は、本協定に基づく相談会について、無償で市民に提供するものとする。

2 乙は、甲に対し、相談会における報酬は請求しないものとする。ただし、乙は、相談会に関し、国、岡山県、日本司法書士会連合会などから委託金や援助金などを受け取ることができる。

（個人情報の保護）

第9条 甲及び乙は、業務上知り得た個人情報を漏らしてはならない。この協定満了後又は、解除後においても同様とする。

（協議）

第10条 甲及び乙は、本協定に定める事項を円滑に推進するため、必要に応じ協議を行うものとする。

2 本協定に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第11条 本協定の有効期間は、協定書締結日から令和2年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに甲乙双方又はいずれか一方から改廃の申し入れがないときは、さらに2年間更新するものとし、その後も同様とする。

本協定成立を証するため本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

令和元年11月5日

甲 倉敷市西中新田 640 番地
倉敷市
倉敷市長

乙 岡山市北区駅前町二丁目 2 番 12 号
岡山県司法書士会
会 長

21 行政書士業務相談に関する協定

災害時における行政書士業務相談に関する協定書

倉敷市（以下「甲」という。）と岡山県行政書士会（以下「乙」という。）とは、大規模災害時における、行政書士業務に関する相談業務（以下「行政書士業務相談」という。）の体制確保及び実施について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定書は、大規模な災害時において、甲の要請に基づき、乙が実施する行政書士業務相談について必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 本協定書において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定めるものをいう。

（業務の実施）

第3条 甲は、大規模な災害において市民（甲の地域内に避難してきた被災者を含む。以下同じ。）のために、緊急に行政書士業務相談を行う必要が生じたときは、乙に行政書士業務相談を実施するよう要請するものとする。

2 乙が、諸般の事情から緊急に行政書士業務相談を行う必要が生じたと認め、かつ甲に対し行政書士業務相談を行う旨を通知したときは、これを行うことができるものとする。

（業務の範囲）

第4条 前条の規定により乙及び乙の会員が行う行政書士業務相談は、行政書士法（昭和26年法律第4号）第1条の3第3号の業務並びに同業務を実施するために必要となる次に掲げる業務とする。

- （1） 乙による被災者支援相談所の開設
- （2） その他甲及び乙が必要と認める業務

（相談担当者の連絡）

第5条 乙は、第3条の規定により、行政書士業務相談を行う場合には、速やかに行政書士業務相談担当者を選出し、甲へ行政書士業務相談担当者名簿を提出するものとする。ただし、緊急を要するため事前に名簿を提出する時間的余裕がないときは、省略することができるものとする。

（相談場所の確保及び広報）

第6条 甲は、行政書士業務相談を行う場所の確保及び行政書士業務相談を実施する旨の広報を行うものとする。

（報告）

第7条 乙は、実施した行政書士業務相談の件数、対象者、相談内容について随時甲に書面で報告をするものとする。ただし、その具体的範囲は行政書士が法令上遵守すべき守秘義務に反しないものとする。

（経費）

第8条 甲及び乙は、本協定に基づく行政書士業務相談は、市民に対して無償で提供することを相互に確認するものとする。

2 甲は、乙に対し、本協定に基づく行政書士業務相談の特殊性に鑑み、これに要する報酬その他の経費は支弁しないものとする。

（補償）

第9条 第3条の規定に基づき、乙が実施する行政書士業務相談に従事又は協力する乙の会員が、当該行政書士業務相談に従事又は協力したことにより負傷し、又は疾病にかかり、若しくは死亡した場合における補償は、

乙が負担するものとする。

(変更及び解禁)

第10条 甲及び乙は、協議により、本協定の全部又は一部を変更し、若しくは解除することができるものとする。

(個人情報の保護)

第11条 甲及び乙は、業務上知り得た個人情報を漏らしてはならない。この協定満了後又は、解除後においても同様とする。

(協議解決)

第12条 本協定の実施に関し、必要な事項又は本協定に定めのない事項については、甲乙間で協議を行い決定するものとする。

(有効期間)

第13条 本協定の有効期間は、協定書締結日から平成27年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに甲乙双方又はいずれか一方から改廃の申し入れがないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

本協定成立を証するため本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成27年1月15日

甲 倉敷市西中新田 640 番地
倉敷市
倉敷市長

乙 岡山市北区表町三丁目 22 番 22 号
岡山県行政書士会
会長

22 土地家屋調査士業務相談に関する協定

災害時における土地家屋調査士相談業務に関する協定書

倉敷市（以下「甲」という。）と岡山県土地家屋調査士会（以下「乙」という。）は、大規模災害時における、土地家屋調査士相談業務の体制確保及び実施について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、大規模な災害時において、甲の要請に基づき、乙が実施する土地家屋調査士業務相談について必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 本協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律223号）第2条第1号に定めるもの及び大規模な事故等をいう。

（土地家屋調査士の派遣要請）

第3条 甲は、大規模な災害において市民（甲の地域内に避難してきた被災者を含む。以下同じ。）のため、災害相談会（以下「相談会」という。）を行う必要が生じたときは、派遣要請書（様式第1号）により、乙に派遣を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭で要請し、その後、速やかに派遣要請書を提出するものとする。

（業務の範囲）

第4条 前条の規定により乙及び乙の会員が行う相談会は、土地家屋調査士法（昭和25年法律228号）第3条に定める業務のほか、甲及び乙が必要と認める事柄に関するものとする。

（相談担当者の連絡）

第5条 乙は、第3条の規定により相談会を行う場合は、速やかに相談担当者を選出し、甲へ担当者連絡票（様式第2号）を提出するものとする。ただし、緊急を要し、時間的余裕がない場合は、省略することができるものとする。

（相談場所の確保及び広報）

第6条 甲は、相談会の開催場所の確保及び相談会を実施する旨の広報を行うものとする。

（報告）

第7条 乙は、実施した相談会について随時、甲に実施報告書（様式第3号）を提出するものとする。

（相談料）

第8条 甲及び乙は、本協定に基づく相談会について、無償で市民に提供するものとする。

2 乙は、甲に対し、相談会における報酬は請求しないものとする。

（個人情報の保護）

第9条 甲及び乙は、第3条に規定する業務上知り得た個人情報を漏らしてはならない。この協定満了後又は、解除後においても同様とする。

（協議）

第10条 甲及び乙は、本協定に定める事項を円滑に推進するため、必要に応じ協議を行うものとする。

2 本協定に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第11条 本協定の有効期間は、協定締結日から令和3年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに甲乙双方又はいずれか一方から改廃の申し入れがないときは、有効期間を1年間延長するものとし、その

後も同様とする。

本協定の成立を証するため本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

令和2年11月19日

甲 倉敷市西中新田640番地
倉敷市
倉敷市長

乙 岡山市北区南方二丁目1番6号
岡山県土地家屋調査士会
会 長

23 避難所における人的支援に関する協定書

大規模災害時の避難所における人的支援に関する協定書

倉敷市（以下「甲」という。）と公益社団法人岡山県柔道整復師会（以下「乙」という。）とは、大規模災害時の避難所における人的支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定書は、大規模な災害の発生により倉敷市内に避難所が設置された場合において、甲の要請に基づき、乙が設置された避難所に人的支援を行う乙の会員（以下「支援者」という。）を派遣することについて、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 本協定書において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定めるものをいう。

2 この協定における支援の対象となる者（以下「対象者」という。）は、避難所等に避難し、骨折・脱臼・打撲・捻挫・挫傷等の軟部組織の損傷を負った者をいう。

（支援要請）

第3条 甲は、大規模な災害時において、避難所生活が長期に渡ると予見され、前条対象者の存在を多数把握した場合、乙に対して、甲が指定する避難所での支援を要請するものとする。

2 前項の要請は、甲が乙に対し、文書又は口頭（電話連絡含む。）で行うものとする。

3 乙は、甲からの要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

（支援内容）

第4条 この協定における支援内容は以下のとおりとする。

（1）避難所での対象者に対する応急処置、柔道整復術（整骨等）の施し

（2）対象者の入院・通院など医療の必要性の判断

（3）避難所生活における柔道整復術的アドバイス等

（支援期間等）

第5条 支援の期間は、避難所開設時から、該当避難所等が解散するまでの間で、甲乙が協議し決定する。

（経費及び補償）

第6条 乙の施術費用については無料とする。包帯、薬剤等の乙がやむを得ず要した経費については、甲が所要の実費を負担するものとする。

2 甲は乙が避難所等に派遣した支援者が、その派遣に起因する傷病等を発症した場合は、これを補償し、補償内容については甲乙協議する。

（避難所への派遣可能人数）

第7条 派遣可能人数については、災害の状況を鑑み、その都度、甲乙協議するものとする。

（個人情報保護）

第8条 乙並びに支援者は、業務上知り得た情報を漏らしてはならない。この協定満了後又は解除後においても同様とする。

（有効期間）

第9条 この協定書の有効期間は、協定書締結の日から、平成28年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに、甲又は乙から書面による解約の申し出がない場合には、さらに、1年間継続するものとし、

以後も同様とする。

(協議)

第10条 この協定書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議の上定めるものとする。

この協定書の締結を証するため、本書2通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成27年5月22日

甲 倉敷市西中新田 640 番地
倉敷市
倉敷市長

乙 岡山県岡山市北区天神町8-28
公益社団法人 岡山県柔道整復師会
会 長

24 緊急車両等の応急整備等に関する協定書

(1)～(5) 災害時における緊急車両等の応急整備等の支援協力に関する協定書

以下5支部等との協定書は同内容のため、(1)～(5)として取りまとめた。

番号	協定先__(A)__	協定先 押印者名__(B)__
(1)	一般社団法人岡山県自動車整備振興会倉敷支部	倉敷市二日市302番地の3 一般社団法人 岡山県自動車整備振興会 倉敷支部 支部長
(2)	一般社団法人岡山県自動車整備振興会児島支部	倉敷市児島味野4051番地の1 一般社団法人 岡山県自動車整備振興会 児島支部 支部長
(3)	一般社団法人岡山県自動車整備振興会水島支部	倉敷市中畝8丁目10番6号 一般社団法人 岡山県自動車整備振興会 水島支部 支部長
(4)	一般社団法人岡山県自動車整備振興会玉島支部	倉敷市玉島1丁目8番10号 一般社団法人 岡山県自動車整備振興会 玉島支部 支部長
(5)	一般社団法人岡山県自動車整備振興会真備地区	倉敷市真備町有井179番地 一般社団法人 岡山県自動車整備振興会 真備地区 代 表

倉敷市（以下「甲」という。）と__(A)__（以下「乙」という。）とは、倉敷市内に大規模な地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における災害応急対策の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において、市民の生命、身体及び財産を保護するため甲が行う災害応急対策に対する乙の支援及び協力（以下「支援協力」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（支援協力の内容）

第2条 乙の実施する災害時における支援協力の内容は、次のとおりとする。

- (1) 緊急車両及び災害応急対策に使用する車両（以下「緊急車両等」という。）の応急整備
- (2) 第3条第2項に規定する登録資機材の貸出し

（資機材の登録）

第3条 乙は、災害時における支援協力を速やかに実施することができるよう、あらかじめ、乙の会員である事業場のうち災害時における支援協力を実施することができるもの（以下「協力事業場」という。）に対し、甲に貸し出すことができる資機材の登録を求めることとする。

2 乙は、協力事業場が乙の管理する登録簿に登録する資機材（以下「登録資機材」という。）の状況及び災害時の連絡体制について定期的に確認を行い、災害時における支援協力を実施するための体制を維持するものとする。

る。

3 前項に規定する登録資機材の種類は、次の表のとおりとする。

登録資機材の種類	車載用ジャッキ、ガレージ・ジャッキ、手工具（バール、ハンマー、のこぎり等）、発電機、作業灯、ロープ、ワイヤー等
----------	---

（支援協力の要請）

第4条 甲は、災害時において、第2条各号に定める支援協力を必要とするときは、緊急車両等の応急整備等要請書（別記様式）により乙に要請するものとする。ただし、そのいとまがないときは、口頭により要請し、その後速やかに当該要請書を提出するものとする。

（支援協力に関する要請主体等）

第5条 甲の支援協力の要請主体は、防災危機管理室及び緊急車両等の管理担当部署とする。

2 要請を受ける乙の担当部署は、支部長等の属する協力事業場とする。

3 甲及び乙は、要請に関する担当部署、連絡先等必要な事項をあらかじめ相互に確認するものとする。

4 甲及び乙は、担当する部署に変更があった場合は、速やかに相手方に通知するものとする。

（安全の確保）

第6条 甲は、乙の支援協力を受けるに当たっては、災害現場の状況その他の必要な情報を乙に提供すること等により、支援協力に従事する者（以下「支援従事者」という。）の安全の確保に配慮するものとする。

（支援協力の実施）

第7条 乙は、甲から第4条第1項の規定による要請があったときは、災害が発生した地域等に鑑み、その近隣又は災害の被害が少ない地域の協力事業場に対し、乙があらかじめ定める連絡要領により連絡を行うものとする。

（緊急車両等の応急整備）

第8条 乙から前条の連絡を受けた協力事業場は、甲が指定する場所において、不具合が発生した緊急車両等の応急整備を行うものとする。

2 前項の応急整備は、タイヤの交換、エンジントラブルへの対応等軽微な応急処置に限るものとし、その場での対処が不可能な整備は行わないものとする。

（登録資機材の貸出等）

第9条 協力事業場は、災害時において、甲から登録資機材の貸出しの要請があったときは、これを貸し出すものとする。ただし、貸し出すことができない特段の事情がある場合は、この限りでない。

2 前項の規定による登録資機材の貸出しは、原則として協力事業場において行うこととし、協力事業場が対応することができる場合に限り、甲の指定する場所に登録資機材を搬送して貸出しを行うことができる。

3 登録資機材の返却は、協力事業場において行うこととする。

（費用等）

第10条 乙は、第8条第1項の応急整備、当該応急整備のための移動及び前条第1項の規定による登録資機材の貸出しに要する費用を、甲に請求しないこととする。

（有効期間）

第11条 この協定は、締結の日からその効力を生じ、甲又は乙が文書をもって相手方にこの協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

(その他)

第12条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲及び乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有する。

平成28年12月6日

甲 倉敷市西中新田640番地
倉敷市
倉敷市長

乙 _____(B)_____

25 災害時における車両等の提供に関する協定書

(1) 災害時における電動車両等の支援に関する協定

倉敷市（以下「甲」という。）、西日本三菱自動車販売株式会社（以下「乙」という。）及び三菱自動車工業株式会社（以下「丙」という。）とは、災害時における電動車両等の支援に関し次の条項により協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、倉敷市内において災害（異常かつ激甚な非常災害をいう。以下同じ。）の発生時に、甲、乙及び丙が相互に連携し、円滑な災害応急対策を実施することを目的として、電動車両等の貸与について必要な事項を定めるとともに、平時においても電動車両の災害の発生時における有用性を広く市民に知らしめ、甲、乙及び丙が共に理解醸成に努めるものとする。

（電動車両等の種類）

第2条 乙が甲に対して貸与する電動車両等は、次に掲げるものとする。

- (1) 電気自動車
- (2) プラグインハイブリッド車
- (3) 前二号に掲げるもののほか、自動車からの外部給電に必要な機器

（貸与の要請）

第3条 甲は、災害の発生時における応急対策のため、乙が保有する電動車両等（第2条に規定する電動車両等をいう。以下同じ。）の貸与を必要とする場合は、丙に対し電話等により当該貸与に係る要請を行うものとする。この場合において、当該要請を受けた丙は、乙が貸与することが可能な電動車両等を確認し、乙と調整の上、当該要請に係る対応について甲に連絡するものとする。

2 前項に規定する連絡を受けた後、甲は、乙に対し、電動車両等の貸与について要請書（様式第1号）により要請するものとする。

3 乙は、前項の規定により要請があったときは、危険性を考慮し、業務に支障を来たさない範囲で、乙が保有する電動車両等を甲に優先的に貸与するよう努めるものとする。

4 丙は、第2項の規定により甲が要請する電動車両等の種類及び数量等に関し、乙が保有する電動車両等を貸与することが困難な場合は、電動車両等の確保に努めるものとする。

（電動車両等の引渡し等）

第4条 乙は、前条第2項の規定による要請を受け、電動車両等を甲に貸与する場合は、甲の指定する場所に運搬し、電動車両等の数量・種類について確認の上で、甲が指定する者に対して引渡しを行うものとする。

2 乙は、前項の規定により、電動車両等の引渡しを行った場合は、速やかに口頭又は電話等により甲に連絡し、甲に対して報告書（様式第2号）を提出するものとする。

（貸与期間）

第5条 電動車両等の貸与期間は、電動車両等の引渡し日から起算して1週間程度とする。ただし、貸与期間を変更する必要がある場合は、甲乙丙協議の上、決定するものとする。

（電動車両等の返却）

第6条 乙が甲に貸与した電動車両等の返却時期及び返却場所については、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

(費用負担)

第7条 貸与期間中の電動車両等に係る費用(電気代、燃料代、その他消耗品等に係る費用をいう。)については、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、発災直前における適正な価格を基礎として、甲、乙及び丙が協議の上、決定するものとする。

(補償)

第8条 貸与期間中に生じた電動車両等による損害の補償については、次のとおりとする。

(1) 事故により、第三者に与えた物的又は人的損害については、その損害の帰責理由がある者が補償責任を負うものとする。ただし、当該帰責事由が不明な場合は、甲、乙及び丙が協議の上、その賠償に当たるものとする。

(2) 自動車保険が適用される場合は、次条の規定により取り扱うものとする。

(保険について)

第9条 乙は、電動車両等の貸与に当たり乙の負担により自賠責保険及び任意保険に加入するものとし、甲は、貸与期間中に事故が発生した場合は、速やかに乙へその旨を連絡し、乙の加入している保険の適用を受けるものとする。

2 前項に規定する保険の適用に要する費用については、全て乙の負担とする。ただし、甲の故意又は重過失により保険の適用を受けるに至った場合又は適用を受けることができなくなった場合は、免責分も含めて甲が負担するものとする。

(費用の支払)

第10条 甲、乙及び丙は、この協定に基づく正当な費用について支払の請求があった場合は、速やかに相手方に対してこれを支払うものとする。

(使用上の留意事項)

第11条 甲は、貸与を受けた電動車両等を次のとおり使用するものとする。

(2) 乙または丙が指示する使用の条件を遵守し、できるだけ安全な場所で使用する。

(3) 原則として、倉敷市内で使用する。

(4) 故障又は何らかの原因により電動車両等を使用できなくなったときは、第13条第3項の規定により、乙に速やかに連絡する。

(連絡責任者)

第12条 甲、乙及び丙は、この協定に関する連絡責任者を事前に定め、報告書(様式第3号)により相互に報告するものとする。当該連絡責任者に変更が生じた場合も同様とする。

(電動車両等の情報提供)

第13条 乙及び丙は、甲から求められた場合は、災害時に電力供給が可能な電動車両等の情報を甲に提供するものとする。

2 甲は、乙及び丙から求められた場合は、貸与された電動車両等の使用状況に関する情報を、乙及び丙に提供するものとする。

3 甲は貸与期間中、電動車両等に不調が生じた場合等、災害応急対策を進めるに当たり問題が生じた場合には、速やかに乙に連絡し、甲、乙及び丙で対応を協議するものとする。

(平時の取組)

第14条 甲、乙及び丙は、平時においても電動車両の災害時における有用性を広く市民に知らしめ、理解を醸

成していくことに努めるものとする。

2 乙及び丙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて、甲が行う防災訓練等に参加するものとする。

3 前項の防災訓練等の協力に要する費用は、原則として乙の負担とする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項は、甲、乙及び丙が協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第16条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の2月前までに、甲、乙又は丙のいずれからも書面による異議の申出がない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して更に1年間有効期間を延長することとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を3通作成し、甲乙丙それぞれ署名の上、各1通を保有するものとする。

令和元年10月4日

甲 倉敷市西中新田 640 番地
倉敷市
倉敷市長

乙 大阪府大阪市淀川区新高一丁目 4 番 10 号
西日本三菱自動車販売株式会社
代表取締役社長

丙 東京都港区芝浦三丁目 1 番 21 号
三菱自動車工業株式会社
取締役 代表執行役 CEO

(2) 災害時における無人航空機の運行に関する協定書

倉敷市（以下「甲」という。）と株式会社モトヤエデュケイツ（以下「乙」という。）は、乙の社会貢献の一環として実施する、災害時等における無人航空機の運行に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、自然災害や大規模事故、武力攻撃事態等のほか、市民の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ又は生じるおそれがある緊急の事態が発生した場合（以下「災害時等」という。）において、無人航空機による災害情報の収集等の業務に関し、甲が乙に対して協力を要請する際に必要な事項を定めることを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時等において必要があると認めるときは、乙に対して協力を要請することができる。

2 前項に定める甲の協力要請は、次に掲げる事項を記載した要請書（様式1）によるものとする。ただし、緊急を有するときは、電話等により要請した後、速やかに要請書を提出するものとする。

- (1) 要請理由
- (2) 要請内容
- (3) 履行場所
- (4) 履行期間又は期日
- (5) 現場責任者の所属、職・氏名及び連絡先
- (6) その他必要な事項

3 甲は、第1項の規定による協力要請について、重要な変更が生じたときは、その都度、乙に連絡するものとし、また、協力の必要がなくなったときは、速やかに連絡するものとする。

（協力業務）

第3条 甲が乙に対して協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- (1) 災害対応等に必要映像・画像等の情報収集に関すること
- (2) 災害地図作成等の災害支援に関すること
- (3) その他、甲乙協議により決定した事項

2 乙は、活動するうえで著しい危険を伴うなど特別な理由があるときは、甲の要請に応じないことができる。この場合において、乙はこの協定違反等の責任を負わないものとする。

（災害時等の活動）

第4条 甲の要請に応じ、活動のため現場に到着した乙の構成員は、第2条に定める協力の要請時に甲が連絡する現場責任者の指示に従い、活動するものとする。

（安全の確保等）

第5条 甲は、その要請を受けて協力する乙の構成員に対し、協力の内容に応じた安全の確保に十分配慮するものとする。

（費用の負担）

第6条 第3条の規定に基づく協力に関する経費は、原則として、初期対応を含む3日間に係る撮影・記録の提供にかかる経費は乙の負担とし、その他については甲の負担とする。

(業務報告)

第7条 乙が協力業務を実施したときは、当該業務の完了後速やかに、その実施した業務内容を活動報告書(様式2)により甲に報告するものとする。

(映像等の所有権)

第8条 この協定に基づく協力業務による映像や画像等の所有権は、甲に帰属するものとする。

2 乙は、協力業務により撮影した映像は、甲の許可なくインターネット、テレビ放送その他の特定の発信者から不特定多数の受け手に向けての情報伝達手段で公開しないものとする。

(傷害補償)

第9条 この協定に基づく活動に伴って、乙の構成員に生じた損害の補償(第三者に対する損害を含む。)は、次のとおりとする。

(1) 甲が負担するもの

甲は、乙の構成員が活動中に死亡若しくは負傷し、又は活動に起因した疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合は、次に掲げる場合を除き、災害救助法施行令第9条から第16条の規定に準じて、その損害を補償する。

ア 協定に従事する者の故意又は重大な過失による場合

イ 他の制度等により補償を受ける場合

ウ 当該災害等が第三者の行為によるものであって、当該第三者から損害補償を受けることができる場合

(2) 乙が負担するもの

次に掲げる場合は、乙が負担するものとする。

ア 乙の構成員が出勤時の往復途上における交通事故等により、自ら損害を被り、又は第三者に損害を与えた場合

イ 乙の構成員が、活動中に明らかに乙又は乙の構成員の責任に帰する原因により、自ら損害を被り、又は第三者に損害を与えた場合

(平常時の乙の準備)

第10条 乙は、協力を円滑に行うため、活動目的に応じた無人航空機の運行方法等をマニュアルに定めるとともに、平常時から乙の構成員に対し、本協定の普及及び啓発に努め、災害時等における乙の構成員間の緊急連絡体制を整備するものとする。

(訓練の参加)

第11条 乙は、この協定による活動が円滑に行われるよう、甲が行う訓練への参加に努めるものとする。

(担当者名簿の作成)

第12条 要請及び協力に関する事項の伝達を円滑に行うため、甲及び乙は、この協定の成立の日及び毎年4月1日現在の連絡責任者名簿(様式3)を作成し、相互に交換するものとする。

(実施細目)

第13条 この協定の実施に必要な事項は、甲乙協議のうえ別に定める。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項及びこの協定の内容に疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(有効期限)

第15条 この協定は、協定締結の日からその効力を生じるものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知

しない限り、その効力を維持する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和5年7月10日

甲 倉敷市西中新田 640 番地

倉敷市

倉敷市長

乙 倉敷市中島 2236 番地 100

株式会社モトヤエデュケイツ

代表取締役社長

災害時における無人航空機の運用に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、災害時等における無人航空機の運用に関する協定（以下「協定」という。）第13条の規定に基づき、倉敷市（以下「甲」という。）と株式会社モトヤエデュケイツ（以下「乙」という。）との協定の運用に必要な事項を定める。

(災害時等における乙の協力の内容)

第2条 協定第2条第1項の規定に基づき、甲からの協力要請があった場合、乙又は乙の構成員は、次に掲げる業務に従事するものとする。

- (1) 無人航空機を活用して、災害時等における現地の被災状況等の確認・情報収集活動を支援すること
- (2) 無人航空機を活用して、被災者の捜索又は救助を支援すること
- (3) その他、甲乙双方で協議の整った業務

(費用の請求及び支払い)

第3条 乙は、協定第6条に基づく費用の負担を求める場合には、活動の終了後、甲に対して当該活動に係る費用の実費を請求するものとする。

2 甲は、乙から前項の請求があったときは、活動内容等を精査確認し、速やかにその費用を支払うものとする。

(損害補償事案の速報及び書類提出)

第4条 乙は、協定第9条に基づき甲が損害補償を負担すべき事案が発生したときは、速やかに甲に連絡するとともに、甲の求めに応じて必要な書類等を提出するものとする。

(連携活動等)

第5条 甲乙両者は、相互に災害時等における連携活動のあり方を研究するとともに、協定第11条の訓練を通じて、円滑な活動が実施できるよう努めるものとする。

2 甲及び乙は、緊急時の連絡等必要な事項を互いに確認し、変更があった場合はその内容を速やかに相手方に通知するものとする。

(協議)

第6条 この実施細目に定めのない事項又は内容に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(3) 災害時における無人航空機の活用に関する協定

倉敷市（以下「甲」という。）と中央建設株式会社（以下「乙」という。）は、乙の社会貢献の一環として実施する、災害時等における無人航空機の活用に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、火災や自然災害、大規模事故のほか、市民の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ又は生じるおそれがある緊急の事態が発生した場合（以下「災害時等」という。）において、無人航空機による災害情報の収集等の業務に関し、甲が乙に対して協力を要請する際に必要な事項を定めることを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時等において必要があると認めるときは、乙に対して協力を要請することができる。

2 前項に定める甲の協力要請は、次に掲げる事項を記載した要請書（様式第1号）によるものとする。ただし、緊急を有するときは、電話等により要請した後、速やかに要請書を提出するものとする。

- (1) 要請理由
- (2) 要請内容
- (3) 履行場所
- (4) 履行期間又は期日
- (5) 現場責任者の所属、職・氏名及び連絡先
- (6) その他必要な事項

3 甲は、第1項の規定による協力要請について、重要な変更が生じたときは、その都度、乙に連絡するものとし、また、協力の必要がなくなったときは、速やかに連絡するものとする。

4 甲は、無人航空機の飛行前に各関係機関と連携し、調整を行うものとする。

（協力業務）

第3条 甲が乙に対して協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- (1) 災害対応等に必要映像・画像等の情報収集に関すること
- (2) 災害地図作成や測定場所の面積算定等の災害支援に関すること
- (3) その他、甲乙協議により決定した事項

2 乙は、活動するうえで著しい危険を伴うなど特別な理由があるときは、甲の要請に応じないことができる。この場合において、乙はこの協定違反等の責任を負わないものとする。

（災害時等の活動）

第4条 甲の要請に応じ、活動のため現場に到着した乙の構成員は、第2条に定める協力の要請時に甲が連絡する現場責任者の指示に従い、活動するものとする。

（安全の確保等）

第5条 甲は、その要請を受けて協力する乙の構成員に対し、協力の内容に応じた安全の確保に十分配慮するものとする。

（費用の負担）

第6条 第3条の規定に基づく協力に関する経費は、原則として、初期対応を含む3日間に係る撮影・記録の提供にかかる経費は乙の負担とし、その他については甲の負担とする。ただし、面積算定については別途見積りを行うものとする。

2 乙は活動終了後、甲に対して当該活動に係る費用の実費を請求するものとする。

3 甲は、乙から前項の請求があったときは、活動内容等を精査確認し、速やかにその費用を支払うものとする。

(業務報告)

第7条 乙が協力業務を実施したときは、当該業務の完了後速やかに、その実施した業務内容を活動報告書(様式第2号)により甲に報告するものとする。

(映像等の所有権)

第8条 この協定に基づく協力業務による映像や画像等の所有権は、甲に帰属するものとする。

2 乙は、協力業務により撮影した映像は、甲の許可なくインターネット、テレビ放送その他の特定の発信者から不特定多数の受け手に向けての情報伝達手段で公開しないものとする。

(傷害補償)

第9条 この協定に基づく活動に伴って、乙の構成員に生じた損害の補償(第三者に対する損害を含む。)は、次のとおりとする。

(1) 甲が負担するもの

甲は、乙の構成員が活動中に死亡若しくは負傷し、又は活動に起因した疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合は、次に掲げる場合を除き、災害救助法施行令第9条から第16条の規定に準じて、その損害を補償する。

ア 協定に従事する者の故意又は重大な過失による場合

イ 他の制度等により補償を受ける場合

ウ 当該災害等が第三者の行為によるものであって、当該第三者から損害補償を受けることができる場合

(2) 乙が負担するもの

次に掲げる場合は、乙が負担するものとする。

ア 乙の構成員が出勤時の往復途上における交通事故等により、自ら損害を被り、又は第三者に損害を与えた場合

イ 乙の構成員が、活動中に明らかに乙又は乙の構成員の責任に帰する原因により、自ら損害を被り、又は第三者に損害を与えた場合

(平常時の乙の準備)

第10条 乙は、協力を円滑に行うため、目的に応じた無人航空機の活用方法等をマニュアルに定めるとともに、平常時から乙の構成員に対し、本協定の普及及び啓発に努め、災害時等における乙の構成員間の緊急連絡体制を整備するものとする。

(訓練の参加)

第11条 乙は、この協定による活動が円滑に行われるよう、甲が行う訓練への参加に努めるものとする。

(担当者名簿の作成)

第12条 要請及び協力に関する事項の伝達を円滑に行うため、甲及び乙は、この協定の成立の日及び毎年4月1日現在の連絡責任者名簿(様式第3号)を作成し、相互に交換するものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定の内容に疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(有効期限)

第14条 この協定は、協定締結の日からその効力を生じるものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を維持する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和元年10月3日

甲 倉敷市西中新田 640 番地
倉敷市
倉敷市長

乙 倉敷市吉岡 293 番地 1
中央建設株式会社
代表取締役

(4) 災害時における無人航空機（ドローン・空飛ぶクルマ）の活用に関する協定書

倉敷市（以下「甲」という。）と一般社団法人MAS C（以下「乙」という。）は、乙の社会貢献の一環として実施する、災害時等における無人航空機（ドローン・空飛ぶクルマ）の活用に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、自然災害や大規模事故、武力攻撃事態等のほか、市民の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ又は生じるおそれがある緊急の事態が発生した場合（以下「災害時等」という。）において、無人航空機による災害情報の収集等の業務に関し、甲が乙に対して協力を要請する際に必要な事項を定めることを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時等において必要があると認めるときは、乙に対して協力を要請することができる。

2 前項に定める甲の協力要請は、次に掲げる事項を記載した要請書（様式1）によるものとする。ただし、緊急を有するときは、電話等により要請した後、速やかに要請書を提出するものとする。

- (1) 要請理由
- (2) 要請内容
- (3) 履行場所
- (4) 履行期間又は期日
- (5) 現場責任者の所属、職・氏名及び連絡先
- (6) その他必要な事項

3 甲は、第1項の規定による協力要請について、重要な変更が生じたときは、その都度、乙に連絡するものとし、また、協力の必要がなくなったときは、速やかに連絡するものとする。

（協力業務）

第3条 甲が乙に対して協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- (1) 災害対応等に必要映像・画像等の情報収集に関すること
- (2) 災害地図作成に関すること
- (3) 災害対応における無人航空機を利用した物資の運搬に関すること
- (4) 測定場所の面積算定等の災害支援に関すること
- (5) その他、甲乙協議により決定した事項

2 乙は、活動するうえで著しい危険を伴うなど特別な理由があるときは、甲の要請に応じないことができる。この場合において、乙はこの協定違反等の責任を負わないものとする。

（災害時等の活動）

第4条 甲の要請に応じ、活動のため現場に到着した乙の構成員は、第2条に定める協力の要請時に甲が連絡する現場責任者の指示に従い、活動するものとする。

（安全の確保等）

第5条 甲は、その要請を受けて協力する乙の構成員に対し、協力の内容に応じた安全の確保に十分配慮するものとする。

(費用の負担)

第6条 第3条の規定に基づく協力に関する経費は、原則として、初期対応を含む3日間に係る撮影・記録の提供にかかる経費は乙の負担とし、その他については甲の負担とする。

2 前項に関わらず、第3条第1項第4号については別途見積りを行うものとする。

3 乙は活動終了後、甲に対して当該活動に係る費用の実費を請求するものとする。

4 甲は、乙から前項の請求があったときは、活動内容等を精査確認し、速やかにその費用を支払うものとする。

(業務報告)

第7条 乙が協力業務を実施したときは、当該業務の完了後、速やかに、その実施した業務内容を活動報告書(様式2)により甲に報告するものとする。

(映像等の所有権)

第8条 この協定に基づく協力業務による映像や画像等の所有権は、甲に帰属するものとする。

2 乙は、協力業務により撮影した映像は、甲の許可なくインターネット、テレビ放送その他の特定の発信者から不特定多数の受け手に向けての情報伝達手段で公開しないものとする。

(傷害補償)

第9条 この協定に基づく活動に伴って、乙の構成員に生じた損害の補償(第三者に対する損害を含む。)は、次のとおりとする。

(1) 甲が負担するもの

甲は、乙の構成員が活動中に死亡若しくは負傷し、又は活動に起因した疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合は、次に掲げる場合を除き、災害救助法施行令第9条から第16条の規定に準じて、その損害を補償する。

ア 協定に従事する者の故意又は重大な過失による場合

イ 他の制度等により補償を受ける場合

ウ 当該災害等が第三者の行為によるものであって、当該第三者から損害補償を受けることができる場合

(2) 乙が負担するもの

次に掲げる場合は、乙が負担するものとする。

ア 乙の構成員が出勤時の往復途上における交通事故等により、自ら損害を被り、又は第三者に損害を与えた場合

イ 乙の構成員が、活動中に明らかに乙又は乙の構成員の責任に帰する原因により、自ら損害を被り、又は第三者に損害を与えた場合

(平常時の乙の準備)

第10条 乙は、協力を円滑に行うため、活動目的に応じた無人航空機の活用方法等をマニュアルに定めるとともに、平常時から乙の構成員に対し、本協定の普及及び啓発に努め、災害時等における乙の構成員間の緊急連絡体制を整備するものとする。

(訓練の参加)

第11条 乙は、この協定による活動が円滑に行われるよう、甲が行う訓練への参加に努めるものとする。

(担当者名簿の作成)

第12条 要請及び協力に関する事項の伝達を円滑に行うため、甲及び乙は、この協定の成立の日及び毎年4月1日現在の連絡責任者名簿(様式3)を作成し、相互に交換するものとする。

(実施細目)

第13条 この協定の実施に必要な事項は、甲乙協議のうえ別に定める。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項及びこの協定の内容に疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(有効期限)

第15条 この協定は、協定締結の日からその効力を生じるものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を維持する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和4年1月14日

甲 倉敷市西中新田640番地
倉敷市
倉敷市長

乙 倉敷市水島東常盤町7-14
一般社団法人MASC
代表理事

災害時における無人航空機の活用に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、災害時等における無人航空機の活用に関する協定（以下「協定」という。）第13条の規定に基づき、倉敷市（以下「甲」という。）と一般社団法人MASC（以下「乙」という。）との協定の運用に必要な事項を定める。

(災害時等における乙の協力の内容)

第2条 協定第2条第1項の規定に基づき、甲からの協力要請があった場合、乙又は乙の構成員は、次に掲げる業務に従事するものとする。

- (1) 無人航空機を活用して、災害時等における現地の被災状況等の確認・情報収集活動を支援すること
- (2) 無人航空機を活用して、被災者の捜索又は救助を支援すること
- (3) 無人航空機を活用して、資材・物資を輸送・運搬すること
- (4) 災害時等における、無人航空機を活用した活動の後方支援業務
- (5) その他、甲乙双方で協議の整った業務

(費用の請求及び支払い)

第3条 乙は、協定第6条に基づく費用の負担を求める場合には、活動の終了後、甲に対して当該活動に係る費用の実費を請求するものとする。

2 甲は、乙から前項の請求があったときは、活動内容等を精査確認し、速やかにその費用を支払うものとする。

(損害補償事案の速報及び書類提出)

第4条 乙は、協定第9条に基づき甲が損害補償を負担すべき事案が発生したときは、速やかに甲に連絡するとともに、甲の求めに応じて必要な書類等を提出するものとする。

(連携活動等)

第5条 甲乙両者は、相互に災害時等における連携活動の在り方を研究するとともに、協定第11条の訓練を通じて、円滑な活動が実施できるよう努めるものとする。

2 甲及び乙は、緊急時の連絡等必要な事項を互いに確認し、変更があった場合はその内容を速やかに相手方に通知するものとする。

(協議)

第6条 この実施細目に定めのない事項又は内容に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

26 災害時における廃棄物処理等に関する協定

(1) 災害時における廃棄物処理の支援に関する協定

倉敷市（以下「甲」という。）と、一般社団法人岡山県産業資源循環協会倉敷支部・倉敷南支部（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震等大規模な災害（以下「災害」という。）が発生し、甲単独では対応が困難な場合における、当該災害により発生した廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）の撤去、収集・運搬及び処分に関し、甲が乙に支援を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

（支援の要請）

第2条 甲は、災害時において、乙に対し次に掲げる事項について、支援を要請するものとする。

- （1） 災害廃棄物の撤去、収集・運搬に必要な人員や車両、資機材の提供
- （2） 災害廃棄物の処分に必要となる処理施設への受け入れ
- （3） 災害廃棄物の撤去、収集・運搬、処分に関する技術的助言
- （4） 前三号に伴い必要となる事項

2 甲は、乙に対し前項の要請を行うときは、次に掲げる事項を文書により通知するものとする。ただし、文書により難しい場合には、口頭により通知し、後に速やかに文書で通知するものとする。

- （1） 被災の状況
- （2） 災害廃棄物処理の場所
- （3） 災害廃棄物処理の内容
- （4） 災害廃棄物処理の期間
- （5） その他必要な事項

（支援の内容）

第3条 乙は、甲から前条第1項の要請を受けたときは必要な人員、車両及び資機材を調達し、甲が実施する災害廃棄物処理を可能な限り支援するものとする。

2 乙が提供する人員は、甲の指示に従うものとする。

（情報の提供）

第4条 甲は、円滑な支援が得られるよう、市内の被災の状況、復旧の状況その他必要な情報を乙に提供するものとする。

2 乙は、人員や車両、資機材などの実行可能な支援内容を甲に報告するものとする。（実施の報告）

第5条 乙は、支援が終了したときは、次の各号に掲げる事項を文書で甲に報告するものとする。

- （1） 支援した場所
- （2） 支援内容
- （3） 支援期間
- （4） その他必要な事項

（費用の負担）

第6条 乙が第2条第1項の要請による支援に要した費用の負担については、適正な価格を基準として、甲と乙が協議の上、決定するものとする。

(連絡の窓口)

第7条 この協定の実施に関する連絡の窓口は、別表のとおりとする。

(事故の補償)

第8条 乙が第2条第1項の要請による支援において発生した事故の補償については、甲と乙で協議するものとする。

(協議)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、甲乙署名の上、各自1通を保有する。

令和2年12月23日

甲 倉敷市
市長

乙 一般社団法人岡山県産業資源循環協会倉敷支部
支部長

乙 一般社団法人岡山県産業資源循環協会倉敷南支部
支部長

別表

甲	倉敷市環境リサイクル環境局 リサイクル推進部 一般廃棄物対策課長
乙	一般社団法人岡山県産業資源循環協会 倉敷支部長

(2) 災害時等における廃棄物処理の支援に関する協定

倉敷市（以下「甲」という。）と、倉敷一般廃棄物収集運搬業連絡協議会（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震等の大規模な災害等が発生した場合及び新型インフルエンザ等感染症が発生した場合等（以下「災害時等」という。）、甲単独では対応が困難な場合に、当該災害等により発生した廃棄物（以下「災害等廃棄物」という。）及び家庭から排出される生活ごみ（以下「生活ごみ」という。）の収集・運搬等に関し、甲が乙に支援を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

(支援の要請)

第2条 甲は、災害時等において、乙に対し次に掲げる事項について、支援を要請するものとする。

- (1) 災害等廃棄物及び生活ごみの収集・運搬等に必要な人員や車両、資機材の提供
- (2) 災害等廃棄物及び生活ごみの収集・運搬等に関する技術的助言
- (3) 前2号に伴い必要となる事項

2 甲は、乙に対し前項の要請を行うときは、次に掲げる事項を文書により通知するものとする。ただし、文書により難い場合には、口頭により通知し、後に速やかに文書で通知するものとする。

- (1) 廃棄物の排出状況等
- (2) 災害等廃棄物及び生活ごみ処理の場所
- (3) 災害等廃棄物及び生活ごみ処理の内容
- (4) 災害等廃棄物及び生活ごみ処理の期間
- (5) その他必要な事項

(支援の内容)

第3条 乙は、甲から前条第1項の要請を受けたときは、必要な人員、車両及び資機材を調達し、甲が実施する災害等廃棄物及び生活ごみの処理を可能な限り支援するものとする。

2 乙が提供する人員は、甲の指示に従うものとする。

(情報の提供)

第4条 甲は、円滑な支援が得られるよう、市内の被災の状況、復旧の状況その他必要な情報を乙に提供するものとする。

2 乙は、人員や車両、資機材などの実行可能な支援内容を甲に報告するものとする。

(実施の報告)

第5条 乙は、支援が終了したときは、次の各号に掲げる事項を文書で甲に報告するものとする。

- (1) 支援した場所
- (2) 支援内容
- (3) 支援期間
- (4) その他必要な事項

(費用の負担)

第6条 乙が第2条第1項の要請による支援に要した費用の負担については、適正な価格を基準として、甲と乙が協議の上、決定するものとする。

(連絡の窓口)

第7条 この協定の実施に関する連絡の窓口は、別表のとおりとする。

(事故の補償)

第8条 乙が第2条第1項の要請による支援において発生した事故の補償については、甲と乙で協議するものとする。

(協議)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙署名の上、各自1通を保有する。

令和4年7月14日

甲 倉敷市
市長 (自筆署名)

乙 倉敷一般廃棄物収集運搬業連絡協議会
会長 (自筆署名)

別表

甲	倉敷市環境リサイクル局 リサイクル推進部 一般廃棄物対策課長
乙	倉敷一般廃棄物収集運搬業連絡協議会 会長